國際經濟研究

年 報

第 11 號



神戶大學 經濟經營研究所 1961

國際經濟研究

11



神戶大學經濟經營研究所

ı	4	,

尝	:		i		中小企業近代化講演会 要旨
10%					貿易自由化「シンポジュウム」要旨
					経済経営研究所公開学術講演会
th!	潤		島		貿易支出曲線とその経済的意義中
=	=	彦		野	単純商品生産経済における貿易利益の分析片
<u>-</u> 9	雄	久	富	田	ケアンクロスの所説について 国際 貿易 と 経済発展
生	寬	正		田	──その系譜的考察 ⑴ ── 国際通貨準備理論研究序説藤
莞	督	泰		本	戦前における普通船員職業紹介機構山
宅	治	誠	木	Ħ	本邦近代海運史研究の一方法論佐
_	郎	次	銀	田	港湾の経営とその財政問題柴
					目次

港湾の経営とその財政問題

田銀次郎

柴

部分は私経営にこれを委ねられている。この詳細を一覧表に納めたものが第1表である。 施設の運営だけであって、その他の重要行政は悉く国の出先機関が常時とれを執行しており、 は経営の一部を所管しているに過ぎない。すなわち、港湾法による港湾管理者は地方公共団体又は港務局 上の一切の責任を負う統轄機関というものがなく、たとえ港湾法において管理者の定めがあったとしても、これ 的に組織され実施されている港は少ない。外国の例は別の機会に譲り、わが国だけについても重要港湾には経営 見ることのできない複雑極まる形態をとっているところさえある。行政、管理、運営の経営三部門において系統 ト・オーソリチー)であるけれども、実際上はここにいう管理者の役割は、 世界における港湾の経営形態は国により港によって悉く異っており、港によっては他の行政組織や私経営には 港の開発と所有施設および委託管理 又直接の運営の大 (ポー

このような港湾経営上の錯綜はその設立の沿革から起ったことであって、開港以来重要港湾の行政は国の仕事

第1表 わが国重要港湾における主要行政機関

			. —						·			
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	行
通	食	植	動	食品	検	港	海	港入 出国	税	海	は地 管方	政
商産	糧事	物防	物検	食品衛生	疫		上保	張管 所理		運	理公組共	機
業	務	疫	疫	監視	X		安	事		~	合団	関
局	所	所	所	員	所	長	部	務所	関	局	体 又	
通	同	同	農	同	厚	運	運	法	大	運		所
商産業省			林		生	輸	輸	務	蔵	輸		
業 省	右	右	省	右	省	省	省	省	省	省		管
輸易外		植	家	輸食	 検	港	水 海船海 路,	出	易外関	船倉海港	港地	
輸易外 出管国 出理為	糧	物	家畜伝	出品	-		業上舶上	入	管国 _税 理為	船舶法船舶 安原上運送法 水船 選送 法 水	方	主
人法替 及	管	防	染病	検衛	疫	則	務衝 法突安 水子	国管	法替法及。	船果送埋 舶法法送	湾自	主要関係法令
取らり外国	理	疫	予	査生			雅予全庁 救防	理	外報	安船水事 全員先業	治	法会
法 貿	法	法	防法	法法	所	法	護法法法 法	令	-	全貝元来 法法法法	法法	1-
外国為替の管理、輸出保険制出入の増進、改善調整			検査 検査 検査 長肉、毛等の検疫並び	輸出入食品の検査	入港船の検疫、伝染病の侵入防止 の関係を表現した。	港則事務		他 上陸外国人に対する出入国管理事務、寄港	保税地域、保税上屋、保税工場、税関統計等徴収、外航船舶、旅客旅具、外国郵便物等の取輸出入貨物の通関及び取締り、関税及びトン税	員水先人関係事務、船舶の建造及び検査等港湾運送、海上運送及び倉庫業等の発達改善調整、船	港湾の開発及び管理運営	所管所掌事項の概要

ř	巻湾の	経営と	その	財政問	題								
軍が	って	港湾法	港湾法	から	行政	永らく国	とし	20	19	18	17	16	15
が撤退してからは再び中央集権	いるのであるけれども、	法の規定は港湾の管	法が定められてからである。	始まる。すなわち、	の民主化を目指し	の統轄の下	て発足し、税関が行政	市消防局港消防署	警察署	地方労働委員会	公共職業安定所 労働基準監督署	鉄道管理局	陸運事務所
び中央	ども、	理を	らであ	中	て国家	に各独立	行政の		警	同	労	日本国	同
集権へ	又、立法	全面的		·央集権を	事終	一機関の行	中核と	市	察庁	右	働省	本国有鉄道	右
への歩みを戻し、	法の初期は実質的に	に港務局の	地方委譲が急	緩和しては	の再配分を行い、	政が円	の中核となって、	消	警刑事	労働関	職緊労業会働	日本国	道路
戻 し、	は実質	又は地	譲が徹底的	地方分権	行い、	滑に調	他の国	防	察訴	係調	安業基	有鉄	運
既存の日	的にも	方公共団	に行わ	に	地方に即	整執行	[家機関]	法	法法	整法	定対準 定策準 法法法	道法	送法
既存の国の出先機関の活動をそれぞれの分野において従前以	も全権を委譲する意図があったのであるけれども、進駐	団体に委ね、国は単にこれを監督するという立場をと	に行われたとすれば又この錯綜は避けられたかも知れない。	歩踏み出したときに、この線に沿う立法の一環として	即した行政を地方公共団体に国から委譲せしめたとき	されていた。行政上の錯綜は進駐軍の撤退直前に国家	国家機関がそれぞれの部局を担任し、このため今次大戦までは	港湾区域内消防(船内を含む)	事務を除く)	港湾労働者の労働調整	労働者、失業者のあつ旋港湾労働者の労働条件監督	臨港鉄道の管理運営	道路運送

14 13

陸 電 波

省 省

運 電 波

送

事

業 理

法 法

陸運

管 運

理

局 局

郵 運 輸 政

管

無線電信電話の管理

上に強化して来ており、その上に新に設けられた港湾管理者がこれに加わって、港湾行政は愈々複雑を極めるに

おいて港湾経営に当っており、これを統轄する最高機関もなければ、各分野の活動を調節する特別の機関もない。 の許可指令が衝突することは決して稀れではない。すなわち、現在は各管理、 岸離岸指令事務と保安事務とであって、その許可および指令は港湾管理者と運輸省所属の港長とにあって、二つ 至った。甚だしいことには運営の上においても重複競合している場合さえある。その最も著しい例は、 運営の諸機関は各々平等の比重に 船舶の着

競争となる事業を営むことは禁ぜられている。 びその運用と海員・港湾労働者に対する福利厚生施設の設置・運営とである。但し、私企業の活動に干渉したり、 港湾管理者に負わされた任務は、港湾法により港湾区域と管理者が管理する港湾施設の建設・維持・改良およ

問題の起る都度関係機関が協議してこれを解決するという方式を採っているのみである。

_

港湾の財政は実にかかる組織の上に成立している。港湾経営を裏付ける経費は、

他の経営体と同じく経常費と

臨時費とに分たれる。 めるところであり、(第二十九条)、この限りにおいては世界の大港は概ね収支のバランスを得るか、若しくは多 臨時費は建設工事費、大修繕・大改善に要する工事費、その他の臨時事業費がこれである。 手数料、地代、家賃その他の受益者に対する賦課によって賄うのが通常であり、且つこれが港湾法の定 経常費は港湾およびその施設の常時運営および維持のために要する諸費並びに人件費であ 経常費は施設の

少とも余剰を出している。

問題は臨時費にある。臨時費も上述の経常収入をもって直ちに支弁し得る程度である

ならば問題はない。 しかし、 この程度を超える工事となると管理者が臨時別途の収入を計画しなければならなく

得たとしても標準償還期間の二十年以内に完済するためには相当額の年賦を毎年準備しなければならず、港湾財 同じである。 費の一部を負担することも又当然である。 然であり、 外民間の業者が受益するのであるから一定の使用料等を賦課して建設費の一部を受益者に負担せしめることも当 れ国家的な、 政にとって大なる負担となる。地方公共団体がその分担額を支弁するに困難を感じるようなかかる工事は、 に途がない。 地方公共団体の一般会計から即時にこれを決済することは殆ど不可能であって、公債によってこれを賄うより外 公共団体から離れた港務局(ポート・オーソリチー、港庁と訳する方が適当であろう)が管理者となった場合も を分担することが合理的である。このことは、 請が強いときにはその逆のこともある。 の割合は原則として折半である(第四十二条)。 この種の事業費は重要港湾については港湾法によって、 管理者の施設に対する希望が強いときには管理者負担は原則の十分の五を超えることがあるし、 かつこの建設によって一般市民も直間接に利するところがあり得るのであるから地方公共団体も建設 只 乃至は国際的な建設事業であるから、 しかし、この地方債も国の財政政策の上から一定のワクがあり、又、たとえ募集額が国から許可を 問題はこの分担割合にある。 この比率の如何にかかわらず、大工事ともなれば絶対額は莫大に上り、 すなわち、建設費は国税と地方税と受益者負担との三者によってこれ 現在わが国ではまだ洞海港以外には実現していないけれども地方 しかし、 国がこれを負担することは当然であり、又、この建設後は内 事業の規模が特に大きいときには必ずしもこの割合に 国と港湾管理者とが分担することになっている。 国の要 ()

÷

管理運営を全面的に地方公共団体に委ねているのと同じことである。異るところは後者は多くはその地方だけに 地方公共団体自体との関係に等しく、道路、学校等の建設・維持にその全部又は一部を国費で賄い、しかもその 管理者に港の管理を全面的に委ねるのでなければ、行政上の秩序を維持する所以とはならない。これは恰も国と ら国民の利益擁護を目標として管理者を監督し又は管理者自体に干渉することはあっても、国法を以って定めた て管理行政に加担し干渉する権能をもつということにはならないということである。国はその本来の機能の上か ここに注意を喚起したいことは、国が建設費の一部を負担するということは、直ちに、国が管理者を差し措い

=

港湾経営を本来的に支持している財源は、受益者から徴収する諸施設の使用料、

入港料、

諸サービス等と、管

の管理が国民の利益に反していないかを監督し、又は援助する以上に出ずべきではない。

前者は多分に国民全般に関する行政である点である。国は国費が至当に使用されているか、又、そ

地代の形で収入が多い。又、入港料の如きは海外の港では徴収しているところがあるが、わが国にはその例がな 上屋が多く存在する港にあってはその使用料が大なる部分を占めており、民間会社所有のものが多くあるときは る。ここではこれらを総括して港湾使用料と名付けておく。このうち、如何なる項目が実施されており、如何な 理者所有の土地、建物に対する地代、家賃等、受益者側から見た所謂「港費」(Port charge) が主たるものであ る項目が重要性をもっているかは、各港の施設のあり方によって著しく異っている。例えば、 管理者所有の倉庫、

ここでは例を神戸港にとって分析して見よう。何となれば、神戸港はわが国の最重要港であるばかりでなく、

その行政上、 経済上における性格はわが国港湾の典型と目されるからである。

四突堤まで)に始まる。これより第二期工事(第五突堤、大正八年乃至昭和十二年)、その追加工事 昭和十二年乃至十六年)、更に終戦後の復旧工事、 神戸港が近代的な港湾としての施設を持つに至ったのは、明治四十年起工の第一期築港工事 昭和二十三年以降第七突堤工事を経て現在に至っている。最近 (第一突堤から第 (第六突堤、

は第八突堤および摩耶埠頭に着手している。

なわち、国が六三%、神戸市が三七%を分担したことになる。又、終戦後市が管理者になるまでの工事は、 計からこれを支出していた。すなわち、 有に属し、国がこれを経営するのは当然と考えられた。しかし、実際にはこれら国有施設の管理は神戸市に委托 から、建設費は当然に国庫負担が主であり、地元負担は補助的のものであって、従って完成された施設は国の るから、本来ならば全部を国庫負担とすべき性質のものであった。殊に当時はまだ港湾経営は国の事務であった 九五%という大部分を負担していることになるけれども、これらの工事は当時の進駐軍の要請に基づくものであ 一五二、四二七、一六二円であって、国が一四五、五三五、八一九円、市が六、八九一、三四三円であり、 四三円であって、内国庫負担が四六、三三九、九七一円、神戸市負担が二六、七〇三、一七二円であった。す 右のうち、 市は施設の使用料等を受益者から徴収して港湾管理の経費の一部に当て、 戦前に行った工事、すなわち第一期、第二期および第二期追加工事の工事費の総額七三、○四三、 市が部局として港湾部を設け毎年度予算を設けて管理事務を処理してい 管理費の大部分は市の 国が

膨脹したのは寧ろ国

第2表 昭和24年度神戸市港湾関係予算額

神戸市港湾部調

歳	入	歳	出
使用料及び手数料	45,807,095 円	港湾及び運河費	138, 472, 997
使 用 料	45, 807, 085	港 務 費	1, 585, 601
港湾及び運河 施 設 使 用 料	28, 033, 955	管 理 費	3, 413, 336
港湾厚生施設 使用料	791, 250	維 持 費	4, 360, 927
船舶給水使用料	16, 981, 880	水上児童寮費	1, 524, 108
手 数 料 督促手数料	10	海員会館費	344, 674
国庫支出金	37, 515, 541	船舶給水所費	6, 034, 728
港湾事業費	37, 214, 600	都賀川西部海面埋立費	18, 794, 369
国庫分配金	300, 941	港湾諸費	4, 325, 400
県 支 出 金 土 木 費 補 助	300,000	神戸港整備費	11, 275, 031
寄 付 金 土 木 寄 付	1,000,000	海員会館建設費	2, 791, 917
雑 収 入	5, 997, 117	神戸港修築費	45, 869, 064
不用品売却代	1,000	神戸港陸上	27, 991, 108
過年度収入	1,655,680	神戸港維持補修費	7, 162, 734
其他償還金	72	作 業 船 費	3,000,000
受託工事費受入	61,000		
海員会館其他 補 償 受 入	617,076		
雑 入	3, 662, 289		
歳入合計	90, 619, 753	歳出合計	138, 472, 997

(註) 一般人件費を含まず。

第3表 昭和34年度神戸港港湾収支決算額 神戸市港湾総局管理部調

	歳入	歳出	過△不足
一般港湾費	千円 728,016	千円 746,991	千円 △ 18,975
厚生施設費	19, 997	46, 669	△ 26, 172
上屋荷役機械費	256, 984	210, 333	46,651
引船事業費	89, 100	120, 289	△ 31,189
船舶給水費	69, 572	77, 753	△ 8, 181
計	1, 163, 669	1, 201, 535	△ 37,866

とを知る。

但し、

これら使用料のうち国有施設に係わるも

のについて

歳出には、翌年度繰越事業所要財源を加算した。 注 不足額は市一般会計より補給。人件費を含む。

第4表 港湾使用料内訳

(34年度実績)

千円 104, 112 けい船岸壁 けい船浮標 9, 114 場 9,889 揚 物 156,025 上 屋 6,571 役 機 械 12,858 野積場貯木場 6,927 域 占 用 水 そ 他 4,860 0 土 地 100, 260 19,465 曳 船 68,885 船 舶 給 水 生 施 設 9, 267 厚 合 計 508, 233

注 上屋使用料は,本年度は貿 易の異常な伸びによつて平 年度より30%方多い。

理者の 以上述べたように、 みの建設になるものとの三種類がある。 港の諸施設に は 歴 史的 に見ると国の建設 国 になるもの、 国と管理者との共同建設になるも

たということであろう。

市

右のうち、 の建設および共同建設になるものであって、 現に

玉 の機関が使用しているものを除く以外の営造物の使用に対しては、

における港湾使用料の財源上の地位は第3表、 この収入を以って港湾の常時運営費の主要財源となしてい 受益者に使用料を課し、 れらの表により、 財 源 これを管理者の収入となしている。 の約五〇%は使用料によっ 第4表の通りである。 て賄わ れているこ 管理者 が主体となり、 国 は 市 Ö 直 |接の後楯となり、 県は特殊事 務以外には従来のように国 の代行を一 切行わなくな

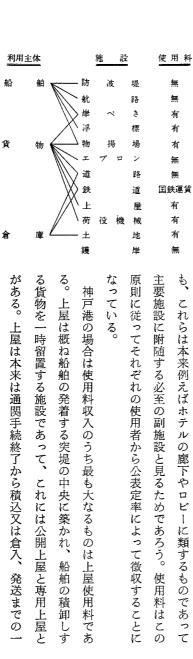
9

は管理者は割合に応じて国庫へ納付することになっているから、その分だけ歳出入両側に含まれている。その最

も大きい項目は土地である。すなわち、管理者は国有地の地代を国に支払っていることになる。

収している施設もあれば然らざる施設もある。今、施設とその利用主体と使用料の有無を示すと上のようになる。 にこれを徴収するという方針をとっている。而して、受益者の存在する港湾施設は多々あるけれども、使用料を徴 現在、わが国における使用料の設定は個別的であって、個々の施設毎に使用料率を定め使用の都度又は毎期毎

右のうち、使用料を徴収しない施設は運営上の伝統にもよるけれど



的に専用を許しているのが現実である。しかし、専用上屋を転貸しすることは管理者の利益を害するものとして

常時専用する必要がある程に多量の貨物を取扱う業者には習慣的に部分

旅客における待合室の如きものであって、従って

時留置場所として、

総べて公開であるべきであるけれども、

10

課される。

定められている。

尚

接岸せずに水域にあって浮標に繋船する場合には浮標使用料が船舶の総トン数に対して賦

許さるべきではない。右に述べた上屋本来の性格からいって、 については無料期間が無い代りに使用料は低率である。又、上屋を専用する場合には一平方メートル毎に月極 は無料蔵置が許されており、三日を超えると日数によって累進科率の使用料(寧ろ搬出遅延料) 、神戸港は四 |十五日||トンにつき四円、十六||三十日八円、三十||日以上十六円)。 輸出入貨物に対しては上屋へ搬入してから三日間 内国貿易地帯にある上屋 を徴収さ れ る

の専用使用料を徴収される。これは上屋によって異るけれども平均月八十円程度である。

円となっている。専用使用の場合も地域によって異るけれども上屋の四分の一以下である。 著しく低いということである。すなわち、一時使用十五日まで一平方メートルにつき一日六十銭、十六日以上一 矢張り使用料が課される。 上屋と同じ機能を持ち、 多くは内国貿易貨物であって、上屋と異るところは無料期間の特典がなく、 しかも無蓋の仮置場に野積場と貯木場とがあり、 ここに野積みされる貨物に対 使用料 しては

ては世界共通に重要項目となっている。 定めている。 れるものであって、着岸・繋留・接船地水面の使用に対する賦課であり、 に岸壁を使用した場合には、 この場合には積卸貨物に対する使用料は含まれていない。しかし、 その貨物に対してのみ使用料を課し、 船舶に対して課する岸壁使用料は主として外国貿易船乃至は汽船に課さ 積卸貨物の重量又は容量一ト 総トン数一トンにつき時間毎に料率を 機帆船、 艀等で貨物の積卸の ン毎に料率が

上屋に次いで収入の多いのは岸壁使用料である。これは船舶と積卸貨物とに課される料金であって、

港費とし

岸壁使用料に次ぐ大なる項目は土地使用料であって、 港内には国有および管理者所有の土地があり、 これをそ

を参酌して定められているが、 が定められている。この使用料は厳密には海岸保全区域占用料といっている。 分区における構築物の規制に関する条例」の二つの市条例によるものであり、工作物を八種に分けてその使用料 の儘の状態で使用し、 この法的関係は海岸法に基づく「海岸保全区域の占用等に関する規則」および「神戸港の臨港地区内 又はこの上もしくは下に何等かの工作物を築造するときは定率の地代を支払わなければな 概ね市街地よりは著しく低いのが普通である。又、土地のみならず水域を船の長 この占用料率は一般市街地の地代

しない。又、 に対しては管理者の認可を得ているだけであって、港内で営業をなしているという事実に対する賦課は全く存在 間会社が使用料を徴収し、 ついてのみ一定の使用料が課される。港内には私有のこれら機械類が数多働いているけれども、 利用の激しい施設は荷役機械類および艀、曳船等であるけれども、これは勿論管理者所有管理下にあるものに 市とこれら民間会社とは直接には法人市民税のみしか関係がなく、 或は荷主等依頼者からとれを荷役料の中に込めて取立てている。民間会社は港内営業 事業税は県税として県の収入と これらは或は民

は主要港域には設けられず、主として運河その他出入の激しくない水域に設けられる。

期停泊を目的に占用しようとするときは、水域占用料が日数および船型に応じて徴収される。

しかし、占用水域

は附近に寄航し通過する船舶は概ね神戸市の水道から給水を受けている。 船舶給水料の比較的に多いのは神戸港の特徴であって、 水質が世界的に特に純良であるという理由で神戸港又

なっている。

この使用に対しても或る程度の使用料をとっているけれども、これはその維持費の一部を補い、又は受益の公平 以上の諸使用料の外に、 海員、 港湾労務者等に対する休憩所、 宿泊所、医療、家族収容所等の厚生施設があり、

を期することが目的であって、従って港湾運営上の財源と考えることはできない。

なる。 能率が高い機械類その他の施設はかくして始めて設備されることとなる。海外の港によっては個々に使用料を定 かくして始めて諸施設の均衡のとれた整備が成されるのであって、建設費に比較して使用料収入が少く、しかも いるようであるけれども、本来は全使用料収入は総括して総費一般に充当するように考え方を替える必要がある。 以上がわが国港湾の経常収入の主たるものであって、港湾管理者がその経営上の経費に充当する主たる財源と 多くの管理者は個々の施設につき使用料を以って当該施設の運営費を賄い得るよう原価計算的に努力して

であろう。現実には、いずこの重要港湾もこの経営支出(但し不動産および公債の毎期償却又は償還費を除く) めずに入港する船舶および積卸貨物に一般的な総合港費を課する制度のところもある位である。 して公企業体に移行するとするならば、経営並びに臨時の経費は大部分をこの使用料収入を以って財源とすべき 独立港庁(港湾法でいう港務局)を組織し、乃至は市の交通局の如くに港湾経営に対し独立採算を要求

爾後処理に係っている。

は概ね使用料収入を以ってバランスされている。問題は前述の如くに臨時の建設費又は施設改良費の財源とその

四

その財源には非常な苦心を必要とする。最適の例として神戸港の場合をとって見よう。 港湾の建設は、大は港湾の創設事業から小は建物道路等の工事に至るまで、いずれも莫大な経費が要求され、

神戸港は戦後外国貿易の著しい発展に伴い、第六―第八突堤を完成し、更に船舶の大型化と貨物取扱量

の急激

額を年賦償還として計算すると、一ケ年の元利償還額は七億四千四百万円となる。この金額は神戸港歳入総額の 比率は国庫負担が四十七億五千二百万円、管理者負担が七十三億一千四百万円、 画は海面を埋め立てて延長八八○メートルの突堤一本、七二○メートルの突堤一本、合せてバース八で、 後年七%の利率を以って二十ケ年償還ということに定められている。現金納付の詳細が未定であるため、仮に全 者が六〇・六%の負担を以って工事を行うことになっている。 も最新式の上屋と荷役設備とを持つものである。総工費百二十億六千六百万円であって、国の直轄工事となって その負担額のうち十億円程度は現金を以って国に納付し、あと大部分の残額は公債により三ケ年据置、 国では特別会計を設定して経理され、管理者には直轄債が割当てられる形で負担となっている。この割当 経費の詳細は第5表に掲げてある。 すなわち国が三九 管理者である ·四% いずれ 管理 爾

管理体自らこれを賄うことは無理である。 神戸港のこの例は最も著しい場合であって、 他の港においても施設拡充計画を樹てたとするといずれも神戸港

又は償還期間を二倍程度に拡張するか、然らざれば使用料を著しく高めるのでなければ、

使用料総収入の約一四〇%に当って到底原価償却のような取扱いは不可能である。

市の一般財政に頼るか、

六○%を超える巨額に相当し、

委托されているに過ぎないのである。他の事業と異り、地方公共団体の事業に対して国がこれを補助するという 元負担を要求していた慣習によることが最大の理由である。管理者たる地方公共団体は国有財産の管理を国から 要港湾の建設事業は国の事業であり、かつ完成された施設は国有財産となる事情にありながらも、 と大同小異の困難に遭遇する事情にある。 全額を国庫負担にできないわけは、 管理者設定以前は前述のように なお巨額の

昭和三十四年から四ケ年計画を以って着工した。その

な増加とを予想して、東部に摩耶埠頭の建設を計画し、

第5表 摩耶埠頭建設費予算

神戸市港湾総局管理部調 単位 千円

	崩	來(■	事	業	費
	位	数 量	総 費	国 費	市費
浚 渫(-10m)	m³	300,000	192, 124	192, 124	0
第 5 防波堤	m	500	519, 665	519, 665	0
第 4 防波堤	"	200	82, 620	82,620	0
岸 壁(-12m)	"	880	1, 277, 870	920, 902	306, 968
岸 壁(-10m)	"	720	887,040	665, 280	221,760
物揚場 (-4m)	"	250	156, 700	117, 524	39, 176
" (")	"	720	333,030	249, 772	83, 258
取付護岸	"	170	171, 590	128, 692	42, 898
埠 頭 護 岸	"	320	407,820	305, 865	101,955
連絡橋梁	式	1	809, 807	607, 355	202, 452
連絡橋取付道路護岸	m	431	155, 490	116, 617	38, 873
高架道路	m^2	9, 100	229, 040	114, 520	114, 520
臨 港 鉄 道	m	10, 760	458,000	229,000	229,000
臨 港 道 路	m²	73,000	583, 140	291, 570	291,570
荷役機械	基	24	600,000	0	600,000
上 屋	m²	114,000	1, 938, 000	0	1, 938, 000
埋立	m³	4, 514, 000	2, 191, 114	0	2, 191, 114
物 揚 場	m	606	280, 300	210, 225	70,075
埋立	m²	173,600	842, 654	0	842,654
計			12,066,004	4,751,731	7, 314, 273

事業形態とは全然異る意義のものであって、 国家の地方全体に対する財政援助策の公平ということが基盤となっているのであろう。 港湾建設事業は丁度この逆の形態になっているわけである。すなわ

五

あろう。そうすると、(一) 標準五〇%の管理者負担を何等かの方法で緩和する措置をとるか(例えば具体的に管 は国家管理にまで逆行する可能性があるので、自治意識の高い地方公共団体は自存の立場から好まないところで 理は重要港湾の重要建設に関する限り歴史的にもなかったし、又、今後あり得るとしても国の干渉が強化され或 時的に解決されるかも知れないけれども、港湾法に基づく限りこの処置は生れて来ないばかりでなく、 を絶対に免れないであろう。この解決が管理母体である市財政又は県財政の内部において処理できる範囲の負担 であろう。そして、この事業費を国と地元とが共担するという原則が貫ぬかれている限り、 事完備して最早拡充の必要がない港があったとしても、いつかは巨額の修繕改良費を必要とする時期が到来する この港湾においても何時かは施設拡充整備を行わなければならない事情にあることは明確である。 組織する港務局の自主管理に移された現在においては、 以上述べた港湾の財政事情は、港湾法によって管理者が設定されて地方公共団体自ら又は港湾関係者を以って まだ問題は簡単である。しかし、市としても港湾行政だけについて毎年五億十億の元利償還を行うとい 現在の日本の都市財政規模では甚だ困難である。この解決として全額国庫負担とすれば資金的には一 港湾の経営形態について多くの問題を生ぜしめる。いず 管理者は巨額の負担 たとえ既に万 かかる処

理者負担率を軽減すること)、又は(二)財源増加を計るか、もしくはこの二つの措置を併用するかしなければな

例としては、

の第二総会において、

負担額の軽減を市又は府県の一般財政から補う方法で行うであろうし、又は国と交渉して負担率を軽減して貰う 第一の対策は、 地方公共団体が港湾管理者になっており、 かつ準独立会計の経営形態をとっている場合には、

らない。

方法が講ぜられるであろう。 臨時を含めて収支の不足を告げたときは、その額だけ一括して一般会計から補助を受けることになっているけれ ことにも困難がある。 には、少しく大きい事業ともなれば地方公共団体からの補助にも困難があろうし、 記第二の対策を考える必要が生じる。況んや経営を出資によって賄う港務局が管理者として設立されている場合 現在重要港湾は特別会計として市の一般会計から一応別に経理されている。そして、経常、 しかし、このいずれの軽減にも限度があって、この限度を超えた部分については上 又第一に自ら公債を発行する

得るためには、 そこで問題は、港湾経営をして市の交通、水道等のように、又は公社、公団のように独立採算の経営体となし 根幹財源である使用料をこれに適合するように定めなければならない。このことは海外殊にアメ

ども、これが又事業計画を著しく制約することになっていることも当然である。

もその形態をポート・オーソリチーに求め、 態を独立企業体としてから、その後に設置された数多くの自由港についても勿論のこと、従来ある港湾につい 独立採算制が原則であるべきことを強調して来ている。その最近の

リカでは最も普通の観念であって、一九三六年一月ニューヨークに設置された自由港(外国貿易地帯)

国際経済社会委員会」(Inter-American Economic & 一九五九年六月二十二日から五日間南米ウルグァイ国のモンテヴィデオで開催された Social Council of Organization of American States) 「米州機構の

自治港庁の設置を決議している。(Resolution on Establishment of Autonomous Port 17

Authorities)その中の決議事項に次のような条項がある。

which use the port.) and economy the users of the terminal, that is the consignees, shippers, passengers and the vessels および船舶に奉仕することにある。(The mission of the Port Authority should be to serve with efficiency 港庁の使命は能率性と経済性とをもってターミナルの利用者すなわち港を利用する荷受人、荷送人、

二、港庁は独立採算たるべきである。(The Port Authority would be self-supporting.)

三、港庁は独立採算を達し得るように使用料率およびその他の賦課を定め能率的に運営さるべきである。

設もそのまま地方公共団体の設立した管理者に委せることとなったのであるから、その経営形態についても、従 ある。しかし、現在は港湾法により港務局制度が正規の港湾経営形態として認められ、又、国の建設した港湾施 湾は国の営造物であるという観念が深く植えつけられていたため、従来採算を超越して港湾経営が行われていた のである。 の港湾経営にその儘に当て嵌めることが如何に困難であるかは既述の実態によって明白であろう。わが国では港 ある。このためにはその財源をこの方針に適合するように設定さるべきものと決議している。この趣旨をわが国 self-supporting.) (The Port Authority would make its tariffs and other charges to enable it, operating efficiently, to be すなわち、港湾は独立採算を旨とする公共企業体である港庁によって経営さるべきことを要請しているわけで 換言すれば、港湾は国民経済の一施設とは考えずに、国家行政の一対象としてこれを見ていたわけで

って又財政的地位についても、

自治の体制を整えることは世界的規準に倣う所以である。尤も、重要港湾におけ

現実には、

経済に寄与すべき当然の措置である。従って、国費の投入を理由として直ちに国家官僚が港湾経営にまで携わ ことは真の民主政治に反することであって、国は国としての機能の上から一般的監督行政だけに携わるべきであ る建設事業に国費を注入することは、 恰も地方を貫く国道の建設と同じように当然のことであって、 国家が国民

る。

出入の均衡を計らしめる必要がある。 しかし、 をして世界的規準に則らしめる上から必至のことであろう。兹に、港湾の諸使用料を合理的な線まで引上げて歳 担額の処置に悩んでいる。 現実の問題としては、 国際施設でもある重要商港をして独立採算の公共企業の形態にできるだけ近づける努力は、 港湾建設費の大部分は管理者の負担となっている。 この状態の下に港湾経営をして独立採算の体制に移すことは勿論出来ない しかも、管理者の母体である市は負 わが国の港 相談である。

使用料が具体的に如何なる程度で輸出入商品の販路に影響するかということは、 用料は凡そこの中間において定められなければならない。 る。その二は施設費と施設運営費とをカバーできる限度を下るときは、 であって、使用料が高いときには輸出入商品のコスト高を招来し、又業者の取引採算を困難ならしめることであ 使用料の最高を制する一線は結局各輸出入商品コストの負担能力ということに帰するであろう。 港湾経営の基礎を揺がすこととなる。使 殆ど予め知ることができない。 しか

先ず、港湾使用料は上下を制する二つの条件が考慮されて定めらるべきである。その一は経済政策的見地

19

商品価格を左右するほどにその重要要素を構成しているとは考えられていない。すなわち、無視しても差支えな

過去においても現在においても港湾使用料を商品売買のときにコストに含ましめてはいるけれども、

	K	分	神	戸	シ	ア	トル	サン	ンシ	フラスコ	ロスア	ンゼルス	p;	ノグ	ピーチ
繋24	1,000総 3,000	トンの船舶		1,500円 4,500			3,780円 9,460			3,500円 9,000		5,680円 11,340			4,500円 9,000
繁24 船間) 料	7,000 10,000	"		10, 500 15, 000			17,020 22,680			18,000 24,750		22, 500 30, 960			18,000 24,750
埠頭	料(一般貨	(物)1トン	ナ	シ			252			252		288			252
埠(輸出入	共通	輸	出	輸入	輸	出	輸入	輸出	輸入	輸	出	輸入
埠頭滞貨料(一般貨物)一(外国は上屋野積同率)	滞貨期間 " " "	期 間 5日の貨物 10日 " 15日 " 20日 " 25日 " 30日 "	(上屋使用料	学) 3日 8円 28 48 88 128 168	1	10日 0円 0 54 08 72 16	10日 0円 0 90 216 342 468	1 3 5	10日 0円 0 108 324 540	7日 0円 108 324 540 756 972	10 F 0F 0 126 378 630 882			1	7日 0円 117 351 585 819 1,053
トン					注						-	<u> </u> 推定される			
上	屋保管料	1トン	t	シ	1 100 貨物	月 O ト: 勿は別	月 216	日保 月保	管 1 管	イム満了 円 日 21.60 音料288円 度料670円		ロイム満了 円 25.20	フリ・ 後 1		イム満了 円 23.40

凡そ〇・〇一八である。これを各類別に見ても、

思われない程度である。その一例としてアメリカ諸港と神戸港 11 程度にしか考えられていない。殊に、 日本の港湾使用料は世界的に最も低く、全く採算を度外視した率としか (他港も略同じ)との二三の使用料を比較して見

(第6表)

留されているときに支払うあらゆる賦課金のうち関税を除く全部を含んでいる。 事する業者の収入となるもので占められており、いわば貨物が港へ船舶により、又は陸地から入り、且つ港に滞 ろう。又、これと比較すべき港湾使用料は単に管理者の収入となるものだけでなく、寧ろ大部分は港湾事業に従 四年一年間において神戸港内にある営業倉庫に庫入された商品の大分類による一トン当りの価格である。但し、 の例外を除いてその価格は略々安定しているから、これと港湾使用料とを比較することは決して不合理ではなか この分類下には相当に価格の開きのある商品が混入しているけれども、一ケ月乃至一年間を通じて見ると、 | 二 このような使用率の低率は各商品価額の中に含まれる使用料の割合を著しく低くしている。 (第8表) 第7表は昭 和三十

が出た。 は概ねの価格差が示されており、一年間の総平均として凡そ貨物の一トン当り単価は九○、三八七円という結果 て異っているがためであって、価格変動による部分は余り大きくはない。それでも平均的に見ると各類別の間に 第7表によると各類の商品単価は月により相当の開きがあるけれども、これは寧ろ倉入貨物の種類が月に これら貨物に対する港費すなわち港湾使用料は第七表により合計一、六五○円であるから、 よっ

に過ぎない。更に、各類十二カ月間を通じての最低は鉄・金属類原料の三月に当る一七、五四八円であるが、 ○六一である。又、最高単価は金属製品類の一八○、六二○円であって、これに対する港費は僅か○・○○九

単価の最低は肥料の二六、八七八円であるから、

港費はその○

第7表 神戸港営業倉庫庫入貨物の1屯当り平均単価

昭和34年1月~12月

			1	月	2	月	3	月	4	月	5	月	6	月	7	月	8	月	9	月	10	月	11	月	12	月	平	均
A*10	主食品	1	31,	円 948	37,	円 983	35	円 126	43,	円 477	36	円 , 022	34,	円 885	32,	丹 148	32,	円 204	32,	円 866	42,	円 251	39,	円 575	33,	円 879	36,	円 030
食料品	その他	4	54,	173	54,	823	56,	, 534	52,	939	40	, 763	60,	340	62,	637	58,	465	59,	527	50,	782	41,	729	50,	999	53,	643
繊維品	製品	1 1	71,	918	177,	166	166,	344	162,	505	160	, 310	159,	074	158,	421	163,	808	165,	002	175,	636	168,	653	173,	306	166,	845
科风不正口口	原料	ł	71,	091	65,	947	68,	, 990	78,	627	67	, 845	88,	119	96,	567	84,	423	90,	516	89,	186	78,	600	74,	350	79,	522
紙パ	ルプ		49,	028	44,	664	59,	. 836	54,	884	52	, 709	52,	369	48,	536	57,	056	50,	860	53,	805	52,	209	54,	099	52,	505
肥	料		31,	897	36,	933	28,	844	24,	170	25	, 032	23,	077	22,	394	20,	895	24,	746	26,	643	30,	150	27,	760	26,	878
鉄·金 属 類	原料	ł	65,	260	70,	466	17,	548	32,	176	47,	, 887	68,	591	102,	332	96,	292	62,	218	96,	352	99,	438	116,	445	72,	917
属類	製品	<u>.</u>	95,	374	146,	583	245,	835	272,	281		_	156,	754	119,	437	210,	083	211,	987	184,	704	184,	415	159,	365	180,	6 2 0
化 学	製品	1	42,	956	105,	647	89,	045	97,	630	109,	824	99,	001	133,	941	135,	738	128,	577	124,	925	113,	371	128,	389	117,	420
雑	品	1	23,	761	135,	813	136,	144	111,	106	114,	, 068	123,	918	118,	847	119,	230	100,	744	108,	009	127,	873	90,	341	117,	488
平	均		83,	741	87,	602	90,	425	92,	979	72,	718	86,	613	89,	526	97,	819	92,	704	95,	229	93,	601	90,	893	90,	387

(注) 本表は神戸海運局調による営業倉庫利用状況統計から算出した。(<u>各類当月入庫金額</u> = 単価)鉄・金属類製品の5月は極めて特殊な高価製品の入庫があったため,1トン当り平均単価が5,626,278円という結果を生じたので,これは例外として計算から除いた。

は恐らく鉄原料であったろうと思われる。 かく見て来ると、港費というものは輸出入貨物にとってはその負担力について殆ど問題とするに足りない これでさえも尚港費は単 価の〇・ ○九四であっ 割に満たな 程

第8表 船積関係主要料金

(神戸港・経岸荷役雑貨1トン当り)(註)

					CITY	15 /15/7			
	種			別		料	金	左のうち管 の徴収する	
	倉	入	. :	れ	料		140円		—円
	上	屋	保	管	料	10日保管と	仮定 220		28
貨	検		量		料		55		
物	倉	出		l	料	割増	140 42		_
関	横		持		料	日が日	105		
	突	堤		積	料		530		
係	船和	責貨物	加取打	及手数	 数料		250		
料	船	内	荷	役	料		168		
金	ファチャ	ナアヽ ィン*	ァン , ∮等	ウ	オッ	若	于		_
3124	通	月 (台	2括)	手	数料	(1回1,	500)		
			計			:	1,650		28
松金	水		先		料		5		_
船(貨 舶物	綱		取		料		2		
関ト	岸	壁	使	用	料		15		15
係ン	引		船		料		18		18
I	١		ン		税		20		_
料換	特	別	۲	ン	税		25		
金學			計				85		33
	合			計		(100%)	1,735円	(3.5%)	61円

(註) 本表は神戸市港湾総局管理部にて調査したもの。

管理者の徴収する上屋使用料は平均在庫日数が長いため、実績は 80円程度である。

船舶関係料金は下記の仮定のもとに算定した。

船舶総トン数(平均)……7,000トン

船舶純トン数(平均)……4,550トン

積 卸 貨 物(平均)……1,800トン

繫 留 日 数(平均)……2.5日

入出港とも曳船各1隻使用

のコストであって、特に価格の低い貨物を除いては相当の増率を計っても、その輸出入に障り又は業者の採算に

単純にするため、某定期船の公表確定料率によるサンフランシスコ向貨物三種類の一トン当り運賃を見ると、繊 五頁乃至二二一頁)、戦後についてもこの比率はさまで変っていないことをこれによって知った。それはさて措き、 及び保険料の割合は全貨物を通じて平均一割程度と見積ったことがあるが(外国貿易統計論、 が運賃として支払われる。戦前、 徴すると、その割合はそれぞれ○・○七七、○・一四七、○・○七四となっており、概ね貨物の原価の一割程度 表の各貨物の平均価格が繊維製品一六六、八四五円、雑貨一一七、四八八円、鉄鋼七二、九一七円であることに ○・○○五、鉄鋼○・○一五であって、これは一層に問題とはならない程度に低い。殊に、この海上運賃は第六 ○○ドル)である。従って、これら船舶収入運賃のうち港湾使用料の占める割合は、繊維製品○・○○六、雑貨 維製品一二、八七○円(三五・七五ドル)、雑貨一七、二八○円(四八・○○ドル)、鉄鋼五、四○○円(一五・ 船舶の収入は貨物運賃であるが、これは船舶により航路により貨物の種類により著しく異っている。今は問題を 均的な船舶の港湾活動である)その支払う港湾使用料は貨物量換算一トン当り合計八五円となる。とれに対する 悪影響を及ぼすほどのこともあるまいと考えられる。 一、八〇〇トンの貨物の積卸しのために平均二・五日間岸壁に繋留されて後に出港したとすると、(これが凡そ平 更に港費の船舶に対する影響を見ると、第8表後段の数字に見るように、七、〇〇〇トン級の船舶が港に入り 私は外国貿易統計について分析を行い、結果は輸出入貨物の原価に対する運賃 昭和十三年、

港湾使用料は船舶収入に比べて不当な位に僅少であることは否定できない事実である。

船舶を通じ港湾使用料の大部分は民間業者の収入となるものであり、港湾管理者の収入となる使

殊に、

24

しい影響を与えるものではないと断定することができる。 用料はその一部分に過ぎない。管理者収入となるべき港湾使用料の大幅引上げは、 貿易界にも業者にも決して著

六

長会は日本港湾都市協議会を組織してこれが調査に乗り出し、暫定解決案を作成して審議することになった。 以上述べた港湾財政の困難は、港湾をかかえる都市当局の共通して痛感するところであって、このため全国市

の概要は次の如き趣旨である。

現行トン税以外に入港料を設定する。

三 総合チャーヂとして新たに埠頭料を設け、 港湾建設費の負担については次の如き措置がとらるべきである。 上屋使用料、 荷役機機使用料その他の個別使用料に替える。

国庫負担率の引上げ措置を検討して早期完遂を期すべきこと。国費負担とともに地方負担の償還財源を総合的に策定すべきこと。

(-)

 (\Box)

(三) 五割以上を国費で負担することが妥当であること。 埠頭埋立費は全額が管理者負担になっているけれども、エプロン、 道路、 鉄道敷等の公共用地については

(四) に交付する制度について検討すべきこと。 関税の一部を以って港湾譲与税を設定し、 特定港湾施設整備事業債償還のための目的税として港湾管理者

現行制度では港湾事業債の償還期限は二〇年となっているが、 港湾施設の耐用性に鑑みこれを四○年に延

(五)

げることが、 料には尚引上げの余裕があると見られるから、港湾経営の財源としては不当に低い現行の港湾使用料を先ず引上 地方で決定できる問題であるためか、何等触れていないけれども、本稿で一応の調査を示したように、港湾使用 入を取扱った港に対して港湾譲与税が設けられることは決して不自然ではなく、又、国策からいっても矛盾する は当然である。たとえば、所得税について既に地方交付税が設けられていることに鑑みれば、関税についても輸 の二項目については一層に入念の研究を要すると思う。との要望事項の中には港湾使用料の引上げについては、 ものではない。しかし、前記事項を全面的に支持するにはなお十分な検討を必要とするであろう。殊に、一、二 湾法が施行されてから正に十年を経過した今日は、管理者の財源項目についても一大改革を行う必要があること ればその実現が望ましいことには違いない。現在の管理財源項目は管理者設定以前と殆ど異るものではなく、港 以上はいずれ中央政府当局に対する要望事項となるものであろうが、各項はいずれも港湾管理者の立場からす 現在の窮状を救済するためには本筋の措置であり、これと並行して建設費の管理者負担率の低減

(昭和三十五年十二月二十五日稿)

事業債償還期間の延長などが画策さるべきである。

本邦近代海運史研究の一方法論

々 木 誠 治

佐

語だと言ってよかろう。 出すまでもなく、〝近代化〟という言葉は、外国においても、日常、しばしば、用いられている普遍的な一般用 発展』なる言葉は、日常盛んに見聞・使用される言葉であり、それについて云々・論議されること極めて多い。 社会・文化・思想・生活等、あらゆる分野・あらゆる事象にわたっても、わが国で〝近代化〞もしくは〝近代的 そして、それに対応する英語の "Modernization" とか、ドイツ語の "das Modernisieren" とかを引合いに ら全部によって構成される国民経済の全体についても、さらには、経済の分野・事象に関してだけでなく、政治 ひとり、海運業という一産業・一経済部門のみに限らず、他の諸産業・諸経済部門についても、或いは、それ

でをもって「近代」と称するのが一般通説かと思われる――に入ってから生じた新しい発展・変化を指した概念(1) ち「近世」につづき「現代」に先立つ時期· (言葉)であり、そのかぎり、基本的・第一義的には、時間的・歴史的な縦の関係をあらわしていると言うこと 元来, ″近代化″ 或いは "近代的発展』という言葉は、歴史上における時代区分の名称である「近代」すなわ ――わが国の場合、明治以降第二次世界戦争終結時(昭和二十年)ま

様の用法とをもつ言葉は、他に余り類例を見出せないと言ってよかろう。卑近な例示を試みるならば、時に「近、 代的国家の成立」・「日本経済の近代化」といった表現方法で用いられるかと思えば、時に「近代的な家計簿の ているかに思えて、その実、この言葉ほど、わが国流に特殊化されて、極めて複雑・可変的な意味と不確定・多 だが、一見、甚だ単純・明瞭な概念の日本語であり、且つ、世界的に共通・一定した意味・用法のもとに使われ ができる。このこと、内外共通の一般的意味・用法であり、 殆んど自明の常識となっているとさえ考えられる。

て、その間に、一定不変の意味・用法を求めがたいのが現実の姿である。 経済学または経済史の分野において、日本の経済産業の〝近代化〞・〝近代的発展〞を云々・論議するときに

つけ方」・「道路の近代化」といった用法があり、対象により・用いる人によって、殆んど恣意的に使われてい

推移として表現・把握し、富永教授は、海上交通用役の生産形態における自己生産から商品生産への発展として(2) 後者、富永教授は、 表現・把握する。このふたつの認識・理解の仕方は、理論的・本質的にはほぼ一致しているとも考えられ、事実(3) に異っている。たとえば、佐波教授は、これを、海運業務経営形態における自己運送形態から他人運送形態への つ直接的に想起さるべき「日本海運業の近代化」に限ってみても、表現または認識の仕方は、論者によって相当 所・対象によって常に単一・共通の概念を表示しているとは言い得ない。他はさておき、本稿の標題から当然且 もち論、ほぼ一定した意味・用法が約束されていると見ることが可能だが、そうした場合でさえ、人・時・ みずからそうだと明言もしている。けれども、少なくとも、(4) 表現それ自体に相違点のあるこ

と確かである。

以上に明白なように、

″近代化″ 或いは

"近代的発展"という概念・言葉は、

甚だ単純・明白に見えて、

他面

業の近代化」過程の史的研究に着手するにあたっては、まず、そうした言葉・表現の意味についてより立ち入っ 頗る複雑・不確定である。 こと新しく問題とするほどのことがらでないかに思われるかもしれないが、「日 本海運

地教授が長文の労作に「日本資本主義の成立と海運」という論題を附しているのは、ともに、こうした立場・見地教授が長文の労作に「日本資本主義の成立と海運」という論題を附しているのは、ともに、こうした立場・見 教授が「交通における資本主義の発展」という著書名の副題に〝日本交通業の近代化過程〞と特記し、また、 変化を意味するが、これを、より具体的・内容的に規定または説明するために、 た検討を加え、 すでに述べたとおり、 日本海運業の資本主義化、 或いは "資本主義的発展"という表現が用いられる。 論者の立場と問題のとらえ方とを具体的に明らかならしめておく必要がある。 %近代化*・ %近代的発展*とは、 或いは、 資本主義的成長・発展であると説明され、 実際上、最も多くの場合、「日本海運業の近代化」と 基本的且つ一般的には、 経済学上、 認識することができる。富永 時間的・ しばしば、 歴史的な縦の関係 **"資本主**

加

化と資本主義化とのつながりを軽視するものでない。なかんずく、佐波教授が「海運理論体系」第 二 編第 推移・発展」を本質的な内容・基盤として日本海運業の近代化過程を把握しようとする立場も亦、 「日本海運経営形態小史」のなかで、明治初期におけるいくつかの先進的蒸汽船企業の発生と興隆とを指摘した 佐波教授によって唱道され、 筆者の信奉・遵守する、 いわゆる「自己運送経営形態から他人運送経営形態 決して、 七章 近代 への

解に立ってのことと見てよい。

あと、つづけて、つぎのように述べている個所は極めて重要視さるべき部分である。 「以上見るように、大体において西洋型船舶の出現が日本における海運業独立の決定的契機である。

 \exists

1 口 ッ パ

においても、

海運が自己運送形態から他人運送形態へ決定的に移行したのは蒸汽船が風帆船に全

29

よりも航海が一段と迅速且つ定期的になって、資本回転率の点からまた経営計画性の点から云って、海上運 関係があると考えてよい。つまり、蒸汽船をもってするときは、それまでのように風帆船をもってするとき 面的にとって代った第十九世紀中期である。よって、蒸汽船の出現と海運業の独立との間には密接な因果的

(貿易)から切り離し一個独立の企業とするに必要な計算合理性を具えしめるのである。

独立のための客観的基盤の成熟を看過してはならぬ。」(6)

送業務を商業

じうして起ったより本質的な経済的発展即ち商品経済・貨幣経済の一般化・商業資本の蓄積・等々、海運業 し、こうしたことはなお海運側の経営技術的契機にすぎない。吾々としては、蒸汽船の出現と殆んど時を同

指示されつくしていると言ってよかろう。 立即ち海運業の独立が日本資本主義の発達との関連において認識・理解さるべきだということは、充分、 資本主義。という字句を見出せないとしても、本引用文の後半において、日本の近代的海運業の成 明白に

なく、同時に他の見方をも含み得ること、むしろ含まねばならぬことを主張するのがもうひとつの目的である。 ないことを強調するためでもあるが、筆者の引用意図は、ただ単にそれのみにつきるものではない。近代化=資 他の研究者たちの「近代化即資本主義化」と解する立場と何等矛盾せず、また、それを排除乃至軽視するもので 海運業の基本的・歴史的な発展法則にのっとって日本海運業の近代化過程を把握しようとするわれわれの立場が 本主義化或いは近代的=資本主義的と見る考え方を是認し包含すること自体に変りないけれども、そればかりで ところで、ここに、長文にわたる佐波教授の論述を再録したのは、もち論、「自己運送から他人運送へ」という なる程、上に引用した佐波教授の論述は、採り方によっては、その後半部分に重点があるとも考えられる。け

義がある。」

い」と言っているからである。また、同教授は、ここでは、西洋型船舶即蒸汽船と限定的に解しているようで、 て、特に決定的に重要であり、 る「西洋型船舶の出現が日本における海運業の独立の決定的契機である」という個所は、 この点、筆者の見解と、必ずしも、同一でない面もあるかもしれぬ。だが、それにしても、冒頭に明言されてい 蒸汽船の出現と海運業の独立との間の因果関係を認めつつも、 当面、日本海運業の、近代化、を規定する第二の要因として極めて注目すべき問 これを「海運側の経営技術的契機にすぎな 筆者の研究全体にとっ

題を包蔵・提起する。

授の所説と楫西教授のそれとを例示的に掲げるにとどめる。 または資本主義的発展と理解・規定することは、すでに述べたように、それ自体、正当・妥当なことと思われる 日本の海運業、或いは、それを含んだ全体としての経済産業の〝近代化〞または〝近代的発展〞を資本主義化 他面、 このこと、 この資本主義は、 最早、わが国経済史家の一般定説と言うべく、よって、以下、筆者のもう一人の恩師堀江保蔵教 わが国では、「外から」進入乃至導入・移植されたものであること周知のとおりであ

わが国資本主義経済の生成発展に対する政治的・社会的基礎を提供した。ここに明治維新の重要な経済的意 たものは外国資本主義の進入であった。近代国家的統一は資本主義経済が生育する温床を提供するものであ であった。この両者はわが国の経済社会の発達に照応したものであるが、これにその機会を与え且つ促進し 「……明治維新は、 民主々義的変革はその発展に対して大道を開くべき役割をもっている。この意味において明治維新 政治的には朝廷の権威を中心とする近代国家的統一であり、社会的には民主々義的変革

速に資本主義の発達がはかられた。」 長につとめた。近代的な機械を輸入し、技術者を招聘し、あるいは海外の事情を視察して、それによって急 は、ひたすら先進諸国から近代的な生産方法ならびに経済諸制度を輸入移植して、資本制生産の温室的な助 「産業資本の幼弱な成長を基礎として、急速な資本主義社会の確立をはからなければならなかった維新政府

るといった観念が生まれ、用語としても、〝資本主義的〞・〝資本主義化〞という言葉が、しばしば〝西洋的〞 がゆえに、資本主義制経済産業とは、とりも直さず、外国、なかんずく、西洋、または、欧米、の経済産業であ (欧米的)・『西洋化』(欧米化)という言葉で代替されるようになった。そして、これとの関連において、近 このように、すでに海外先進諸国において発達しつつあったものを直接的にわが国へ導入・移植しようとした

代化』・〝近代的発展〟の用語概念が、他面、 代化=資本主義化、或いは、近代的発展=資本主義的発展という意味乃至言いまわし方で使用・理解された〝近 "西洋化"・ "西洋的発展"という意味で多用され、代置される

ことにもなったのである。

う言葉が、 違した関係・変化を意味し・基礎としているものであるにもかかわらず、《近代化》または《資本主義化》とい これに対して、 前にも触れたように、 「封建経済から資本主義経済へ」という一般周知の表現方法に最も明白に看取できるよう に、 (資本主義的)という言葉も、また、もともと、時間的・歴史的な縦の関係・変化を意味するはずである。 わが国の実際の利用面で、きわめて、しばしば、 "西洋化"(欧米化)とは、すぐれて空間的・地理的な横の関係・変化を示す。かく、対立・相 近代化い(近代的)という概念は、本来、時間的・歴史的な縦の関係・変化をあらわ "西洋化" という言葉とほぼ同じ意味・用法をもち **"**資本主義

をおいて、

日本海運業の近代化を追求すべきでないかと考える。

甚だ日本独得の言葉であると言うことができる。このこと、さきに、この言葉をただ単に〝資本主義化〞 ているようにも解されるがゆえに、 それぞれ、 modernization などで全く認められない地理的な横の関係を含み、且つ、しばしばそれを前面に押し出 代替的・混淆的に使われているのが、 ″近代化″ 或いは わが国のひとつの・固有の特色と言えるのではなかろうか。 "近代的発展"という日本語の概念は、 極めて微妙であり *"*資 英

風 本主義的発展』とのみ解し、 〔の発展↑という第二の・本邦独自の意味・概念をかなり強度・明白にもつと主張する根拠である。 規定するだけでは充分でないとした理由であり、 それが、 "西洋化" または /西洋

係にある。 近代化が西洋化でもあること、或いは、それにおいても取扱われ得ることを顧ること至って少なかったと言って るものであり、 示唆深い先師の教えであり、 さきに掲げた佐波教授の所説、 けれども、上来述べきたったように、〝資本主義化〟と〝西洋化〟とは、〝近代化〟の楯の両面を成す関 近代化即資本主義化の観点が強調され、 楫西教授の「近代的な機械を輸入し」て「資本主義の発達がはかられた」という敍述と軌を同じくす 筆者は、 両先覚および堀江教授の思想は、上述筆者流の近代化=西洋化の把握に対してきわめて有力且つ 資本主義化を包含しつつも、 根拠を提供すると考えられる。従来、 日本海運業の独立即ち近代化が西洋型船舶の出現・導入によって始まったとい その立場からのみ取扱われすぎたように思われる。 むしろ、余りにも軽視されすぎたかに考えられる西洋化に重点 日本海運業の近代化を論ずるに当って、 そのかぎり、

からも、 わが国における海運業近代化の過程を誰にでも容易に理解できるような形で、 近代化を西洋化として把握して行くことは有用であると考えられる。けだし、 具体的 日本海運業の近代化とは 物象的 に説明し易

<u>,</u> 点

その資本主義化なりと主張する立場にあっては、資本主義化・資本主義的発展ということがら自体の意味・内容 それの日本海運業における現われ方とか把え方とかいった問題から解明されねばならず、これを簡明

適確に表現または論証するには相当な困難があるうえ、そうした説論が、海運に対して甚だ低度な認識しか有せ ぬ筈の国民一般の理解と容認とを得るかどうかにも疑問なしとしないからであり、反面、これに比べて、 日本海

運業の近代化を西洋化、なかんずく、西洋においてすでに確乎たる存在・地位・役割の認められるにいたってい

より明白・具体的になし得るとともに、大衆の理解も一層容易であろうからである。 た新しい船舶とそれをもってする新しい海上運送業務運営形態との摂取・導入であると規定するならば、

なまれた旧式・限定的な海運活動から新しい西洋流の海運活動への変化・発展と見做し、且つ、これを、 内容的には 上来述べきたった観点から、筆者は、まずもって、日本海運業の近代化という課題を、 わが国徳川 時代にいと 具体的

- (1)旧式・幼稚な日本在来の船舶 (大和型帆船)から新式・優秀な西洋流の船舶(西洋型帆船および蒸汽船)
- への技術的進化の過程

(2)

の二点を中心として考察することを基本的な研究立場とする。

それに伴なう自己運送形態から他人運送形態への海運業務経営形態の内容的推移の過程

最早、重ねて述べる必要殆んどないであろうが、後者の「自己運送から他人運送へ」の発展・推移は、

授によって、 を決定づけ、 海運業の歴史的・必然的な発展法則として、殊に、近代海運業の独立・純粋専門の海運企業の成立 これを最も本質的に指示・表現する歴史的且つ理論的・体系的な指標として、把握し唱道されて以

干の批判を含めて一層充実させて行くことは、

われわれ後進研究者の任務のひとつであろう。

来 て論を進めるところであり、 快な考察がなされている。 船舶への接近も亦、 ħ われの海運研究の基本的方法論となっているものであり、 些かなりとも、 これを通じての本邦海運業務経営形態の推移とともに、 そのほかの著名学者たちも、 また、最も一般常識的に、 これが敷衍につとめるのが義務であり、主目的のひとつである。 帆船から蒸汽船への発展は、それ自体、 一応は、 すべて、 なかんずく、 これに言及し、 同教授によって、すでに、 筆者に海運史専攻の途を選ば 或いはこれも前提とし きわめて簡単 前者の かなり明 西 型

瞭な海運業近代化の指標を成すであろう。

輩諸賢の先業を批判して恐縮だが、今までの当該問題に関する考察は、なお、必ずしも充分精細になしつくされ たわけでもなく、時に、 したがって、そうしたことがらに先き立ってなさねばならぬ仕事として着手され、しかも、これを前提としての 推移・発展、 も具象的な近代化のあらわれであるばかりでなく、わが国にとっては、「自己運送から他人運送へ」の経営形態の 他人運送形態の近代的海運業がわが国で生育・発展し得たと言うことができるからである。 筆者の場合、 或いは、それで捉えられる海運業の近代化ということよりも、より直接的且つ切実な課題として、 若干の疑問なしとしない。先人の教えによって啓発されつつ、これを一層具体化し、若 これは、上記観点から、なかんずく、一層重要視され、 強調される。それは、 また、 恩師や先 ただに最

び他人貨物の運送を目的とする独立専門の海運企業経営形態の発展とが如何に行なわれたかということを中 さて、 以上のように、 わが国民にとって全く未知の・新しい船舶=蒸汽船の採用とこれをもってする他人およ

題として日本海運業の近代化過程を考察する基本目標が設定されたとして、つぎに考察さるべきは、

その具体的

研究のすすめ方についてである。つまり、研究上の重点の置き方の問題または主たる考察対象の択び方の問題で この研究方法が絶対的に優秀・妥当だというのでもなければ、これのみで充分だと主張するのではない。 強調しつづけている。 しかして、これについて、筆者は、これまでから、他と大いに異なった方法をとりつづけ、 「社外船からみた日本近代海運史」がそれである。〔誤解を防ぐため一言しておくが、 以下述べる情況から その重要性を

みてこの点が、従来、余りにも顧みられなかったこと、しかも、それが甚だ重要なるべきことを訴えるのが狙いである。』

れ 扱われてきている。 である「日本郵船株式会社」の発展とを主軸とし、時に、もうひとつの巨大海運会社「大阪商船株式会社」の成 業の生成・発展は、もっぱら、「回漕会社」・「回漕取扱所」・「日本国郵便蒸汽船会社」または「九十九商会」 定の保護海運会社の特殊な成立・発展が、 かんずく外国貿易の発達に伴なう本邦海運の海外進出事情等は、 政策或いは外国船 立と発達を附加して、後代、 に起源する「三菱会社」といった明治初期の端初的蒸汽船企業の勃興と最終に挙名した三菱会社の後身・発展体 強調されているといって決して言い過ぎではない。 般日本史または日本経済史においてはもとより、これまでの本邦海運史にあっては、 (蒸汽船企業)侵入に関連せる近代的蒸汽船事業の発展過程、さらには、日本資本主義経済な 台湾戦争および西南戦争を頂点とする軍事的・特殊的な蒸汽船の導入事情や維新政府 いわゆる「社船」グループの成長過程として、且つ、殆んど、それのみに限って取 そのまま、日本近代海運発展史の殆んどすべてに外ならないと考えら 当然に触れられるとはいえ、要するに、 明治以降の近代的海運 少数特

法は、 それ自体或る程度の理論的根拠と実際的重要性とをもつにせよ、それだけが日本海運業の近代的発展過程 筆者流の呼び方をもってすれば「社船中心主義の日本近代海運史」と云うべき在来一般の史観 研究方

は

であり、 り端的に言って、両勢力間の競争関係および各々の競争力の充実・拡大——を通じて把握・敍述することが可能 つとめる「社外船」の奪斗、それをまた引き離そうとする「社船」の努力、こうしたものが、 たわけでないからである。 に展開された近代的海運業は、 を把握する唯一の態度・方法であり、それですべてが言いつくされ得るとは思えない。けだし、 両社によって代表される「社船」勢力とそれ以外の「社外船」勢力との相互依存と対立競合の関係 充分根拠もある見方だと考えている。つまり、「社船」の先進的な発展、 筆者は、 上掲のごとき少数の特権会社、なかんずく郵・商「社船」のみによって構成され かねてより、 わが国の近代海運業史〔なかんずく明治中頃以後の発展史〕 それに刺戟され・追いつこうと 本邦近代海運業の わが国明治以降 j

であったという事実に充分な留意が必要である。日本海運業の近代化ということを、 であり、 はさるべき海運業を近代化することだと厳密に解すれば、こうした郵・商「社船」に先き立つ本邦海運業また が海運業に染手しない前から帆船 他方、 これとは、 蒸汽船の採用については「社船」におくれをとった「社外船」の中核分子たちの多くが、「社船」グル 些か逆なことだが、蒸汽船勢力としては先進的な「社船」 (大和型帆船)をもって本邦海運活動を担当してきた旧来の海運勢力(船主) が、 本邦海運業勢力としては新参 もしも、 近代化されざる或

発達過程のなかに読み取られ得るし、また、読み取らるべきだと思う。

はその主要構成分子の近代的な発展・脱皮の過程こそ重要視されねばならぬと言ってよかろう。 が脱皮

かくて、 近代化して行く過程に関する歴史的重要性は明白である。さらに、附言すれば、 わが国従来の海運発達史上甚だ無視乃至軽視されてきた在来の「帆船」海運業勢力およびそれ 「社船」グループにつ

般歴史・経済史・海運史において常に言及されるのみならず、当該企業の手によっても、

すでに、

精緻な

「社史」の作製・刊行をみているのと比べて、「社外船」グループについては、ようやく、極く最近に、(3) 数社の現

まに放置されていること、しかも、今日において、すでに、踏査すべき資料の欠乏・滅失に悩まざるを得ない有 存海運企業が自己の発達過程をまとめたにすぎず、なお、大半の海運業者・船主の成立と発展の実情が未知のま

様であることを考えると、この種いわゆる「社外船」史の研究は、より必要であり、より急がれねばならぬとい

ってよかろう。

- 児玉幸多編「日本史年表」ただし、別の見方もないわけでない。京都大学文学部国史研究室編「日本近代史辞典」で 嘉永・安政期から現在にいたる期間をもって日本近代史の対象とする。同書凡例参照。
- 3 富永裕治「交通における資本主義の発展」一頁および一五頁。

2

佐波宣平「海運理論体系」一六頁以下参照。

- 4 同書一頁。
- 5 加地照義「日本資本主義の成立と海運」(雑誌「海運」第二七三―第二八八号連載)
- 6 前揭佐波「海運理論体系」一一五頁。
- (1) ただし、佐波教授は、西洋型船舶を蒸汽船のみに固定・限定して考えるわけでなく、西洋型帆船と蒸汽船との双方を も重要視される。前掲「海運理論体系」一一三頁以下、特に、一二〇—一二一頁。 意味する言葉として使われている。そして、前者、西洋型帆船の導入による自己運送から他人運送への推移傾向について
- 9 楫西光速「日本資本主義発達史」一三四頁。

堀江保蔵「日本経済史」二〇七—二〇八頁。

の二冊を、大阪商船は「大阪商船株式会社五十年史」(昭和九年六月)をそれぞれ編纂している。 日本郵船は、「日本郵船株式会社五十年史」(昭和十年十二月)と「日本郵船株式会社七十年史」(昭和三十一年七月)

戦前における普通船員職業紹介機構

本泰督

山

紹介機関の機能を考察するためには、船員労働力市場をわが国の全経済機構のうちにとらえることが必要である 船員をもその対象としていたし、協同会は船員の待遇の協議決定および争議の予防調停をも重要な機能としてい が、その媒介業務は船主にとりいかなる意義を有したか。海事協同会の職業紹介はそれにたいしていかなる変化 現せしめたに止まらない。それはまず会議への参加をめぐって日本船主協会の設立をみるに至らせたし、また日 たけれど、これらの点については、問題と関連するかぎりで触れたにすぎない。なお海事協同会その他船員職業 を生ぜしめたかを検討することが、この論文のねらいである。 を経ながらも、上の三者によって構成された海事協同会による船員無料職業紹介事業として結実するにいたった。 本海員組合の結成、海員協会の労働組合化をもたらす契機となった。そして条約の国内における実施は迂余曲折 における労働関係に大きな影響を与えた。それはたんにわが国において船員にかんする有料職業紹介の禁止を実 海事協同会の設立前においては普通船員は日本海員掖済会またはいわゆるボーレンの媒介を経て乗船していた 一九二〇年の第二回国際労働総会で採択された「海員ニ対スル職業紹介所設置ニ関スル条約」はわが国海運業 海事協同会の職業紹介は普通船員のみならず高級

資料面の制約もありそれをおこなっていない。船員労働力市場にかんする考察は今後にのこされている。

船員職業紹介法実施前における普通船員媒介業者

直接雇入れられる場合や、沖売商その他海運業に関係ある業務を営む者が仲介する例もあったけれども、主要か 済会とともに、海員紹介業者および海員下宿業者があった。普通船員が求職するには、もちろん縁故をたどって つ恒常的な船員の供給機関は上の三者であった。 大正九年第二回国際労働総会が開催される以前におけるわが国の普通船員職業紹介機関としては、 日本海員掖

働力供給において有した重要性を知ることができるだろう。 四二二名にたいし、海員媒介業者による紹介者数は一〇、七二三名に達している。もって海員媒介業者が海員労四二二名にたいし、海員媒介業者による紹介者数は一〇、七二三名に達している。もって海員媒介業者が海員労 ないが、大正六年上半期にかんする逓信省管船局の調査によれば、日本海員掖済会の同期における紹介者数七、 な職業的海員媒介業者が海員労働力の供給にどれ位の重要性を占めていたかは資料が不足しているため判然とし したがって社外船主は主に海員媒介業者を利用して船員の雇入れをおとなっていたものと考えられる。とのよう るものであつて大正四、五年当時の実績をみるならば同会の紹介員数の七割は社船三社に対する供給であった。(1) 船の社船を始めとして社外船主を合して百一名あつた。しかし、同会の船員職業紹介は主として社船三社に対す 日本海員掖済会と海員媒介契約を結んでいた船主は、大正六年六月において日本郵船・大阪商船および東洋汽

業者とはいわゆるボーレンであって元来船員であつたものが廃業後、船員の宿泊、乗船紹介をなすものが多く、 さて海員媒介業者は、その営業方法からみて海員紹介業者と、海員寄宿業者とに分つことができる。海員寄宿

泉を奪われ、 員紹介業と寄宿業とを兼営することを禁止するにいたった。しかしたんなる寄宿業経営ではその利潤の最大の源(3) きわめて多かったといわれる。いま大正五年当時における海員媒介業者の各地における状況をみれば次の通りで(4) 紹介業者と連絡して寄宿船員を乗船せしめる外、法令による禁止にもかかわらず寄宿業者が直接紹介をなす例が ところから、 船員ととに新海員の紹介については周知の哀話から知らされるような悪弊が続出したため、各府県の多くでは海 法令は実際的な効果を持たなかった。海員寄宿業者はあるいは日本海員掖済会の手を経て、または かつ海員紹介業が独立の営業として成立しうるのは、神戸、横浜その他ごく少数の大港に限られた

海員宿泊業-海員紹介業—十八名 —四九名

(海事) 代願人—八名

口入業—六名

その他―五九名(郵司同友会、神戸海員共済会、日本海員養成学会を含む。)

上の分類のうち海員紹介業および海員宿泊業が分離しているのは神戸、横浜、

大阪、

東京のような大港湾都市

周旋業者が、海員の宿泊および有料職業紹介の機能を営んでいたもののようである。なおその他の分類に含めた においてのみであって紹介業者はとれら諸都市に集中している。その他の地方では海員宿泊業者や一般の口入業′

ものはその業務についてなんの記載もなされていないものであるが、その実態は若干の例外を除いて海員宿泊業

者と同様に考えてよいものと思われる。

41

る二、三の営業者に過ぎず、横浜における紹介業者は主として日本海員掖済会出張所と連絡し同会を経由して船 大都市における海員紹介業者のうちでも、海員紹介業として独立経営をなしうるものは神戸および大阪におけ

阪神地方の海員紹介業者はそれぞれ社外船主に得意を有しもっぱら社外船に海員を供給しており、 員の供給をおこなうものであり、しかもわずかに社外船の補欠海員の一部を供給するにすぎない。これに対して 社外船主も掖

済会との海員供給契約の有無にかかわらず、紹介業者の手から海員の供給を受けるものが多かったといわれる。 これらボーレンおよび海員紹介業者の、紹介手数料は普通一円五十銭で船主および海員の双方から半額ずつ支

払をうける成規であったが、何れの船主も手数料を支払わず、海員のみでその全額を負担するものが慣習であっ

た。とれはすでに乗船経験を有するいわゆる旧海員にかんする紹介手数料であるが、新規に海員となるものの紹

介料は趣を異にしている。各地方によって多少の相違はあるが、大体新海員の紹介手数料は次の通りであった。

ただし新海員の紹介手数料は所轄官庁の許可を得たものではなく実際の慣行である。

二円ないし三円

乗船までの宿泊料 事業服又は靴代 一円五十銭ないし三円 大円ないし八円

諸雑費 一円内外

十円五十銭ないし十五円

(なお当時の水夫、石炭夫の給料は、十二円ないし十六円が通常であった。)

右の宿泊料は宿泊日数の長短に無関係に徴収された。もっとも紹介業と宿泊業の兼営を禁じられている地方で

業者で船員の紹介をなすものはこの手段をとっていた。それゆえ、右の船員紹介業者の諸分類にもかかわらず、(?) は紹介業者は宿泊業者と連絡をとって又は名儀を変更して下宿業を兼営するものがあったと考えられ、 また宿泊

その実際的機能はいずれもボーレンのそれに外ならなかったと考える方がより適当であろう。 ところでこのボーレンによる船員供給機構は雇用者==船主にとってはどのような意義を持ちえたであろうか。

この点を明らかにするためには、普通船員の労働力の型をあきらかにしておく必要がある。

働について注意しておかねばならないことは、船員労働が海上で発生する様々な危険に遭遇しても、 については、 いして国家がその資格について免許制度を設け、必要な技能を保証し有資格者のみにその職務遂行を認めてい ての業務経験を経て舵夫、 普通船員が遂行する労働は、 財産の安全を確保し航海を継続できるという要件を満していなければならないことである。 右の事情にもとずくものといわなければならない。 船内における徒弟見習制度を経て、最下級職種たる水夫または石炭夫または火夫となり、水火夫とし その資格は年少者の就労禁止を除いてはなんらの制限もみられぬが、この場合にも、 油差、 雑多な内容を有するが、その何れもかなりの経験年数を経てのち完全な遂行が可 庫番、水火夫長という上級職種への昇進がなされる。ただ、この下級船員の労 職員の命令を現実に遂行する補助労働者たる下級船員 船舶職員にた かれらの技能 つねに船舶、 (諸

船員労働がこのようにいつ発生するか判らない海固有の危険に対処しうることを要求しているけれども、 外国において乗船経験三カ年以上のものに able seamen としての資格を認め、 経験が海固有の危険に対処しそれを克服しうることを要求され予想されているものともちろん考えられる。 また救命艇手有資格者を定めたりしていることは、下級船員についての技能資格を定めたものと云えよう。) 有資格者以外の乗船を制限した

平常時

浅い者に上級職種の労働を遂行させることは不可能ではない。労働能率の低下はもちろん生じるけれども、 く海上労働の経験のないいわゆる山出しの者に水夫または石炭夫としての労働を行わせ、水火夫としての経験の における普通船員の労働内容は、だが未熟練者をもって不完全であるにしても代替させることは可能である。 かかか

る未熟練労働者によっても平穏な通常の航海時には、労務遂行が行ないえぬわけではない。

員は過剰労働力の流入先の重要な一つとなった。ボーレンはかかる流入者を寄宿乗船せしめる一方、下船、失業(*8) このボーレンの媒介により任意の港で容易に乗組員の補充をおこなうことが可能であったし、また低い労働条件 し次の乗船機会を持つものを寄宿せしめることにより船員労働市場からの脱落、流出をさまたげた。社外船主は 右にみた海上労働の特質は、 わが国では普通船員の乗船にたいして全然制限がないことと結びついて、普通船

た。社外船では普通船員の雇入、雇止は船長の権限に含められ、その実際の雇入は職長にゆだねられたから、職 理にたいする無関心と相まって特別の労務担当者をおき、船員の雇入、労務管理をおこなう必要性を認めなかっ 汽船しか保有していない小船主が大多数であったため、これらの社外船主はその経営規模の小ささから、労務管 ボーレンを通じて雇入れる船員の素質は概して低かったけれども、社外船主はごく少数の例外を除いては数隻の 主義の雇用形態の下で、つねに必要労働力を低い労働条件で雇入れることを可能にする手段であった。もとより て必要労働力を確保することができた。すなわちボーレンは船主にとっては雇入=乗船、下船=解雇という属船 をおしつけることが可能であった。また好況期において船員が払底したさいにも、 特約を結んだボーレンを通じ

社外船が主としてボーレンを通じて船員の供給を受けていたのにたいして、 郵船、 商船および東洋汽船の社船 長とボーレンの結びつきを通じて雇入がなされ、およそ労働力の質の劣悪さは問題とされるにいたらなかった。

供給方法となるにいたった。(⑴

上にみるように掖済会の船員供給は同会が社船会社と共同して実施する海員養成制度と密接に関連して実

その供給先も大部分が社船会社に集中したものであった。つまり海員掖済会は社船会社にとっては船員の養

かることを目的として設立されたものであって、同会の船員媒介業務は同会の普通船員養成制度と結合して実施のることを目的として設立されたものであって、同会の船員媒介業務は同会の普通船員養成制度と結合して実施 はもっぱら日本海員掖済会を通じて船員の供給を受けていた。もともと掖済会の設立は普通船員の質的向上をは

されており、ボーレンとことなって質的にすぐれた船員を供給することがその特色であった。

の練習船に移すか、委託養成してその訓練終了後、各船に配乗せしめる方法を採用し、その後これが主要な養成 止されるまで約三万名の水火夫を養成している。同会ではこの他にも明治四十一年から大正末年にいたる期間に 後との委託養成制度はたんに郵船ばかりでなく、商船、東洋汽船にも拡充され大正十二年三月委託養成制度が廃 ら船員希望者を募集し郵船社船に若干名ずつ配乗させ、その熟達をまって水火夫に補充することに努めた。その ったが、この掖済会の船員供給は同会の海員養成と結合して実施された。明治二〇年頃にいたり汽船数の増 宿、媒介事務を開始したのを最初としその後全国主要港に海員寄宿所を設置するとともに供給媒介事務をおこな 養成所を横浜、大阪に設置して無料で海員志望者を収容し二カ月間陸上で予備教育を施した後、これを同会所属 六年)により八十五名が養成された。さらに欧州大戦勃発による普通船員にたいする需要激増にたいしては陸上 は練習船養成制度により一、五二五名、孤児院収容児から強健なものを選択養成した少年養成制度 みるとともに汽船乗組の水火夫が欠乏するに至るや、明治二十一年七月には日本郵船と相謀って、同会が各地か 掖済会の創立以来、海員供給は同会の主要事業であって明治十四年六月品川に海員宿泊所を設立して海員の寄 (大正元年

戍 度をもうけて資本に忠実な労働者を創出するための意識的な措置をとると共に、日清戦争後、 それはまた一方においては海員宿泊所および病院を経営して船員にたいする保護をなしつつ優良船員表彰 供給機関に外ならなかった。しかも海員掖済会はたんに同会で募集養成した普通船員を供給するばかりでな 普通船員間に同盟

圧機関でもあった。社船はかくて掖済会を通じて質的にすぐれた普通船員の供給をうけることができたが社船で 明治四十五年の機関部員の争議に際し、養成員によるスト破りをはかった例にみるように労働運動にたいする抑 罷業のおそれがあるとみれば海員監督制度を設けて各港に出張し各船に転乗せしめてその抑圧を図ったことや、(13) はまた普通船員にたいしても予備員制度または専属雇用制度を適用して優秀な労働力の確保をはかってい

度は正確には何時から開始されたかを確認できないが大正一○年四月の普通船員規程では既に予備員制 進すると同時に会社専属となり、その予備員としての取扱は前掲の規則によった。大阪商船のばあい、(2) 定された。 とった。すなわち掖済会から水火夫見習の供給を受け自社船において一定の乗船訓練期間を経た後に、 する予備員制度はかくて大正九年二月に成立したのであるが、それは他社の例とは異なり会社が専属雇用制 その後大正九年二月には船舶甲板部、機関部属員雇入及取扱規則が制定され、これにもとずいて予備員制度が制 している。その他の社船また社外船中、 日本郵船では普通船員については、まず事務部に関して明治三十六年一月船舶事務部属員雇入及び取扱規則が、 (その後両者を合して昭和四年五月船舶属員雇入及取扱規則となっている。) 郵船の普通船員にかん 財閥系船主などの巨大船主にあっても、 ほぼこれと相前後する頃に予備 予備員制 本員に昇 度が存在 度を

制度と結合したものではなく、いわば長期勤続者にたいする功賞的性格を有していたとみてよい。たとえば其社 員制度が採用されたものと考えられる。郵船以外の船主における予備員制度ないし待命員制度は会社の専属雇用 たとみられる。

下船当時の給料を、待命員には一ケ月の手当金として下船当時の給料の三分の一が支給された。その他の各社に 疾病または傷痍のため下船し全治の上出勤した者および三ケ年以上本社船舶に勤務し最近一ケ年以上自己の都合 以上自己の都合により下船せざりし者に限定している。また待命員については故意又は重大な過失に依らずして により下船せざりし者に限定されている。同社における予備期間は二ケ月待命期間は三ケ月であり、予備員には 依らずして傷痍を受け第一種の取扱を受け全治の上出勤したる者の外、八ケ年以上本社船舶に勤務し最近四ケ年 の予備員にかんする規定によれば、予備員としての資格を、 社命により下船したる者、 故意又は重大なる過失に

おける予備員規定も大同小異である。

船諸会社における乗組員と社外船におけるそれとは労働力の質のみならず、その労働力市場も完全に分断されて ん社船から脱落して社外船へ乗組むことは可能であったが、社外船から社船への移動はきわめて困難であり、 が多くのばあい、転々と各社の船舶に移動してゆく傾向があったことといちぢるしい対比を示している。 措置であった。社船会社では給与水準も高くかつ他社船舶に勤務した船員を雇入れることはきわめて稀であっ (たとえば郵商両社における属員救済会制度)とともに、優秀な普通船員を自社船舶に確保するための慈恵的 普通船員の専属雇用制度ないしは予備員制度は、 社船諸会社における普通船員は自然同一社の船舶に永続的に勤務する傾向が生じ、それは社外船乗組船員 社船におけるその他の普通船員にたいする特恵 的 福 利 もちろ 施 た 設

(2) 同上、九〇―九九頁及七一―八〇頁。(1) 逓信省管船局「船員にかんする調査、」大正五年、六九―七〇頁。

(3) 同上、一○○頁参照、わが国では、船員職業紹介にかんする取締は当時府県知事に一任せられており、大多数の府県 では時に海員紹介のみにかんする取締規則はなく、概ねは芸娼妓雇人その他労働者の紹介営業取締規則を適用していたに すぎなかった。わずかに大阪、神奈川、兵庫の一府二県においてのみ、一般職業取締規則中に海員の紹介にかんする規定

があったに過ぎない。これをもってしても、海上労働者の雇用関係の特質、およびそこから生ずる有料職業紹介者の悪弊

が看過放置されていたことは明白であろう。

- (4) 同上、八九、九〇頁。 (5) 同上、九〇—九九頁。
- である。 的とするといわれるが、(同上、八一頁)その正確な実態は不明である。また日本海員養成学会についてもその内容は不明 済会は大正五年五月創立をみたものであり、普通船員を会員として相互品性の向上、勤倹貯蓄の奨励、 郵司同友会は、郵船の司厨部員で構成された労働団体であり、昭和三年に、日本海員組合に合同している。神戸海員共 求職者の媒介を目
- (6) 同上、八七頁。
- 7 同上、八八一九頁。
- 8 船員労働力市場への流入を示すものとして、船員手帖の新規交付数をみれば次のとおりである。

:		一三、一八七	Ξ
一六、六七一	10	一三、六九四	=
二〇、七四四	九	一二、四四九	大正元年
		船員手帖新規交付数	八位

六 五 匹

七、二五四 四、七二三 四〇七

> \equiv =

 $\ddot{\bar{Q}}$ 六、

、七五八

四四

六〇三 九一九 =

〔11〕『日本海員掖済会五十年史、』 昭和四年、一○三―七頁。

二八、五八五 五.

二八、七二六

昭和二 一八、〇一八

上の交付数は、職員をも含むが、その大多数は、普通船員とみてよい。なお、船員手帖受有者統計は船員を廃業しなが (「海事摘要」各年統計による)

(9) わが国における汽船の導入にさいしその運航に必要な普通船員は、旧来の和船乗組員ないしは漁夫をもって之にあて 海上労働に従事する海員数に近いものと考えられる。 ら手帖の返還義務をはたさないものが多いため、船員労働力市場に留っているものの数を知ることは、 「船員手帖引換規則」により、新旧手帖の引換えが終了した昭和二年末の船員手帖受有者数一五八、二九○名は、実際に 出来ない。ただ、

抜荷、船内規律の弛緩を引継いでいた。そこで、普通船員の質的向上をはかるため「慈恵ノ恩情ヲ以テ彼等ヲ制撫シ旧来

ノ弊習ヲ洗滌シテ其ノ品行ヲ善良ナラシメ其技術ニ習熟セシメ彼等ヲ保護訓育」することを目的として、明治十三年、

た。かれらは、この新しい生産手段の運用に必要な技術、経験を有しないばかりでなく、和船乗組時代の陋習、

- (1)) 掖済会の媒介にたいし、被媒介船員は会資捐金として乗船のさい五十銭、その後六ケ月毎に同金額を掖済会に納付す いし会資捐金の徴収は廃止された。 ることになっていた。(この会資捐金は、同金の養老扶助吊慰金給与基金に充当された。) また船主は供給を受けた海員 一名につき金五十銭を年二回、同会に寄贈する定めであった。ただし、船員職業紹介法の実施にともない、この手数料な 員掖済会が設立されたものである。
- ´12`) 掖済会の船員供給は、その養成制度と不可分に結合しているが、だが、その媒介業務は必ずしも同会が養成した船員 的に掖済会を通じて船員を供給している例も見受けられた。 募集人を派遣して船員の募集媒介に努力しているし、また宿泊業と紹介との兼営が禁止されていた府県のボーレンが形式 に限定されていたわけではない。明治期の二戦争や欧州大戦のように、船員にたいする需要が急増したときには、

- (13) 『日本海員掖済会沿革提要、』明治四四年、五〇頁。
- (14) 西巻敏雄、『日本海上労働運動史、』昭和三二年、三八─四○頁。
- 15 坂元正信「吾国海上労働事情の変遷」郵船船長会、昭和三十年十一月、一三―四頁。

二、海事協同会設立の経緯

の船員職業紹介委員会において船主、船員の両代表団体によって運営される無料船員職業紹介機関の設置が決定 れにたいして日本海員組合の無料職業紹介事業の運営権獲得の猛運動が行われ、一九二六年(大正一五年)九月 業紹介に従事せしめるとともに、経過的措置として従来から営業していた有料職業紹介業者の存続を認めた。 よる船員の搾取の弊害を除き、国家の監督の下に船主および船員団体の協同により船員にたいする無料職業紹介 れる海事協同会の創立が決議され、翌昭和二年四月よりその事業が開始されたのであった。 た。わが国では一九二二年(大正一一年)船員職業紹介法を制定し、日本海員掖済会に補助金を交付して無料職 所を設置運営するか、またはそれが不可能な場合には国家が直接紹介事業に従事することを意図したものであっ 約」をわが国が批准したことが海事協同会を設立する直接的契機となった。同条約は悪質な有料職業紹介業者に 九二〇年(大正九年)第二回国際労働総会において採択された「船員ニ対スル職業紹介所設置 ニ関 この決定にもとずき大正一五年一二月日本船主協会、 日本海員組合および海員協会の三者によって構成さ ス ル 条

おいてとくに注目すべき若干の諸点について指摘するに止めよう。まず第一に注意すべきことは、 いまとの海事協同会の設立経緯にかんする個々の事件を詳細に追うことをしないで、海事協同会の設立過程に 船員に対する

ヲ慎ミ、

以テ海員トシテノ内容充実ヲ期ス

念ヲ涵養シ、

四

技術ヲ鍛錬シ、

乓

船内秩序ヲ重ンジ、

健康ヲ保持シ、労働能率ヲ増進セシメ、

三、

職業ニ対スル自尊心及責任観

本組合ハ一、組合員各自ノ品性ヲ向上セシメ、二、団体精神ヲ助長セシメ、

ばならない。 の労使協調的性格の明確化、 より海事協同会構想が提出されるにいたった。そしてとのような政策の変化は日本海員組合(および海員協会) きらかだろう。 を本来的な機能としていたことを指摘するのみで、政府が掖済会に職業紹介事業を担当せしめた意図は充分にあ とみなし、 無料職業紹介所設置にかんする条約が船主および船員の代表団体による職業紹介所の設置、 介法を施行し、 日本海員掖済会はすでにみたように資本に忠実な労働力を養成供給しまた船員の労働運動を抑圧すること それが不可能な場合には国家自身による直接運営を意図していたのにたいし、わが国では船員職業紹 ところがこの政府の当初の方針にもかかわらず、 同法第三条にもとずき日本海員掖済会に補助金を交付し無料職業紹介事業を担当せしめたことで および組合が職業紹介権獲得に全力をあげたことと無縁でないことに留意しなけれ 大正十三年の船員職業紹介委員会において政府 運営を望ましい もの

拓ノ為メ、第三ニハ帝国海運ノ基礎確立乃至拡張ノ為メ、至誠一貫主義ノ下ニ協力一致、以テ我海員ノ地位ヲ向 政府当局及船主ノ諒解ヲ求メテ、第一ニハ我海運共同ノ福利擁護増進ノ為メ、第二ニハ我同胞ノ活路確保乃至開 資協調的性格を明確に打ち出していた。組合創立時の綱領はかかる組合の性格を端的に示している。(1) 日本海員組合は大正十年五月に二三団体約一万名の合同によって結成されたが、 生活ヲ安定ナラシメンコトヲ期 組合はその創立の当初 「本組合 いから労

51

苟モ軽挙妄動

ル法律及労働条件ノ改善、並ニ雇傭契約履行ノ監視、組合員共同ノ福利ヲ増進シ、其地位及生活ノ向上乃至安定 本組合ハ権威アル団体的節制ノ下ニ、組合員ノ結束ヲ鞏固ニシ、政府当局及船主トノ連絡ヲ保チ、海員ニ関ス

同会は船主と船員間における係争を未然に防止するため船主、船員双互より同数の代表をだして委員会を組織し ヲ期スルニ必要ナル事項ノ研究、主張、 この海員組合の労資協調的性格は、具体的には大正十三年十二月における海事協議会の設立としてあらわれた。 (2) 接衝、争議仲裁ノ局ニ当り、毫モ遺憾ナカラシメンコトヲ期ス……」

懇談的に所期の目的を達成せんとするものであって、この発足には船主協会、内田汽船、辰馬汽船、国際汽船の

やまた大正十四年の小樽争議の例にみるように、労働条件にたいする不満の爆発、争議発生をも、 ることから判明するように左翼的組合活動には積極的にこれにいどんだ。しかも組合員内部の二割利子制度反対 とって資本との融和を強調する反面、「本組合員ハ思想堅実、身体強健ナル者ニ限ル」と規定した組合規約を有す 防止にかんしては海事協同会の先駆的形態をとっていることは興味深い。海員組合はこのように労資協調主義を 会合している。かかる会合が成立しうるところに海員組合の性格がうかがわれよう。同会が船主・船員間の争議 諸船主および海員組合、高級船員の団体たる海員協会、海員掖済会、さらには官憲側として警察、 逓信省官吏が 左翼分子によ

とを見逃せない。 海員組合は設立当初より、職業紹介権の獲得にきわめて熱心であった。設立当時の綱領中ですでに「ゼノアニ海員組合は設立当初より、職業紹介権の獲得にきわめて熱心であった。

る分派活動としてとれを抑圧する態度をとったことが海事協同会の設立をみるにいたった大きな根拠であったこ

ており、 開催サレタ国際海員会議ニ於テ採択セラレタル条約案ニ基キ、完全ナル職業紹介所ノ成立ヲ期ス」ことをうたっ 船員職業紹介法が施行された後、日本海員掖済会が政府の補助をうけ船員の無料職業紹介を担当するに

6) たるやこれにたいしてはげしい反対運動を展開するとともに、みずから無料紹介に着手している。

る事実および有料職業紹介業者の存続を認めている事実を攻撃した。さらに大正十五年七月以後は、(5) 掖済会に無料職業紹介事業を担当せしめている政府の政策にたいして、普通船員の職業紹介権の独占を主張して 国際労働会議にたいして陳情書を提出し、 海員組合は大正十二年二月に逓信省より船員無料職業紹介の許可を受け神戸、横浜、 小樽等十二ケ所において紹介事務に着手している。また大正十三年および十五年の二度にわたり海員組合は 政府が日本海員掖済会に補助金を交付して無料紹介を担当せしめてい 門司、戸畑、 海員組合は

各地で演説会を開催し、 上述のような海員組合の労資協調的性格および職業紹介権獲得の猛運動が、海事協同会が政府案として実現す 掖済会関係船主所有船舶乗組員の総罷業を断行する旨宣言するにいたった。

政府にとって船員大衆内での過激な組合活動が拡大することを防止するための絶好の防壁たりえたであろう。 戦後はわが国における労働運動が全体として社会主義的傾向を帯びるにいたった時期であった。 増額された給料、航路手当その他各種手当の廃止、減額は、 る大きな要因であった。けだし第一次欧州大戦以後における海運界の不況は失業船員を多数生ぜしめ、 て結成当初から労資協調主義を前面に出し、労働者にたいして思想堅実を要求する海員組合の存在は、 船員労働者の不満を呼ぶに充分であった。ことに大 かかる時期にお 戦時中に

政府の船員の無料職業紹介にたいする態度が、船員職業紹介法施行当時における海員掖済会にたいする補助か 大正十三年における船員職業紹介委員会(船主、 において海事協同会構想を政府が提示するに至るまでに変化したのは、まさしく上の事情を裏書するものと 海員組合および海員協会、 海員掖済会が逓信省とともに構

考えてよいだろう。それは先に指摘した海員組合の海事協議会結成にみる労資協調主義や又小樽争議におけるよ

うに、組合員大衆の争議紛争をむしろ抑制して、職業紹介権獲得にのみ全力をあげた海員組合の活動と平行する

料職業紹介事業との並存を予定していたのにたいして、大正一五年七月以降の海員組合および海員協会の猛運動 ものであった。初期の船員職業紹介委員会において逓信省が提示した海事協同会構想が、なおも海員掖済会の無

所ニ於テハ政府ハ同施設開始ト同時ニ他ノ一切ノ船員職業紹介施設ノ廃止ニ努力セラレンコトヲ望ム」むね、決 船主海員両団体ノ協同経営ニ依ル船員職業紹介事業ノ必要ヲ認メ其助成発達ヲ期スルカ為メ右施設ノ存在スル場 の結果、 ついに第五回委員会では、海事協同会による職業紹介事業担当の適当性を認めるとともに、「本委員会ハ

なお海事協同会がその設立の動機が職業紹介問題にあったにも拘わらず、協同会の機能が単に職業紹介に止ま 海事協同会が事業を独占することが明確に決定ずけられた。(6)

らず、船員の待遇にかんする事項の協議決定、 船主、船員間の争議の予防および調停をも含むにいたったことは、

日本海員組合の結成事情については、下記参照、西巻敏雄、『日本海上労働運動史』昭和三二年。

右にみた協同会の設立の経緯からして当然のことであろう。

- (2) 「海員」第四巻 一月号 一〇〇一一〇一頁。
- 3 この問題にかんする組合の見解を端的に表明したものとしては、下記がある。米窪満亮「労働運動の禍根」(「海員」

第四巻 五月号 八—十二頁)

(4) 海員組合が職業紹介権獲得に熱心であった理由については、左記参照

笹木弘「船員労働組合の特殊性とその根拠について」(『戦後日本の労働組合』昭和三一年所収)九九―一〇〇頁。

(6) 「海員」第五巻十月号七八頁以下参照。(5) 「海員」第三巻十月号六五―七○頁、第五巻九月号九四頁以下。

表 1. 船員職業紹介成績 (歴年)

			- 1 /
	無	料	- *:
	海事協同会	その他	有 料
大正13		27, 483	17, 103
14		27, 367	10, 547
15		31,654	4, 634
昭和 2	17, 634	7, 999	1, 494
3	23, 694	1, 585	1,328
4	23, 197	825	857
5	19, 965	195	530
6	18, 372	15	596
7	19, 310	?	1,043
8	21, 288	37	476
9	25, 587	671	526
10	26, 725	32	288
11	27, 102	?	256
12	42, 392		
13	46, 884		
14	52, 421		
15	44, 273		

各年「日本船員統計」および「海事摘要」による

松、伏木、三池、昭和六年には大牟田、川口、昭和七年に敦賀、昭和十一年に新潟に紹介所または事務所を増設し、 の紹介事務所を設置し昭和二年四月一日より紹介事務を開始した。さらにその後昭和四年には室蘭、名古屋、 海事協同会は第三回船員職業紹介委員会の決議により、まず全国に十カ所の船員無料職業紹介所および三カ所

海事協同会の職業紹介事業

紹介所十七、

紹介事務所三カ所に達するにいたった。協同会の紹介事務の開始とともに従来日本海員掖済会、

本海員組合および海員協会がそれぞれ経営

していた船員無料職業紹介事業は、四日市における掖済会の紹介所をのぞいては廃止における掖済会の紹介所をのぞいては廃止における掖済会の紹介所をのぞいては廃止における業者のみであった。そしてその数も昭村る業者のみであった。そしてその数も昭和二年末の二六名から昭和六年末の十二名かるなった。かくて協同会の和二年末の二六名から昭和六年末の十二名を漸次減少をたどった。かくて協同会は沿

表 2. 海事協同会普通船員紹介実績(会計年度)

	甲 板 部		機引	部	事系	务 部	合	計	
	求 職	成 立	求 職	成 立	求 職	成立	求 職	成立	
昭 2	12, 224	7, 827	14, 499	10,080	7, 268	4, 318	33, 991	22, 225	
3	11, 706	7, 366	13, 849	10, 178	7,041	4, 377	32, 596	21,921	
4	10, 861	7, 219	13,752	10, 199	7, 266	4, 992	31,879	22,410	
5							25, 217	17, 292	
6	10, 217	6, 620	10, 474	6,937	6, 620	4,418	27, 311	17,975	
7	8, 964	6,068	8, 991	6, 369	6,318	4, 413	24, 273	16, 850	
8	9, 495	7, 058	10, 221	8,030	7, 130	5, 483	26, 846	20, 571	
9	10, 963	8, 585	11, 230	9, 086	7,816	6,002	30,009	23,673	
10	11, 219	8, 847	12,050	9, 575	7, 996	6, 171	31, 265	24, 593	
11	11, 219	8, 940	12, 343	9, 899	8,617	6,752	32, 179	25, 591	
12								39,081	
13	19,665	16, 333	20, 678	17,717	13,635	11,362	53, 978	45, 412	
14	19, 808	16, 848	24, 456	21,735	14, 267	12,490	58, 531	51,073	
15	10, 959	9, 275	13,830	12, 133	8, 719	7,660	33, 508	29, 068	

「海事協同会事業並会計報告」各年による(昭和 5 年および12年は参照出来なかったための空欄である)

(昭和2年および15年はそれぞれ9ヶ月の紹介実績である)

料職業紹介の実施、 する協同会の紹介成績は表2のとおりである。 や縁故を通じての就職者が形式的に届出をな る会社が乗組員を転船せしめたり、 計に計上されたうちには、 な 紹介中に占めた圧倒的地位を速断してはなら 通りである。 までの十四年間における紹介実績は、 の設立以降、 員の大部分の紹介をなすにいたった。 海航路以 、ただし、この数値をもって協同会が船員職業 ħ た、みせかけの紹介が含まれている。)なお、 介業務中に占めた地位がうかがえるだろう。 海事協同会の設立後、 われの考察の対象である普通船員にかん けだし後述するように協同会の紹介統 上 一の航 もって海事協同会が全船員職業 その解散をみた昭 脱路を航行 有料職業紹介業務の禁止 行する船舶に乗組 同会による船員の 予備員制度を有す 和十五年 ボ 表 Ì 協 レ 1 九 同 む 月 船 る。

第十五回海事協同会委員会決議(昭和三年三月二三日)(3)

るをえなかったことから、

ボーレンの潜行的有料職業紹介が相当活潑に存続していたことをうかがうことができ

はどのような効果をもつことができたか。

まず海事協同会の設立の契機となった第一回海事総会で採択された「船員にたいする職業紹介所設置にかんす が意図したところのボーレン退冶は所期の効果を収めたか、どうか。

り不可能であるが、 することにより、 料職業紹介業者と結び付くか、または法令の兼営禁止にもかかわらずみずから寄宿させた船員の職業紹介を兼営 はその業務を存続した。もともと従来から海員宿泊所の営業者はたんなる宿泊所を経営していたのではなく、 とめられたし、また主要港におけるかっての有料職業紹介業者は、海員宿泊所営業の届出をおこない、実質的 紹介業務は海事協同会の設立と同時に禁止されたけれども、 その実情をみると必らずしもボーレンは絶滅されたと云うことはできなかったようである。主要港では有料職業 るにいたった。それゆえ形式的にはボーレン退治はその所期の目的を達成したかにみえた。 行してその営業を続けたものである。このようなボーレンの活動状況の全般的事情を具体的に知ることはもとよ 公然たる有料職業紹介の営業が不可能になったけれども、従来の船員宿泊業者がおこなった方法を利用して、 海事協同会の紹介事務の開始により、過渡的に存続を許可されていた有料職業紹介業者はその営業を禁止され 一そう利潤をあげていたことはすでにみたとおりである。有料職業紹介の禁止後は、 海事協同会の発足後、 一年を経過した昭和三年三月に海事協同会委員会が次の決議をなさざ 地方の小港ではいぜん有料職業紹介業務の存続はみ しかし一歩立入って そのため

紹介法違反者取締に関する決議事項

一、管轄官庁に取締方に付諒解を得るに力むる事

三、若し紹介法違反の疑あるものは本会より警察に告発する事二、違反の行為ありたる船主に対し本会より警告を発する事

其他幹事に於て臨機の処置を執る事

三回評議員会では次の決議を採択ししていることからも当時の事情をうかがうに足りよう。 また海員組合では昭和三年九月在阪神船員大会を開催してボーレン退治を決議し、また海員組合の昭和三年第

実行方法

条件低下に腐心しその社会的向上の道を阻止しつつある事実に鑑み本組合創立の本旨に基き彼等の徹底的掃減を期す 組合昭和三年度第三回評議員会は有料船員職業紹介に類する営業者が一部会社の人事監督と相結托して海上労働者の労働

威力に依りてその不正を暴露し以て目的の貫徹を期す右決議す 右決議を政府当局並に海事協同会及び関係船主に提出し前者に対してはその監督権の発動を促し、後者に対しては組合の

昭和三年一〇月二六日

日本海員組合

び求職者の各職種別の申込順によったが、正当な理由がある場合は必らずしも申込順によらずともよかった。 のと云えよう。有料職業紹介はその後つぎのような形態を辿った。海事協同会の職業紹介の取扱いは求人者およ 同会の職業紹介が円滑に進行したことを物語る一面、 その後においては公的に有料職業紹介業者の存在を指摘、非難をなした例は見当らない。それは次第に海事協 有料職業紹介がより巧みに潜行的形態をとるにいたったも

(海事協同会船員職業紹介規則第四条)ところで船員の一切の雇入は海事協同会を通じるに至っても、縁故採用

年に延長され、

のばあいなど海事協同会に形式的な届出をおこなえば、 職長とボーレンとの馴れ合いにより、 縁故採用の形式をとって海事協同会を通じての有料職業紹介は存続 正規に協同会を通じて採用したものと見做された。 その

生じた。一方における新船員のたえざる流入、他方における乗組員数の減少傾向 善助成施設の実施にともなうスクラップ・アンド・ビルドのように乗組員数の減少をもたらす諸事情が相次いで することが可能であった。 業の脅威のため下船者数はいちぢるしく減少する――ため、船員中、いわゆる恒久的失業船員が続出した。 しかも大正末期から昭和初年にかけての海運界の不況は、昭和五年の金解禁により一層その深刻の度を加え、 このような有料職業紹介が根強く存続した理由はもとよりわが国における過剰労働力の存在によるものである。 乗組員数削減が相次いだし、 船舶の大型化傾向、 ディーゼル・エンジンの採用、 ――しかも不況期には恒久的失 さらには昭和七年の船舶改

海運界の不況による失業船員の増大とともに、 部見習期間を乗船後六ケ月間とし、また海上実歴一年六ケ月未満の水火夫または石炭夫を雇用しうる員数は見習 船を防止する措置が海事協同会によってとられた。昭和三年六月の普通船員標準給料最低月額協定において、 を除いた各部員総数の各一割五分を限度とすると定めた(第三および第五項)のは、 新船員の流入による普通船員労働力市場の供給過剰傾向を防止するために数次にわたって、新船員の流入、 昭和五年七月の同協定修正によって各部見習期間は六ケ月より一 その最初の試みであるが 各 乗

中止にかんする件を提案し、 和七年九月の海事協同会第七三回委員会では船員側委員より船員失業防止対策として向う一ケ年新海員の その実現に努力するむねの申合せをなしている。(6) また日本海員組合の強力な申入れ

また不熟練水火夫等の雇用制限を規定した第五項の海上実歴一ケ年半は二年に延長された。また

によつて日本海員掖済会はその水火夫養成員数を昭和五年以降、 急激に減員した。だがかかる普通船員の供給制

限 普通船員の労働が未熟練労働者によっても不完全ながら遂行できる性質であるため、充分な効果をあげる

及 5. 自运加其人来状态(1								
ケ月平均)								
		就職者数	内新船員 就 職 数	失業者数				
昭	5	1,557	207	2,979				
	6	1,402	127	3, 526				
	7	1, 476	118	3,750				
	8	1,621	110	4,456				
	9	1,947	229	2,616				
]	10	2,057	289	1,746				
海事協同会調査部「求職船員								

(昭和

普通船員失業状能(1

海 の失業期間について」

9 10 普通船員は組合の授産施設が利用できたが、もとよりかかる姑息な方(゚゚)

法では、

いった。(表3) 日本海員組合では失業海員救済のために昭和五年より全国六ケ所に

ことができず失業船員の増大する一方、いぜん新船員が流入就職して

び日本海員組合の授職授産施設にたいし、補助金を交付するにいたり した。昭和六年以降には失業船員救済のため逓信省は海事協同会およ(8) 授産所を設置し、二ケ月以上失業している普通船員の失対事業に着手

りこみ、その手を通じて就職の機会をまつより外なかったのである。

労働力市場から離脱してゆくか、なおも労働力市場に止まるものは必然的にボーレンの経営する宿泊所にころが

ボーレンの機能を終熄せしめることは不可能であった。失業者は帰農その他により船員を廃業して船員

さてこの海事協同会による職業紹介の開始は船主にたいし、どのような影響を与えたか。

職種の普通船員を雇入れることを可能にした――は、全国各地に設置された海事協同会の紹介所により果された。 じるにいたった。 まず社外船のばあい。社外船では従来ボーレンを通じて普通船員を雇入れていたが、今後は協同会の窓口を通 かってのボーレンが果した機能――乗組員に欠員が生じたときにはもよりの港で容易に必要な

だが海事協同会による職業紹介の開始は、社外船主が従来採用していた船員費の重要な切下げ方法の実行を困難

戦前における普通船員職業紹介機構 下げは可能であったし、 員の経験年数と各上級職種への昇進とは並行関係にある。社外船主は、そこで上級職種の普通職員から下船者が 神戸船主会が日本船主協会にあてた決議「船員職業無料紹介ハ従前通り日本海員掖済会ヲシテ復活セシムルカ又 の設立を通じてかなりの程度に成功をみたといってよい。 のであった。 ごとにその海上実歴および最低賃金を定めるとともに、乗組員中における未熟練水火夫および石炭夫比率を制 数隻の停船をみたのち仲裁人の手によって成立をみた昭和三年六月の普通船員標準給料最低月額協定は、 かきたてることを意図していた。だが、 ないしは最下級職種の船員を新規に雇入れた。 生じたばあい、 に した。 かんして決定実施することをも重要な一機能としていることにより、その実行が困難となってきた。全国で三百 力するとともに船内での「繰上り」をおこなうことが多かった。すなわち普通船員の労働内容は各職種により相 国営タランコトヲ切望ス」にみるように海事協同会の職業紹介事業にたいする反対はきわめて強かった。 また見習級の見習期間を限定したがそれは従来の社外船主が実行してきた船員費の削減方法を不能にするも かって社外船主は普通船員の供給過剰につけこみ、できるだけ低い労働条件で船員を雇入れることに努 海員組合が職業紹介権の獲得を通じて船員の労働条件を防止しようとした意図はかくて海事協同会 当該職種に適当な経験者を新規に雇入れる代りに、船内における船員の職種を順次繰上げ、 その何れもが各部ごとに徒弟制度的な経験を経て習熟してゆく性質の作業である。 その措置は同時に乗組員にたいし同一船主のもとで長期間にわたり継続勤務する意欲を かかる方策は海事協同会が船員の無料職業紹介とともに、 この船内繰上げと未熟練労働者の雇入れを通じて船員の給与の したがって当時における船主の不満ははなはだしく、 船員の待遇に したがって船 各職 見習 そし

て最低賃金協定成立後も協定以下の労働条件で船員を雇入れようとする試みが各所でおこなわれた。某社外船会

社では協定による賃金引上げにたいし、勤続手当を全廃しオーバータイム支給を廃止して実質的に賃金引上げを 規則からの拘束を避けるために社内に人事部を設け船員を社員として船主直接雇用の上、乗組ませることによっ 諸手当の廃止によって人件費の削減をはかろうとする措置が多数試みられている。その外にも海事協同会の紹介諸手当の廃止によって(ユタ) 無効にしようとしたところから、同社船七隻の停航を招き、結局協定を実施をみるにいたっている。その他にも(艹) するための便宜策にすぎなかった。先にみた海員組合の昭和三年における有料職業紹介業者排除の決議はこのよ(3) として雇用された船員は会社専属雇用の形態をとるものではなく、この雇用方法はたんに低賃金で労働者を入手 て、最低賃金協定の適用を発れようとする試みもみられた。とれはあきらかにボーレン機能の復活であり、社員

の事情を利用して、直接海事協同会を利用しながら、かつ最低賃金協定以下での給与で船員を雇入れている事実 を図ったものであるが、いまだ団体協約について充分の慣習もまたそれにたいする法的保護も欠如していた当時 上にみた諸例はいずれも最低賃金協定および海事協同会の職業紹介規則に逸脱することにより船員の賃金引下

として紛争を起している。

うな事情によるものであった。また大連汽船では中国人船員をもって近海就航船乗組の日本人船員に代替しよう

機能が船員の労働条件の維持改善に果した役割を過大評価することは正しくない。換言すれば社外船主にとって も必ずしも協同会による職業紹介は、その船員費引下げを不可能にするものではなかったのである。けだし海運 善に役立ち、同時にそれは社外船主の不満を呼ぶにいたったのであるが、だからといって海事協同会の職業紹介 上にみたように海事協同会の船員職業紹介と船員待遇問題の決定実施機能の結合は、船員の労働条件の維持改

戦前における普通船員職業紹介機構

± 4	普通船員職級別失業期間および求職人員にたいする百分比	
衣 4.	青週船員職級別大乗期间および氷職八員にだいする日分氏	「昭和六年末)

	一年以	上	六ケ月 一	~	言~	-六ケ		一 ~ 三 _月	三ケ	一ケ月 満	未	計
[人員	%	人員	%	人	員 5	%	人員	%	人員	%	PI
水夫長級	100	17.6	117	21.0	1	15 20	o. 6	149	26.7	78	14.0	559
舵夫級	73	6.3	235	20. 3	2	27 19	9.6	399	34. 5	224	19. 3	1, 158
庫番級	12	5.5	43	19. 7	4	42 19	9. 3	76	34. 9	45	20. 6	218
水夫級	80	4.1	262	13.2	39	92 19	9. 7	755	38.0	496	25.0	1, 985
見習級	2	0.9	15	6.6	;	59 26	б. 1	87	38. 5	63	27.9	226
計	277	6.4	472	16. 2	83	35 20	J. 1	1, 466	35.4	906	21.9	4, 146

海事協同会資料による。

(松浦清一,「新海員制限論」「海員 | 11巻3号10-11頁より引用)

17 すら生ずるにいたった。すなわち不況の深化によって上級職種のも(エタ) ることの困難さから、 主 界における不況が深化した昭和六年一月には海事協同会は第五三回 もなくなったのである。 用する余地も少なくなったが、 めたことはいうまでもない。 ともいうべき労資協調主義がこの最低賃金率低下の実現を可能ならし 員側構成団体である日本海員組合および海員組合の、 ど就職 生じたところから、 きわめて少なくなっていった。 末ごろまでの時期では、 |側の船員費の節約は公然と実現することができた。(4) は協定による労働条件で雇入契約を結びながら、 差十数年の経験を有するものが火夫見習として乗船するという事例 機会を得るのはきわめて困難であったから、 さきに協定した最低賃金の引下げを実施することにより、 が困難なため かつての繰上りによる船員費節減策をとる必要 職員免状を有するものが属員として就職したり、 (表4)資格以下の職種 さらにまた不況が深化したときには、 一度下船、 また不況が一層深化した昭和六年から七 自分の技能経験に適した職種で就職 そのためかつての繰上りの方法を採 解雇された後においては次の乗 乗組員中下船するもの 実際には協定賃金 低賃金で働 海事協同会の 海運業第一主 形式的 3く船員 船 0 委

以下で働かせる例もあったといわれる。要するに不況期においては、海員組合の労資協調主義的性格と、加うる

さしたる制約をうけなかったと考えてよい。 に普通船員の供給過剰とが相俟って、社外船主としては、海事協同会による職業紹介事業により船員費引下げに

同会は完全にその存立の基盤を失わざるをえなかったのである。 くて崩壊の危機をはらんだが、昭和十二年以降の準戦体制への突入、労働力の国家統制の実施とともに、海事協 海員組合の分裂後にみられた船員の待遇改善はいわゆる rival unionism の結果として生じた。海事協同会はか た職業紹介権の独占と船員の待遇決定権との結合によって船員の労働条件を改善することはもはや不能であった。 新旧両組合が相互にその勢力拡大を意図しての船員待遇改善要求を提出し、紛争が相次いだ。海事協同会が有し(18) ところが海員組合の幹部間の紛争から昭和十年五月、組合が分裂し新日本海員組合が別個に設立された後は、

ついてはもちろん協同会の紹介を受けることになった。しかし予備員制度を有する会社では船員の雇入、雇止を 止まり、 な影響をうけたか。まず職業紹介についてはほとんど協同会の機能はこれらの会社にたいしては形式的なもの 右にみた一般社外船主とことなり社船その他の予備員制度を有する会社は協同会の業務開始により、どのよう 船員の雇用関係に実質的な影響を与えなかったようである。予備員制度を有する会社も船員の雇入れに

場合には、船長がもよりの港で欠員を補充することはあったが、このときの雇入れは航海終了時までに限定され、 いずれでも、 する期間に定められるのが通例であった。そのため船員が自己の都合で下船したり、また社命で転船する場合の 含む労務管理は、 その欠員補充は予備員中からおこなわれた。もちろん航海途中のなんらかの事故で下船者が生じた 個々の船長から離れて陸上の労務管理部門に集中され、雇用契約期間も一ないし数航海が終了 に

限定されているから、

紹介を受けて主として見習級船員の雇入れをおこなっている。 者の穴埋め、 その予備ないし待命員にたいする待遇には会社によって可成りの程度の差異があり、 にはなんら影響を与えなかったとみてよい。 会養成者あるいは従来から特定の供給関係を有していた地域の出身者 を雇入れることにより、 社 外 30 54 ないしは運航船舶の増大に伴なう乗組員の新規需要が生じた場合に限られ、 751 9,668 10,503 212-3頁 協同会の職業紹介事業の開始は、 ない。 阻止する機能も相当に異ってはいたけれども、 動阻止に強力に役立っているから、 ことに不況期であっ 予備員制度を有する会社が社命により転船させたり、 もっとも予備員制度ないしは専属雇用制度を持つ会社の場合で た昭和初年から八年ごろまでは予備員制度が船員の移 予備員制度を有する会社には、 しかもかかる見習級の船員 尚更である。 (たとえば三井物産船舶 一般的には上のようにみて差支え 予備員制度が船員の移動を この場合だけ協同 の採用の場合も、 予備員を乗船 その船員調達機構 部 Ø 口之津

航海終了とともに解雇された。

したがってこれらの会社では新規に船員を雇入れるのは、

老齢その他による退職

出

身

てそ 新海員就職状態(昭和2~11年) 表 5 の 社 船 職 長 級 3 手 級 11 夫 級 252 見習級 13,539 計 13,805 海事協同会「調査要録」 統計に計上されているため、 めた場合も、 なお、 協同会を経由して紹介をうけた形となっており、

斑をうかがえるに過ぎない。 すなわち新たに船員手帖を交付され船員となるもの、 度実質的紹介をなしたかを数的に だが上述したように予備員制度を有する会社の新規雇入は主として見習級 正確に把握することは困難である。 の社船 へ の 就職状態を通じ ただ新海員、

協同会が予備員制度を有する会社にたいしてどの

協同会の職業紹介

せし

これをもって協同会の予備員制度を有する会社への船員供給状態が推察できよう(表5)。

表 6. 普通船員最低賃金協定の実施効果

		協定前		協	定 後			
職種		平均給料	平均年令	平均給料	平均年令			
職長級	社 船 社外船	88· 17円 54· 35	42.3 37.8	85.48円 70.67	42.7 38.6			
大工	社 船 社外船	71 · 47 54 · 03	36. 4 33. 6	75. 25 67. 72	37·1 33·9			
舵夫級	社 船	55. 29 41. 54	33.4 30.1	56.39 51.28	33. 1 31. 1			
庫番級	社 船	64· 29 40· 80	35. 3 30. 4	65. 22 44. 83	36· 2 30· 8			
水夫級	社 船	37. 97 35. 69	25. 4 24. 6	38. 94 38. 98	25. 7 25. 5			

海事協同会,「調査要録」21-40頁の各表より作成

船員にたいする同様の協定が昭和三年九月に締結されたと 会社も同様にこの協定を実施している。 員標準給料最低月額協定の実施は社外船乗組船員の給与を おける乗組員の低い賃金および労働条件が社船のそれをも 船乗組員にたいする適用を意図したものであったが、社船 めようとしたものであった。それゆえこの協定は本来社外 ったことに基ずいており、その格差を消滅ないし縮小せし は社外船乗組員の待遇が社船乗組員に比し著しく劣悪であ る社外船大争議の結果実現したものであるが、 大巾に引上げる効果をもった。もともとこの協定はい 低位に押える作用を有していたが、 が間接的に影響を受けたのは当然である。 条件が改善されたことを通じて、社船の乗組員の労働条件 権を職業紹介権とともに把握したことにより社外船の労働 なかったが、 んに普通船員供給の窓口が変ったのみで実質的影響を受け 上述したように社船は海事協同会の職業紹介の開 協同会が船員の労働条件にかんする協議決定 昭和三年六月の普通船 (このことは高級 かって社外船に 争議の原因 始はた わ

はないけれども、

昭和三年の普通船員の標準給料最低月額協定が高級船員のそれと異なり、

経験年数の増加に伴う昇給は一定限度で頭打ちとなり、 同一給与状態に置かれることがみられた。すなわち社外船では低廉な労働力を利用しようとするため船員はその(9) っている。ただし社外船の職長級が社船のそれの平均年令に達したころ、一部は落伍し、残された一部はい につかせる傾向は依然存するけれども、年令と給与との関係は社船とまったく同様の歩調で増加をたどるにいた ちぢるしく低かった。 協定実施前においては社外船は社船に比して昇進は早かったけれども同年令の社船乗組員に比してその給料は いたっている。また年令と給与との関係すなわち年令と昇進、 社船と社外船とのあいだの賃金格差は大きく減少しことに水夫級においては社船、 社外船の双方の普通船員に適用された結果を、協定実施後一年を経た時期においてみれば表6のとおりである。 超える会社の船員にたいしては、その適用を除外するむね規定しているのと相違している。) 有給予備員制度を含む社員制度、 協定実施後は社外船は昇進はやはり社船に比して早い、すなわち経験の浅い者を上級職 退職金制度を有し、 かつ労働力市場からの早期の脱落を余儀なくされるわけ 俸給と確実に計上しうる給与との合計が協定規定額を 昇給との関係について協定実施の効果をみれ 社外船の給料は均一化するに この協定が社船、 ・ぜん

推察に難くない。 すぐれた自社保有船員の労働条件を低位に止めていた社船にとり、その労働条件を改善する必要が生じたことは 前に比していちぢるしく改善された。そして社外船のこの労働条件の改善は、 右にみたように社外船の船員の労働条件は依然として社船より劣る部面を有しながらも協定実施後は、 しかしその後の労働条件については明らかにできなかったため、 社外船の低賃金を利用して質的に たんなる推察に止めるより外 それ以

社船等の予備員制度

との労働条件の格差を縮少するのに役立ったけれども、やはり両者のあいだの労働条件の格差はいぜんとして存 紹介権の把握と船員にたいする労働条件の決定機能の結合は、 格差を拡大して優秀な労働力の確保に努めたことを示しているのではなかろうか。ともあれ、海事協同会の職業 労働力の外部への流出が懸念されるにいたったとき、自社乗組員にたいする労働条件を改善し、 保することができたのにたいし、船員にたいする需要が漸増し、たんなる予備員制度によっては自社の保有する 定性を与えることを利用して最低賃金協定の実施による賃金格差の縮少傾向にもかかわらず、 た。この一連の事実は不況期で船員が過剰な時期には社船はその予備員制度が船員の雇用関係にたいし若干の 昇給セシメル会社属員ニ対シテハ本規定ノ等級別支給ヲ適用セサルコトヲ得ルモノトス」という規定が追加され の普通船員にかんする協定と異なり、その備考のうちに「有給予備員制度ヲ有シ毎年金弐円以上成績ニ依リ定期 いてのみの労働条件にかんする協定が結ばれた。 船員にたいする需要が漸次増大するきざしが見え始めた昭和八年九月には郵船、 を有する会社の乗組員にたいする除外例を規定していなかったのにもかかわらず、 かつ昭和十一年八月の普通船員標準給料最低月額協定では従来 社外船乗組員の労働条件を高め、 商船、 その後海運界の景気が好転し 近海郵船の普通船員につ 優秀な労働力を確 社外船との賃金 かつ社船乗組員

1 紹介事務開始当時の紹介所所在地は、 長崎。 紹介事務所一若松、 兵庫、 次のとおりである。 川口。 紹介所—神戸、 大阪、 横浜、 東京、 函館 小樽、

門

かつ両者のあいだでは船員の移動はほとんど存在せず、かっての労働市場の二分化は継続したとみなして

(2) 各年「日本船員統計」による。

よさそうである。

第七巻九月号九四頁参照。

13

- 3 「海員」第七巻五月号(昭和三年)九三頁。
- 3 4 「海員」第九巻八月号一〇九—一一一頁。 「海員」第七巻一〇月号七〇―二頁、一一月号九八頁。
- 6 海事協同会「昭和七年度事業並会計報告」一六―七頁。

昭和元年 日本海員掖済会の水火夫養成数の増減は、 一、〇二八名 次のとおりである。 昭和六年 (『逓信事業史』第6巻一二二二頁)

九七〇

三三九

7、00六

一、五二九 一、二六五

「海員」第九巻十月号、一〇一頁、一〇八一九頁および一二月号九一頁。

9 『逓信事業史』第六巻一一五〇頁 8

Ŧ.

四四四四

八九六 九一〇

Ξ

- 10 米田富士夫「海事協同会の回想」三二頁。
- 12 11 「海員」第七巻一一月号一〇一一二頁、「協定実施にかんする紛議一覧表」。 「海員」第七巻九月号(昭和三年)九一—四頁。
- 西巻敏雄「最低賃金制実施後における海上資本家群の逆襲」(「海員」第八巻(昭和四年)三月号六―八頁)なお「海
- 14 「海員」第八巻(昭和四年)三月号九二―五頁、及西巻、 前掲論文、九—一五頁。
- 米窪満亮、「海事協同会の職業紹介について」(「海員」第九巻十月号二一九頁)なお海事協同会の最低賃金協定以下で

条「船員職業紹介事業ヲ行フモノハ正当ノ理由ナクシテ紹介ノ申込ヲ拒ムコトヲ得ス」および海事協同会船員職業紹介規 の紹介について紛議が生じた結果、海事協同会委員会では船員職業紹介法施行規則(大正一一年一二月一日実施)第十八 69

則第一条「海事協同会職業紹介部ハ法令ノ定ムル所ニョリ無料ニテ船員ノ職業紹介ヲ為ス」との各条項にかんし、 金の維持を「正当の理由」とみなすべきか否かについて昭和五年一一月一二日付をもって次の通牒を各紹介所長に発して

「協定給料以下での紹介申込取扱に関する件」

るる向あり、此の場合其の間に介在して紹介に従事する者稍もすれば其取扱振りに依りて誤解を招き、又は紛議を惹起せ 今更申す迄も無之候へ共、過去の事実に徴し稀には加盟員にして該協定を無視し低率の給料額にて求人又は求職を申込ま 本会制定に係る協定給料は船主・船員間に於ける一般の雇傭契約に適用する目的を以て制定したるものなることは

しむる因とも相成る可く……右取扱上心得方申述べ参考に供し度候。

は申込者に対し強要にあらざる限り可成協定率を履行する様注意勧告するは当然の事と被存候。然れ共此の好意的勧告さ へも容れられずして協定率以下にて紹介成立したる場合は直ちにその旨幹事に御報告相成度

しては其の申込を拒否する能はず、一応之を受付くるを要するも苟くも本会制定の協約が存する限り、申込受付に際して 協定率以下の給料額を以て求人又は求職の申込を為す向ある場合、紹介法規に準拠して其の事務の遂行を要する紹介所と

右協約違反行為は本部及構成団体にて其れ其れ適当の処置を構ず可き主旨に外ならず候(「海員」 第九巻(昭和五年)一二

月号七八—九頁)

見習は除外された。なおこの引下げは昭和七年十二月の第五三回委員会により、従来の協定率に復帰することが決定され 水火夫長および賄長は月額金四円、その他は月額金三円の給料引下げが協定された。ただし給料月額金十五円以下の

- 17 海事協同会『調査要録』昭和一六年、 一五九頁。
- 18 一一五七頁以下。

『逓信事業史』第六巻

『調査要録』四〇―四二頁。

国際通貨準備理論研究序説

――その系譜的考察(一)―

藤 田 正 寛

国際通貨制度は動揺しているといわれている。それも金とドル債権の不均衡の深刻化という形態に於いてであ

శ్ర

界経済会議に於ける財政決議以降であった。

性の強い通貨をあてるという金為替本位制度が金節約原理に支えられて出現したのは第一次大戦後のゼノアの世

抑々外貨準備は、金のみで構成すべきであるが金の代りに之と交換性のある他国の国民的通貨、

即ち交換可能

本位への移行が示唆されたが、之は単に構想たるに止まった。併しとのケインズの計画は世界中央銀行案として それ以来国際金本位制が復活し、又それが経済恐慌と共に姿を消し、ケインズの超国家機関構想による金為替

インズ案といわれる国際清算同盟構想に再生しが、之は今日、論議を華やかなものとしている国際通貨基金改組 新しい衣をまとって再び出現せんとしたものの、その時期よろしきを得ず、今次大戦後の金融的処理のためのケ

案の先駆的役割をもっている。

第二次大戦による国際通貨体制の混乱収拾のためケインズのイギリス中心の清算同盟案 (ポンド擁護的) とホ

ワイト案といわれるアメリカ側の安定基金構想(ドル本位的)が問題となったが結局はアメリカ案が残って国際

通貨基金に結実し金本位制的機構の発足となったのである。

その後、外貨準備は世界経済の推移がドル中心的に新発展をとげ特にドル不足現象を長期に亙って伴うや、

選好即ち金への郷愁をつよめると共にドル選好をも一方で濃いものとして行った。

抑々、自由に変動する為替制度にあっては理論的には国際通貨準備は少しも必要としない。それは為替の変動

は自動的に国際収支のバランスを保持し、いかなる乖離をも阻止又は排除するからである。

為替相場が相当長期に亙り安定をつづけている制度にあっては、何等かの形の国際流動性即ち各国が国際収支

の一時的ギャップを決済出来る手段(すべての決済手段―金、その他外国通貨)が必要である。

為替安定の維持は、為替管理の場合を除き、国際収支が払超の場合は、その国際現金準備は低下し、

このような準備の機能は直ちに為替を安定させ対外支払と受取の較差を埋めることである。

之が増加し各国通貨当局による固定価格での、この決済手段の売買が必要となる。

金が国際通貨であれば、貨幣制度は之を中心として自動的装置によって経済活動が円滑化するが、準備として

その他の有力通貨が、この地位を占めれば、之の豊富な蓄積即ち準備量の大きさがこの経済活動を規制する。

でなくなると為替準備制度に修正を加え他の形態の通貨が採用されねばならなくなり、前述の各国民通貨が登場 国際通貨としての金の分配が両大戦間を通じて不平等となった結果、 ある形態の国際通貨が大部分の国で有効

したのである。

投資機関が設立され国際復興開発に適当量の借款が与えられるならば資本不足国も国際収支変動への緩衝として 之を国際通貨制度だけの観点から見ると借入国又は世界全体にとって最大の長期的利益を保証する方法で国際

ヌルクセはこのような国際準備論を展開し国際通貨基金その他の国際金融制度への信頼性による調整を考えた(2)

十分な流動性準備が期待出来るようになる。

が、今日の国際的なドルを中心とする通貨困難は金不足と国際通貨基金の機能の欠陥とにあるといわれる。

之については金為替準備的金融機構が今日、再認識されつつあるが之は究極的には完全な金本位への復帰の準

備段階であった第一次大戦後のそれとは、趣を同じくするとはいえない。

ファンの新バンコール貨を中心とした世界中央銀行構想への理論的継走を探り、今後のこの面の理論的発展への 本稿では国際通貨準備の理論的展開をあとづけ特にケインズ的展開と新しい国際通貨基金構想といわれ

るトリ

示唆を見出すための問題提起を行いたい。

(-) M. A. Kriz, Gold in World Monetary Affairs Today, 1959

松村善太郎「外貨は金かドルか」エコノミスト、三八の三四。

(\alpha) League of Nations, International Currency Experience. 1944. 邦訳「国際通貨」三三七頁。

され、 ゲーム・ルールは自動的調節作用によって必要以上に発行された通貨は銀行に還流するか又は各自の手許に保蔵 逆に不足する場合は(金の保有の不足を意味する)通貨は銀行券、手形、 小切手などで補われる。

金本位制下にあっては通貨が流通以上に必要に増大して之によって物価騰貴を生ずることはなく所謂金本位の

に直ちに之が反映し不安定は拡大し、自動調節作用の不円滑な世界経済の困難の克服は一九一四年以前の国際金 第一次大戦による経済への影響は為替相場の著しい変動を起し、極めて国内通貨が不安定状態となり国民経済

場も厳存した。ケインズもその主張者の一人であり、「貨幣改革論」に於いて「金本位制主張論者は金は実際上、(1) 本位制度として常態であった金本位制度に復帰することであると世界の大勢としては思考されていた。 併し、国際金本位制が歴史的に生成した必然性と妥当性を理解し乍らも金本位に対して消極的又は憎悪する立

義と懐疑論とは往々相結ぶものであるが、その上迷信迄も仲間入りとして金は尚、その色香で估券を保っている」 幣管理当局は往々思慮が浅いから通貨管理は早晩失敗するであろうという見透しに立っている」といい、「保守主 今迄相当に安定した価値の基準であったし今後もまた、そうであろうということ、第二の論拠として実際上、貨

ことであるが、それは「偶々金鉱の発見が他の方面に於ける進歩と大体歩調を一にした」ことと「常に安定を来 ケインズによれば、十九世紀の如き変動の止まらぬ時代に金の価値安定維持が成功していたのはまぎれもない

と毒舌を吐いている。

すに与って力のあったある種の影響のあった」ことに依存しているという。金の価値を決定する諸要素が夫々独(~)

立し多面的機能を果したこと自体、金の価値が一定でありえたと彼は認めている。又世界各国の中央銀行が、そ

あるからである。 の保持すべき金準備率を可変的なものとしていることは予見出来ない要素であるというよりは却って安定条件で

大戦で事情は一変し、金は「管理された managed」 貨幣となり、その死命はアメリカの連邦準備当局の掌中に握 ケインズは、このような金の貨幣としての属性の有利性と、それによる金本位制の歴史的優位にも不拘、 世界

られるに至ったというのである。

の状態では、 アメリカがいかなる金政策をとるかは重要な意味をもつが、大部分の国が金本位を放棄していた第一次大戦後 ただ「中央銀行当局や、大蔵大臣の如き貨幣当局による干渉が、経済の自動作用を失わしめる」と

いう点をあげて金本位擁護とする論には説得力があるとはいえないとしている。(3)

を奪い、 更にケインズはホートレーの金本位論に言及し、「無調節な通貨への復帰論ではなく、金から前代の専制的権力 いわば銀行議会の勧告を考慮すべき立憲君主として之を優位さすべし」とすると金本位を理解した。

明と考え金の購買力に関する障害に備うべき手段を講ずると否とに不拘、金本位の復帰に固執していない。 ぬ場合は商品に対するポンド貨の安定」策を考えるのがポンドを変転きわまりない金属の支配下におくよりも賢 ホートレーにあっては国際間の協力は言うべくして実行し難いことと認め、「もし国際間の協力が得られ を抑制する国際間の協約が金本位復帰の前提となすことはケインズもホートレーも同じ考えである。

さて、ゼノア会議の決議に見られた各中央銀行間の協力と金為替本位制を基礎として金の購買力の不当な動

際間の協力のみに希望を託し金本位を支持して、このようなホートレーやゼノア会議の考えに真向から反対する。 実験出来ること、金採掘者の既得権を無視すべきでないことを挙げて金本位を支持するのであるが、ケインズは国 ホートレーは金が国際貸借を決済するのに流動的準備として必要であり、旧制度から全然分離せずに新制度を

の連邦準備制度に委任する」ととに外ならず、仮に英蘭銀行との密接な関係に於ける協力であって、(6) アメリカ側

世界の金分布状態の下で金本位制を復活すれば必然的に物価の調節と財の循環適応との決定をアメリカ

の一方的委任でなくともアメリカ側に行動の自由を売渡す結果になり兼ねないとケインズはいい、

古典的金本

位制の復活は云う迄もなくホートレー的な管理せられた金本位制にも強く反対する。

えるのが捷径であるとする。具体的にはイギリスでは英蘭銀行の信用統制力の強化を中心とし五大銀行の金融力 影響による対内的対外的物価間の永続的変動に基ずかぬ純然たる一時的波瀾を防ぐため外国為替供給調整策を考 ケインズは出来るだけ国内物価を安定させるために通貨及び信用を調整せんと策し、更に季節的又はその他の

の強化で足りると考えていたが、この考えは「貨幣論」に於いてもさして変更されず所謂彼の経済的国民主義或

功を誇るべきであり」金の供給割合が金を世界の主要流通手段としたのは金の新しい供給の増加(新鉱の発見な(?) ど)のみに帰せらるべきでないとケインズは見ている。 「金本位が戦前五十年間確保したと言う価格水準の安定は何等誇るべきに値せず、 金の使用者側の統制が大半の

は貨幣的国民主義を形成するのである。

金利政策が主要因であり、 接的影響があったかも知れないが直接的には全体として見た世界の中央銀行の自然利子率と市場利子率を取扱う 更に金の需給問題については利潤インフレーション又はデフレーションは金属である金の供給変動の与える間 国際金本位にこの経済の変動を処理する能力があるか否かという点から評価するので

は殆んど存在しない」と反論している。 に統制された本位を運用するために、 次に「金は不規律な通貨利度を相当なところに保つことが出来る」との主張に対しては、ケインズは 信頼をかち得ない当局が国際金本位の運用に於いて信頼されるという証拠 国民

国際金本位制によって相互に結びついているすべての国の政府又は中央銀行は裁断の自由を制限され独立性を

くない。

束縛されるが、これは能力のある一定の標準を保持し、激しい攪乱や政策の甚しい食違いを防ぐための必要とい

う理由のために発展への自由を奪う保守主義の用具の一部ともなるのである。

制度よりも遙に広い範囲をもつ通貨制度をもつ」ことは「疑問である」という。そしてイギリスの投資家が自国(?) の情勢を嫌悪してアメリカの証券を購入し出すとイギリス自体の信用制度は不安定となる(対抗策が講ぜられぬ 先づケインズは経済的国民主義又は貨幣的国民主義を掲げ「吾々の銀行制度、吾々の関税制度、及び吾々の賃銀 国際金本位にあっては価値の理想的標準が国際的性格をもつところに存在の理由があるとされるが、之に対し、

場合、ただちに外国貸出量を変動させ而もそれに相応して輸入及び輸出を相対的に変化させる可能性がない)。

の標準に世界を委ねるから問題がある(ここでケインズは第一に長期標準を貨幣の購買力即ち、 ある。併し、之は長期的には解消されるともいえるが国際的標準は長期の規範を支配する一つの特殊な型の価値 る利益を獲得することが考えられるからである。而も国際協調に対し、この国に熱意がないとすれば一層問題で 之が一つの障害であるが更に一方で、アメリカの態度がある。アメリカが地方的標準と国際的標準の結合によ 消費標準、

で収入標準、 安定した国際標準で測られた地方的消費標準又は収入標準の長期の可変性は経済福祉に影響を与えるほど大き 第三に国際的標準をあげ、第一・第二は地方的標準とし、第三が重要と考える)。

に於いて地方貨幣の価値の変更出来る自由をもつ国際的貨幣制度であることは有効であるというのである。 (1) 性も認めねばならないから超国民的権威による金の価値の統制、 国際的標準は理想的標準ではないではあろうが自主的な国民的通貨統制より進んで最終的福祉のためには国際 即ち周囲の多くの国民的貨幣制度が一定限度内

性を保持するための必要からの経済的国民主義に発するものであることは明らかであるが、金を国際的価値尺度 このようにケインズの国際金本位制への懐疑は尚、根強いものがあり、それがイギリスの国際金融政策の主導

国際的英知にもとづく国際協力を前提とする超国家機構を構想せねばならなくなったといわねばならない。 とし、また、決済手段として使用することに合理性を認め乍ら、金の使用を出来るだけ回避しようとするから、

制への国際的協力を進めようとする努力を結果的には否定出来ず「貨幣論」に於いては超国民銀行貨幣案を示さ(ヒヒ) そして彼はゼノア会議の決議には強く反対し乍ら、欧洲の共通本位、金本位復帰を目的とし差当り金為替本位

ざるをえなかった。

立を国際連盟の金委員会に勧告させ確実な国際金融市場を生成させた。之等については既に別述した。 周知の如く日ならずして各国は金本位を再び離脱した。そしてこの間、 ゼノア会議の決議は結局、実行に移され金本位へ復帰する国も多く、 一応所期の目的を達成したかに見えたが 金節約の国際的要請は国際決済銀行の設

制の円滑化には生産力の向上に相対的な金の量の存在が必要であり、そのために金為替本位制を即刻採用すべし とする通貨同盟を構想し、至りつくところは金本位制の蘇生による自動作用による経済の復活にあった ゼノア会議は疲弊した世界経済の再建のため特に戦争の被害の直接的であったヨーロッパ地域に金節約を主軸

と考えた訳である)。

銀行 ヨーロッパの経済復興の必須条件は各国がその通貨の安定を達成することであり、(第一条)、このためには中央 ゼノア会議はこのような背景の下に一九二二年、次の如く各国銀行首脳の間の討議を経て決議した。即ち、(3) (発券銀行)の政策が中心となるべきであるから必ず一行を各国はもたねばならず、それは慎重な金融政策

を継続的に各国協力の下に実施するため中央銀行会議でこの方途を決定するのが最も合理的と考えた。

発足は出来ない。このためには予算の均衡を達成し之により国内消費を節減、 の歳入に不足があり無準備紙幣の発行又は借入金で之が支弁される間は通貨の改善は不可能であり、 この方法としてヨーロッパ各国の通貨は共通本位而も金本位制をとらねばならない 対外支払の超過をなくせねばなら (第四条—第六条)。 金本位 国家

際金本位制の実施が大切である。この協約の目的は金への需要を集中統合して多数国が同時に競争して金準備を 獲得しようとする結果起る金の購買力の急激な変動をさけることである。だから協約は金為替本位又は国際手形 本位がこのような手段で採用され、有効に之を維持するためには中央銀行間の協力だけでなく国際協約による国 ない。併し対外支払の逆調が甚しく外債に依存せねばならぬ時は通貨の安定が前提である(第七条)。 次に貨幣単位の金価値の決定であるが、その場合、旧金平価か新平価かが問題となるが(第八条)、とにかく金

ねばならないがその提議要件として掲げられたものは次の各項である(第十一条)。即ち、 カの協力がなければ十分とはいえない(第十条)。 国際協約の基礎となるべきものは中央銀行会議の審議に附さ

交換制度を採用し金の使用を節約

(第九条) するのが何よりも必要なのである。

既述の通りアメリカ合衆国が同一の貨幣本位をとるならば先づアメリ

この国際協約はヨーロッパ全域は勿論、

1 加盟国政府は金本位の回復が究極の目的であることを声明し、 出来るだけ速に以下の計画の実行に同意

する。

(B) 3 各国政府は自国通貨の効果的管理のため無準備紙幣の発行又は借入金に頼る歳出支払をしない。 経済事情の許すと同時に貨幣単位の金価値を決定確立すること(但し、必ずしも従来の金平価を必要と

しない)。

- (ハ) との金価値は自由為替市場では有効でなければならない。
- $\widehat{\Xi}$ 通貨を金価値に維持するには必ずしも、金でなければならぬことはないが公認された資産の十分な準備
- で確保することが必要である。次に、
- 2 事情が許すようになった場合、加盟国は金の自由市場を設立し金の需給の中心とせねばならない。
- 3 加盟国の維持する金準備以外の資産準備は他の加盟国に於いてもっている銀行勘定、手形、短期証券又

は適当な流動資産である。

- 協約は金為替本位を基礎とするが引続き加盟国であるための条件は通貨単位を公定価格で維持すること
- で、維持不能の場合は他の加盟国の準備勘定の保有権を停止されることがある。
- その方法としては中央銀行の信用政策でも、その他適当な方法でも何れでもよい。

(5) 各国ともに自国通貨の国際価格を平価に維持するために必要な立法その他の措置をとらねばならないが、

る。併し中央銀行の政策が自由に行わるべき意味は、この目的のための一定の規則で拘束されることでなく加盟 (6) 信用の調節は単に各国通貨相互間の平価維持が目的であるが又、金の購買力の不当な変動のためでもあ

国の国外事項についても協力を確保するためのものである。

るとしている。この目的のために英蘭銀行が出来るだけ速にこの種の銀行の会合を開き、ゼノア会議の採択した び信用政策の調節に当る銀行間の継続的協力の協約を成立させ、更に之を維持させる慣行を発達させることであ 国際的協力の必要は基礎的要件としてこのような金本位制の復帰となるが、ゼノア会議では、各国中央銀行及

提案を審議して各関係国政府に国際貨幣条約の採用を勧告することをすすめている。 告したが更に、 ゼノア会議では当面、 一歩を進めてアメリカ合衆国の参加、 ョーロッパの通貨安定を目的とし、このために各国の協力がすすめられるべきことを勧 更になるべく多数の国の加盟的協力を実現し、 国際的

による国際通貨制度への成長を志したことである。

之がその後の国際通貨制度の萠芽的形態であることは言を俟たず国際金融制度を相ついで新発開させた根拠に

は金本位制の絆を断ち切って自由を求めるようになった。 められている生産力と金の存在産の相対的維持が保たれなくなりデフレーション的圧迫が国内経済に加重し各国 経済的国民主義に移行せざるをえなくなり遂に通貨膨脹政策の採用となる。ここで金本位制の欠陥とひとしく認 との勧告により一旦、各国は金本位に復帰したがその後、 恐慌が生ずると各国は自衛上、 産業保護政策として

のであるが彼の立場はあく迄もイギリス経済擁護者として終始し、 としてとり上げなかったが彼の国際通貨観と貨幣的国民主義との並列の奇妙さが指摘せられなくてはならない。 集りつつあった当時の金の動きにいち早く注目して懐疑と警戒を厳しくし、ゼノア会議の決議をことさらに問題 ケインズは国際通貨としては金を何のためらいもなく認めて、 ヨーロッパの通貨安定についてもアメリカ

その基礎の上で金本位制についての検討をした

よって何物とも保証しえないことは明か」と考えさせ「望ましき目標は世界の貨幣当局者達の日日 その後の国際通貨情勢は再びケインズに国際主義と国民主義への検討を迫り、遂に「人が紙上の組織の条項に 1の才能 の働きに

よって達せられうる」のみであるが「以上の方針に於ける何物かが設立されるとするならば、世界の諸中央銀行は

彼等の手に一つの手段を有すべく彼等がそれを利用しようとし又如何に利用するかを知っているなら大部分の目

標はその手段により達せられる」と考えて国際的英知に守られた超国家機能による国際通貨機能を確認させると(エト)

彼の超国民銀行の思想は、 このような立場からの提案であるが、ここでは彼の国際通貨観は活きており、

とであったといわねばならない。

定の結びつきをもつ超国民銀行券の発行として具体化されている。

ケインズは、このプランで率直にその国際通貨観→国際金本位制への考えを表明したと云えよう。

即ち、ケインズはこの銀行を次の如く構想している。(15)

3 開業の当初資本は必要、而も負債は諸中央銀行(傘下の各国中央銀行)が保証すべきものとする。

この銀行は各国中央銀行以外とは如何なる取引も営むべきでなく、資産となるものは、 金 有価証

各国中央銀行に対する貸出に限り、負債については各国中央銀行の予金をあげる。この予金を超国 民 銀 行貨 幣

(Super-National Bank-Money—SBM) と呼称する。

3 超国民銀行貨幣は二%の巾で一定価格で金と引換えに購買され、又金に換えられる。

(4) この銀行の金準備額は、銀行が自主的判断で決定すべきもので、負債比率の一定最低限を強制すべきで

はない。

制的に購買され、又換えられることが望ましい。ここでは超国民銀行貨幣は第一の国際的標準とならねばならず、 (5) 傘下各国銀行貨幣(各国通貨)は金と同一条件で、即ち買売の値巾二%という形で超国民銀行貨幣で強

との国際通貨もそれ自体が引換えられる金は最後の標準となるものである。

9

超国民銀行は自主的に公開市場操作を長期、

又は短期証券の売買を通じて行う権利をもつべきである。

由に売買する。

- 6 超国民銀行貨幣は傘下各国中央銀行の法定準備としては金と同様に計上する。
- 貨幣保有高は金の追加的預入や他の中央銀行からの超国民銀行貨幣の振替、 7 傘下各国中央銀行は最初に多額の金を預入し超国民銀行に勘定を開く。以後、 更に、 超国民銀行からの借入等によ 各中央銀行の超国民銀行

り補充される。

入額まで、三年後にはそれ以前の三カ年の平均預金額まで貸出すことが出来る。 均預金額を参照し、又最初はその銀行の預入金額で決定される。各中央銀行は例えば最初の借入額は最初の金預 決定する。 8 この超国民銀行は傘下各国中央銀行が一度に三カ月以内の期限で借入することを認め、 借入の許される範囲即ち貸出限度はそれ以前の三カ年についての超国民銀行に於ける各中央銀行の平 この貸出利率を

の時だけでなく平常時に於いても本銀行の借手であることが望ましい。 行は各国中央銀行に対する信用調節を利子率操作と貸出の規制の二面から行うが、各国中央銀行が単に偶発事件 貸出最高限は超国民銀行貨幣の全量をその価値安定の必要上、 利子率同様、 時々変更が必要である。 超国民銀

- 中央銀行の同意が条件となる。併し超国民銀行貨幣で表示された国際的公債の発行を妨げるものは何も存在しな 売却の場合は必ずしも必要ではないが買上げに際しては問題の証券がよってもって支払わるべき各国通貨の発行 から、 之は時と共に一層、 普通のこととなる傾向がある。 この場合、 超国民銀行は全く自主独立に判断して自
- 10 この銀行の組織は細微事項であり立入る必要はないが、 恐らく独立経営、 Ħ 々の統制は高度の権威と裁

断の自由を賦与すべきである。

究極に於いては傘下各国中央銀行代表から構成される理事会の支配に従わねばならない。

- 11 との銀行の利潤は二つに分れ、準備と傘下各国中央銀行の預金に比例して按配される。
- 12 超国民銀行の統制の目標は特殊義務事項としてよりも一般的指示事項としておきたい。

ーションとデフレーションを出来る限り回避することである。之等の目的を達成する方法としては、 (又は超国民銀行貨幣) この銀行の統制の第一の任務は国際的交易の主要財貨に基いた計表本位(tabular standard)で表示した金 の価値の安定と維持である。第二の任務は国際的性格をもっている一般的利潤インフレ 一部分は銀

の立案とその履行の期待が之である。 政策を論じ、その結果の協定方針に従って出来る限り行動することが期待される。即ち各国協同可能な信用 政策

行利率(貸出利率)、貸出限度及び公開市場操作によるが、主としては、傘下各国中央銀行とこの銀行及び各国

央銀行間の協議と共同行為が重要である。之等諸銀行は超国民銀行理事会の月例会合に於いて、

彼等自身の信用

幣論」と前後して公刊された「繁栄への道」の中に示された世界中央銀行ととの銀行の発券構想はとの新展開と(エト) 開の第一歩を求め、更に国際通貨基金の設立に際してのケインズ案即ちバンコール案或は清算同盟案並びに ケインズの超国民銀行は彼の経済的国民主義の止揚とも考えられぬことはなくケインズはここに国際主義的展 貨

見ても差つかえはないであろう。

は ケインズが国民主義をもちつづけていたにも不拘、国際主義的展開をしたとはいえ後述の如く、(9) イギリス的過ぎてポンド変形手形案との見方もあることは事実首肯されねばならないところである。(3) バンコール案

与えられ各国は自由にバンコール残高を引き出せず、振替が認められるだけであるから国内中央銀行の業務の国 価を設定し、各国中央銀行はとの平価以下又は以上での金の売買は出来ないとととしている。 ケインズのバンコール案は不変かつ確固たる金の購入先を各国に提供し各国通貨とバンコールとの間に一定平(21) 金は一定の価値を

際化を目指したものである。

ち吾々は今や、それが必然的にそうあらねばならぬ」と認めるのである。(3) すべての国の平均的行動に従わねばならない。そして金本位が十分に作用している時は「信用循環は国際性をも 際金本位制が彼の言葉に従えば種々の国に於ける運動の一様性を確保することは明らかである。凡ゆる国は他 ケインズが呪うべき黄金慾として価値尺度、価格標準として金を本位とするととを如何程、(※) 憎悪しようとも国

向に政策を行って行くのが合理的であり、この調和を乱すとき、国際的協調はもくづとなりはて国際通貨の混乱 インフレーションやデフレーションに際してもそれに対処するために各中央銀行は緩急の差はあっても同じ方

が生ずることは当然である。

た影響を見れば歴然としている。 それは一九三〇年のフランス銀行、及び一九二九年のアメリカの連邦準備制度の行動が世界経済の秩序に与え

ケインズはこの意味で国際通貨制度を再検討の上、バンコール案による金節約を中心とする清算同盟構想に踏

み切っている

本位制という形態をとっているといわねばならないであろう。 ケインズ自身又、ケインズ派の人々の言にも不拘、彼の国際金融機関構想は基本的には金本位的であり国際金

- 更に立入らないことにしたい。
- (-) J. M. Keynes, A Tract on Monetary Reform, 1923. pp. 164-166
- 2 Ibid., pp. 165-168.
- (m) Ibid., pp. 169-170.
- (4) Genoa International Conference Report, 1922. (Currency Resolution.) League of Nations, Interim Report of the Gold Delegation of the Financial Committee. Geneva, 1930.
- 3 R. G. Hawtrey, Monetary Reconstruction. 1920. pp. 22-132.
- 6 Keynes, op. cit., p. 173
- 7 Keynes, A Treatise on Money, 1930, Vol. II, p. 293
- 8 Ibid., p. 299.
- 9 Ibid., p. 335.
- 10 Ibid., p. 337.
- (2) Ibid., pp. 395-402.

11

Ibid., p. 338.

- (13) League of Nations, Report of the Gold Delegation of the Financial Committee, Geneva. 1932 (国際連盟「金 委員会最終報告書」)。
- (4) Genoa International Conference Report, 1922. (Currency Resolution.) Keynes, Tract, pp. 142-143, p. 173 Economic Research). 1940. Willian Adams Brown Jr., The International Gold Standard Reinterpreted, 1914-1934 (National Bureau of
- (5) Keynes. Treatise. p. 402

- 16 Ibid., pp. 399-402
- 17 Keynes, The Means to Prosperity, 1933
- 18 Ibid., pp. 30-34.
- (9) ケインズは一応、「貨幣改革論」、「繁栄への道」、「貨幣論」では国民主義的であったが晩年に於いて国際主義者となった ことはヒンショウが指摘している。〔ケインズの次の論文を証拠としている。" The Balance of Payments of the United

States," Economic Journal, 1946.; Randall Hinshaw, The Commercial Policy of Keynesian Theory. (ed. S.

Harris, The New Economics. 1947. pp. 315-322.)]

- 20 大内兵衞「世界新通貨制度の研究」一九四七年。
- 21 G. N. Halm, International Monetary Cooperation, 1945. pp. 224-253.
- 22 Keynes, Treatise. Vol. II. pp. 289-293.
- 23 Ibid., p. 287
- League of Nations, International Currency Experience. 1944. 第二章、第二節参照。

三

いい究極的には国際金本位制への道であるが、その一次接近として具体的には金為替本位制の設定が構想された。 ケインズの超国民銀行といい、ゼノア会議の決議といい、国際通貨基金の設立時のケインズのバンコール案と

金為替本位制はゼノア会議の決議後一九二四年より一九三二年迄、二十四ケ国に於いて採用された。即ちオー

リア(一九二七年)、ギリシァ(一九二八年)は国際連盟の援助により自国通貨の再建をし、之等の中央銀行は金 ストリア(一九二二年)、ダンチッヒ(一九二三年)、ハンガリー(一九二四年)、ブルガリア(一九二六年)、エスト

に兌換出来る外国為替手形と対外残高でもってその金準備金額を保有する権限が与えられた。イタリー(一九二

その他の国では金及び外国為替から構成する法定準備総額中、一定部分(比率)は金で保有せねばならず、こ

の比率はドイツ(一九二四年)は七五%、アルバニア(一九二五年)三三%、ベルギー及びポーランド(一九二

七年)も大体、之等の国と同じ方法をとっていた。

七年)七五%、ルーマニア(一九二九年)七〇%と決定されていた。

ルトガル、スペイン、ウルグァイ、ソ連、ユーゴスラビアがあり、更に、為替本位制をとり乍らも中央銀行が未 ロンビア、 この外、中央銀行がその法定準備の一部又は全部を外国為替で保有出来る国としては、ボリビア、 チェッコスロバキア、デンマーク、エクアドル、エジプト、フィンランド、ラトヴイア、ペルー、ポ チリー、 コ

発足の国としてはインド、ニュージランド、アルゼンチン、ヴェネズエラがあった。(1) 金為替本位制の実施に当つては金保有高が一定に維持され国際収支の変動は中央銀行に影響を与えるが、その

影響は専ら外国為替準備の変動となって現われた国が多かった。

ヌルクセの示すところによればドイツでは中央銀行は法定準備の二五%以上を外国為替の形で保有することは(2)

金で増大したが、一九二七年、金の流出があり直ちに外国為替準備に影響した。ヤング案の調印後、一九二九年 準額に対する対外資産総額の比率は一九二四年当時の一六%に低下していた。この低落は一九二五年、 許されなかった。法定準備外として保有する外国資産が中央銀行の外国為替保有高変動の大部分であった。法定 を金に切替える措置がとられたことがあったが之には関連がなかった。ライヒスバンクの準備総額は一九二六年、 備中で外国為替は一九二六年以後は二五%を下廻った。一九二八年、ドイツのライヒスバンクの金・為替保有総 対外残高

他

外国為替保有高も補充し、 の後半に一時的資本流入が起りライヒスバンクは之を利用し法定準備の外国為替保有高だけでなく法定準備外の 国際収支の変動と国内通貨供給の変動との間に自由融通が出来る迄に回復した。

替準備 可なりの流動性準備を保持した。自国の中央銀行資金より対外残高選好が強くなった変化はライヒスバンクの為 特に商業銀行のそれにかかっていた。ドイツが対外借入を行った結果、之等の商業銀行は海外に操作資金として ライヒスバンクの保有国際通貨準備額は国際収支の作用に依存するだけでなく、 の変動と国内信用の基礎に影響を与える重要な要素であった。之に類似の状況はニュー ドイツの民間金融市場の動向、 3 ークその他 の金

融市場で、 との期間に多額の対外借入をしていた他のヨーロッパ諸国にも拡がっていた。

ぬ旨決定した。フランスの金輸入は世界の他の各国、 \exists ī 即ち一九二八年フランスは資本引揚げと経常国際収支から生ずる膨大な受取超過の決済に金以外は受取ら ロッパを中心に新展開していた金為替本位制は既述の如くフランス銀行の行動で崩壊の一途を辿っ 特にロンドンに於けるデフレーション圧力を一層激しくし たので

ンスの資本家や商業銀行は自己のポンド資産保有に懸念をもち出し、之を引揚げる際に、 フランス銀行は、 との

このデフレ圧力に耐え切れず、ポンドの金平価を放棄するに至っ

た一九三一年夏、

フラ

ロンドンでは結局、

資産の為替準備くり入れに失敗したため、この資産は金に換えざるを得なかった。

国でも当時ポンド残高を引揚げているものもあったが、

夫等の国の中央銀行は法的には残高を引受ける

ととが出来たのにポンドより金への選好が強かった。

とのように三カ月間の英蘭銀行の大量の金喪失は一九三一年九月の金本位停止へと進まざるを得なかった。 為替の安定性が一度び崩壊すると蓄積された中央銀行為替準備清算を通じ金選好は一層激化した。

期間の減少は七億一八〇〇万ドルから五億八二〇〇万ドルを示し、両国の減少は三億一五〇〇万ドルに及んだ。 リカの貨幣用金貯蔵量は四十二億二五○○万ドルから四○億四五○○万ドルに減少した。之と共にイギリスの同 イギリスからの引揚げは必然的にアメリカからの引揚をつづいて激化させ一九三一年から三二年にかけてアメ

逆流さえ惹起し、更に第一次商品の価格下落により、 の流入と金の経常生産によるもの以上に金為替制度の崩壊から生じた圧力が主として資本移動の突然の中絶又は 億四三○○万ドルから四十八億七二○○万ドルへ十九億二九○○万ドル増加した。このことは外国為替準備から ロンドン及びニューヨークから世界の債務国に及んだ結果

之に対し債権国であったフランス、ベルギー、イタリー、オランダ、スウェーデン、スイスの金準備は二十九

であるとヌルクセは説明している。 金為替本位制の崩壊は為替準備の金への切換えを通じてだけでなく準備中心地に対する支払のため国際通貨準

のであろうか。 民銀行貨幣や国際清算同盟のバンコール構想の復活の形で再生した経過から考えて、如何なる得失が見出される

金為替本位制の不利と考えられる属性としては第一に中央銀行が金為替準備に依存する場合に、その依存度に(4)

備の絵量を激しく減少させたのであるが金為替本位制が今日、トリファンの新バンコール構想にケインズの超国

大きな変動の見られることである。

各国が金為替本位をとったのはゼノア会議の勧告に見る如くデフレーションを回避するためであった。

業者や資本家の希望や勧告が金為替本位制の実際の運営に果した役割は大きい。こうした圧力などにより金為替 第一次大戦後は、外国からの資本導入により通貨の再建を行った国が多いが、之等諸国では資本輸出国の金融

本位のルールは守られたのである。

宜措置と考えられたことも欠点となる訳である。永久的に固執すべき本位制度と考えず一時的なものと評価した ものと見られるに至り、 併し同時に一部の債権国や債務国に中央通貨準備として金の代りに対外残高を保有することは威信を損傷する 為替準備の絶対額の多い(対外残高の大きい)国は金為替本位を利用するのは過

第二に金為替本位は金本位制のとっているゲームのルールに反しているという点である。

古典的意味に於いては勿論であるが金本位制の特徴は自動的調節作用をもつことであり之が理想形態としてい

に過ぎない点の弱点である。

決済で一方通行的と評せられる論者の考え方にも如実に表現されている。(5) るのに金為替本位制は一方的、 一面的でしかないということ、このことはケインズのバンコール案に対して振替

第三には金為替本位は一つの金準備に対し数ケ国の信用政策が行われる貨幣当局という装置が構築されている

実際に金為替本位が機能していた一九二四年から一九二八年に至る間には特に物価騰貴は見られなかった。 逆

からインフレー

ション促進の要素があるという点である。

てゼノア会議の結果意図されたから元々インフレーション的のものともいえる。 に第一次商品価格は一九二六年以降下落傾向にあった。先述の如く金為替本位自体は反デフレーション方策とし それはもし金為替本位制をとら

フレ 産金の増加によってだけ是正されるものであるが、金為替本位が存在したために金不足は為替準備で克服出来た。 1 ションの要素をもっていたとの説は理解されぬでもない。デフレーション的状態は国際取引額の減少と新

なかったならば国際通貨の不足が生じ一般的なデフレーションを招来したかも知れなかったことを考えればイン

従って産金量は金為替本位のない時の必要水準より低くて十分で、とのことから産金業に使われる生産資源の節

約という意味でも「金の節約」原理が実現された。

題とならず、国際収支の決済そのものをするのでなく決済を延期させるに過ぎないということである。

第四点としては金為替本位制では単に金兌換権要求の対象としての金為替が考えられており、金そのものが問

ある。ある国に借残となっている国は常に引出の危険度が強いために勢い、その国の通貨の不安定性が増大する 第五に、ある国の通貨が兌換性をもつのは、対外残高となっている対象国の通貨が安定性をもっている場合で

点である。

於ける金支払債権となっていることの不都合であるが金為替本位も価値尺度として金を考えている点から金本位 更に第六点に数えることが出来るのは金本位制は金兌換が即時的に保証されるのに金為替本位は準備が外国に

最後に挙げられるべきは金為替本位制に於ける金為替の性格が本来短期信用的であることである。

と考えれば致命的欠点ということは出来ない。

とする国即ち弱体金本位制国又は新しい金本位制国の存在を確実にし、そうでなくとも之等諸国の金本位制採用 次に長所としては第一には金と金為替との結合により危機に瀕した金本位制国又は新に金本位制を採用しよう

を助成した点である。

ととは無視することの出来ぬところである。 金本位制移行の前段階としての機能をもち、 準備過程を形成し資本制経済の発展の重要推進者的役割を果した

第二には信用が確保された場合に認められた金と金為替との同視により金の不足は金為替により補充され形式

併し、

金為替本位制下では外国為替を獲得した国又は喪失した国は、

容易に為替資金となることが出来たことは金為替本位国をして輸出貿易の発展に重要な役割を演じたことである。 的にも実質的にも金本位制を運用することが出来た。金為替は一方では金為替準備の内容となると共に、 他方で

第三はこの制度が「金節約」原理に立脚していることである。

金を節約して本位制度として当局の通貨政策、信用政策により景気循環の波動を調整し、

予防し得るこ

とである。

即ち、

第四点は金とは異り外国為替準備からの利子利益即ち利殖が可能であることである。一九二九年のフランス銀

行の場合は総収益の六五%であったのが一九三四年には対外資産からの収入が総収益の三%であった。

ている後進国の開発に有益なことである。後進国乃至低開発国といわれる諸国や植民地域とかっていわれた地域 原則でなく、外国為替を決済に用いられることで金不足国や現在の世界経済でのドルその他、 第五には国際的決済に金のみが用いられるのでないから、一国の支払超過は金保有高以上で抑えられるという 国際通貨の不足し

はこのことが容易に立証される)。(6)

金為替本位はこのように資本制経済の促進剤的機能を現実に果しているがそれは「金節約」

原理が基礎となっ

では金為替本位制の有利さの故にこの本位をとっている国が多い(東南アジア、アフリカ、ラテン・アメリカで

ているからである。

位制の下では金を喪失した国はデフレーションとなり、金を獲得た国にはインフレーションを招来する。 外国為替準備の移動は金移動と同じような双方的形態でなく一方的といわれた。伝統的理論では金地金本

当然適当な信用拡張又は信用収縮を実施

しなければならない。 之等の準備がおかれる第三国に於いては拡張や収縮に向う双方的な傾向は全然生じないと

いわれる

されたに過ぎなかった。「金節約」原理は、それが最も必要とされるデフレーションの形をもって迫って来た不 が金為替本位の採用と国際的金融協力を勧告したのはデフレーション防止策といわれたがデフレーションは延期 このことは世界的規模となったデフレーションを激化させ恐慌の様相を濃くさすに十分であった。ゼノア決議 金為替本位制は既述の理由から一九三〇年代に入るや崩壊し、このため金の争奪は激しいものがあった。

況の原因が活動しはじめた時に放棄された形即ち金為替本位制は崩壊して了ったのである。

ぬままに了ったのは一九三〇年代後半には金為替本位制が姿を消しつつあったことに注目すべきである。併し乍 は金為替本位制とケインズ自身、構想していたが、之等は一九三〇年代の理想であったにも不拘、 例えばケインズが「貨幣論」で構想した超国民銀行や「繁栄への道」の中での世界中央銀行という新しい制度 ケインズの理念は後に至りバンコール案として又最近のトリファンの新バンコール案として見事に新展開を 結局実現され

(\alpha) League of Nations, International Currecy Experience. 1944 金為替本位制度の研究には松岡孝児博士のすぐれた研究がある。松岡孝児「金為替本位制の研究」一九三六年。 見せているといっても過言ではない。

- 第二章、第二節に詳しい経過の敍述がある。
-)新庄博「国際金融論」第二章。
- (4) Robert Triffin, Gold and the Dollar Crsis. 1960. pp. 64-69
- (5) 桑野仁「ドルの危機を救うもの」エコノミスト、三八の三四。

- 6 松岡孝児「金為替本位制の研究」、一九九―四七六頁に詳しい。
- 7 それはヨーロッパ決済同盟→ヨーロッパ通貨連合→超ヨーロッパ銀行→世界中央銀行へと発展した。 トリファンはこのような構想を抑々ヨーロッパの通貨再建に際して示し、次いで之を世界的規模のものへと拡張した。

さてトリファンは新世界銀行構想を次の機会に公にしたのであった。

R, Triffin, However welcome his support for increased liquidity, Review of

the Banca Nazionale de

Triffin, Monetary Reconstruction in Europe. 1952

Triffin, Europe and the Money Muddle. 1957.

Triffin, Gold and the Dollar Crisis. 1960

Triffin, From Bilateralism to Near-Convertibility, 1947-1956. 1958.

Triffin, Super-Bank for Europe. The Banker. Vol. CX. No. 415. Sept. 1960

四

ドルとなるに及びドル危機の打開策としてトリファン教授の構想する世界中央銀行案が論議の的となった。 四〇億ドルであったものが、今や金保有量は一八億を下廻る一七九億ドルとなり外国所有のドル為替は一九〇億

アメリカの国際収支悪化の結果、金保有高は一九五〇年二二八億を保有しており外国の所有するドル債権が一

子は次の如くである。 金・ドル準備制度は大いに動揺しているのが現下の国際通貨情勢であるが問題となっているトリファン案の骨

トリファンは現在の国際通貨基金の機能の不十分さは基本的には主要国の短期債務を危険に増大させていると

いう欠陥にあるという。国民的通貨であるポンドやドルを国際流動性準備として使用することは国際通貨制度に

えねばならぬと見ている。即ち、 とり自動安定装置でなく、その逆でさえあるから過去の慣行を廃し国民的通貨を国際通貨基金のバランスに切換

第一に国際通貨基金を改組して新世界中央銀行を設立するが、この銀行は中央銀行の国内業務を国際化したも

第二に新銀行は各国外貨準備の構成要素を国際通貨に切かえ、各国は独自の判断で若干の強度の大きい国民的

のと考える。

通貨(ドルやポンドやドイツ・マルク)を選択し之を外貨準備とした方式を廃して共通通貨を発行し之により増

大する世界通貨準備要求に対応しようとするものである。

すると各中央銀行の預金意欲は促進される。) は現実に金を保有し、信用は制限され、預金の一部は金兌換が保証されるからである(預金は金為替保証づきと り、金単位表示貨幣とし、金と同じく自由に広汎な決済手段であり、各国は之を金と等価とみなす。之は新銀行 第四に現在の各国外貨準備中の金及び交換可能通貨は出来るだけ新国際通貨基金に対する預金に切換え、この 第三にとの新方式による世界中央銀行の発行する共通通貨はケインズ案のバンコールと基本的性格は同 一であ

預金を金と全く等価として加盟国ではすべての人が受取るべき義務をもたせる。

ールは金と結びつき、義務預金に守られたものであることである。 第五は各国外貨準備の一定率(二〇%)は義務預金として新銀行に出資する。新しい共通通貨即ち、 新バンコ

第六に加盟国は新銀行にもっている預金を国際決済に使用するが預金の不足の際は国債を売却して新銀行より

トリファンは、

貸出をうける。 但し新銀行の年間貸出は世界の通貨準備の増加必要額を限度とする(又この義務預金方式では国

際収支の堅調な国即ち通貨の強度の大きいほど多額の預金をせねばならぬことになる)。

第七に新しい銀行はケインズ案が割当方式での出資でなく清算に則ったのと異り現行の国際通貨基金と同

貨を売買するのが現行方式である)追加的貨幣購買力の創出即ち信用創造を行うことである。

金と外貨を預託させると同時に現行基金が一〇〇%準備制をとったのに対して(ドルやポンドのような国民的

との世界中央銀行券の発行がトリファン案にとり最大の特色であり現在各国の保有金と交換可能通貨をなるべ

備えようとしたのである。 く民間銀行や個人より徐々に国際機関に集中し、之を準備として信用創造を行い通貨を供給し国際的資金需要に 新バンコールは無制限金兌換ではなく預金の一部が金兌換される。 現在の世界の金・

加盟国の預金は要求により金と交換されるものとしている。 新基金への各国の信頼が高まれば最低要求額の二〇%以上の預金が可能となるから、最低水準を上廻る各 外貨総準備額は五六○億ドルであるから必要準備水準はこの総準備額の二○%相当額は一一二億ドルとなる。

計一一二億ドルをもつこととして、預金の一部が金と兌換されることになる。 改組する国際通貨基金は一九五八年末で、その資産は金四十九億ドル、加盟国へのクレーム六十三億ドル、合

この預金は三つの資産の何れもドル残高をアメリカ財務省で金に兌換しなくともよいことにな

能となり、 メリカの対外短期債務の約半分は、 アメリカは国内金融の操作運営面に於いても又、対外経済政策遂行面に於いても行動の自由を絶えず とのようにして現在の債権保有者から国際通貨基金に移されることが可

97

脅かされないようになるとトリファンは新国際金融機構とアメリカの金問題を関連づける。アメリカの金問題に

ついては幾多の論点があるがここでは立入らない。

ドルの長期的安定を図ったトリファンの考え方は彼自身認める如く金為替準備制の変形であるがトリファンの

ことはいう迄もないが貨幣の価値の安定がこの場合保持されないならば数量の増大は発展の速度のマイナス要因

経済の成長発展への刺戟には貨幣作用が必要であり、貨幣量の増大が経済の成長と比例的でなければならない

立場には貨幣数量説が前提となっていることが指摘される。(2)

となり兼ねない。

速度を下廻ることは金十分の不十分さを意味し之が過去の大恐慌、デフレーションの出現を招来したことも事実 在量の増大必要通貨量をこえる貨幣量の豊富が経済発展に影響を与えることになる(必要貨幣量の増大が発展の 数量説的見解から今日のドル危機が金不足と観ぜられるならば最も安易な金価格の同時的引上げによる金の存

次に今一つの前提条件と見られるものに世界的規模における金の不足である。

である)。

このことから、 はアメリカとイギリスの短期対外債務に一致するからこの両国の準備は流動性の適当な尺度とはならないという。 併し、吾々が分析を必要とするのは全世界の金存在の絶対額であろう。トリファンは世界各国の保有外貨準備 世界の通貨準備比率の計算に際してはアメリカとイギリスを除外しているが之は妥当とはいえな

トリファンのいう金不足が承認されれば金節約原理に基く金為替本位制としての新構想は十分な対策である。

いであろうことを挙げねばならない。

れるのである。

と五四%(金準備はロシアの金保有を含めて一九一三年には四九億ドルであったが一九二八年には五一億ドル、 トリファンは中央銀行の全通貨準備(金準備と外貨準備の合計)は一九一三年当時の五三%が二〇年代になる

年には三二億五〇〇〇万ドルに増大)と述べているが輸入額に対する通貨準備比率は一九五七年末になっても、 金準備率は四八%が四〇%に低下した。又外貨準備は国際通貨基金の推計では一九一三年の五億ドルが一九二八 とのうち──二三億ドルは新産金の増加額で二八億ドルは貨幣当局の貨幣用金──一○○億ドルとなったから、

一九一三年乃至一九二八年の水準即ち三五%に止まった。(3)

%、一九三七—八年は六三%という見解であるが之をもってしても不況のチェック機能は果されなかった。 尤もこのトリファンの計算に対し国際通貨基金は一九一七年の輸入的通貨準備率は一七%、一九二八年は三五

億ドルと計算する。之に対し一九五八―六七年の十カ年間の産金(ソ連からの金購入を含む)のうち通貨準備に あてられる額を約十億ドル(十年に七十億ドル)と見込むと差額五〇―一五〇億ドルに近いものが不足と見積ら それはさて措き、トリファンは世界の経済成長率を三%---六%と考え、このための外貨準備額を七五--一七二

ックを除く世界の金総保有高は三七九億ドル(国際金融機関の保有量を含めると四四〇億ドル)であり年間の輸 トリファンは金供給は世界の所要流動性の五五―二九%と考えているが、現実の統計によれば現在のソ連ブロ

新産出量を加えても尚、不足する(地域的に各国の準備の測定も各方面で行われている)。

出入を夫々一○○○億ドルの世界貿易を円滑に発展させたための貨幣量は上記の額では毎年約十億ドル近い金の

貧困な国ほど貿易依存度が比較的大きく従って国際流動性準備を多額に必要とするが、之等の地域では不健全

な金融政策のために貨幣的不安定を伴い、

30 及 「// 資金の間及(「間」の,一座/3100・//				
	1956~57	1958	1959	1960 (上半期)
アメリカの国際収支赤字 によって供給されたドル	834	3287	2557	1996
民間ドル資金の増加	478	252	1108	926
金・ドル準備の増加	356	3035	1449	1050
政府ドル資金の増加	482	748	480	854
アメリカ政府からの金購入	(-) 126	2287	969	196
ドル供給総額中,民間ド ル増加分の比率 (%)	58	8	43	47
金・ドル準備中・ドル資 金増加分の比率(%)	135	25	33	81

Source: Interntional Financial Statistic

0

金外貨保有量である。

増大へ結びつく水準は国内経済や国際経済の変動が国際収支に

債権の増大という加圧によるものというのは既に指摘されたと

国際準備が十分で経済の活動が十分に雇用、

所得

0

とろである。

それ

は貿易収支の順調にも不拘、

国際収支上の逆調が外国

|のド

時的悪化をもたらしても之を克服し経済の安定成長に必要最小限

経済の破壊と為替危機の発生回避に必要最小限の財貨・用役の輸 制法による通貨交換性の維持の際の外貨の必要最小限保有量、 (可能外貨保有量、 即ち、不況時に一為替・貿易統制により外国支払いを維持 口国際収支均衡化のための一 時的貿易為替統

相 !当する適正準備水準である。 玉

内の

·引締政策も行わずに通貨交換性を維持出来る外貨保有量が

貿易・

為替統制によらずに通貨交換性維持に十分な外貨保有量、

四更に深刻な不況時に於いても貿易、

為替の統制をやらずに、

又

(三)

準備率はいよいよ低下して準備貯蔵は不十分である。

之に対してドル資金のみでは到底不十分である(別表参照)ことから新しい計画が構想されたのも容易に理解

出来るところである。

ことでは新バンコール案の検討は別稿に譲り一応の基礎的理論の系譜を辿ったに過ぎないが、国際通貨準備理(a)

- (-) Rober Triffin, Gold and the Dollar Crisis. 1960. pp. 94-119.
- 論は現代的要請に応えるべく、一層発展が期待される。
- 小寺武四郎「国際通貨基金の前途」バンキング、一五三号。
- (\sim) T. Balogh, International Reserves and Liquidity. The Economic Journal. Vol. LXX. No. 278. June. 1960.
- (੧) Triffin, op. cit., pp. 65-67. pp. 38-45. pp. 47-57.
- (4) International Monetary Fund, World Reserve and Liquidity. 1959. p. 76

Fred Hirsch, Development Aid and World Reserves. The Banker. Vol. CX, 709. No. Apr. 1960

- (6) 一例としてタスマニアについての計算が発表されている。 (A. Hagger, Movements in Tasumania's Interntional (10) Triffin, op. cit., pp. 47-57. Reserves. The Economic Record. Vol. XXXVI. No. 74, Apr. 1960).
- (7) 拙稿「国際流動性準備変動とドルの地位」国民経済雑誌、九九の一。
- (8) 拙稿「国際通貨面に於けるケインズ的復活」国民経済雑誌、一〇三の二。拙稿「後進国の国際流動性準備」国民経済雑誌、一〇〇の五。

五

以上、 吾々は国際通貨準備に関する理論的発展を実際の事情に即し乍ら考察を進めて見た。

九一四年の大戦後の国際金本位制復帰への意向はゼノア会議のヨーロッパの通貨安定のため金本位の準備段

リファンの国際通貨基金改組策に至る迂余曲折にも不拘一貫してつづけられ一層この必要性を増大している。 階としての金為替本位への踏切りの勧奨にはじまった国際通貨制度面への国際協力は最近のドル危機に対するト

金本位制についてのケインズ的見解は懐疑と保守主義を併せた消極的なものであったが、

金を国際的に価値尺

度とする考え方は一貫していた。

想への展開過程に於いては「貨幣論」に於ける超国民銀行の思想や「繁栄への道」の中で示された世界中央銀行 幣的国民主義の権化と迄、評された所以であるが究極的には彼も亦、国際主義者であったと云わねばならない。 力とする新事態に対し反撥を起させると共にポンド世界の死守を強く内包し、このことが経済的国民主義乃至貨 彼にあっては自由な通貨体制への期待は往年のイギリス中心主義が国際経済の新展開と共にアメリカを指導 金本位を呪いつづけた「貨幣改革論」の時代から国際通貨基金設立についてのケインズ案の所謂清算同盟の構 勢

案は何れもバンコール案の胎動を示すものであり国際主義的展開の証左ともいえる。 金本位を古典的形態のものと厳密に規定しその自動調節作用が鈍化した金為替本位制乃至金為替準備制を、

違が現実に世界的規模に亘り、又、 いう国やラテン・アメリカで見られる国内的に銀本位、 別すると雖も金の世界通貨たることを等しく認める限り、国内的に紙幣本位、国際的に金本位又は金為替本位と 一国の経済発展段階に即応して見ることが出来るが、それらは、 国際的に金・ドル準備制という国内と国際面の本位の差 やはり通貨

金為替本位が金節約原理に基礎をおき国際通貨準備の保全に有効で而も金本位への移行形態として十分に資本

金本位制であることに変りはない訳である。

制度としては本質的には、

いう金に結びつく世界通貨を基礎とする清算同盟構想を蘇生させ、又、先人の短を矯めた(ケインズ案はインフ 制経済発展に寄与したことが、今日ケインズの超国家銀行思想をして装を新にして再登場をさせ又バンコ Ì ルと

レーション的であるとする論評を指す)、国際通貨基金改組案の出現となった。

吾々は金本位制に対するケインズの国際通貨観の展開と金為替本位制の性格と得失を論ずることにより国際通

貨準備の理論的発展を回顧することが出来た。

ものであるだけに多くの論者の関心事となったことはもとよりである。 さて新世界中央銀行乃至改組国際通貨基金構想がケインズのそれを超克し、 基本的には同一の世界通貨に立つ

国際通貨準備は準備量が少い程、望ましい。そのために金不足の際に対処して清算思想が生れた。金節約はこ

の計画に守られたが節約より進んで準備増大のためには国際通貨基金の割当の増額 て世界中央銀行構想や国際開発基金計画 の引上げ等が考えられているが、それよりも当面は国際通貨基金協定即ちブレトン・ウッツ協定の精神を拡張し (第二世銀)を考えることが出来る。 (例えば五○%増) や金価格

案がもつ欠点が一方通路的であるとの見解も検討に値するであろう。 ル危機についての解決策はとのようにその事態の本質的解明の上に打ち樹てられねばならないがトリファン

併し現実にはヤコブソンのいうように金本位制のルールは尚、 多く正当性をもっており多少修正した形での

用を考えねばならないとの見解がアメリカの貨幣当局に支配的であるのは金本位制が国際的観点を重視した経済

又その後の政策が国内重点のものであれば、 之を総合したものこそ最も望ましいのである。 政策の基礎であるからであろう。

国際通貨基金はこのままで僅かの修正(例えば割当額引上げ、アメリカへの金売却等)を行って現下の世界通

貨の再調整が可能になれば問題はない訳である。

主とした国際通貨準備変動への接近理論を試みていることだけは何人も認めねばならない。なお、最近に至り、 トリファン策の若干の問題点は既に別に指摘されたが、ケインズといい、トリファンといい自らの母国通貨を(2)

バローその他の理論的展開がつづく訳であるが之については稿を改め度い。 (3)

期することにしたい。

- (1) Per Jacobsson, Towards a Modern Monetary Standard. ヤコブソンは又最近、アメリカの連邦準備銀行の二五% とり得策と述べている(日本経済新聞、一九六〇年、十二月十五日号)。 の通貨、預金に対する金準備を廃止し、同時に五年以上の政府証券の利子限度(四・二五%)を撤廃するのがアメリカに
- (2) 拙稿「国際通貨面に於けるケインズ的復活」国民経済雑誌、一〇三の二。

トリフアン案に賛成する論者の主なものはアメリカ側に多くイギリスでもラドクリフ委員会が賛意を明らかにしている。

A. C. Day, The Future of Sterling, 1954.

Is the U. S. Dollar in Danger? Newsweek, Vol. 56. No. 24. Dec. 5. 1960.

特集「世界中央銀行は可能か」エコノミスト、三八の三四。

「ドル不安と世界経済・シンポジューム」東洋経済社報・別冊、新年号、一九六一の一。

特集「崩れゆくドル体制」エコノミスト、三九の一。

- (\circ) T. Balogh, International Reserves and Liqidity, The Economic Journal. Vol LXX. No. 278. June. 1960

(4) 赤松要「国際通貨と金の解放」世界経済、五○号、一九六○年一○月号。

(一九六〇、一二、二〇稿)

又金問題も本稿では取扱わず国際通貨としての金が解放されたとの新バンコール案への解釈についても他日を(4)

国際貿易と経済発展

----ケアンクロスの所説について---

田 富 久 雄

川

いる。本稿はケアンクロス教授の論述を紹介し、併せて若干の批判を行なおうとするものである。 カイロ講演)についてケアンクロス教授(グラスゴー大学)が両者を比較対照しつつ、興味深い論述を展開して(3) 国際貿易と経済発展に関して最近に行われた講演(故ヌルクセ教授のストックホルム講演とハーバラー教授の国際貿易と経済発展に関して最近に行われた講演(故ヌルクセ教授のストックホルム講演とハーバラー教授の

ケアンクロスはまずヌルクセの所説を次のように要約している。

の視点からのみ分析するばかりではなく成長が経済拡大の中心から第一次商品の輸入を通じて伝達される手段と ない限り、その増大する資源を完全に利用することを許すに足る程強力に作用していない。貿易は専ら国際特化 してこれを見るべきである。この上昇する需要は第一次生産国における雇用の増大する源泉を供給するばかりで 「外国貿易による十九世紀の『成長のエンジン』は今日では第一次生産国が国内市場を開発する特別の努力をし

なく資本及び労働を第一次生産国に吸引し、成長伝達(growth-transmission)の過程を促進する。この過程は

十九世紀における英国の発展と世界の温帯の新興国との相互作用において最も容易に認められる。 英国の輸入増

て多様化された産出高の増加(前掲書四四頁)」を促進するということである。(傍点はイタリック)ヌルクセは発・・・・・ 治療策にめぐり逢う。これを再述すれば「相互に地方的に市場を与え合うために国内の需要の所得強力性に応じ 同時に農業生産を改善することによって国内市場を開発することである。ここでわれわれは周知の均衡成長論的 第一次生産国には唯一つのとるべき方法が残されている。それは国内の需要を充足するために工業化を行ない、 場を開拓せねばならない。しかし、これは近代の世界では余り容易な政策ではなく、 緩慢でないような別の活動分野を発見せねばならない。第一次生産国は比較的単純なタイプの工業製品の輸出 加分」("incremental") の比較優位(限界比較優位)は低いかもしれないからである。 輸出部門の比較優位によってのみ導かれることは出来ない。 生産国をヂレンマにおち入らせた。それらの追加的な資源に対する雇用を求めるためには第一次生産国は既存の 市場に直面したが、一方、その資本と労働とは比較的急速に増加し続けた。との二つの成長率の不均衡は第一次 れらの諸力のために工業国の産出高の成長と原料の摂取量 (intake) の間にラッグが生じた。そしてこのラッグは 加分が最大であったのはこれらの諸国からであり、 (特に石油を考慮しないならば)第一次生産物の輸入に波及した。このようにして第一次生産国は不活潑な輸出 二十世紀になると成長過程は諸種の力によって鈍化された。その要因としてヌルクセは六つをあげている、 英国資本の流出が主として限られていたのはこれらの諸国 何故ならばこれらの輸出分野におけるそれらの また成功する政策でもない。 したがって需要が比較的

展の種

々のパターンは単純な代替物でなく、それらは容易に結合されるものであり、

それぞれのパター

ンに与え

られるウエイトは国の事情によって当然に異り、時と共に変化することを強調している。」

- 以上がケアンクロスによるヌルクセの所論の要約である。
- (1) R. Nurkse, Patterns of Trade and Development, Stockholm, 1959 邦訳、大畑弥七「経済成長と国際貿易」(昭和
- (\sim) G. Haberler, International Trade and Economic Development, National Bank of Egypt, Cairo 1959

A. K. Cairneross, International Trade and Economic Development, Kyklos, 1960, Fasc. 4.

(4) ヌルクセのいう経済発展の三つのパターンはすなわち、第一は第一次生産物の輸出を通じる成長 (growth through exports of primary products)、第二は消費財(工業製品)の輸出を通じる成長(growth through exports of manufac-が重要であることをヌルクセは指摘している。(前掲書四八頁) の世界ではこれらのパターンは孤立して存在することは滅多になく、通常は二またはそれ以上が混合しているという事実 tured consumer goods)、第三は国内市場向け生産の拡大 (expansion of output for domestic markets) である。

_

げ成長の伝達はどこからどこへ行われるのかという点を問題として次のように論じる。 ケアンクロスは先づ、「現在は成長伝達機構が比較的低調である」(ヌルクセ前掲書二七頁)という点をとりあ

のいう「エキゾティツク・カントリーズ」又は「アウトサイダーズ」)(前掲書一八頁)を専ら考察するのである(1) 含まれるのか、又はわれわれは輸出需要の拡大や資本の流れから比較的に閑却された貧しい低開発国(ヌルクセ れていた。これらの諸国は今や工業化し、又は工業化への道をかなり進んでいる。これらの国々も一般化の中に 「一九世紀の成長のエンジンが働いたのは最近に定住され、そして著しく豊かな国々の少数のグループに限定さ

ないという証拠はどこにあるのか、誰が例えばアフリカの発展についてこの見解を支持することが出来ようか。 か もし後者であるならば成長伝達機構は十九世紀又はその他いづれかの時代よりも現在の方が強力に働いてい

という証拠は何処にあるのか」とケアンクロスは反問する。 もし前者であるならばこれら(新定住)諸国の輸出の増加を制限したのは供給要因よりもむしろ需要要因である

準の向上によるものであるとしている。(3) ている。これは外国需要の不足によるものではなくして、両国において進行した工業化それに人口増加、消費水 く)アフリカ、ラテン・アメリカの三大陸の輸出のうちで以前は三分の一を占めたが、現在では七分一に低下し ンとインドを例にあげて、これら両国の輸出は(インドにビルマ及びパキンスタンを含めて)アジア ケアンクロスは供給側の要因として後進国の工業化による供給事情の変化を指摘している。そしてアルゼンチ

課題の一は自給自足部門 (subsistence sectors)と市場部門 (market sectors) とを統合することであり、そうす ケアンクロスは次に外国需要による成長伝達過程において現在は十九世紀とは異って政府やマーケッティング ードによる干渉があることを示している。ケアンクロスによれば「多数の低開発国で経済発展の最も重要な(そ)

心をもち、第一次生産物の高価格によって自給自足部門が縮少され、市場部門が拡大されるという作用について 生産者に伝えられるのであるならば輸出需要の圧力によって容易となる。」 のであるが ることによって発展への新しい機会が与えられるものである。この統合はもしも海外の高価格の結果が現地人の しも充足されていない。政府やマーケッティング・ボードは資金を他の形態の発展に向けることにより多くの関 「戦後はこの条件は必ず

は余り関心をもたないようである。同時に政府やマーケッティング・ボードは現在の生産者からの弾力的な供給

次生産物の数量よりも増加が大となった。

特に一九二九年より三七年に至る期間である。一九三七年以後はそれまでとは逆に工業製品の数量の方が第

には多くの信用をおいていない。 ってこれらの輸出税によって輸出の増加が抑えられたのであるから、輸出減退を需要側の要因にのみ帰すること 輸出税の賦課は第一次生産物の生産に対する外国需要の圧力を軽減した。」 従

は適当でないとケアンクロスは述べている。

ものばかりではなく、供給側の要因も働いていることを指摘している。 このように論じてケアンクロスは輸出のラッグはヌルクセのいうように必ずしも需要側の要因によって生じた

ットの「国際貿易の趨勢」において取扱われている期間である)であるかによって結論は変ってくるものとケア(5) ⑵一九五○年以後であるか、または⑶一九二八年より五七年に至る三十年間(これはヌルクセが引用しているガ 次にケアンクロスは取扱われている期間について検討する。すなわち、その期間は⑴一九一四年以前であるか、

ンクロスは考えている。

増加速度は工業製品のそれよりは遅かったという証拠があると主張する。ケアンクロスによれば国際貿易に入り 間 する。すなわち、第一次生産物と工業製品の輸出を金額で比較してみれば一八七〇年代の後期と一九一四年との 込む第一次生産物の数量が工業製品の数量よりも相対的に増加したのは一九一四年より三七年に至る期間であっ の輸出よりもより急速に増加した」(ヌルクセ、前掲書二〇頁)ということは真実ではないとケアンクロスは には相対的な大きさに殆ど変化がなかった。しかし、数量で比較してみれば一八九六年以後は第一次生産物の 九一四年以前であるとすれば、ヌルクセのいうような「一九一四年以前には第一次生産物の輸出は工業製品

とに分けて考察するのが適当であるとケアンクロスは考える。第一の期間は工業製品の貿易は沈滞したが、 それ故に一九二八―五七年の三十年間をとりあつかう場合には、 これを一九二九―三七年の期間と戦後の期間

次生産物の貿易は維持された。第二の時期には工業製品の貿易は拡大されたが、第一次生産物の貿易はこれにお

それ故に比較的な趨勢について得られる結論は比較に用いる時期の如何による。何故ならば戦前と戦後の傾向

は明らかに反対となっているからである。

くれる傾向があったからである。

かによって結論が異って来ることを指摘する。何故ならば第一次生産物と工業製品との相対的価格に大きな変化 とのように比較時期の如何で結論が異なるが、ケアンクロスはまた数量表示で比較するか金額表示で比較する

ヌルクセはガットの「国際貿易の趨勢」よりの数字を基礎として世界貿易(金額)における非工業国の割前は

があったからである。

著な例で今日もなお残存しているものを除外して、発展機構はそれが以前にもつていた力のあるものを失ったと を除外することには正当な理由はないとしている。すなわち、ケアンクロスは、①十九世紀の発展機構の最も顕 すればこの比率は三二・二%から二四・四%へと低下したとしている。これについてケアンクロスは石油輸出国 一九二八年には三三・八%であったものが、一九五七年には三一・三%に低下したとし、もし石油輸出国を除外

いてその支払のために行われる輸出を除外することは出来ない。⑶石油輸出国はその数が少なく、特に幸運であ たという事実は、 とれらの国を別扱いにする十分な理由とはならない。何故ならば同様の理由でコーヒー、

コ

推論することは正しくない。⑵また一方において工業国から石油産出国への輸出を含めておきながら、

国際貿易と経済発展

第一表 世界輸出における三後進大陸の占める割合

(ソビエトブロックを除く) (current prices)

大	陸	輸出総額		第一次生産物1		工業製品2	
		1913 %	1953 %	1913 %	1953 %	1913 %	1953 %
アフリ	カ	4.0	6.5	7. 1	10.9	0.3	2. 2
ア ジ (日本を除	ア(く)	9.5	10. 2	13.6	17.5	4. 3	2.8
ラテン・アメ	リカ	9.1	11.3	15.6	21.1	0.9	1.4
合	計	22.6	28.0	36.3	49.5	5.5	6. 4

- 1. SITC Categories 0-4
- 2. SITC Categories 5-8

(資料) P. Lamartine Yates, "Forty Years of Foreign Trade, 1955. Table A. 23"

物は遅れて刊行されたのでヌルクセはこれを利用出来なかっ 八一五五年における増加の三分の二を占めていた)、については にいって一九二八―五五年における増加の半分、 たものとは反対である。ケアンクロスの利用 あるという結論に到達している。 として後進地域が世界貿易に占める割合は長期的に上昇傾向に ケアンクロスはイェイツの とれを認めている。 の輸出増加に大きな割合を占めていること(その割合は数量的 しかし、 除外することが出来ようからであるというのがその ァ とれ 世界輸出 次生産物においても割前の増加が見られる。全ての燃料の それによるとアフリカ、 メリカは は石油輸出の増大によるところが大であるが、 及び茶の輸 ケアンクロスも石油及び石油生産物が非工業地域より における割前を上昇させている。 一九一三年より五三年に至る期間においてそれぞ 出国 (或い 「外国貿易の四十年」(6) アジア はまた鉱物や この結論はヌル (日本を除く) 及びラテン 单 -金属の: したイェ クセの到 の数字を基 一九三七/三 理由である。 輸出国) 各種 イツの 0 達 た を 第 礎

出(SITCのカテゴリー3)を除いても一九一三―五三年において三つの貧困な大陸の輸出合計の増加は富め

る大陸の輸出増加よりも大であった。(第一表参照)

ケアンクロスは第一次生産国の地位の低下についてのヌルクセの結論に対してはイェイツの数字を引用して反

対するが、 両者の取扱っている期間が異っているのでいずれが正しいとは速断は出来ない問題である。

そこでケアンクロスは貧しい国よりの輸出の「おくれ」(lag) が事実であるとして、その理由の検討にうつる。

ヌルクセはその理由として六つの要因をあげている。(ヌルクセ前掲書二三頁)すなわち、

産業構造が、輸入原料の含有分の低い「重」工業中心に変化したこと

(=)先進国の総産出高におけるサービスの割合が向上したこと

(三) 多くの農産物に対する消費者需要の所得弾力性が低いこと

農業保護主義

(四)

(五) 原料使用の節約 (例えばスクラップの再加工)

合成物質の導入

がこれである。

熱帯農業により多く影響を及ぼすものである(このことはヌルクセ自身も認めている)。 はとれらは突然に二十世紀になって作用しはじめたものではない。第五の要因が近年になって強力に作用したと してもそれは純経済的な理由(例えば非鉄金属の高価など)によるものである。第四の要因は熱帯農業よりも非 ケアンクロスはこれらの要因については次のような批判を下している。すなわち、第二、第三の要因について この結果残る要因は第

国際貿易と経済発展 国の強い競争力 ることが出来たのである。 然ではない。 導入は戦前に比べて絶対的にも相対的にも高価となった原料の使用を節約するために行なわれたものであって 構造に複雑な影響を及ぼす他の要因から切離してその効果を論じることは困難であるとし、第六の要因すなわち 利である第一次産業より撤退し、工業国に比較的有利な第二次産業を発達させるならば工業国は大きな節約をす もよるものである。 ことを示すものである。 合成物質の導入が疑もなく第一次生産物の貿易を制限する重要な要因であることを認める。 る程度までは完全雇用下に行われる世界投資の高水準の徴候であると述べて、 これらの軽工業は消滅したのではなく、 面 と第六だけである。 ケアンクロスによれば一九世紀に第一次生産物の貿易が増大したのは単に工業国の需要が増大したからだけで からだけ働いたのではなく、 海外の第一次生産国が西欧、 ヌルクセの第六の要因は相対的な価格の動きという経済的な刺戟によって技術的進歩が促進された (低コスト生産) すなわち、 彼等は世界中での低コスト生産者であり、 第一の要因については、 こう論じてケアンクロスはヌルクセが考慮の外においたと思われる価格要因を追求する。 こう論じてケアンクロスは「成長のエンジン」はヌルクセのいうように先進国の需要 重工業の拡大は一部分は繊維工業など軽工業の置換えによって生じたものであって、 後進国側の供給の面からも働いていることを強調し、 に触れている。 特に英国市場で大きな割前をとることが出来る競争力をもっていたことに 他の比較的おくれた工業国に移動したものである。このような拡大は或 ケアンクロスは工業国グループの内部で工業の移動が行なわ もしも顧客である西欧工業国が工業国に比較的不 この要因だけを世界貿易の数量や 特に価格面における後進 しかし、 合成物質の

このようにして発達した国際特化は静態的でないという点ではケアンクロスとヌルクセは意見が一致している。

しかし、 ヌルクセはこれを本質的に動態的であるとしているのに対して、ケアンクロスは追加的な資源が中心か(マ)

gressive)であるとしている。 すなわち、⑴生産費差への構造的適応が実現すること、⑵第一次生産国の輸出者 ら流出して、発展を促進したという意味で動態的であるばかりでなく、また全く別の意味でこれを前進的 がその利益を資本化すること、及び⑶輸入者がその産業構造においてより多量の輸入品を受け入れる余地をつく (pro-

(progressive element) であって、その後の成長率が低下したのはこの前進的要素が消滅又は減退したからであ よれば世界の貿易を一八五○年から八○年までの間に三倍に増加させたのは国際特化におけるこの前進的要素 国際特化をより高度の段階へ前進させて行くことに着眼して前進的といったものと考えられる。ケアンクロスに

ることに時間がかかるという意味である。すなわち、先進国と後進国との間にその生産の構造的調整が行われ、

次にケアンクロスはこのような国際特化の限界についてのべ、「第一次生産物と工業製品との交換の形における

るとされている。

強化され(収穫逓減法則の逆の場合)、非工業国における人口増加などによってその競争的地位が弱化する。 究極の限界である。しかしながらそのような段階に達する遙か以前に工業国における第一次生産の競争的地位が 国際特化は無限に増大するものではない」ことを指摘する。すなわち、工業国における第一次生産の消滅がその ループの政府も極端な国際特化を抑制する政策をとらざるを得ない。また戦争は両グループに特化傾向逆転への 両グ

展して来た国際特化は主として富裕国の間であったがこの事実は国際特化が自動的に限界に 達 する こと(self-更にケアンクロスは後進国工業化の進展による国際特化傾向の制限についてのべる。すなわち、「これまでに発

強い理由を与えたとしている。

114

場をきずいたことよりは一層困難なことである。

長伝達機構の働いていた他の諸国よりもより速かに且つ完全に工業化を行った。」 新興国で最も容易に観察されるのであるが、そのうちで最も重要なものは米国である。……米国は十九世紀の成 必然である。そして究局的には第一次生産部門は経済の他の部門との比較において収縮をはじめる。 らである。しかしながら、 すい。工業化は直ちに外国貿易の規模を縮少するものではない。何故ならば生産資源の総量は増加しつつあるか limiting) に役立った。 発展しつつある第一次生産国の国内市場が富裕であればあるほど、 工業化が進歩すれば、それは外国市場向けの第一次生産部門の拡大と矛盾することが 米国はこれによって世界貿易 工業が根をおろしや との過

の構造を変化し、

前進的特化の形態を変化したものと見られる。

つある。 世紀前の英国のような競争力の弱い国ではない)に求めねばならない。これら新興国の第一次生産部門に打ち勝 少している。 は欧州(英国を含む)は第一次生産物の世界輸出の七四%を引受けたが、一九五三年にはこの比率は五四%に減 第一次生産物の市場としての旧工業国の地位が低下したことを明かにしている。すなわち、「例えば一九一三年に 第一次生産物の市場は国際特化の変化とともにどう変化したか、 これを圧縮して前進的な特化を行なうととは一九世紀に高コストの欧州の生産者に打ち勝って新興国が足 第一次生産物に特化した輸出者は市場をこれらの新興国(それら自身も第一次生産物の輸出者であり一 (イェイツ前掲書)一方、第一次生産物の市場は一九世紀に発展した大陸新興国において増大しつ ケアンクロスはこれを数字をあげて説明し、

者である英国が十九世紀に支配的な地位にあったことと対照をなしている。貧しい第一次生産国の発展は富裕な

第一次商品の生産者として高い競争力をもつ米国が支配的な地位にあるということは第一次商品の主要な輸入

がさけられないとしても、工業国とは競争しない生産物の範囲に限られる傾向があり、第一次生産を補足するた 第一次生産国の発展よりは遙かにずっと困難な仕事とならざるを得ない。貧しい第一次生産国は仲間同志の競争

国内又は外国市場向けの工業化を行なうことには最大の困難があるとケアンクロスは見ている。

ケアンクロスは前進的特化は今や第一次生産活動の分野に関しては比較的明瞭でなくなっているが、

それは工

国際特化をみとめ、農産物よりも工業製品をより自由に貿易するように思われる。」 これは国際特化の新しい傾 しい拡大を説明することが出来る。「完全雇用の状態の下では工業諸国は自ら進んで工業部門の内部でかなりの ることである。このことは米国やドイツで起ったことであり、それは或程度までは工業国間の工業製品貿易の著 ばないが、より自由な輸入政策をとり得る諸国が、その代りに工業製品のより大きな輸入を認めることはあり得 業活動の分野で現れていることを指摘している。例えば自国の農業のより以上の、或いはより急速度の縮少を喜

%から一九五三年の四九・五%へと上昇したことは第一表にも示されているが、メイゼルスの未公表の計算によ ればこの比率は一八九九年の四四・四%から一九五○年には六八・○%に上昇し、 よって数字的に検討する。すなわち、「第一次生産物の世界貿易で非工業国の占める割合は一九一三年の三六・三 ケアンクロスは国際特化の傾向を非工業国からの第一次生産物の輸出と工業国からのそれとを比較することに 一九五七年には六六・○%に

向であるとケアンクロスは見ている。

(ただし、メイゼルスは非工業国の範囲を広くとっているが。)」

下落した。

後進国輸出の連続的な相対的地位の改善は全く輸出品の価格上昇によるものであることがわかる。」 「転換点は金額的に見ると一九五〇年であるが、数量的には一九三七年である。一九三七年以来金額面における ケアンクロ

国際貿易と経済発展

第一表	第一次生産物の輸出数量	(1899-1957)	1913 = 100
777~~ZZ	カー 八生性 切り 制山 双里	(1099-193/)	1913 - 100

	1899	1913	1929	1937	1950	1955	1957
工 業 国 その他諸国	71 62	100 100	113 144	96 157	108 132	141 183	163 198
世界合計	65	100	132	134	123	167	185

(註) A. Maizels (National Institute of Economic and Social Research) の未公表の計算による。

は三二六から三三五へ(いずれも一九一三年=一〇〇)と上昇した。

増加したが、 玉 る割合は増加していないばかりか、 第二表参照) への輸入だけをとって見ると非工業国は一九五三年と五七年との間で、 ケアンクロスは以上のような傾向を明かにした後、二つの重要な問題を提起する。 第一次生産物の輸出数量の動きはメイゼルスの計算によれば第二表の通りである。 一は非工業国は一九三七年までは工業国よりも第一次生産物の輸出量が大幅に 一九三七年以前と異って非工業国は第 九五〇年以後は工業国よりも大幅な増加を示していないことである。 その競争的地位の将来も案じられている。 一次生産物の世界貿易で占め 特に農産 工業

高かっ 年には両グループは第一次生産物の輸出量を五〇%増加し、輸出単価の較差は僅か 僅かな減少を示した。しかし、 さらに次の如く説明している。 ばかり縮少した。すなわち工業国については二○○から二二五へ、その他につい 業国の輸出単価は二倍になったが、 からの輸出数量は増加したが非工業国からの輸出数量は著しく減少した。 数量は一九一三年に比べて多少低かったが、 スは こう論じて後進国輸出品の 輸出単価は工業国にとっては約一〇%上昇したが、 一九五〇年までに目ざましい変化が生じた。工業国 「一九三七年には第一次生産物の工業国よりの輸出 価格上昇が重要な意味をもっていることを指摘し、 非工業国のそれは三倍以上になった。 非工業国よりの輸出数量は五〇%以上 非工業国にとっては 同時 九 にエ 五七

物に関してはその地位が低下したように思われる。

二十年後すなわち一九五七年に非工業国が工業国の一倍半の輸出単価を第一次生産物について得ているとすれば、 第二の点は一九三七年以来、両グループの輸出単価の較差が広く、且つ継続的に開いて来ていることである。

業国が第一次生産物の国内生産を発展させ、輸入原料を節約し、代用品の輸入を促進する強力な理由はまさにこ 非工業国の輸出が多少「不活潑」("sluggishness") の徴候を示したとしても驚くに足りないところである。工

こにあるものとケアンクロスは統計的に推論している。

供給しあうようになったことは高価な生産物から低廉な生産物への移動を示唆するものである。 戦前の数量を得られない)輸入を節約することも当然のことであろう。工業国は相互に依存して第一次生産物を 供給の弾力性が低いために長く続いた。この低い弾力性は多くの後進国が農業の発展よりも工業化へ努力を集中 第一次生産物の価格の上昇は完全雇用経済における第一次生産物の供給に対する鋭い圧力を反映し、この圧力は は殆ど間違いがない。工業国側でも自国に不利な第一次生産物の価格急上昇のために(しかも戦後五年経っても はいろいろの理由がある。 したことによってさらに重大な問題となった。後進国が工業化によってその経済の基礎を拡げようとすることに このような価格要因を無視したならば戦後の十年間を理解することは困難であるとケアンクロスは主張する。 しかし、工業化によって自国の農業が外国の需要に対してもつ感応度を低くすること (もっとも、

に属するものではない。世界需要の拡大は工業国から輸出される第一次生産物のカテゴリーに集中したかもし 第一次生産物であって工業国から輸出されるものと非工業国から輸出されるものとは必ずしも同一のカテゴリ 米が弾力的な供給源として特に重要な役割を果したけれども。)

来るものも少ない。従ってヌルクセのいう「成長のエンジン」の働くのは第一次生産国のうち若干のものに対し 長によってうける影響も同一ではなく、需要の変化に応じて不運な生産物から幸運な生産物へ転換することが出 メイゼルスが指摘しているように第一次生産国はそれぞれ異った生産物に特化しており、 世界経済の成

(1) 例えばカナダ、アルゼンチン、ウルグワイ、南アフリカ、豪州、ニュージーランドなど温帯の新定住地域を指す。 ルクセはこの他にアメリカ合衆国をも含める。(ヌルクセ前掲書一五頁)

ヌ

てだけであろうとケアンクロスは主張している。

- (2) 例えば中国、インド、熱帯アフリカ及び中央アメリカを指す。
- 3 の事例によって論証する方が論旨は明快となろう。 ーを異にしている。ケアンクロスは両者を一とまとめにして論じているが、これは適当ではない。アルゼンチンの工業化 ヌルクセによればアルゼンチンは新定住国に属し、インドは「アウトサイダー」に属しており、両者はそのカテゴリ
- (4) マーケッティングボードの活動に関しては、P. T. Bauer, West African Trade. に詳しい記述がある。邦文では矢 内原勝氏の研究がある。 (三田学会雑誌第五十一巻第四号)
- (ω) GATT. Trends in International Trade, Geneva, 1959.
- (φ) P. L. Yates, Forty Years of Foreign Trade London, 1959.
- 7 ハーシュマンは第一次生産物の価格変動の大きいことが合成代用品を生んだ原因の一と見ている。 (Kyklos, 1959,
- Fasc. 5
- 8 のである。 products)に対する増加する需要は決定的な要因であって、この需要をみたすために周辺地域へ生産要素の流出が生じる ヌルクセによれば先進国より後進国への十九世紀型の成長伝達は本質的に動態的なもので あ る。 粗 生 産 物 (crude

世紀の成長伝達機構はヌルクセのいうように商品輸出の面だけに限られたものであったかどうかが問題となる。 ケアンクロスは貿易の成長伝達機構についてヌルクセとハーバラーとの見解を比較対照するのであるが、十九 ルクセの命題は□先進国の輸入性向が減少すること、□後進国の生産物の輸出市場の成長率がそれに応じて 巨その結果後進国が工業化によってその国内市場を発展させる手段をとらない限り、

題だけが問題となるものと考える。 から導かれるものではなく、特に十九世紀にその発展が比較的緩慢であった諸国について然りであり、 ケアンクロスは第一の命題は戦後の時代には適用されるかどうか疑問の余地があり、第二の命題は第一の命題 第三の命

般的成長率は低落するというのである。

発展の手段が得られること、闫知識、技能及び経営才能などが得られること、及び四独占の成立を防止し、 国際投資を通じる資本の供給、(これについてはヌルクセが詳述している。) 口原料、半製品及び機械の形態での 易の間接の利益を四つあげているが、それらは貿易が行われる規模に応じて異っている。貿易の間接の利益は〇 が出来る。 に市場を準備し、それに供給するために必要な資源の成長や再配分を促進するということ以上の仕事をすること ケアンクロスは経済成長は一国から他国へ直接的にも間接的にも伝達せられ得るものと考えている。 貿易は経験とアイディアを伝達し、態度や制度を変更し、発展への障害を打破する。ハーバラーは貿 貿易は単

な競争を刺戟することがそれである。これらの間接の利益は高度工業国におけるよりも後進国において遙かに大

業化政策を主張することとなるのである。

成長なしに拡大したことを思えばこれと同じ力が働いて他の後進国が同じような方法で拡大すること妨げる明か 成長は経済発展の尺度として信頼度が低くなる。たとえ輸出が低調であっても、 るかもしれない。貿易の間接の利益が生産性の一般的上昇となって表わされるならばこのようなことが実現する な理由はない。市場の諸力(maket forces)は輸出の少量の成長を国民所得の大量の成長に増大するに十分であ おそらく特化から得られる利益を超過するであろう。従って間接の利益が大であればある程、 アメリカの経済が輸出の著しい

公算は最も大きいであろう。

る。 要が先入主 (preoccupation) となっているので、 度までが政府によって決定されると考えているのかが明らかでない。ヌルクセは利用可能な資源の完全利用の必 ル . クセ自身もこの楽観的見方に反対ではないようである。しかし、政策の面になるとヌルクセの議論は曖昧とな(1) 以上の所論は直接的、 ヌルクセの成長のパターンはどの程度までが市場の諸力によって決定されると考えているのか、 間接的な要因で貿易による成長は可能であるという楽観的見方によるものであるが、 彼の議論は輸出市場の限界を強調することによって積極的な工 またどの ヌ

のような方法をとるにせよ、工業製品の市場を創造することが必要であろう。 を行なうという政策と首尾一貫しているのか、又は新しい工場への政府の投資を要請するのかが明かでない。 推奨する「均衡成長」("balanced growth") 政策は市場の諸力にはそれ以上干渉を加えることなしに輸入制 これはまず国内市場から若干の

次に不明瞭な点は政府がどのような行動をとることを望んでいるかということである。すなわち、

ヌルクセ

の

入品を排除することを意味する。しかし問題はそれだけではない。貧しい国に工場を建設することによって雇用

تع

過程が多年にわたって継続し、農業部門の産出高に影響を及ぼすようになるならば別である。) 後進国の最大の 場が大多数の工業について見れば単一の工場にとって余りにも小さすぎるのであって、所得がかなり高い水準に か。その結果として生じる雇用と需要は国民所得と比較して大きいものとはなり得ないだろう。 達しても依然としてそうである。多数の工場を同時に建設することによってそのような情勢が変更されるだろう と所得を増加して、コストを償う価格で売れる十分な市場が与えられるであろうか、結局、貧しい後進国では市 すなわち農業生産が改善されるならば追加的所得はひとりでに工業生産物の市場を拡大し、新しい工業を (ただし、その

化政策としては先鋒突撃("spearheading")が全線進撃(advance on a broad front)よりももっと典型的で 業のうち少数のものから、(それらは屢々相互に無関係であるが、)一方では輸入品を排除し、他方では手工業を排 あるようだとケアンクロスは考えている。 除しながら開始されるのである。」 これらの工業は最初は輸出は行わないが、徐々に輸出段階に到達する。工業

業化が正常に開始される方法については殆ど強調をしなかった。ケアンクロスによれば「工業化は最も有望な工 開始するための堅固な基盤を供給するであろう。ヌルクセは屢々この点を強調した。しかしながらヌルクセは工

右のような議論を展開してケアンクロスはヌルクセの「均衡成長」論を批判している。

(1) ヌルクセが同意している点は「今日一九五〇年代においては一人当りでないとしても、総計で表示した経済成長は恐 らく、以前よりも広汎なものであり、世界全体として見た場合にはより急速なものであろう」(ヌルクセ前掲書四九頁)と かは疑っているものとケアンクロスは見ている。 しかし、 ヌルクセは工業国の外部ではこのような成長は果して貿易による成長として分類されるかどう

的観測」であって、現実は低い生産性である。(二六―二七頁)仏先進国と後進国との関係は後進国が利益を得 源があって、即座に就業の用意が出来ているという仮定は「全く非現実的である」(二七頁)。擬装失業は「希望 国にとって有利に動くか、不利に動くかは体系的な傾向はない。(二三頁)⑶自由に求められる大量の未利用資 配分機構としての比較生産費に改良を加えることが出来るという考えを捨て去る。比較生産費は静態的であるか 国の経済発展には最善の政策である』(ハーバラー前掲書五頁及び十五頁)と考える。ハーバラーは⑴政府が資源 るところが大で損失を被るところが小である。逆流効果 (backsetting effects) 説は漠然としたものであって、 もしれないが、生産函数の変化は徐々に行われ、予知することは出来ない。(一○頁)⑵交易条件が第一次生産 ケアンクロスは次に国際貿易と経済発展に関するハーバラーの所説の中心課題を要約してこれを批判する。 ハーバラーは先ず、「実質的な自由貿易政策(多少の非本質的な訂正や逸脱があっても)が経済発展、 特に後進

り批判をはじめる。ケアンクロスは工業化の初期段階に達するまでは後進国は不利であるとみる。

ハーバラーは先進国と後進国との関係では後進国が有利だというが、ケアンクロスは発展の第一原理

以上のようにハーバラーの説を要約した後にケアンクロスは最後の項目である先進国と後進国との関係の点よ

通常、実質的な実体のないものである。 (二八―三三頁)

ことを強調する。なるほど早いスタートには不利な点もあるかもしれないし、また「貧乏な国は富裕な隣人を ものに与えられん」("to him that hath shall be given") すなわち「早くスタートすることは有利である」

要な投資は余りにも巨額であるので合理的な条件で資本を集めることは不可能であることを発見するであろう。 家は①専門化された生産に対しては自己の市場が余りにも小さすぎること②彼の生産物の種類が余りにも広汎で rth considering) 生産の最小限度の規模は拡大する傾向があるからである。 囲は増大する傾向があり、 従ってより大きなハンディキャップを課することとなる。何故ならば、原則として見れば⑴必要な工業設備の範 ている。土着の工場所有者の見地から見れば工業化の過程が既に相当進まないならば輸入品と競争することが、 ならぬ」ということは依然として事実である。それ故に或る意味では工業国の絶え間のない発展は「後進国 をはじめることが経済発展では特に困難であること、技術が進歩すればする程、前方への跳躍は大幅とならね 過と共にますます大きくなるだろう。」 ケアンクロスは発展の第一原理を援用して後進国の不利を力説するが ますます困難となる。工業化が進展するまでは彼は殆ど文字通り孤立している。しかも孤立は技術が進歩するに る外国工業家の見地から見れば、 陸」("take off") をより困難ならしめるかもしれない。 もつことによって利益を得、 「これらのハンディキャップは政府の行動や幸運 最も進歩した技術を使用することが出来ないこと、(3)労働を訓練し、 (2)最新の技術が適合する生産物の種類は狭くなる傾向があり、 富裕な隣人の繁栄が停止したら損失を被る」ことも真実である。 何等かの形の政府の援助がない限り、後進国はますます魅力のないものとなっ (戦時など) によって除去されないかぎり、 何処へでも自由に自己の工場を建てる場所を選択し得 後進国で企業を起こそうとする工業 補助的なサービスを提供するに必 (3)考慮に値する おそらく時間の経 しかしながら、「事 (wo-0

度び工業化の初期段階が完成すれば事情が変化し、上述の議論は迫力を失うことを認めている。

すなわち、工業国内部では一地域の進歩は他の地域の発展に害があ

次にケアンクロスは逆流効果に言及する。

国の成長率の較差を拡げるものではなく、 との間に資源の何等かの移動がある限り、それは主として工業国より前工業国への投資の形態をとる。これは両 のことは国際的な工業分布については何事も証明していない。」 工業国と前工業国 (pre-industrial countries) るまのように増加して行く。(ミュルダールのいわゆる逆流効果)しかしながらハーバラーも指摘する如く、「こ るということは真実である。 より成功的な地域の成長は累積的となり、これらの地域への生産資源の移動は雪だ 狭ばめるものと考えられる。たとえ較差が残存していても、「工業国に

ケアンクロスはこうのべてのいわゆる逆流効果については否定的態度をとっている。

おけるより急速な発展が、

既に可成り工業化に向って前進している諸国の発展を緩慢化する機会は比較的少ない

ように思われる。」

見が異っているのは一群の諸国の発展が他の群の諸国の発展に及ぼす相互作用を歴史的に展望するときである。 ヌ ケアンクロスによれば、 . クセにとっては相互作用はますます弱化して行くものと考えられ、(ヌルクセ前掲書五四頁) ハーバラーとヌルクセはとの点では一般的に意見が一致している。 しかし、 ハーバラーに 両者の意

とっては利害関係の調和は以前に変らず強力であると考えられている。 ケアンクロスによれば両者の考え方の主要な相違が生じるのは○○未利用資源と□資源配分機構としての比較生

的に見て) 産費の価値についての見解の相違に基くものである。両者ともに労働の生産性の低水準と後進国で労働が ーバラーにとっては未利用資源は存在しないが、 低廉に使用されるまでには巨額の社会投資が必要であることには意見が一致している。 ヌルクセにとっては政策の主要問題は後進国において着実に しかしながら (実質

増加する資源に対する雇用を発見することである。

とのように両者の意見の対立点を明かにした後、

これらは国

々の事情によって異るものであろうけれども大多数の国の場合についてケアンクロスは自己の見解を展開する。

換が生じることは確実である。後進国ではこれら三つの現象がすべて発生する証拠がある。 若干の真の失業 すなわち、「大多数の国の一般的な経験よりすれば、若しも労働その他の資源に対する需要が低下したならば日 (genuine unemployment) 口若干の短時間労働、 及び闫若干の比較的生産性の低い職業への転 第三のものを「擬装

うであるということを認識している限りは) 後進国では労働の供給構造は通常アンバランスである。そしていろいろの水準の熟練労働(職長、 監督、 その

失業」と呼ぶかどうかは大した問題ではない。

(労働に対する需要の増加と労働の生産性の増大とは平行するよ

ンバランスが是正されたならば)雇用は需要に弾力的に呼応することが出来るという考え方である。 産性の故に低下されているという考えであり、他方では(主要な労働者が速かに訓練されて労働の供給構造のア 大いに上昇することが出来る。それ故に論争は二つに分れる。一方はハーバラーと共に生産高は全労働力の低生 他)において隘路がある。従って単なる需要の圧力だけでは全てのゆるみ(slack)を除去するには不十分である。 隘路を除くために労働者の訓練に十分な投資が行われたならば、雇用の水準(そして生産性の水準)

て、全資源 って使用されるべきであると考えている。ハーバラーはこのような区別を考えていない。比較生産費にもとずい の生産に吸収されるよりはむしろ「限界的」比較優位("incremental" comparative advantage) (増加分も含めて)が配分されること認めている。ハーバラーはしかしながら製造工業品に対する均 との面から後進国工業の保護育成を考えている。そしてその保護関税の水準も二○−三

更にこれに関連して今一つの相違点がある。ヌルクセは追加的資源は伝統的な輸出品(その需要は非弾力的で

の輸入関税を承認し、

い 問を提出している。 産物の輸出については「その交易条件には事実上何等の強い長期的傾向があるわけではない」ということを指摘 物と同様に有利な条件で販売されて行くはずであるが、実際はその販売が困難であるのは何故だろうかという疑 している。 ○%のものを認めているようである。第一次生産物についてはハーバラーはヌルクセの心配をしりぞけて一次生 ないが、 (交易条件が不利化)するのは当然であるとケアンクロスは主張している。 もし供給でなくして需要の不足が輸出のおくれ (lag) の原因であるならば、 ケアンクロスはこれについては批判的であり、もしそうならば追加的資源の生産物も既存資源の生 ヌルクセは交易条件が後進国に不利に働く永続的な傾向があるということについては論じて 輸出品の相対的価格

によって外国為替を獲得している。主要商品が世界の消費の小部分をしめている場合を除いては**、** 外国為替の不足 故に工業投資の規模はその支払に利用出来る外国為替によって制限されているのである。 為替収入は極めて非弾力的である。後進国の必要とする殆ど全ての工場や機機は輸入に仰がねばならない。 いうことである。後進国の大多数はモノカルチュアーであって、単一商品(多くても二、又は三の商品) ケアンクロスはこのように論じてヌルクセもハーバラーも外国為替収入の重要性を無視したことを鋭く批 最後にヌルクセもハーバラーも解決しなかった根本的な問題があることをケアンクロスは指摘する。 (資本や熟練労働や土地などと対比して)がどの程度まで経済発展の制限要因となっているかと 後進国の外国 すなわち、 それ

ている。

ルサスとミルは貿易の拡大は経済停滞を延期する安全弁と考えていた。一九世紀のヨーロッパについてはそれは恐らく 逆流効果 (backsetting effects) はまた"backwash effects"ともいわれ、"spead" effects に対立するものである。

これらの国では"backwash effects"が"spread effects"よりも強く働いたものと見られる。(B. Higgins, Economic のうちには国際貿易は後進国の成長を促進するどころか経済の二重的性質を強調することによってかえって遅滞させた。 正しかった。しかし、後進国にとつては貿易の拡大は生活水準の上昇に大いに寄与したとは思えない。最近では経済学者

化に向うどころか均衡から離れる傾向を生じ、悪循環を生じて先進国と後進国との生産力の較差を増大するものとされて Development, p 345, New York, 1959.) ミルダールによれば後進国と先進国との間の貿易は限界生産力及び所得の均等 ຼົງ ທີ (G. Myrdal, Economic Theory and Under-Developed Regions, London, (1957, pp. 13, 28, 29.)

の輸出は三つの後進大陸からの総輸出額の四〇%を占めていた。(イェイツ前掲書一八〇頁) 一九五三年にはその輸出収入の少なくとも半分を単一の生産物によって得ていた国は三〇カ国あった。これらの国々

五

スの所論は多岐にわたるものであるが、次にこれを簡単に要約しよう。 以上においてわれわれはヌルクセとハーバラーの理論に対するケアンクロスの見解を述べて来た。ケアンクロ

れら諸国が第一次生産物を低コストで生産することが出来て、国際競争力が強かったからであるとして価格面の ような構造的供給要因と関連してケアンクロスは十九世紀に新定住国の輸出を通じる成長が急速であったのはそ 早いのではないか、もし、前者ならば今日それが低調である原因は需要要因よりもむしろ供給要因 あるか、または中心からアウトサイダー地域へであるか、もし後者ならば今日の方が一九世紀よりは成長伝達が 一、成長伝達機構についてはまず伝達の方向が問題となる。一九世紀のように中心から新定住地域への方向で 人口増加、 消費水準の向上など)にあると見てよいのではないかとして供給要因を強調する。さらにこの (後進国の工

供給要因をも指摘している。

して第一次生産国の輸出するそれが一・五倍にもなったが、この相対的価格の変動が第一次生産国の輸出を不活 これに関連して注目すべきことは一九三七―五〇年の期間において工業国の輸出する第一次生産物の単価に比 また工業国において合成物質による代用品の採用を促進した要因であるとしていることである。

衡成長論に賛成しているようである。 二、ケアンクロスはヌルクセの均衡成長論については批判的であり、むしろ、重点的な工業化を主張する不均

現在はその形を変えて工業国の間で行われていることを指摘している。 と第一次生産国との間でこの前進的特化が行われなくなったのが成長率低下の原因と考えている。 需要減退にともなう雇用の転換であると考えている。ハーバラーは擬装失業は「希望的観測」であるとしている。 吗 国際特化の問題についてはケアンクロスは前進的特化論を唱えていることは注意すべき点である。工業国 ヌルクセ理論では後進国の資本形成に重大な役割を演じる「擬装失業」についてはケアンクロスはこれを 前進的特化は

貧しい第一次生産国では工業化の達成は困難と見ている。 しかも、 後進国は工業化の着手がおくれればおくれる

ケアンクロスは工業化が達成又は達成の近い諸国は富裕な第一次生産国(十九世紀の新定住国)

六、今日では第一次生産国の市場は旧工業国よりはむしろ、新定住国であり、この市場を開拓して行くことに 目的の達成は困難となるようであると考えている。

は困難がともなうことが述べられている。

ţ 国際特化は資源増加分の比較優位 (限界比較優位)で行うべきであるというヌルクセの理論と全資源の比

較優位で行うべきであるというハーバラーの理論とについては、ケアンクロスはいずれを是ともしていない。

因であるとすれば、第一次生産物の相対的価格は低下するのが当然であろうとケアンクロスは反論している。(3) を無視してもよいという意見であるが、ヌルクセのいうように第一次生産物の需要の減退がその輸出の停滞の原金無視してもよいという意見であるが、ヌルクセのいうように第一次生産物の需要の減退がその輸出の停滞の原 実上はその点に困難があるのは何故かと反問している。ヌルクセは交易条件の変動は長期的考察においてはこれ アンクロスはもしそうならば追加的資源の生産物も従前と同様に有利な条件で販売し得るはずである。然るに事 八、交易条件の長期的傾向についてはハーバラーは一定の傾向はないものとしているが、この主張に対してケ

たものとして意義深いものがある。 する安易な傾向があるのに対して、輸出競争力の強化こそが後進国の持続的な経済発展の鍵であることを強調し いないが、ケアンクロスのとの批判は近年後進国が「貿易による成長」よりもむしろ「援助による成長」を期待 ルクセもこれを無視していることを批判している。この問題についてケアンクロス自身は具体的な解答を与えて 九、最後にケアンクロスは外国為替収入の問題が経済発展に重要な意義をもつことを指摘し、ハーバラーもヌ

(1)Patterns of Trade and Development, 1959 p.60.) ヌルクセは長期的に見れば交易条件の変化は「洗い流される」(wash out) 傾向がある と見 てい る。 (R. Nurkse

工業製品と第一次生産物との間ではいずれが有利ともいえないとしている。(Charles P. Kindleberger, Terms of Trade: 交易条件の長期的傾向については、キンドルバーガーは先進国と後進国との間では先進国が有利であるとしているが、

A European Case Study. London, 1956)

単純商品生産経済における貿易利益の分析

単純商品生産経済の制度的特徴

単純商品生産経済を扱かうにあたっての諸前提

単純商品生産経済における国内的諸関係 以下の議論のための諸前提

2 1

価格体系、等価交換と不等価交換 投下労働量

生産物に対する需要と供給

3 2 1

貿易を含む経済における生産水準の正値条件 生産財輸出国における生産水準の正値条件

消費財輸出国における生産水準の正値条件

生産水準の正値条件と交易条件

交易条件 商品交易条件

2 1

交易条件の決定

四

野

片

彦

131

2.1 貨幣的交易条件

2 2 実質的交易条件

2 • 3

単純商品生産経済における実質的交易条件と貨幣的交易条件

3 正の貿易利益と交易条件

比較生産費原理

Ŧi.

1 国民的国際価値の決定

生産財輸出国における国民的国際価値 消費財輸出国における国民的国際価値

貿易よりの利益 交易条件と国民的国際価値

七

1

貿易利益

2

3

2

2 • 1 貿易と最終需要のフロンティア 生産財輸出国における最終需要のフロンティア

消費財輸出国における最終需要のフロンティア

2 . 2

単純商品生産経済を扱かうにあたつての諸前提

単純商品生産経済の制度的特徴

1

者の自からの労働にもとづく財貨の生産が行なわれる点に集約される。

単純商品生産経済における制度的特徴は、生産手段の私的所有と生産についての社会的分業、それに私的生産

単純商品生産経済における貿易利益の分析 (4)(3)(2)(1)のに、 品を、できるだけ高く販売することにより、できるだけ多くのもの(使用価値)を購入することである。この場 であり、後者においては叱40である。この場合、生産者にとっては、後者よりも前者の生産を選ぶものと考える 方は ₩600 を要するとすれば、直接投下労働一時間あたりの所得(これを所得率と呼ぶ)は前者においては₩50 される2つの商品が、共に ₩1,000 で販売されるものとしても、一方はその生産の為に ₩500 の費用を要し、 投入した労働時間に比して、より高いことが望まれることを含意している。例えば、同じく10時間の労働で生産 産に要した費用(生産財の価額)を控除したものとして考えられる所得が、その生産にあたって生産者が直接に 合、できるだけ高く販売すると言うことは、単に、販売価格が高ければよいと言うのではなく、売上価格から生 2 以下において、 社会は直接生産者だけからなる。 直接生産者はその所得のすべてを、新投資と消費に支出する。 生産は不変生産費条件の下で行なわれる。 生産物は生産財と消費財、 何の支障もない。 以下の議論の為の諸前提 単純商品生産経済の下での議論を展開するにあたって、 しかもそれぞれは唯一種宛とする。 次のような諸前提をおくことにする。

このような制度的特徴の故に、

単純商品生産経済における生産の規定的動機は、

一定の労働により生産した商

(5)

貿易は2国世界において行なわれる。

- (6)貿易開始後は、何れの国も、有利な生産部門の生産に完全に特化する。
- (7) 貿易取引にあたっては、輸送費その他の貿易障害は無視する。

生産要素(労働)は、国内においては自由に移動し、国際間においてはその移動が不自由である。

一、単純商品生産経済における国内的諸関係

(9)

完全雇用が普遍的である。

(8)

1 投下労働量

産財および消費財のそれぞれの生産方法は、 上で前提したように、私たちは、以下の分析においては2国世界を考える。これらの何れの国においても、生

$$\begin{array}{ccc} (a_{41}, & \tau_{41}) & & \\ (2 \cdot 1) & & (a_{12}, & \tau_{42}) & & i = 1, 2 \end{array}$$

である。すなわち、 「A単位を必要とし、消費財一単位の生産には、それぞれを、 AB単位と「A単位づつ必要とする。 この場合、それぞれの国における、各商品一単位の生産に必要な直接間接投下労働量は、 何れの国においても、 生産財一単位を生産するためには、 生産財がる単位と、 直接投下労働

$$\begin{array}{ccc} t_{i1} = a_{i1}t_{i1} + \tau_{i1} & i = 1, 2 \\ t_{i2} = a_{i2}t_{i2} + \tau_{i2} & \end{array}$$

によって決定される。すなわち、生産財一単位の生産に必要な投下労働量なは、生産財一単位の生産に必要な生

産財の量 aに含まれる投下労働量 autuと、 生産財一単位の生産に直接に投下される労働量での合計である。 ح

の関係から、生産財一単位の生産に必要な投下労働量は、

$$\iota_{i1} = \frac{1-a_{i1}}{1-a_{i1}}$$

のように与えられる。ここでぬもでも共に正値を持っているから、投下労働量が正値をとるためには、

3)
$$1-a_{i1}>0$$

においては、ぬもなも共に正値をとるから、投下労働量なが正値をとるためには、 量ねが正値をとればよい。従って、生産方法が経済的に有意味であり、生産財の単位あたり投下労働量が正値を 量ぬに含まれる投下労働量 ぬむ と、 消費財一単位の生産に直接に投下される労働量での合計である。この関係 とは明らかである。次に、消費財一単位の生産に必要な投下労働量なは、消費財一単位の生産に必要な生産財の る。従って、生産方法が経済的に有意味であれば、生産財の単位あたりの必要投下労働量は、必ず正値をとるこ でなければならない。これは、生産方法が正の純生産物をもたらす程に、経済的に有意味であることを示してい 消費財の単位あたり投下労働量も必らず正値をとる。(1) 生産財の単位あたり投下労働

働量の逆数により与えられる。このことより当然のことであるのだが、生産物一単位の生産に必要な投下労働量 労働生産性は、 この場合、 それぞれの国における各商品について、(2・2) にて決定されるそれぞれの投下労

がすくなくてすむほど、労働生産性は高まる。

雄「再生産の理論」を参照 各生産物の単位あたり必要投下労働量の決定にあたって、このような連立方程式系を用いる仕方については、 置塩信

2 価格体系、等価交換と不等価交換

得を直接投下労働量で除した所得率は低下する。とれに対し、後者においては、供給量は減少し、価格は騰貴し、 門に集中し、より低い部門から逃げ出す。その結果、前者においては供給量は増加し、従って価格が下落し、所 所得率は上昇する。このような競争の過程を通しての、生産者の移動の結果、絶えず引きつけられる価格状態は、 は、売上価格からそれに要した生産財の価額を控除した所得を、彼の投下した労働時間に比してより高い生産部 きるだけ高く販売することによって、できるだけ多くのものを購入することである。だから、各単純商品生産者 以上に示したように、単純商品生産経済における生産の規定的動機は、一定の労働によって生産した商品をで

(2 • 4)
$$p_{i1} = a_{i1}p_{i1} + a_{i}\tau_{i1}$$

$$p_{i2} = a_{i2}p_{i1} + a_{i}\tau_{i2}$$
 $i = 1, 2$

二つの部門について所得率が等しくなる状態である。この状態は、価格をpとして示せば、

消費財の価格も正値をとる。 生産財の価格は正値をとり、更に、生産方法が経済的に有意味であって生産財の価格が正値をとれば、必らず、 の条件は、上で投下労働量について考えたと全く同じである。すなわち、生産方法が経済的に有意味であれば、 である。aは、上で所得率と呼んだものである。この場合においても、各商品についての価格が正値をとるため

との場合、各商品の価格を所得率で除したもの

$$q_{ij} = \frac{p_{ij}}{q_{ij}} \qquad i, j = 1, 2$$

を考えると、(2・4)の関係は変形され、単純商品生産経済における、競争のもたらす価格状態は、

$$\begin{array}{ccc} q_{i1} = a_{i1}q_{i1} + \tau_{i1} & i = \\ q_{i2} = a_{i2}q_{.1} + \tau_{i2} & i = \\ \end{array}$$

となる。この関係は、(2・2) の関係と全く同じ形式を持っている。だから、この場合には、

$$q_{ij} = t_{ij}$$
 $i, j = 1, 2$

となる。そこで、消費財を貨幣とすると、

 $p_{i2}=1$ i=1, 2

であるから、

 $(2 \cdot 5)$

となる。(2・5)の右辺は価値価格と呼ばれる。 このようにして、単純商品生産経済においては、競争のもたら $p_{i1} = \frac{t_{.1}}{t_{i2}}$ i = 1, 2

す価格状態においては、価格は常に価値価格に等しい。

価格がこのような状態にある場合、ペ単位の生産財とペ単位の消費財が交換されるものとすると、

であるから、交換にだされるそれぞれの商品に含まれる 投下労働量=価値 については、

 $p_{i1} = \frac{z_{i2}}{z_{i1}}$

i = 1, 2

 $t_{i1}z_{i1}\!=\!t_{i2}z_{i2}$ i = 1, 2

となる。これは、この交換においては、同一量の投下労働量または価値を含む生産財と消費財が交換されること を示している。だから、価格が価値価格に等しい状態においては、価値通りの交換、または等価交換が行なわれ

ると呼ぶ。

137

価格が価値価格より乖離している状態にある場合には、次のように考えられる。 消費財=貨幣 で測った生産

財の価格が価値価格よりも大きい場合、

$$p_{i1}>\frac{t_{i1}}{t_{i2}}$$
 $i=1,2$

には、その価格状態の下で、交換される各商品に含まれる投下労働量または価値量は、

$t_{i1}z_{i1} < t_{i2}z_{i2}$ i = 1, 2

が価値価格よりも小さい場合には、同様にして、生産財は価値以下に、また消費財は価値以上に販売されると呼 交換においては、生産財は価値以上に、また消費財は価値以下に販売される、と呼ばれる。逆に、生産財の価格 れる。逆に、消費財は、よりすくない投下労働量しか含まない生産財と等しいものとみなされる。だから、この 下労働量しか含まないにもかかわらず、より多くの投下労働量を含む消費財のいくばくかに等しいものとみなさ の関係にある。すなわち、この交換においては、よりすくない投下労働量を含む生産財のいくばくかが、より多 くの投下労働量を含む消費財のいくばくかと交換される。換言すれば、生産財のいくばくかは、よりすくない投

価値以下でしか販売されないことによる。勿論、価値以上に販売できる商品の生産者は 1/42 以上の所得率を享 注意しておく必要がある。これは、上に示したように、一方の商品が価値以上に販売されれば、他方の商品 率が 1/tw より大であるならば、他の商品の生産にあたっての所得率は、必らず 1/tw より小であることには、 る平均所得率は 1/tw であるが、価格が価値価格より乖離した状態にある場合に、ある商品の生産における所得

また、価格が価値価格から乖離した状態にあっては、所得率はまた平均所得率から乖離する。(2・4)におけ

衡水準と考えられるだろうか。

単純商品生産経済においても、各生産者は、

自家消費のために生産を行なっているのではないのだから、

彼の

生産

財生産部門に対する需要は、

応する均衡生産水準は

け、 価値以下にしか販売できない商品の生産者は $1/t_{.2}$ 以下の所得率にあまんじなければならないことは明白で

- 1 ればならない。 クは価格 (例えば円)の次元に属しαは 円\時間の次元に属する。 だから、 9の単位は時間であることに注意しなけ
- 2 単純商品生産経済における価格状態の決定に関しては、 置塩信雄「価値と価格」参照。

3 生産物に対する需要と供給

終需要を、それぞれタルおよびタルによって示す。このような最終需要の大きさに対して、どのような生産水準が均 終需要は新投資であり、 与えられた価格状態に対して、各生産者は、 消費財に対する最終需要は消費需要からなる。これらの生産財および消費財に対する最 生産財および消費財に対する最終需要を持つ。 生産財に対する最

であるためには、 生産した商品は、 生産された商品のすべてが、需要にみあうことである。貿易を含まない封鎖経済においては、 すべて販売しつくされなければならない。 だから、生産された各商品の産出高が何れも均衡的

生産財生産部門と消費財生産部門からの補塡需要と、新投資需要とからなり、

消費財生産部門に対する需要は、 生産財および消費財の生産水準をおおよびなで示すことにすると、各商品に対する最終需要(ソロソル)に対 各生産者の消費需要からなる。 各生産物についての在庫増は考えない。この場

139

(2 · 6)
$$x_{i1} = a_{i1}x_{i1} + a_{i2}x_{i2} + y_{i1}$$

$$x_{i2} = y_{i2}$$

$$i = 1, 2$$

を充たすように決定される。

ともに正値をとるためには、ぬもでもともに正値をとるものと考えているから、 この場合、生産者の最終需要(ソィレ ソィz)の双方または一方が正で、双方ともに負ではないときに、生産水準が

 $1-a_{i1}>0$

量および各商品の価格はすべて正値をとる。 最終需要に対して、各生産物の生産水準は正値をとり、またこれと同時に、各商品の単位あたりの必要投下労働 って、生産方法が経済的に有意味でさえあれば、双方または一方が正で、双方ともに負ではないような生産者の が充たされることである。とれは、上に示したように、生産方法が経済的に有意味であるための条件である。従

れぞれの国において存在する労働の量をパとすると、これら両者の間には、当然、 また、生産財を私生産し、消費財を私生産するのに必要な直接投下労働量は、マィスィ+マィススィ であり、また、そ

) $N_{i} \ge r_{i1}x_{i1} + r_{i2}x_{i2}$

産に従事する意思を持ちながら、生産にたづさわることを不可能にするような事情は存在しない。というのは、 産は行なわれえないことは当然である。ところで、単純商品生産経済においては、与えられた諸条件の下で、生 このような経済においては、各生産者は、生産手段を各自において私有しているからである。だから、この場合 の関係が、みられる。すなわち、何れの国においても、primary な生産要素の制約の範囲内においてしか、 生

には、 常に、完全雇用を前提することは、すこしも支障ない。だから、以下の分析においては、主として、(2・

7)における等式についてだけ考えることにする。

$$(2 \cdot .7^*)$$
 $N_i = \tau_{i1}x_{i1} + \tau_{i2}x_{i2}$

さて、(2・6) および (2・7*) において示される関係より、 $N_i = t_{i1} y_{i1} + t_{i2} y_{i2}$ i = 1, 2

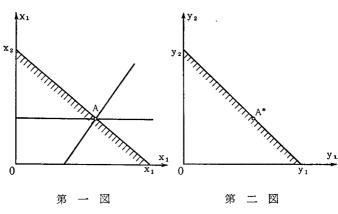
が導びかれる。この関係における左辺は、言うまでもなく、今期の直接投下労働量、そして右辺は、最終需要に が等しいということは、今期の最終需要は、まさに、今期の投下労働量によつて生産されたものであることを意 ふりあてられるそれぞれの生産物の生産に、直接間接必要であつた投下労働量を示している。そして、この両辺

味している。

 x_1, x_2 平面の正象限内にて見出される。これを点Aとする。これは、 $(2\cdot 6)$ の第一の関係を示す直線と、第二の 関係を示す直線が点Aにて交わることを意味している。 ところで、 このような生産水準は、(2・7) に示される はないような最終需要(ツィ, ツィ。)に対して定まる生産水準(スィ, スィュ)は、生産方法が経済的に有意味である限り、 に生産財生産水準を、縦軸に消費財生産水準をとつた)*1-*2 平面を示している。 ことにおいて、 双方共に負で (2・6),(2・7)および(2・8)の関係は、幾何学的には第一図と第二図において示される。第一図は、 (横軸

横切ることが明らかである。 このように、(2・6)の関係も(2・7)の関係も、 すべて一点Aにて交わるとする ような、完全雇用状態において達成されているものである。 とすれば、(2・7) を代表する直線もまた、 点Aを

N゚は所与の量であるから、 ソロとソ゚が、共に、相互に独立には決められなくなる。 すなわち、生産財または



ソューソ₂平面で示される。第二図。 ソルはいずれもすくなくとも非負で 場合には、(2・8)で示される。 (2・8)の関係は、(横軸に生産財 む内部であり、また第二図における、最終需要の存在可能な領域は、 る本点は、ソ1ソ2上を同一方向に移動する。 第一図においてA点が xix2 上を移動するにつれて、第二図におけ が、それに対応して、第二図において本点にて与えられる。また、 おいてA点で示される各商品の生産水準を生ぜしめる最終需要水準 あるから、第二図における非負象限に示される。そして、第一図に に対する最終需要を、縦軸に消費財に対する最終需要をとった) て決定されねばならなくなる。このような相互依存の関係は、 消費財に対する最終需要の一方が定められると、他方はそれに従っ 第一図における、生産水準の存在可能な領域は、oxix2の境界を含 との

にする。このような呼び名を用いれば、完全雇用を前提した以下の生産のフロンティア、 ソュソ₂ を最終需要のフロンティアと呼ぶことのソュソ₂ の境界を含む内部である。このような意味において、エュエ₂を

三、貿易を含む経済における生産水準の正値条件

もに負ではないときに、生産水準がともに正値をとるためには、生産方法が経済的に有意味でなければならない 前節において、貿易を含まない経済において、生産者の最終需要(ソィ, ソィ)の双方または一方が正で、双方と

$$(3 \cdot 1)$$
 $1-a_{i1} > 0$

ならない。また、この目的のために、ここでは、第二に、それぞれの国が、輸出品生産部門に完全に特化した状 を示した。それでは、これに対応する条件は貿易を含む経済においては、どのように示されるだろうか。 **との問題を解くためはは、第一に、生産財輸出国と、消費財輸出国のそれぞれについて別個に扱かわなければ**

1 生産財輸出国における生産水準の正値条件

態についてのみ考えることにする。

貿易を含まない経済における、生産物の需要と供給についての関係は、(2・6)によって示されている。

$$x_{i1} = a_{i1}x_{i1} + a_{i2}x_{i2} + y_{i1}$$

$$(2 \cdot 6)$$

* 12 |

 ${\cal Y}_{i2}$

この関係は、 貿易が開始された後における、生産財輸出国(記号的には、便宜上第 i 国とする)において、し

かも生産財生産部門に完全に特化した状態においては、次のように、

1 4 1

$$(3 \cdot 2) \qquad x_{i1} = a_{i1}x_{i1} + y_{i1} + z_1$$

費財の生産は国内では全く行なわれていないから、生産者の消費需要は、すべて輸入により賄なわれる。 の補塡需要、新投資需要、および輸出(海外からの需要)によって吸収される。また、この状態においては、 消

として示される。すなわち、生産財生産部門における生産物の供給は、自からの生産において消耗した生産設備

(3・2) において示したように、 この国においては、 生産財をズ単位輸出することにより、消費財をズ単位輸

入する。後に詳しく考えるように、生産財一単位との交換に入手できる消費財の量によって、交易条件を定義す

るとととすると、

$$(3 \cdot 3) \qquad \rho = \frac{z_2}{z_1}$$

7

方が正で、双方ともに負ではない場合に、生産財の生産水準が正値を保ちうるためには、 そこで、(3・2)と(3・3)の関係から、生産財輸出国における生産者の最終需要(シィ; シィ)の双方または一

$$(3 \cdot 4)$$
 $1-a_{i1} > 0$

でなければならないことが判る。

は、生産財一単位を生産するのに必要な生産財の量を示している。だから、これが(3・4)に示されるように、 ある。これは、経済的には、生産にあたって、正の純生産物が生産されうることを意味している。すなわち、a1 この (3・4) の条件は、前節において示した、貿易を含まない経済における生産水準の正値条件と全く同一で

正の純生産物が生産されることを意味する。このことは、生産方法が経済的に有意味であるというようにも表現 一より小さな値を持つことは、生産財一単位の生産において、 一単位以下の生産財しか必要としない、すなわち、

ことにも依存するのだが、何よりも根本的なことは、この何れの状態においても、自国の内部において生産財が あることは、この場合における分析の前提として、生産財輸出国は、生産財生産部門に完全特化しているという 生産財輸出国における生産水準の正値条件が、貿易を含まない経済における生産水準の正値条件と全く同じで

生産され、その生産財を用いて生産が行なわれていることである。

(1) 特化の程度が不完全である場合に、正値条件がどのような形をとるかについては、拙著「貿易効果の分析」参照。

2 消費財輸出国における生産水準の正値条件

貿易を含まない経済における、

る、消費財輸出国 (記号的には、便宜上第う国とする) において、しかも消費財生産部門の生産に完全に特化し

生産物に対する需要と供給を示す関係 (2・6) は、貿易が開始された後におけ

た状態においては

(3.5)
$$0 = a_{j2}x_{j2} + y_{j1} - z_1$$
$$x_{j2} = y_{j2} + z_2$$

における消耗のための補塡需要および新投資需要は、輸入生産財によって賄なわれ、また、消費財生産部門にお のように示される。すなわち、この国においては、 生産財の生産は全く行なわれないのだから、消費財生産部門

ける生産物の供給量は、 自国内における生産者の消費需要と輸出により吸収される。

交易条件は、(3・3) において示したように、生産財一単位との引換に入手できる消費財の量によって

示される。

そこで、(3・5)と(3・3)の関係から、消費財輸出国における生産者の最終需要(ソյ, ソյ²)の双方または一

方が正で、双方ともに負ではない場合に、消費財の生産水準が正値を保ちうるためには、

 $(3 \cdot 6)$ $1-\rho a_{j2} > 0$

でなければならないことが判る。

輸出国が、一単位の生産財を入手するために、投入しなければならない生産財の量である。このように考えれば、 財の量を示す。また、agは、消費財の一単位を生産するのに必要な生産財の量である。従って、pagは、消費財 入する。だから、交易条件というのは、この国が、一単位の生産財を入手するのに輸出しなければならない消費 (3・6) の条件の意味するところは、やはり、生産が、純生産物を生産することができる程のものでなければな この(3・6)の条件は、次のことを意味している。消費財輸出国においては、消費財を輸出して、生産財を輸

(3・6) の条件を、

らず、従って、経済的に有意味でなければならないということである。

 $(3 \cdot 6*)$ $\rho^{-1} - a_{j2} > 0$

生産財の量である。だから、(3・6*) は、消費財一単位の代償として得られる生産財の量の方が、消費財一単位 のように表現した場合、これは次のような意味をもつ。すなわち、「なは、消費財一単位の代償として入手できる

の生産に投入しなければならない生産財の量より大でなければならない、ことを意味している。 正の純生産が行なわれなければならないことを意味しており、上に示した(3・6)についての内容の代替的 要するに、

表現である。

この国における生産が、 輸出国における正値条件とか、貿易を含まない経済における正値条件におけるように、全く、生産係数について の制約条件の形ではなく、その内に交易条件をも含むような形で示される理由は、この場合における分析の前提 が、(3・6) または、その代替的表現としての(3・6*)によって示されることは、もっと詳しく言えば、生産財 上に示したところから明らかなように、 消費財輸出国は、消費財生産部門の生産に完全特化しているということもさりながら、 輸入生産財を用いて行なわれている、という事情に強く依存している。 消費財輸出国における(完全特化状態における)生産水準の正値条件 何よりもまず、

3 生産水準の正値条件と交易条件

正値を保つためには、 準の正値条件は、その結果交易条件を含む形で示される。このことは逆に、このような国において、生産水準の 交易条件は、ある程度の制約を受けることになる、というようにも言うことができる。

上で示したように、貿易に従事する国の内に、輸入生産財を用いて生産を行う国があれば、その国での生産水

易条件を制約することになる。すなわち、(3・6) に示したところから、

ここでの議論に関する限りにおいては、

消費財輸出国における、

消費財の生産水準についての正値条件が、

交

財の量として定義されている。そこで、この量Pは、消費財輸出国にとっては、生産財一単位を入手するために る消費財の量である。 輸出しなければならない消費財の量である。また、ゐの逆数は、生産財の一単位を投入することにより生産され れた場合の含意について補足すれば、次のように示される。交易条件Pは、生産財一単位当りに入手しうる消費 費財輸出国における生産水準の正値条件について考えた場合に、 詳しく述べた。 ただ、(3・7) のように表現さ のような制約が、交易条件に対して課せられる。このことが、どのようなことを意味するかについては、 だから、 (3・7) は、 生産財一単位を入手するために輸出しなければならない消費財の量 既に消

経済を扱かうにあたっては、 り、交易条件が、この範囲を越えて大となることは、消費財輸出国における生産水準を正値に保つことを不可能 いずれにしろ、 経済的には無意味な状態を発生せしめることになる。だから、ここで、以下において、 単純商品生産経済においては、 交易条件は、(3・7) に示されるような制約をうけるものであ 交易条件は、当然のこととして、常に、(3・7)の条件は充たしているものとして、 単純商品生産

る。

よりも多くのものを、国内における生産財一単位の投入により、生産していなければならないことを意味してい

四、交易条件

分析を進めることにする。

商品交易条件

1

以下の分析において、 交易条件と呼ぶ場合は、 前節において触れたように、 常に商品交易条件 the commo-

dity terms of trade を意味するものとする。これは、 りの生産財工単位の輸出と、 においては、 生産財一単位と引換えに交換される消費財の量により示すことにする。すなわち、 消費財輸出国よりの消費財気単位の輸出とが、国際市場において交換されるものと 輸出入商品の数量的な交換比率を示すものであり、 生産財輸出国よ

にて示される。

交易条件の決定

2

品生産部門においては、輸出量だけを需要増として、また輸入品生産部門においては、輸入量だけを供給増とし 的な需要と供給を考えなくてはならないという点において、真先に修正されねばならなくなる。すなわち、 ついての体系は、若干の修正を余議なくされる。とりわけ、 解き明かさなくてはならない問題の内に貿易が導入されることになると、 附加しなければならない。 生産物に対する需要と供給についての関係は、 前々節において示した、 封鎖経済に 輸出 対外

供給の関係を次のように示すことにする。

費財輸出国ときめることはできない。そこで、ここではまづ、それぞれの国における、各生産物に対する需要と

物を輸入するかについて、何の基準も示していない。だから、今のところ、どの国が生産財輸出国、

ところが、今までのところ、どのような諸条件をそなえた国が、どのような生産物を輸出し、

どのような生産

どの国を消

$$x_{11} = a_{11}x_{11} + a_{12}x_{12} + y_{11} + z_1$$

$$\begin{array}{ccc} x_{12} & & y_{12} - z_2 \\ & x_{21} = a_{21}x_{21} + a_{22}x_{22} + y_{21} - z_1 \\ & x_{22} = & y_{22} + z_2 \end{array}$$

 $\chi_{22} =$

■国は消費財輸出国であることを示し、それらが負値をとれば、逆の状態であることを示す。 ここで、 スィおよび スタは、生産財および消費財の貿易量であり、 スィおよび スタが正値をとれば、一国は生産財輸出国、

幣的交易条件

(4・2)の関係において、『および』のそれぞれを、各国の国内価格で評価して示すと、

$$(4 \cdot 3) \qquad p_{11}z_1 - p_{12}z_2 = a_1N_1 - (p_{11}y_{11} + p_{12}y_{12}) = -k_1$$

$$-p_{21}z_1 + p_{22}z_2 = a_2N_2 - (p_{21}y_{21} + p_{22}y_{22}) = -k_2$$

の関係が導びかれる。但し、前節において約束したように、消費財を貨幣と考えると、

 $p_{i2}\equiv 1$ i = 1, 2

であることに注意。

販売できる、すなわち、国内価格よりも高く販売できる商品を輸出し、そうでない商品を輸入するものとすると、 (4・3)の左辺は負値をとる。このことは、上に示したような貿易が行なわれる場合には、それぞれの国の国内 この(4・3)の関係において、いづれの国においても、国内価格比と、与えられた交易条件を較べて、有利に

を意味している。このようにして、貿易により入手できる正の差額分を、それぞれの国にとっての貨幣的な貿易 価格で測って、輸出したものよりも高く評価される輸入品を受取ることが、何れの国にとっても可能であること

利益と呼ぶことにする。これをAにて示す。但し、A20。

(4・3)の関係より、ミおよびミを、れおよびたの函数として示せば、

となる。ここで、 $(4 \cdot 4)$ $z_2 = -\frac{1}{\Delta_p} \left[-p_{21}k_1 - p_{11}k_2 \right]$ $z_1 = \frac{1}{\Delta_p} \left[-p_{22}k_1 - p_{12}k_2 \right]$

である。 ところで、 交易条件は、(4・1) において示したように、生産財一単位と引換えることができる消費財 $(4 \cdot 5)$ $\Delta_p = \left| \quad p_{11} - p_{12} \right| \neq 0$

の量として示されるものだから、

となる。このようにして示される交易条件を貨幣的交易条件と呼ぶことにする。 (4 · 6) $\rho_p = \frac{p_{21}k_1 + p_{11}k_2}{p_{22}k_1 + p_{12}k_2}$

定数である。また、タルは、(4・3) で示したように、 れは、上に示したように、常に1に等しく、れは、この場合、各国における生産方法を不変としているから、

 $k_i = -\alpha_i N_i + (p_{i1} y_{i1} + p_{i2} y_{i2})$ i = 1, 2

であり、ここでも、パは所与、ロ゚は生産方法が不変であるから定数、またタロおよびタロは定数だから、ル゙は全くそ

の国での最終需要の大きさに依存する。このことは、(4・6) において、交易条件 Pは、両国における最終需要

に依存して定まるものであることを意味している。

実質的交易条件

また (4・2) の関係より、

 $(4 \cdot 8)$

 $-t_{21}z_1+t_{22}z_2=N_2-(t_{21}y_{21}+t_{22}y_{22})=-h_2$ $t_{11}z_1 - t_{12}z_2 = N_1 - (t_{11}y_{11} + t_{12}y_{12}) = -h_1$

生産物の単位当りの必要投下労働量である。これを、以下においては、国民的国内価値と呼ぶことにする。 の関係が導かれる。ここでもは、(2・2)で決定されるような、それぞれの国における、貿易のない状態での各

りも、国民的国内価値で測って、より多くの価値量を含む輸入品を、何れの国も入手することができることを、 ると、左辺は負値をとる。とのことは、上に示したような貿易が行なわれる場合には、輸出品に含まれているよ 易条件の下で、価値以上に販売できる生産物を輸出し、価値以下でしか販売できない生産物を輸入するものとす さて、(4・8)の関係において、いずれの国においても、国民的国内価値を基準として考えて、与えられた交

なる。これをfiにて示すことにする。但し、fi≥0。 (4・8)より、ヘ1およびをは、11およびたの函数として、

意味している。このようにして、貿易により入手できる価値量の正の超過分を、実質的な貿易利益と呼ぶことに

 $(4 \cdot 12) h_i = (t_{i1}y_{i1} + t_{i2}y_{i2}) - N_i i = 1, 2$

に

いる。

2 . 3

単純商品生産経済における実質的交易条件と貨幣的交易条件

 $(4 \cdot 9)$ $z_2 = \frac{1}{\Delta_t} \left[-t_{21}h_1 - t_{22}h_2 \right]$ $z_1 = \frac{1}{\Delta_t} \left[-t_{22}h_1 - t_{12}h_2 \right]$

のように表わされる。ここで、

 $\Delta_t = \left| \quad t_{11} - t_{12} \right| \rightleftharpoons 0$ $|-t_{21} t_{22}$

れるから、 である。 ところでまた、 交易条件は、(4・1) で示したように、生産財の一単位と交換される消費財の量で示さ

 $\rho_t = \frac{t_{21}h_1 + t_{11}h_2}{t_{22}h_1 + t_{12}h_2}$

となる。このようにして示される交易条件を実質的交易条件と呼ぶことにする。

fuiは、この場合、各国における生産方法を不変としているから、定数である。またfuiは (4·8) で示したよう

であり、ここでも、パは所与、カゥは定数である。だから、 パは 全くその国での最終需要の 大きさに依存する。

このことは、(4・11) において、交易条件は両国における最終需要の大きさに依存して定まることを、意味して

153

前節において示したように、それぞれの国内において、単純商品生産経済における、競争のもたらす価格状態

ておってま

$$(4 \cdot 13) p_{ij} = a_i t_{ij} i, j = 1, 2$$

が成立つ。

的交易条件と貨幣的交易条件は常に等しい。 このような関係が、それぞれの国内において成立している状態を考えれば、単純商品生産経済においては、実質

$$ho_t$$
 $=$

また、(4・13)の成立する状態においては、

であることをも考え併せると、以下の分析(単純商品生産経済に関する限り)において、実質的交易条件と、貨
$$p_{tx}=\frac{t_{tx}}{t_{tx}}=i=1,2$$

幣的交易条件を区別して考える必要はなくなる。そこで、単に、交易条件Pとして分析を進めることにする。但

成立していることには注意しておかなければならない。 し、分析は、表面上、実質的な側面について進めてゆくことにする。しかし、同じことが貨幣的な面においても

また、これと同一の状態における、実質的な貿易利益と貨幣的な貿易利益との間においては、常に、

$$(4 \cdot 16) a_i h_i = k_i i = 1, 2$$

をとる。だから、貨幣的な貿易利益が正値をとれば、実質的な貿易利益も必らず正値をとる。逆は逆。 の関係がみられる。ところで、前節で示したように、ぬは、それぞれの国における平均所得率であり、常に正値

正の貿易利益と交易条件

に等しい。そこで、以下においては、(実質的)交易条件についてのみ考えてゆくことにする。 て考える限り、与えられた両国での最終需要の大きさに対して成立する実質的交易条件も貨幣的交易条件も、常 上で示したように、それぞれの国において、単純商品生産経済における、競争のもたらす価格状態を基準とし

(4 · 11)
$$\rho = \frac{t_{21}h_1 + t_{11}h_2}{t_{22}h_1 + t_{12}h_2}$$

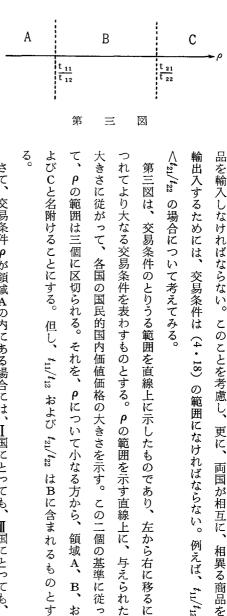
の国にとっても、貿易利益は、すくなくとも非負の値をもっているものと前提することができる。 易から離脱する自由を持っている。だから、ここで、貿易が存在する状態についての分析をする場合には、何れ ことができる。すなわち、いづれの国にしろ、貿易利益が負の値をとるような交易条件に対しては、その国は貿 また、両国ともに、自由に競争できる状態におかれているから、貿易利益は常に非負の値をとるものと考える

の値をとるものとすると、交易条件Pは、必らず、両国における国民的国内価値価格の間において成立する。す 両国における貿易利益が、共に、すくなくとも非負(双方または一方が正で、双方共に零となることはない)

 $h_i \ge 0$ i=1, 2

 $(4 \cdot 18) \qquad \frac{t_{11}}{t_{12}} \le \rho \le \frac{t_{21}}{t_{22}} \quad \text{for} \quad \frac{t_{11}}{t_{12}} \le \frac{t_{21}}{t_{22}}$

貿易利益をうけとるためには、与えられた交易条件の下で、価値以上に販売できる商品を輸出し、そうでない商 このことは、経済的には次のように説明することができる。すでに示したように、何れの国にとっても、正の



<t21/t22 の場合について考えてみる。 輸出入するためには、交易条件は(4・18)の範囲になければならない。例えば、tıı/tı

大きさに従がって、各国の国民的国内価値価格の大きさを示す。この二個の基準に従っ つれてより大なる交易条件を表わすものとする。Pの範囲を示す直線上に、与えられた 第三図は、交易条件のとりうる範囲を直線上に示したものであり、左から右に移るに Pの範囲は三個に区切られる。それを、Pについて小なる方から、

領域A、B、

価値以上に販売しうる商品は消費財であり、 さて、交易条件ρが領域Aの内にある場合には、Ⅰ国にとっても、■国にとっても、 生産財は価値以下でしか販売できない。そこで各国ともに、

り利益を得ようとする限り、 何れも消費財を輸出して、生産財を輸入しようとする。ところが、二国世界におい

ては、このような貿易は成立しない。

出し、消費財を輸入することが望ましいが、二国世界を前提とするこの場合には、このような貿易は成立しない。 それでは、交易条件Pが領域Bに含まれる場合にはどうなるか。この状態においては、I国は、生産財を輸出 これと正に逆の状態は、 交易条件が領域Cの内にある場合に生ずる。この場合には、両国ともに、 生産財を輸

して、

消費財を輸入することにより、また■国は、消費財を輸出して生産財を輸入することにより、それぞれ貿

両国が相互に、

相異る商品を

易よりの正の利益をうけることができる。この場合には、貿易は順調に進められ、何れの国も、 貿易に従事する

ことに満足する。

このようにして、第三図に示されるような状態においては、交易条件 Pが、

$$\frac{t_{11}}{t_{12}} \le \rho \le \frac{t_{21}}{t_{22}}$$

>tax/taa の場合についても、同じことが考えられる。 そして結局(4・18)に示される範囲の内に、交易条件が の範囲にある場合にのみ、自由競争の認められる状態においての、経済的に有意味な貿易は可能となる。 t_{11}/t_{12}

含まれることこそが、自由競争の下で、経済的に有意味な貿易が行なわれうるための条件であるということにな

(4・18) によって示される交易条件の範囲は、上に示したように、各国ともに貿易よりの正の利益をうけるこ

易条件に対して、一定の制約が課せられることが判っている。すなわち、ここでの場合については、消費財輸出 易が行なわれるために充たされねばならない条件を示している。ところが、前節において示したように、各国の とができるために充たされねばならない条件を示している。換言すれば、自由競争の下で、経済的に有意味な貿 (といってもむしろ、輸入生産財を使用する国における) 生産水準についての正値条件がみたされるために、交

国での消費財についての生産係数を基準として、交易条件は、(3・7) に示したように、

を充たさなくてはならない。 (3・7) ρ<<u>-1</u>-

ところで、上において、第三図における例を示したときに述べたように、より大なる国民的国内価値を持つ方

の国が消費財輸出国となることが判っている。だから、(4・18) の関係からは、交易条件は、消費財輸出国にお

ける国民的国内価値に対しては、

の母系とある。 けなつら、自由竞争の下で、圣客内と写意未な貿易が爰捐されているものにければ、な(4・19)
$$ho arpropto rac{t_{j_1}}{t_{j_2}}$$

常に右の範囲にあることを示している。ところで、 の関係にある。すなわち、自由競争の下で、経済的に有意味な貿易が展開されているものとすれば、交易条件は

五、比較生産費原理

し、どの生産物を輸入するかについての、一般的な公準は示していない。このような点についての公準は、従来、 前節において、僅かに触れたが、今までのところ、まだ、どのような条件の下で、どの国がどの生産物を輸出

比較生産費原理という名称で知られてきている。 比較生産費原理は、Ricardo によって始めて、経済学の内に体系的に組込まれた。彼はこの原理(と後世にお

one country, does not regulate the relative value of the commodities exchanged between two or more いて呼ばれるにいたったもの) を、"The same rule which regulates the relatiue value of commodities in

countries''、ことを説明するための例証として展開する。そして、そこにおいて彼が、比較生産費原理の内容と(1) うとするならば、それぞれの国は、どの商品を輸出し、どの商品を輸入すればよいか。これについての具体的な 思われる。各国それぞれに与えられた国民的国内価値価格の大きさの下で、各国が貿易よりの正の利益を受けよ して説明しようとしたことは、ここで用いている用語に従って述べれば次のようなものと考えることが妥当だと

公準は次のように示される。

$$(4\cdot 9)$$
 および $(4\cdot 10)$ において示した関係を、もう一度とり上げる。
$$z_1 = -\frac{1}{\Delta_t} \left[-t_{22}h_1 - t_{12}h_2 \right]$$

(4 · 10)
$$\Delta_t = \begin{vmatrix} -t_1 & t_{12} \\ -t_{21} & t_{22} \end{vmatrix} \rightleftharpoons 0$$

ている状態を前提することから導びかれている。その上、ここで付け加えなければならないことは、それぞれの 方ともに零となることはないということ、である。 国における貿易よりの利益が、すくなくとも非負の値をとること、すなわち、双方または一方が正値をとり、双

これらの関係は、両国それぞれにおいて、生産物に対する、貿易を含んでの、需要と供給とが順調に行なわれ

ヘーおよび ペがどのような符号をもつことになるかということである。すなわち、ホタの与えられた状態に対して、

国におけるそれぞれの生産物についての国民的国内価値の大きさが、それぞれどのような状態におかれる場合に、

このように、タルについては、すくなくとも非負の値をとるものとした上で、考えなければならないことは、各

それぞれの国は何を輸出し、何を輸入すれば、各国での貿易利益を正値に保ちうるか、ということである。この

点については、(4・9) および (4・10) の関係から、容易に解答をひき出すことができる。すなわち、

$$z_i \gtrsim 0$$
 for $\frac{t_{11}}{t_{12}} \leq \frac{t_{21}}{t_{22}}$

 $(5 \cdot 1)$

は生産財を輸出して消費財に輸入し、┃■国は生産財を輸入して消費財を輸出するならば、各国の貿易利益は正値 ここにおいて、第一の関係は、Ⅰ国における国民的国内価値価格がⅡ国のそれよりも小である場合には、Ⅰ国

を保ちうることを示し、第二の関係は、逆の状態を示している。

貿易のパターンが遂行されるようなことがあれば、各国における貿易よりの利益は、常に負値をとらざるをえな いことも、(4・9) および(4・10)の関係から明らかである。 もしも、 与えられた、 各国での国民的国内価値価格の相対的な大きさに対して、(5・1) に示されるのと逆の

のであるから、交易条件の成立する余裕がない。従って、貿易は、自由競争の下で、経済的に有意味に展開され 格の間において交易条件が成立することである。ところが、今の場合には、両国の国民的国内価値価格は等しい て、貿易よりの利益が常に正値をとって現われるためには、既に示したように、両国における国民的国内価値価 て、このことのもっと具体的な理由は、次のように説明されることになる。貿易に従事している二つの国におい おいてヘロの大きさを定めることはできない。このことは、経済的には、貿易は成立しないことを意味する。そし 合には、どのようなことになるのだろうか。まず、(4・10) においては、△の値は零となり、従って(4・9)に ところで、(4・10) においては除外されてしまっているのだが、両国における国民的国内価値価格が等しい場

るものとしては、成立することができなくなる。もっと単適に言えば、両国内での交換比率が等しい場合には、

て考えることにする。

貿易など生ずる理由がない。

価値格を基準として、価値以上に販売しうるものを輸出し、そうでないものを輸入すればよい。 を示すことができる。 上に示したことを綜合し、 何れの国にとっても貿易よりの利益が正値をとりうるためには、 既に示した知識を採用すると、ここでは、比較生産費原理として、次のような敍述 何れの国も、 国民的国内

(-) D. Ricardv; Principles of Political Economy and Taxation, Gonner ed., p. 113.

国民的国際価値の決定

ないかを示すものである。このような国民的国際価値の決定にあたっても、 して考えなければならない。また、何れの国においても、輸出品生産部門での生産に完全特化している状態につ る生産物の一単位を生産するかまたは入手するためには、その国の労働を直接間接にどれ程投下しなければなら いて考えることにする。ここで国民的国際価値というのは、貿易が行なわれる場合、貿易を通して、ある国であ では分析は充分でない。そこで、次に国民的国際価値がどのようにして、どのような大きさに定められるかにつ 今までのところ、分析は、主として、国民的国内価値を基準として進められてきた。しかしながら、それだけ 生産財輸出国と消費財輸出国を区別

1 生産財輸出国における国民的国際価値

玉

民的国内価値は、

161

$$\begin{aligned} t_{i1} &= a_{i1}t_{i1} + \tau_{i1} \\ t_{i2} &= a_{i2}t_{i1} + \tau_{i2} \end{aligned}$$

うに、生産財の生産に完全に特化し、消費財の生産は全く行なわれないことに注意する。 によって定められるものであることは、既に示した。また、生産財輸出国においては、前提において約束したよ

国際価値を、国民的国内価値と区別するために、前者に(*)印を附けることにする。すると、生産財輸出国に る。これは、ひとえに、この国での生産が、全く国産生産財のみによって行なわれるからに他ならない。国民的 生産財輸出国における、生産財一単位の生産に必要な直接間接投下労働量は、貿易の存否に拘わらず不変であ

$$t_{i1}^{*}=a_{i1}t_{i1}^{*}+ au_{i1}$$
おける生産財の国民的国際働値は、

にて与えられる。この場合、t₁₁* が経済的に有意味な大きさでありうるためには、また、

$$1-a_{i1} > 0$$

でなければならない。すなわち、生産方法が経済的に有意味でなくてはならない。

また、この国における消費財の単位当り必要投下労働量は、もはや

 $t_{i2} = a_{i2}t_{i1} + \tau_{i2}$

費財の一単位を輸入するために輸出しなければならない生産財の生産にあたって直接間接に投下されねばならな 生産財を輸出して、その代償として消費財を輸入する。だから、この国における消費財の国民的国際価値は、消 によっては定まらない。というのは、今では、この国は消費財の国産は全く行なわないからである。この国は、 交換においては、

生産財一単位は消費財P単位と交換される。だから、この国は、

生産財輸出国より一単位の生

0

り、さらに、 同じものを用いるとすると、 かった労働量によって測られる。ここでも、 生産財一単位の生産に必要な直接間接投下労働量は、 消費財の一単位の輸入のために輸出しなければならない生産財の量は ρ-1 単位であ 生産財と消費財との 国際的交換比率=交易条件 この場合な*であるから、 結局、 を、 上に示したと 消費財の国

民的国際価値 1/2*は、

 $t_{i2}^* = \rho^{-1}t_{i1}^*$

によって示される。

2 消費財輸出国における国民的国際価値

消費財輸出国においては、

事情は稍々複雑となる。この国においては、

消費財の生産に完全特化が行なわれる。

いては、 そしてその当然の結果として、生産財は輸入品を使用せざるをえない状態におかれている。従って、この国にお そとでまづ、この国における生産財の国民的国際価値 t₁₁* について考える。交易条件の定義により、 独立ではありえない。 生産財輸出国においてみられたように、生産財の価値は、 国際的な交換比率から、すなわち交易条件か 国際的な

163

の生産財を輸入するために、どれだけの投下労働量を必要とするかといえば、この国で消費財を一単位生産する 産財を輸入するために、P単位の消費財を輸出しなければならない。そこで、この国が生産財輸出国から一単位

に必要な投下労働量のP倍である。ところが、この国においては、生産財は輸入され、更にその生産財を用い

ず、従ってまた輸入生産財の投下労働量もきまらない、という循環論が生ずる。そとで、この循環論から脱却す て消費財が生産されるのであるから、この生産財の投下労働量がきまらなければ、消費財の投下労働量もきまら

るために、ここでは、生産財と消費財の投下労働量を同時的に決定する方法として、連立方程式系を構成するこ

とにする。これは、次のような二個の方程式により示される。

(6 · 4)
$$t_{i1}^* = \rho t_{j2}^*$$
$$t_{j2}^* = a_{j2}t_{j1}^* + \tau_{j2}$$

りの必要投下労働量を示している。 下労働量のP倍であるということを示し、第二の関係は、輸入生産財を用いて、国内で生産される消費財単位当 第一の関係は、生産財一単位の入手に要する投下労働量は、国内において消費財一単位を生産するに要する投

(6・4) の解が経済的に有意味であるためには、

 $(6\cdot 5)$

 $1 - \rho a_{j2} > 0$

であることが必要である。これが何を意味するかについては、既に詳しい説明が与えられているから、ここでの

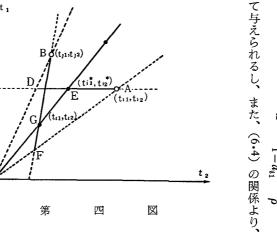
再述はしないことにする。

交易条件と国民的国際価値

(6・1) および (6・3) の関係より、生産財輸出国における各生産物の国民的国際価値は、

第四図において、縦軸に生産財の投下労働量をとり、横軸に消費財の投下労働量をとる。そこで、各国の各種 ことで、明らかにしたことを、より明示的にするために、図示することにしてみよう。

は、次第に小さくなる。



にて与えられるし、また、(6・4) の関係より、消費財輸出国における、各生産物の国民的国際価値は、それぞれ、 $t_{i2}^* = \frac{\tau_{i1}}{1 - a_{i1}}$

(6 · 7)
$$t_{j1}^* = \frac{1 - \rho a_{j2}}{1 - \rho a_{j2}}$$
$$t_{j2}^* = \frac{\tau_{j2}}{1 - \rho a_{j2}}$$

で与えられる。

また、すでに判っているように、国民的国内価値価格と交易条

件の間には、

 $\frac{t_{i1}}{t_{i0}} \leq \rho \leq \frac{t_{j1}}{t_{i0}}$

の関係があるから、国民的国際価値と交易条件との間に、次のよ t_{tx} t_{ty} t_{ty}

の下で、経済的に有意味な貿易が展開されている限り、交易条件うな関係があることを見出すことができる。すなわち、自由競争

が自国に有利化するにつれて、その国についての国民的国際価値の下で一絡済的に有意明だ貿易か展開されている限と、交易条件

ての生産財および消費財についての投下労働量の組(t_{11} , t_{12})および(t_{11} , t_{12})を、この平面上でそれぞれ点A 生産物についての投下労働量が、それぞれの国の各種生産物の生産方法に対応して与えられたとし、各国につい

およびBにより示すことにする。但し、 t_{12} t_{12} であることに注意。

まづ生産財輸出国について考える。この国における国民的国際価値は、すでに示したように、

$${t_{i1}}^*\!=\!t_{i1}$$

 ${t_{i_2}}^*\!=\!\rho^{-1}t_{i1}$

 t_{t2}^*)を定めることができる。第一の関係は、点Aを通る横軸との平行線を表わしており、この直線のうち、経 済的に有意味なのは、 \mathbf{O} と \mathbf{O} に狭まれる部分 \mathbf{O} である。第二の関係は、原点を通る横軸との勾配が $\,oldsymbol{
ho}$ なる直線 \mathbf{O} を表わす。そこで求めらるべき(t_{i1} *, t_{i2} *)を示す点は、これら二個の直線の交点Eである。 で与えられる。この二つの関係より、与えられた交易条件 P に対応する各種生産物の国民的国際価値の組 (ti.*

次に消費財輸出国について考える。この国における国民的国際価値は、また、

$$t_{j1}^* = \rho t_{j2}^*$$

 $t_{j2}^* = a_{j2}t_{j1}^* + \tau_{j2}$

ても共通だからである。次に、第二の関係は、点 \mathbf{B} を通り、横軸に対する勾配が $1/a_{j2}$ である直線である。この の二個の関係によって決定される。第一の関係は、既に示したCと全く同一である。交易条件は何れの国にとっ

$$t_{j1}$$
 人 t_{j1} 人 t_{j1} 人 t_{j1} 人 t_{j1} 人 t_{j1} 人 t_{j1} 名配は、この国の生産方法が経済的に有意味である限り、 t_{j1} の横軸に対する勾配よりも大である。すなわち、

してまた、求めらるべき点(tゥ1*, tゥ2*)を示す点はOBとBFとの交点Gである。 さて、この第二の関係を充たす直線のうち、経済的に有意味な部分は、またf Aとf Bに狭まれる部分f Bである。そ

上に示したように、生産財輸出国についての第二の関係、および消費財輸出国についての第一の関係は、

に、各国における各種生産物の国民的国際価値の大きさは、夫々点EおよびGにおいて与えられる。 同じものであり、交易条件を示すものである。そして、この交易条件が与えられれば、 図において明らかなよう

する。これに対し消費財輸出国においては、生産財についても、 移動する。とのことにつれて、生産財輸出国においては、生産財の国民的国際価値は不変、消費財のそれは低下 対して不利化する。逆は逆。また交易条件Pが大となれば、点Eは、横軸に平行に左方に移動し、点Gは右上方 のことは、上に示したように、何れの国にとつても、交易条件が有利化すれば、各種生産物にとつての国民的国 ところで、ここで示される交易条件 P は、大になるにつれて生産財輸出国について有利化し、消費財輸出 消費財についても、 共に増大する。 逆は逆。こ

七、貿易よりの利益

際価値は低下することを意味している。また、逆は逆を意味している。

1 貿 易 利 益

を輸出し、 今までのところ、貿易による利益は、 価値以下でしか販売できない商品を輸入することにより生ずる価値量の差としてきた。このことは 国民的国内価値を基準にとって考えた上で、価値以上に販売できる商品

(4・8) の関係における左辺について、主として考えていたととになる。そこで以下においては、(4・8) の右辺

の含意について、貿易による利益に関する分析を進める。

準として、価値以上に販売しうるものを輸出し、そうでないものを輸入している状態にあり、従って貿易よりの まず第一に明白なことは、次のように示される。(4・8)の左辺において、何れの国も、国民的国内価値を基

利益は正値をとっているものとすると、

 $N_i \leq t_{i1} \mathcal{Y}_{i1} + t_{i2} \mathcal{Y}_{i2}$ i = 1, 2

れぞれの国での国民的国内価値で評価したものは、今期において、直接に投下された直接労働量よりも大である。 であることが判る。すなわち、今期における最終需要量を入手するために、直接間接に投下された労働量を、そ

 $N_i = t_{i1} \mathcal{Y}_{i1} + t_{i2} \mathcal{Y}_{i2}$ i=1, 2 ところが、貿易が全く存在しない状態にあっては、(2・8) において示されているように、

いて直接に投下された総労働量に等しい。 である。すなわち、今期における最終需要の生産にあたって、直接間接に投下された労働量は、まさに今期にお

にその上、貿易よりの利益が正値をとるような状態においては、(7・1) のように、 投下した労働量よりも、入 このように、貿易が存在しない状態においては(2・8)のように等式が成立するのに対し、貿易が存在し、

更

しうるものを輸出し、価値以下でしか販売できないものを輸入しているからに他ならない。 ては、既に何度も触れたように、貿易にあたって、何れの国も、国民的国内価値を基準にして、価値以上に販売 手した最終需要に含まれる。(国民的国内価値で評価した)、労働量の方が大となる。これが何故であるかについ

このように、貿易が存在する場合と、それが存在しない場合を較べて考えると、貿易による正の利益というも

れの国での国内価値で評価して、貿易が存在しない場合における のは、次のように二つの側面において捉えることができる。すなわち、 貿易が存在しない場合における、それぞ

$N_i = t_{i1} y_{i1} + t_{i2} y_{i2}$

の関係が、貿易が存在し、正の貿易利益を享受している場合に

 $N_i \leq t_{i1} y_{i1} + t_{i2} y_{i2}$

となることから、正の貿易利益は、

投下労働量を不変とすれば最終需要量を増加せしめる。

回 最終需要量を不変とすれば労働量を節約せしめる。

の何れか、またはこの混合された形をとって表わされる。 この場合、最終需要量を不変とした場合における労働量の節約という側面は、非常に明白であり、これ以上の

とした場合、最終需要量はどのように変化するかについて考える。 分析を必要としない程度であるので、以下においては、投下労働量を貿易が存在しない場合と同量だけ使用する

2 貿易と最終需要のフロンティア

変化によって捉えることにする。 ここでは、貿易による利益を、投下される直接労働量を不変とした場合における、最終需要のフロンティアの

(7・1)の関係は、最終需要の大きさを評価するのに、 国民的国内価値を用いた。 しかし以下の分析において

生産財輸出国と消費財輸出国に区別して行なわなければならない。

は、これを国民的国際価値で評価した形に書き直して、議論を進めることにしたい。この場合にはまた、議論は、

2・1 生産財輸出国における最終需要のフロンティア

生産財輸出国における、そして更に、この国の生産が生産財の生産に完全に特化した状態における、生産物に

対する需要と供給の関係は、(3・2) において示されている。

単位の生産財を輸出し、 $^{\circ}$ 単位の消費財を輸入しているが、この場合における交易条件を $^{oldsymbol{
ho}}$ にて示す。 $z_1=
ho^{-1}z_2^\circ$ 出によって吸収され、生産者の消費需要はすべて、輸入によって賄なわれている。またこの場合、この国は、幻 生産財生産部門における生産物の供給は、自からの生産における消耗補塡のための需要、新投資需要、そして輸

更にまた、この国においては、生産は生産財生産部門に完全に特化されており、そこに総労働量が投入されるも のと考えるから、 $N_i = \tau_{i1} x_{i1}$ 。これらのことを考えると、 $(3 \cdot 2)$ の関係から、

$$(7 \cdot 2) N_i = \frac{\tau_{i1}}{1 - a_{i1}} y_{i1} + \frac{\rho^{-\tau_{i1}}}{1 - a_{i1}} y_{i2}$$
$$= t_{i1}^* y_{i1} + t_{i2}^* y_{i2}$$

を導くことができる。

この関係は、国民的国際価値で評価するものとすれば、今期における最終需要の生産にあたって、直接間接に

易の存在によって変化する。

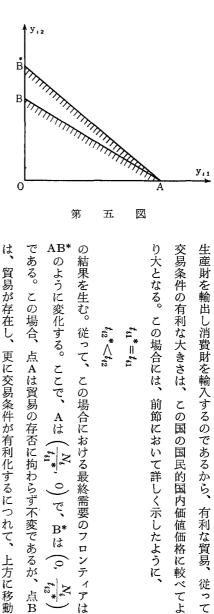
投下された労働量は、(貿易が存在する場合においても)、今期において投下された直接労働総量に等しいことを

(1) この関係は、Ricardo が、原理の第四章の冒頭にあたって、"No extension of foreign trade will immediately 変化は存在しないということである。 if by the discovery of new markets, we obtained double the quantity of foreign goods in exchange for a given of the produce of our land and labour, which is given in exchange for them, we should have no greater value, of commodities, and thererfore the sum of enjoyment. As the value of all foregn goods is measured by the quantity increase the amount of value in a country, although it will very powerfully contribute to increase the mass によって変化を示したが、(?・2)においては、 評価の基準が国民的国際価値であるために、貿易の存否による価値量の 関係においては、評価の基準が国民的国内価値であった為に、今期において入手できた最終需要の価値量は、貿易の存在 quantity of ours. (Principles. p. 108) "と述べたことの含意と全く同じである。ここで注意すべきことは、(7・.1) の

は一定であるから、ta*の変化に応じて ソヒֈ は変化することになる。かくして、最終需要のフロンティアは、貿 ていて不変であり、ただ消費財のそれのみが、交易条件の変化に応じて変化する。 ところが $\Delta_{i,j}^{i,j}^{i,j}$ の大きさ 不変である。また既に示したように、生産財輸出国における生産財の国民的国際価値は、貿易の存在とは独立し $(7 \cdot 2)$ の関係においては、この国の労働量Nは不変であると考えられている。 従って、 $N_{t_0}^* \gamma_{t_0}$ の大きさも

第五図において、貿易の存在しない状態における最終需要のフロンティアはAによって示される。との場合、 171

要のフロンティアは拡大されるものとも考えうるととを明らかにしておかなくてはならない。



り大となる。この場合には、前節において詳しく示したように、

 $t_{i1}^* = t_{i1}$

 $t_{i2}^* < t_{i2}$

ABのように変化する。ここで、Aは $\left(\frac{N_i}{t_{11}}^*, 0\right)$ で、Bは $\left(0, \frac{N_i}{t_{12}}^*\right)$

する。従って、これにつれて、最終需要のフロンティアも、AからAに拡大される。 の大きさが低下し、労働生産性が上昇するにも拘わらず、直接投下労働量は不変であると考えるために、最終需 ここでは、それとは別に、国民的国際価値の観点からみて、交易条件の有利化したことの結果、国民的国際価値 して考えた上で、価値以上に販売できるものを輸出し、そうでないものを輸入していたことを挙げていたのだが、 とのように、最終需要のフロンティアが、拡大されることの理由として、

今までは、

国民的国内価値を基準と

を導びくことができる。

対する需要と供給の関係は、(3・5) において示されている。

消費財輸出国における、そして更に、この国の生産が消費財の生産に完全に特化した状態における、

生産物に

$$0 = a_{j2}x_{j2} + y_{41} - z_1$$

$$x_{j2} = y_{j2} + z_2$$

要および新投資需要は、輸入生産財によって賄なわれ、また、消費財生産部門における生産物の供給は、 この国においては、生産財の生産は全く行なわれないのだから、消費財生産部門における消耗のための補塡需

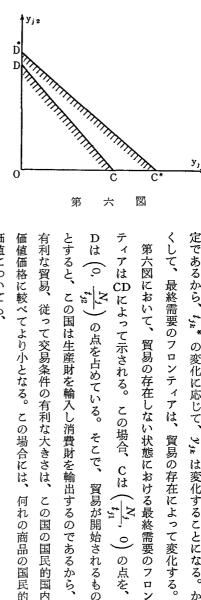
を、(3・5)の関係と共に考えると、 財生産部門に完全に特化しており、そこに総労働量が投入されるものと考えるから、 $N_j = au_{jx}^2 au_{jz}^2$ 。 これらのこと

ばならない消費財の量として定義されていることは従前通りである。更にまた、この国においては、生産は消費 における生産者の消費需要と輸出によって吸収される。また交易条件Pは、生産財一単位との引換に渡さなけれ

(7 · 3) $N_{j} = \frac{\rho \tau_{j2}}{1 - \rho a_{j2}} y_{j1} + \frac{\tau_{j2}}{1 - \rho a_{j2}} y_{j2}$ $= t_{j1}^* y_{j1} + t_{j2}^* y_{j2}$

おける最終需要の生産にあたって、直接間接に投下された労働量は、今期における直接投下労働量に等しい。 $(7\cdot 3)$ の関係においても、この国の労働量Nは、不変であると考えられる。だから、 $M_{ijk}^*y_{jk}$ の大きさも不 との関係においても、(7・2) においてみられたと同様に、 国民的国際価値で評価するものとすれば、 今期に

変である。また、すでに示したように、消費財輸出国における生産財の国民的国際価値も、消費財のそれも、交



定であるから、tji*の変化に応じて、ソjk は変化することになる。か くして、最終需要のフロンティアは、貿易の存在によって変化する。 易条件の変化に従って変化する。ところが、 Mtja*yja の大きさは一

ティアはoxtcolongによって示される。 この場合、 $oxtcolong \operatorname{Ct}\left(rac{I_{j_1}}{t_{j_1}}, oldsymbol{0}
ight)$ の点を、 価値価格に較べてより小となる。この場合には、何れの商品の国民的 有利な貿易、従って交易条件の有利な大きさは、この国の国民的国内 とすると、この国は生産財を輸入し消費財を輸出するのであるから、 $\operatorname{Dtd}\left(0, rac{N_{f}}{t_{12}}
ight)$ の点を占めている。 そこで、 貿易が開始されるもの

価値についても、

してゆくにつれて、右方および上方に移動する。 $\left(rac{N_s}{t_{II}}, 0
ight)$ であり、 * は $\left(0, rac{N_s}{t_{IB}}
ight)$ である。だから、点 * および * は、貿易が存在し、更に交易条件が有利化

がえられる。だから、この場合における最終需要のフロンティアはCDから C*D* に拡大される。ここで、C* は

するにも拘わらず、直接投下労働の総量は不変であると前提せられていることに依存するものと考えることがで 国民的国際価値の大きさを引下げ、各生産物の生産に直接関係に必要な投下労働量が減少し、労働生産性が上昇 このような最終需要のフロンティアの拡大は、上に示したように、この場合においては、交易条件の有利化が

きる。

この場合、第五図と第六図を比較して注意しておく必要のあることは、AB*と C*D*は平行であること、ま

た $\mathbf A$ の横軸の負の方向に対してなす勾配は、 $\mathbf C$ のそれより小であることである。第一の点は、交易条件は何れの

国にとっても共通であり、

$$=\frac{z_2}{z_1} = \frac{t_{11}}{t_{12}} = \frac{t_{11}}{t_{12}}$$

は常に成立するものと考えているからであり、第二の点は、 $ho=rac{z_1}{t_2}=rac{t_1*}{t_2*}=rac{t_1*}{t_2*}$

財輸出国におけるそれよりも小である、ことに因る。

生産財輸出国における国民的国内価値価格は、 消費

貿易支出曲線とその経済的意義

中島

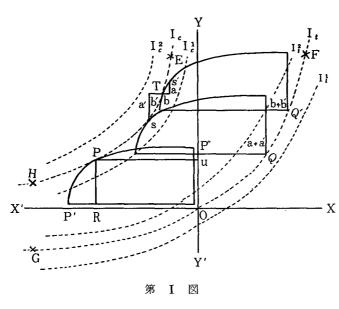
潤

は の関連を以ってヨリ明確にし、その経済的意義の解明に資するのが本稿の目的である。ミードでなされているの(3) しての国内象限との関連、第三節ではオッファー・カーブ分析との関連、最後に第四節では貿易支出曲線分析の 合に拡張することが必要となる。以下第一節ではミード本来の分析手法を概説し、第二節でノリスの考えを援用 ミードにおいて最初に現われたと考えられる貿易支出曲線の概念を、国内象限との関連及びオッファー分析と(1)(2)(2)(2) B両国の限界輸入性向の和が1より小(以下ではそれぞれの国の限界輸入性向をπ、πで表わす。従っ

2 $\widehat{\mathbb{I}}$ R. T. Norris, The Theory of Consumer's Demand, Rev. ed., Havan, 1952. における Norris の考えを援用して国 J. E. Meade, A Geometry of International Trade, Lond., 1952. pp. 102-105. 以下、貿易支出曲線を Et で表わす。 意義を解明する。

3 を意味する。 入江猪太郎、国営貿易の原理 (宮田喜代蔵博士還暦記念論文集、貨幣経済と経済構造、昭33年)との関連をみること

内象限との関連をみる。



ミードでは第二章において消費無差別曲線から貿易無差別曲線を描く問題が取扱われている。先ずこの説明に

下それぞれ A-exp. 及び B-exp. と記す)。 而してA国にて消費される B-exportable の量を示す。(以国で消費される B-exportable の量を表わし、X軸はAめる必要に迫られる。

第一象限内の全ての点の軌跡である」からエャ曲線を求

もつと曲線とは、しがその与えられた値の勾配をもつ

れば、ミードの互曲線の定義は「ある与えられた値を互を得るためには互が必要となるからである。換言す差別曲線(以下では互で表わす)を求める。何故なら従って消費無差別曲線(以下互で表わす)から貿易無

限内に描かれていた無差別曲線群を丁度Y軸を対称軸消費無差別曲線群が描かれる。このことは通常第一象X'OY 象限即ち第二象限にLを以って代表されるA国

178

線上にある生産量の組合せで示される。封鎖経済では A-exp. の OR と B-exp. の OU がA国で生産され、 産可能なA国の組合せを表わす。そのとき、完全雇用と技術的な生産効率の仮定に基ずき、A国の生産量はP'PP" として裏返しにして第二象限に移したものと考えられる。次に生産側であるが OP'PP" のブロックで以って生

費される。換言すれば点PはA国内の均衡点である。

費無差別曲線群に対応する貿易無差別曲線群が存在することになる。 等しい。このイヒをA国消費無差別曲線(イピ)に対応するA国貿易無差別曲線という。同様にしてイビ、イビがイピ、 れぞれ対応する点である。言いかえれば、Q点の傾斜とS点の傾斜、又はQ点の傾斜とT点の傾斜はそれぞれ に対応して得えれる。そのときエヒはO点の右で OX 軸を切り、エヒはO点より上で OY 軸を切る。かくして、 を意味している。そのとき、生産ブロックの隅(corner)はJt曲線の跡をたどる。Qと父とはJtのSとTとにそ かつ P'O はX軸に平行に保ちながら移動させる。 このことは消費軸は固定しておいて生産軸を移動させたこと さてO P'PP"の生産ブロックをLoに沿って上昇させるのだが、そのやり方は P'PP"はLoと接した状態で、 I_c^2

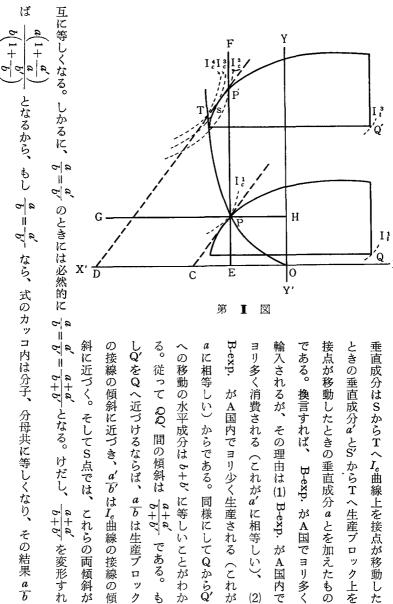
いても同様な図が考えられるから、これを組合せると第一象限にB国の国際面、 第三象限はまた国際面を示すが、その場合は両国がその輸出入品を逆転した場合である。 第四象限にB国の国内面が示さ

以上の説明からわかるように第一象限はA国の国際面を表わし、第二象限はA国の国内面を表わす。

B国につ

次に上曲線を取扱う上に重要な!曲線の性質を問題にする。

(i) ある点における貿易無差別曲線の傾斜は、その「対応する」消費無差別曲線の「対応する」点の傾斜に 即ち第一図で、Q点でのLの傾斜はL。上のS点の傾斜に等しい。その証明は次の如くである。生産ブロ



斜に近づく。そしてS点では、これらの両傾斜が の接線の傾斜に近づき、省がはよ曲線の接線の傾 る。従って QQ' 間の傾斜は $\frac{a+a'}{b+b'}$ である。 も B-exp. がA国内でヨリ少く生産される(これが である。換言すれば、 B-exp. がA国でヨリ多く 接点が移動したときの垂直成分aとを加えたもの ックの隅がQからYへ移動するとき、その運動の aに相等しい)からである。同様にしてQからQ ときの垂直成分a'とS'からTへ生産ブロック上を 垂直成分はSからTへL。曲線上を接点が移動した ヨリ多く消費される(これが~に相等しい)、(2) 輸入されるが、その理由は ⑴ B-exp. がA国内で への移動の水平成分は b+b、に等しいことがわか

垂線

ΗH

斜をもち、

しかも原点に凸であるから、P点を通るLe曲線(fc)はP点では DP、

はP点を通るように引かれてあり、DT線をP点で切る。

Tは EF

の左にあり、

かつしゅ曲

一線は負の

線より急な傾斜をもつ。

えられる。

同様な性質をLe曲線も持つことを次に証明する。生産プロック PQ がP点でLeに接するようにおくと

垂線 EF を上方へ移動するにつれて益々急なて曲線に生産ブロックが接すると考

劣等財がないと仮定するなら、

が得られる。つまりQ点でのム。曲線の傾斜はS点でのム。曲線の傾斜と生産ブロックの傾斜に等しい。

あるだろうから第一象限 財であるとすれば、 得増加後は価格線 DT 上をT(ピと接する点)へと移動する。劣等財がないと仮定したことはTがPの上にある 仮定する。A-exp. で測ったA国消費者の所得は OC から OD へ増加するが、価格関係は不変(即ち CP と DT あることを意味する。逆のケース(A-exp. が劣等財で、B-exp. は劣等財でない)では、 (B-exp. の消費増の故に)、更にPの左にある(A-exp. の消費増の故に)ことを意味する。もし B-exp. が劣等 とは傾斜が同じ)とする。最初A国消費者は価格線 CP をPへ向って移動する。 線図において、 (A-exp. は劣等財でなく、B-exp. が劣等財)ではTがP点を原点と考えたときの第三象限(GPE 象限) (ii) もしA国消費無差別曲線図において、 価格関係が不変とすれば、 両財いづれも、 TがPの下にあり、そして A-exp. は劣等財でなければPの左にあるだろう。 (FPH 象限) 内の点である。 どの点においても劣等財でない。第■図でみられる如く、A国消費者の所得 A国消費者は両財の購入を増すというA国消費における劣等財の不存在条件を 両財がどの点においても劣等財でないならば、 両財共に劣等財なら、 第四象限 P点はII。と接する点である。 (HPE)TがPの右かつ上方に A国貿易無差別曲 象限) とのケ 内に

181

傾斜をもつであろう。 上方へ貿易無差別曲線図を通って生産ブロックを移動せしめれば益々高次のLに接し、かつその接点は益々急な 同様にA国内消費において劣等財がない場合には、①消費無差別曲線図を通って真左に生産ブロックを移動さ Y I & I & I & I & Z (a) I_t^3 Q Η Ιį (b) I_t^1 X 10 Y' \overline{D} E 第 図

P 点の傾斜より急である。換言すればS点の傾斜 と接しており、そのSでは生産ブロックの傾斜が する点ではない。何故なら生産ブロックはPAで 傾斜に等しい。従ってY点は貿易無差別曲線図で 点での生産ブロックの傾斜は同じ価格線 DP、の との交点)に一致するまで上方へ滑らす。そのと Itはもつ。生産ブロックをP点がP点(EFとDT で、この点では価格線 CP の傾斜に等しい傾斜を き、Q点は対応するエヒ曲線(ユヒ)のP点の対応点 はQ点での14の傾斜より急である。即ち、もし真 はP点での傾斜より急、従ってY点でのItの傾斜 はパに接してはいない。生産ブロックはS点でパ。 の点を示すが、消費無差別曲線図でのP点に対応 きQ点は上方へ等距離移動した♡点に達する。P

ちに圧曲線を導くことができる。だがここで、

曲線と貿易無差別曲線との関連を示す二つの性質を検討した。エャ曲線から前述の貿易支出曲線の定義により、

別の観点からと曲線を描くことを考えよう。それは所得消費曲

以上、ミードの説明に従って、消費無差別曲線と生産ブロックとから貿易無差別曲線を導き出し、

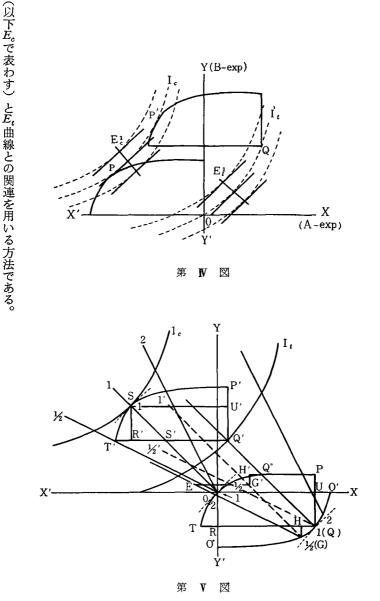
差別曲線図を通って真左に移動するにつれて生産ブロックが接する逐次的な貿易無差別曲線への接点は益々低 せると、それにつれて生産ブロックが接する逐次的な消費無差別曲線への接点は益々低い傾斜を持つ、②貿易無

傾斜を持つということができる。

るかがわかる。(3) ある。従って貿易支出曲線もいづれかの財が劣等財なる限り正の傾斜をもつ、以上から常に所得消費曲線が負の(2) 場合T点は GPE 象限内にあらわれ、生産ブロックを真左に移動させるとき、益々高次の消費無差別曲線に接し、 左に移動させるにつれて接する逐次的な高次の貿易無差別曲線への接点は益々高い傾斜をもつと言える。両ケー かつその接点の傾斜は益々高くなる。同様のことが貿易無差別曲線図においても言える。即ち生産ブロックを真 産ブロックを移動させるなら、益々高次の貿易無差別曲線に接し、 前者の場合T点は FPH 象限内にあらわれ、生産ブロックを真上に移動させると益々高次の消費無差別曲線に接 傾斜を持つならば、 第■図@は A-exp. が劣等財で B-exp. は劣等財でない場合の図であり、同図のはその逆の場合の図である。 かつその接点の傾斜は益々低くなる。同様のことが貿易無差別曲線図においても言える。即ちもし真上に生 所得消費曲線 両財が劣等財でないことを示し、正であれば、その向う方向によりいづれの財が劣等財であ (T、Pを結んだ線)は正の傾斜をもつ。何故ならT点はPの右上又は左下に存するからで かつその接点の傾斜は益々低くなる。後者の

第Ⅳ図におけるE。は Le曲線が 1/1の傾斜に接する接点の軌跡であり、 1/1の傾斜、従って 1の値をもつ所得消

Y(B-exp) \mathbf{E}_{t}^{1} ___ X (A-exp) 第 IV 図



費曲線である。 線の間に何らかの関係がないのであろうか。 他方とは1.曲線が1/1の傾斜に接する接点の軌跡であり、 1の値をもつ貿易支出曲線である。

両

ている。所得消費曲線と貿易支出曲線との関係は(i)の性質から証明できる。(4) 第Ⅴ図では所得消費曲線が原点より放射状に出る直線(説明の便宜上のことで曲線でも構わない)で与えられ

裏返しにおかれた生産ブロックの1の点に等しい。何故なら OR は UQ に等しく OU は RQ に等しいからであ は1の点(ここでは0点) に図の如く示す。生産ブロック上のとれら各点は常に固定しており、只一つしか存在しないのであるから、Q点 の傾斜をもつ価格線に接する TOP 上の点を1|2、2の傾斜をもつ価格線に接する TOP 上の点を2というよう が接する接点にそれぞれの傾斜の値を付ける。例えば1|1の傾斜をもつ価格線に接する TOP 上の点を1、 きのQ点は裏返しの生産ブロックの2の点に一致するであろう。同様のことが1|2の場合、その他の場合にも言 る。この生産ブロック POTQ をずり上げて生産ブロックの2の点が原点Oに一致するように置けば、 先ず生産ブロック POTQ を考える。生産ブロックの TOP 曲線に種々の価格線即ち種々の傾斜をもつ価格線 から垂直に OR 下り、水平に RQ 移動した位置に常に存する。このQ点は第▼図で 1 2

別曲線に接する接点を連ねた1/2、1、 クの1の点を1の所得消費曲線に一致させ、原点OからS点へその曲線上を移動させるとき、生産ブロッ 次に第二象限において、 $\frac{1}{2}$ 2で示されているのは、 2の所得消費曲線である。 それぞれ1/2、 1の所得消費曲線について考える。 2の傾斜の価格線が消費無差 生産ブロ

1

隅Q点は QQ、の軌跡を描く。

これが1の貿易支出曲線である。生産ブロック P'ST'Q' において、

消費無差別曲

線と生産ブロックが傾斜即ち1|1の価格線の下で接する点はS点であり、それに対応する隅の点が♡点である。

の貿易支出曲線についても同様である。その出発点は裏返しの生産ブロックの12、2の価格線の接点である。 クの1|2の点を原点Oと一致せしめ、1|2の所得消費曲線上を移動させると1|2の貿易支出曲線が得られる。 発する所得消費曲線と考えることができる。換言すれば1の所得消費曲線と同形である。同様にして生産ブロッ 4.上のY点は又性質(i)から1の傾斜を有する。このS点とY点との関係は、S点が生産ブロックの1の点と 一致している点なのであるから、当然 SR、は OR に等しくかつ R/Q、は RQ に等しい。 とのようにみてくる 更に説明を進める。次に生産ブロック POTQ の1|2の点を原点Oに一致せしめ、1の所得消費曲線上を移動 1の貿易支出曲線は1の所得消費曲線を下方へ OR、右方へ RQ 平行移動したものであるから、Q点から出

が EG、と等しくなる。そして G'Q'、の間は、G'H'、上方へ H'Q'、右方へ即ち GH 上方へ HQ 右方へ移行した る(かかる状態はあり得ないのが普通)と仮定した場合に導き出される貿易支出曲線であるから、当然又 T'S' 点ゔは1のE゚上のQ゚点と対応している。更に√線のG'点と対応している。√線は1|2のE゚が1のE゚と一致してい ぬ)という境界線を示している。12の所得消費曲線上の一点Tに対応するE-上の点はEである。又1のE-上の させると1の線が描かれる。この1 線は1 2の貿易支出曲線がこれ以上にない(厳密にはヨリ下になければなら

によって決まることがわかる。以上の事柄は他のあらゆる値の所得消費曲線とそれに対応する貿易支出曲線との 1/2の5。に規定せられるものであり、1と1との5。間は生産面の裏返し生産ブロックの1と1/2との両点の関係 以上の考察から、E、G、😧の各点の関係が明らかとなった。結果として1′と1/2の圧の間は消費面での1と GとQとの関係に等しい。

る。

(1)この正明は貿易無差型関係の場合にもあてはまる。

- (1) この証明は貿易無差別曲線4の性質のところでなされる。
- (3) 逆の証明が必要となるが証明は容易であるから省略する。(2) 所得消費曲線と貿易支出曲線との関連はこの後で証明される。
- の形は逓増生産費型である。更に両財の関係は独立財の関係にあることに注意。

(4) ここで取扱う消費無差別曲線の形は全て所得消費曲線が原点より放射状に出る場合のみであり、かつ生産無差別曲線

この事は曲線の場合にも妥当する。直線の場合には図の如く両曲線 Fa と Ft とは平行となる。

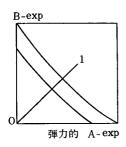
=

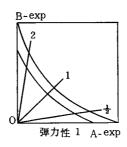
ある。そこでノリスに従って独立財の消費無差別曲線の性質を検討する。さし当って限界効用の測定可能を仮定 本節ではノリスの援用による国内象限との関係を問題にするが、そのためにはノリスの概略を説明する必要が

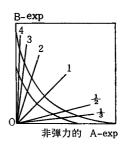
し、更に両軸の目盛について、全部効用に等しく所有される二財の初期量は原点より等距離にとられると仮定す

前者から始める。この場合には限界効用の弾力性が convexity を決定する。即ち限界効用の弾力性が1より大 ならば僅かに凸であり、1ならば更に凸、1より小ならば極端に凸となる。換言すれば、限界効用の弾力性が1 消費無差別曲線を⑴両財の限界効用の逓減の仕方が等しい場合と⑵等しくない場合とにノリスは分ける。先ず(キ)

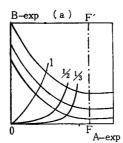
これを図示したのが第**V**図である。とのE。曲線は1の弾力性をもつ。これは原点より放射状に出る直線群として より大ならば所得消費曲線の開きが最も大であり、1ならば若干小、1より小ならば極端に開きが小さくなる。

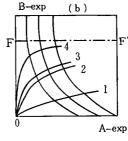






第 VI 図





第 M 図

垂直な方向、Y軸に対して水平な方向を示 する場合には所得消費曲線はX軸に対して に到達する場合。この B-exp. をヨリ選好 が直ちに満足飽和点 (point of satiation)

となる。要するに両国とも FF、を漸近線としている。

ミードでは導き出された貿易支出曲線の型を両国の限界輸入性向の和によっ

合。この A-exp. をヨリ選好する場合が第 B-exp. が迅速に満足飽和点に到達する場 す。第Ⅷ図伽この状態を表わしている。2、

対して垂直方向、X軸に対して殆んど水平 Ⅶ図仍で示される。所得消費曲線はY軸に

している。これを他の場合にも拡張してノリスの"similar","dissimilar"ケ て分類したが、その際その和が1より小の場合についてのみ一般的性質を解明 2 がそのどれに含まれるかを見ることにより国内象限との関連を明確

ース1、

表わされる。

次に後者の

dissimilar の場合の二つの

ケースについて考察する。

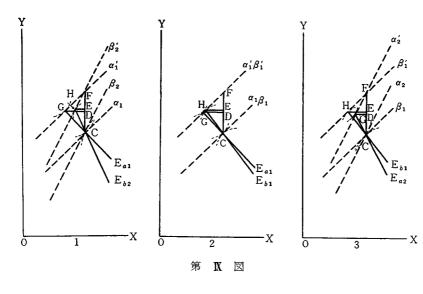
1、A-exp. の方

Y

負の傾斜をもつ。(性質1)。もした、たに沿って右上に移動すれば、傾斜は益々急となり、遂に1の代りに2の負の傾斜をもつ。(性質1)。もした、たに沿って右上に移動すれば、傾斜は益々急となり、遂に1の代りに2の E_{ta1} の上にある。もし A-exp. も B-exp. も A国内の消費において劣等財でないとすれば、 で共に1の傾斜を表わす。CとDとはエセとドが同じ1の傾斜をもつ点であり、A国のエ゙が1の傾斜をもつA国の 貿易支出曲線の一般的な性質は次の如きものである。第Ⅷ図(ミードの第 XLIV図)において α'と'α'とは平行 β_1' \mathbf{E}_{tb1} I^{α_2} E_{ta2} X 第 図 輸入性向の和の条件を附加すると他の重要な制約を のそれよりも左下にある。これらの制約に更に限界 財がないとするなら、B国貿易支出曲線もまた常に 点に対して凸であり、

②B国内の消費において劣等 する。(性質2)。同じことがB国貿易支出曲線につ(5) 斜が2/1である点の軌跡である。 A国貿易無差別曲 る。 負の傾斜をもつ。又高値のB国貿易支出曲線は低値 いても言える。もし①B国貿易無差別曲線もまた原 線が凸であるから、 E_{ta2} は E_{ta1} の右上に常に存在 傾斜をもつ点に達する。これが Eta2 はA国貿易無差別曲線に接する接点の傾 A国のEはどこでも E_{ta2} の上の点であ

おくことができることになる。



 $\pi_a + \pi_b \wedge 1$ なる場合の制約は次のようなものである。(低値でも、このケースが起る可能性はあるじ緩やかである。(勿論、一般的性質から両曲線共に負のり緩やかである。(勿論、一般的性質から両曲線共に負の切斜)。 ただし、B国貿易支出曲線とB国貿易支出曲線との交点でない場合。(低値でも、このケースが起る可能性はあるが)。

(1)のケースのC点ではα線よりβ線が急な傾斜をもちついても同様) GとCを結んだ線であり、EはHとCを結んだ線であり、EはHとCを結んだ線であり、EはHとCを結めが線である。 E (Etal の添字 t を省略、以下E に

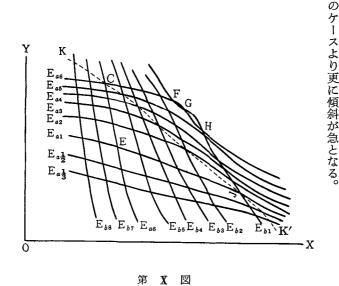
ランスファーされたと仮定する。そのとき $rac{\mathbf{PC}}{\mathbf{C}} = \mathbf{A}$ の限界

って契約曲線上の一点である。購買力 FC がBからAへト

輸入性向、FC-Bの限界輸入性向である。両国の限界輸

②のケースで、C点はα線、β線が同じ傾斜をもつ点、従

との制約の証明は第Ⅳ図の各ケースで与えられる。先ず



の代りに2|1の傾斜になるまで回転させたととである。従って当然日はEへ近づき、mはmとの関係でみて、先 スファーをBよりAへ行う。DはEの下にある。この図が(2)のケースと異なる点は、F点を中心として β 線が1|1従って契約曲線の左下に位置する点である。しかし α線は②のケースと同じ傾斜である。前と同様 FC のトラン

(3)のケースの角と角とは(2)のケースと同じ傾斜のある。契約曲線の右上の点を示す。その上、 α である。契約曲線の右上の点を示す。その上、 α である。契約曲線の右上の点を示す。その上、 α において E の傾斜を持つならば G 点は E は交点 C において E の傾斜より急となる。 信質を前述の諸制約から導びいた図である。先ず間値の E 、 E 両曲線の 交点の 軌跡である 契約曲線 標を 左上から右下へ移動するにつれて、 次第に低線を左上から右下へ移動するにつれて、 次第に低線を左上から右下へ移動するにつれて、 次第に低線を左上から右下へ移動するにつれて、 次第に低線の方が β とは C というには A というにはないる A というには A といらいる A というには A というには A というには A というはないる A というにはないる A というにはないる A という

る高値のど。曲線例えばC点でのどとを考える。とれら二つの貿易支出曲線は互に交わる。何故ならどはJから左 をもつが、しかし(3)5。曲線の方が緩やかな傾斜をもつ。契約曲線を切る5。曲線例えば了点での5。と契約曲線を切 上へ傾斜し、FoはCから右下へ傾斜しているからであり、両曲線は KK' 曲線の左下にある。更に両曲線は只一 くなっている。このととは第一命題の「もし両国の限界輸入性向の和が1より小であるならば、価格線α及びβ(7) と一致する。 KK、曲線上の各点では、⑴ある値をもつピ曲線が同値のピ曲線を切る、⑵その両曲線は負の傾斜 (ミード第三六図)の傾斜は契約曲線を右下から左上へ動くにつれて次第に急になってくるだろう」ということ

い。何故なら、交点において圧曲線が足曲線より傾斜が緩やかだとはもはや言えないからである。とのG点の性 この両曲線は KK、曲線の右上に止っている。しかしこの場合H、G、Fの如き点で一回以上交わるかも知れな を考えよう。F。曲線はJから左上へのびており、F。曲線はCから右下にのびているから、両者互に交わるだろう。 ら。しかし KK、曲線を切る一つのE曲線例えばC点でのEと KK、曲線を切る低値のE。曲線例えばF点でのEの 点Eで交わるだろう。何故なら両曲線がどこで交わろうとも、低値の圧曲線は圧曲線より傾斜が緩やかであるか

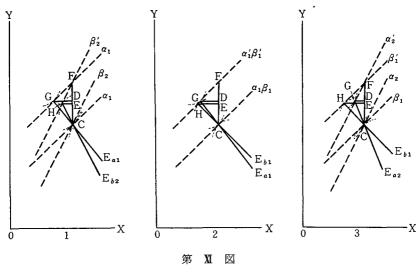
質が③のケースで説明せられている。

ミードの以上の分析手法をまねて $\pi_a + \pi_b \gtrsim 1$ の場合の貿易支出曲線図を描くことができる。

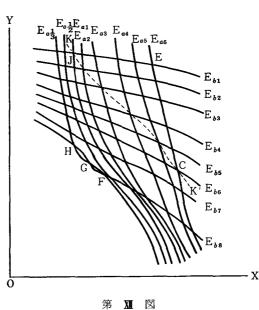
曲線がB国のそれよりも低値でないとき。だが低値であってもこのケースが起る可能性がある。 B国貿易支出曲線の傾斜はA国貿易支出曲線の傾斜(両傾斜共に負)より緩やかである。ただし、 π_a + π_a >1 なる場合の制約は次の如く示される。〔制約〕 A国貿易支出曲線とB国貿易支出曲線との交点では、 A国貿易支出

この証明が第M図で行われる。中央②のケースでC点はα線、β線が同じ傾斜をもつ点である。従って契約曲

192



Eは交点CではEの傾斜より急となる。 点にあり、Hは従ってEへ近づく。もし〆の傾斜が十分に急 点を中心としてβ線が1から2の傾斜になるまで回転させた である。先と同様 FC のトランスファーが行われ、条件から 点である。そしてα線がF点中心に回転する。従ってGがD 方がβ線より傾斜が急な点であるから契約曲線の右上方の ならばH点はピを横ぎってピの右へ出るだろうこの場合には DはEの上にある。この図が②のケースと違うところは、F て契約曲線の左下の一点である。α線は前ケースと同じ傾斜 はEより傾斜が緩やかである。 線上にあり、どはH、Cを通る線上にあるのであるから、どれ DはEの上にあるし、GはHの右にある。EdはG、Cを通る る。両国の限界輸入性向の和が1より大なる場合であるから、 線上の一点である。 購買力 FC がBからAへ移転されたとす ①のケースのC点ではα線よりβ線の方が傾斜が急、従っ そのときAの限界輸入性向= $\frac{DC}{FC}$ >Bのそれは $\frac{FC}{FC}$ >とな ③のケースのC点はβと高とが同じ傾斜をもち、α線の



ら右下方へ移動するにつれて次第に高くなっている

(π_a+π_b<1 の場合と逆の関係)。KK′ 曲線上の各

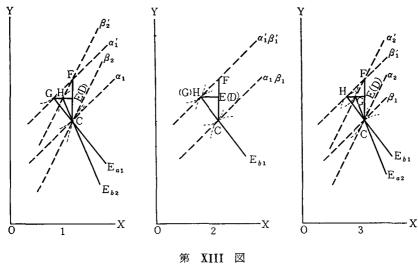
ついてみてみると、その数値は KK、曲線を左上か 出曲線群である。その一般的性質を先ず契約曲線に る場合の制約から導き出されたA、B両国の貿易支

ら互に交わるはず。従って契約曲線の左下の所にあるが、この場合、H、G、Fの如く一度以上交わるかも知れ 交わる一つのE曲線 $\left(E_{a_{rac{1}{8}}}
ight)$ と KK、と交わる高値のE。曲線 $\left(E_{lpha}
ight)$ とをみると、 $E_{a_{rac{1}{8}}}$ は左上方の $E_{a_{rac{1}{8}}}$ と $E_{a_{rac{1}{8}}}$ とが 故ならEはJから右下方へ、E。はCから左上方へ傾斜しているからである。両曲線はKK、の右上にあり、只一 交わる契約曲線上の一点から右下方へ走り、EgはEgとをとが交わる KK、線上の一点から左上方にのびているか 点Eで交わるだろう。何故なら何処で交わるとしても、高値のEoはEoより傾斜が緩やかだから。しかし KK、と て考える。これらの両曲線は互に交るであろう。何

やかである。次にJ点でのとことの点でのとことについ 切り、両曲線共、傾斜は負であるがた。曲線の方が緩 点では、ある一つのと曲線をそれと同値のと曲線が

係では先の①のケースより更に傾斜が急となる。 第Ⅶ図は両国の限界輸入性向の和が1より大であ

へ近づく。DはEの上方にある。Ea2 は Ea1 との関



線を表わしている。

りも緩やかであるが、右上方では常に逆の関係が成立してい出曲線の傾斜はB国貿易支出曲線の傾斜(両曲線共に負)よ

は最早言えないからである。(G点に注意。)

 $\pi_a + \pi_b = 1$ の最後のケースでの制約は次の如く与えられる。

KK、曲線を境としてその左下方では、A国貿易支

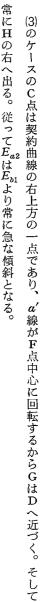
[制約]

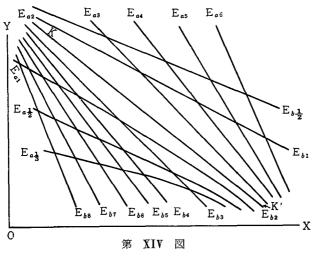
ない。何故ならそれらの交点ではどの方が傾斜が緩やかだと

る。更に契約曲線自体、ある同じ値をもつ両国の貿易支出曲

22図との違いはβ線が1から2の傾斜になるまでF点中心にこの制約の証明が第M図であるが、②のケースでのC点は θ線の方が傾斜が急であるから、契約曲線の左下方の一点であり、αは前ケースと同傾斜である。 は線の左下方の一点であり、αは前ケースと同傾斜である。 22図との違いはβ線が1から2の傾斜になるまでF点中心に

回転していることで、従ってHはEへ近づき、EはEより傾





は2)の両国貿易支出曲線が一致した曲線で表わされる。従 E、E。曲線の交点を連ねたものではなく、 両国貿易支出曲線図の一般的性質を示す。契約曲線は同値の ってとの線上のどの点についても両国貿易無差別曲線は2の 第11図で両国の限界輸入性向の和が1である場合のA、 ある値 (との図で

場合を1より大、 れのときにも一度以上交ることがないのである。 以上でミードの両国の限界輸入性向の和が1より小である 1に等しい場合に拡張したが、次にノリス

逆に右上方の交点では常に占の方が緩やかである。即ちいず

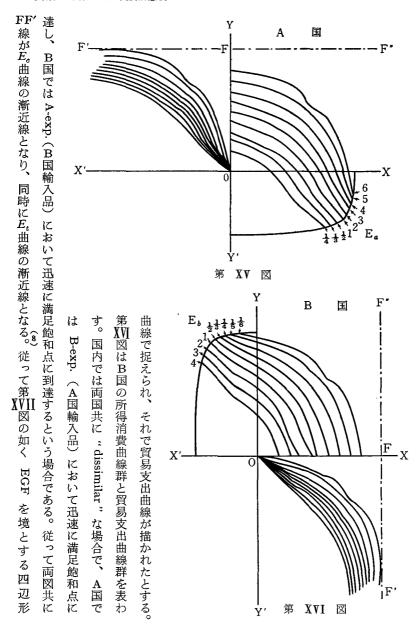
線の左下方の交点では、常にピの方がピより傾斜が緩やかで、

傾斜をもつ。ELE、ELE等々は互に交わらない。

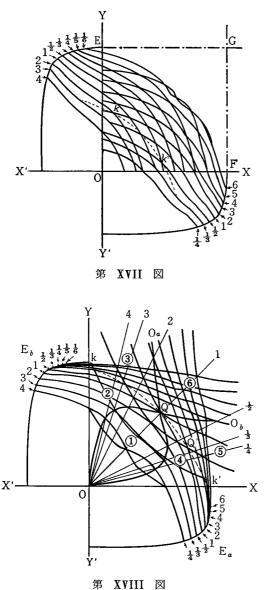
契約曲

たものとし、第VV図の如くA国の消費無差別曲線が所得消費 象限との関係を検討する。生産ブロックの逓増型が与えられ の三種の消費無差別曲線のパターンを用いて国内象限と貿易

В

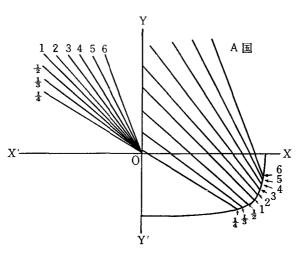


B-exp. に迅速に満足飽和点に達する場合(即ち両国共に自国品より外国からの輸入品にヨリ選好を有する場合) 情にして等しい限り $\pi_a + \pi_b < 1$ の場合に相当する。 逆に、"dissimilar"であってA国は 場合となる。一応の結論として、両国共、自国輸入品に対して直ちに満足飽和点に達する様な場合には、 らば、更に逓増生産費型で生産ブロックの大きさに大差がない場合には、両国の限界輸入性向の和が1より小の αa+π₀<1 の場合に相当する。かかるノーマルな所得消費曲線の形が"dissimilar"の条件の下で支えられるな OEGF の中に両国の貿易支出曲線が存在することになる。この図から直ちにわかるように、先の分析における A-exp. に、B国は 他の事

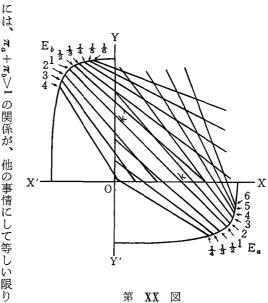


Ą られる。第XX図はA国の国内面と貿易面との関係を示す。B国についても同じようにして求められる。第XX図で B両貿易支出曲線を結合させたが、この図から直観的にわかるように $\pi_a + \pi_b = 1$ のケースに当っている。

裏返しの生産ブロックの各点を通って、それと同じ値をもつ所得消費曲線を平行移動させれば貿易支出曲線が得 最後に "similar" な場合を考える。所得消費曲線がすべて直線で表わされるので作図は非常に簡単である。



第 XIX 図



成立する。その一般図が第W図である。 には、πα+πδ>1 の関係が、他の事情にして等しい限り

以上の分杯から一応の結論を述べれば、ノリスの消費に関する三ケースは特殊な例外的な場合を除けばそれぞ

"dissimilar"で両国共に自国品(輸出可能財)がすぐ満足飽和点に達する場合なら π゚+π゚>1 となる。 れ、"similar"なら πa+πb=1、"dissimilar"で両国共に輸入財がすぐ満足飽和点に達する場合なら πa+πb<1、

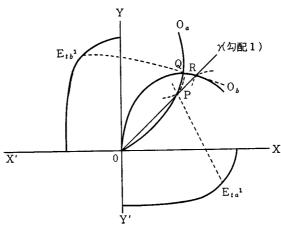
- 1 これを"similar"と呼ぶ。
- 2 これは更に二つの形に分けられるが(後述)、これを仮に"dissimilar"と呼ぶ。
- 3 この図は通常の表示に従っている。ミードの図に直すにはY軸を対称軸として裏返しにすればよい。
- 4 性質(ii)参照。
- (5) これは同一の貿易無差別曲線上の 1,2 の傾斜をもつ点の比較であることに注意すべきである。又第¶図で Etat と 国内の Ee 曲線と深い関係をもっている。 Etaa との傾斜をみるに Etaa の方がゆるやかになっている。だがこの形から全てをおしはかることはできない。これらは
- (๑) J. E. Meade, ibid., p. 85.
- (7) 価格線&はA国内価格、価格線BはB国内価格をそれぞれあらわす。それらは各貿易支出曲線の数値の形で示されて いるわけである。
- (8) 生産ブロックの形がB国では横に長く、A国では縦に長いとすれば、貿易支出曲線の形に影響するが、両国共に FF の外へ貿易支出曲線がはみ出ることはない。

Ξ

本節では我々はオッファー・カーブ分析との関連を問題にする。ミードには貿易支出曲線の考えがありながら、

殆んどの場合その分析手法はオッファー・カーブ分析である。それはある与えられた消費無差別曲線と生産ブロ

通る傾斜1の価格線と交わるP点はオッファー・カーブ上の点である。何故なら E_{ta} 1 上の点は、 価格線との及びのとの交点はそれぞれP、 曲線がP点を通っていることを示す。逆に1の貿易支出曲線 Eta¹ が与えられているとすると、それが原点Oを いて貿易無差別曲線が1の傾斜をもつ価格線Yに接しているはずである。従って見方を変えれば、 X' Rで与えられる。オッファー・カーブ上にP点があるから、 従ってQ点は均衡点である。勾配が1|1のY線をひく。この



XXI 第 図

契約曲線と価格線との関係から種々の場合の均衡を説く。

られる所得消費曲線の形で捉え、これを生産ブロックとかみ 析手法は与えられた消費無差別曲線をその特徴を示すと考え

合せることによって貿易支出曲線を描き、それから得られた

XX図において、 が行えること、換言すれば、貿易支出曲線図が与えられれば、 オッファー・カーブが導き出せることを証明する。 O、O。はそれぞれA、 そこで、両分析方法の関係が問題となるわけであるが、第 我々の分析手法からオッファー・カーブ分析 B国のオッファー・カーブを示す。

点をつらねてオッファー・カーブを出し、両国オッファ ックとから貿易無差別曲線を導き出し、これと価格線との接

カーブの交点で自由競争の場合の均衡を説く。

他方我々の分

貿易無差別曲

1の貿易支出 P点にお

斜1の価格線と接する点は一点Pに定まるからである。同じことがの曲線と傾斜1の価格線との交点Rについて 線が1の傾斜をもつ第一象限内の全ての点の軌跡であるから、 オッファー・カーブを求める際の原点〇を通る傾

う傾斜をもつ価格線と Eta。との交点を種々のaの値に従って連ねてゆくと0。曲線がえられる。 も言える。従ってとの性質を用いて貿易支出曲線図からオッファー・カーブを求めることができる。即ちaとい 同様にしての曲

以上から、 オッファー・カーブ分析が実はその描かれたオッファー曲線の裏に描かれざる貿易支出曲線図があ

線が得られる。これを実際に描いたのが第77図の0、0。曲線である。

能であることも明確になった。

ることを示唆していることがわかる。逆にまた、

貿易支出曲線図を求めれば容易にオッファー・カーブ分析が可

四

の上ではBと一致、領域②ではBより急となり、逆に領域④ではの上でaと一致した後、aより緩やかとなる。 XVII 図から自ら判別できる。 では7線はこれらとどういう関係をもつのか。それは①―⑥の各領域により異なる。領域①ではβとαの中間 交点では常にEoの値の方がEoの値より大であるからである。逆に KK、曲線の右上方ではその逆の関係が成立つ。 B両国内価格を表わす価格線はそれぞれ、α、β線で、国際価格はγ線で示されているが、三線の関係は第 KK、曲線の左下方ではβ線の方がα線より急である。何故なら両国貿易支出曲線の

最後にこの節において、貿易支出曲線から導かれる契約曲線による均衡分析の意義を明らかにしたいと思う。

領域⑥ではαとβの中間にあり、0。上でαと一致し、領域⑧ではαより急、0。上ではβと一致し、領域⑥ではβ

同額である限りにおいて、

一国は他国から無償贈与を受けているということである。契約曲線上 (α=β) におい

かくて「一国の国営貿易企業の超過利潤と他国のそれの損失、

より緩やかとなる。 A国に有利、 B国に不利、 これらは図の貿易支出曲線の値と国際価格線から直接導き出される。 逆は逆となる。 γ線の傾斜が急になる

とになり、 それだけ国内減税し、 与が行われる場合では、 源は国内増税である。他方B国では、貿易税を徴収し、それを国内減税に向ける。最後にA国からB国へ無償贈 又は輸出奨励金を私的貿易業者に与え、高価格で輸入したものを国内で低価格で売ることを可能にする。 衡が成立するための条件がとの論拠の中で示されている。貿易税・奨励金の場合、換言すれば両国共に独占貿易 られ、そこで輸入余力を生じているからである。両国の国内価格が互に等しく、かつそれと異なる国際価格で均 まかなわれ、それが完全雇用条件から丁度損失分に等しい輸出余力を生じ、他方、 は自由貿易のときより有利な価格で、ヨリ少ない量を輸出して、ヨリ多くの量を輸入する協定締結に成功したこ 企業体をやめて貿易が私的企業者によって行われ、国家は貿易税・奨励金制度を採用する場合には、 契約曲線上の4〜点での均衡の意味を幾何学的に説明する。 国営貿易の場合では、(1) しかるに

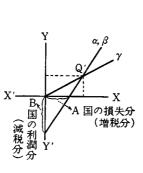
な点で均衡が成立しているのである。何故なら、 従って超過利潤を生じる。反面、A国ではQ点におけるより不利な価格であるから同額の損失を蒙 その後自由競争により国際価格が両国の国内価格と異なる水準に定まった場合もな点を均 A国で国内増税により調達された額をB国へ無償贈与、 A国の損失(財政上の不足金) あるいは賠償支払され、 B国の利潤は国内減税に向け B国についてはQ点よりQ点 が国内増税で A国は輸入 B 国 そ Ō

あるいは一国の貿易税と他国の貿易奨励金とが

の重要な結論が導き出される。貿易点が契約曲線上にない場合領域①~⑥では均衡が成立せず、すべての場合に A国からB国への無償贈与は増加し、逆に左上方に進むにつれ、B国からA国へのそれは増加する」という一つ(2) てはこれらは常に同額であって、Q点においては零であり、Q点から出発し契約曲線に沿い右下方に進むにつれ、

貿易点が他の一国のオッファー・カーブ上にないことからくる部分的な無償贈与がインプライされている。 残された問題として、同心円分析との関連があるが、厳密な検討は後日を期して行いたいと思う。

(1) 以下の説明では左図参照。



(2) 入江猪太郎、ibid., p. 412. 論証過程では数値例を以ってなされている。

『付記』 本稿は恩師入江猪太郎教授、天野明弘氏、三辺信夫氏の御教授に負うところ大である。厚く感謝の意を表すと共に、 ありうべき誤謬はすべて筆者の責に属することを付記する。

経済経営研究所公開学術講演会

貿易自由化「シンポジュウム」 要旨

の総括的発言の要旨は、次の通りである。(片野・中島) を報告者、問題提起者の発言要旨、および司会者宮田教授宮田教授の司会により、公開座談会は成功裡に行なわれた。 経済経営研究所長渡辺進教授の開会の挨拶があり、その後、経済経営研究所長渡辺進教授の開会の挨拶があり、その後、各報告者、問題提起者の発言要旨、および司会諸所との共催おいて、神戸大学経済経営研究所と神戸商工会議所に昭和三十五年七月五日、午後二時より、神戸商工会議所に昭和三十五年七月五日、午後二時より、神戸商工会議所に

藤井教授の報告

和三十一年上期頃と見る。れに続く他の一つを発展期と名づける。その転換の時期を昭れに続く他の一つを発展期と名づける。その転換の時期を昭戦後日本経済の成長の過程を二分し、一つを復興期としこ

変わる筈であり、貿易の自由化が問題とされるゆえんである。(デフレ基調)にある。基調の転換に応じて政策指向の重点もレ基調)にあり、発展期のそれは逆に供給力超過―需要不足復興期経済の基本的様相は供給力不足―需要超過(インフ

衡を維持することを主目的とした。同時にその運用に際して、基づく現行外貨割当制は、①輸入需要を抑制して国際収支均「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和二十四年十二月)に

生産力の増強にある。

供給力不足を基調とする復興期においては、政策の重点は

段は適切であった。 供給力不足の段階においてこの目的は妥当であり、その手優先せしめ、③国内産業を保護する目的が盛られた。

業構造を歪める。輸入制限が国内価格を高め、保護の効果を(1)輸出コストを高め、輸出意欲を鈍らせる。他面、(2)国内産め、国際価格から避難させたことがこれである。その結果、その反面に問題を残した。輸入制限によって国内価格を高

争力に堪えない産業が温存拡張され、また国際競争のテスト 累積する過程は別図のごとくである。この効果の蔭に国際競

を無視して産業の拡大を可能にする。

原料リンク制(原綿・原毛・化繊用パルプ―昭和二十八年

を期待するわけである。

船舶の輸出損失を砂糖の輸入利益で補償する(昭和二十九年 くなり、その反対に輸出価格を引下げることを可能にする。 センテイヴに役立たせる制度であるが、製品の国内価格が高 導入)は原料輸入権に対して生じるプレミアムを輸出のイン

果をもつ。二重価格制による輸出促進は対外的に問題を生じ 二月導入、同年十一月廃止)出血輸出補償リンク制と同じ効

保たれている場合には対外輸出価格引下げの余地を生じ、過 る。リンク商品に限らず輸入制限によって国内価格を高位に

度競争による値崩れの原因となる。これは真の輸出体制とは

いい難いo 国内需要については設備割当方式を用いるので、設備拡張

限界がある。輸出需要の創造が重要となるゆえんである。復興 輸入増加を伴って国際収支の壁につき当る。従ってこれには 拓が指向点となる。国内的な需要の創造は投資を必要とし、 を促し、過剰設備を誘発し、産業構造を歪めることとなる。 需要不足の経済基調のもとにおいては需要創設―市場の開

期においては輸入の制限によって国際収支の均衡がはかられ

みて、その逆の効果としてコスト・ダウンと輸出意欲の増進 に寄与すると期待されるところにある。輸入制限の効果に鑑 たが、いまや輸出の増進によつてとって代られねばならない。 輸入制限の緩和または廃止の積極的意義はそれが輸出増進 206

る。しかし長期的には値崩れには限界が生じるであろう。 低 が生まれてくると期待しうる。この過渡期において輸出競争 の激化による値崩れが懸念せられる。この防止策は重要であ 加した生産は輸出に転ぜざるを得ず、ここから真の輸出体制 せられる。しかし、国内需要の弾力性が小さい場合には、 二重価格制の廃止が輸出意欲を鈍化させることが当面懸念

の打開に努め輸出の増進に努めることが要請される。 の強化がなされること、これに加えて国家の政策も輸出環境 積極的な商品品質の改善や販売ルートの確立による輸出体制

いるからである。自由化を契機として体質改善がはかられ、 価輸出による損失を国内高価格でカヴアーする途が失われて

この面において関税保護が日程に上ってくる。恒久的性質を 増加の可能性従って経済の成長率も規定せられると考える。 そして輸出伸張力によって輸入可能性が規定せられ、 自由化に堪えない産業については保護の存続が必要であり、 輸入の自由化とは輸出振興体制の確立の反面にほかならぬ。 生産の

ある。 税を改正し、必要にして適度の保護の役割を果さしむべきで税を改正し、必要にして適度の保護の役割を果さしむべきで力な保護効果の陰にかくれていた。いまや新事態に即して関

もつ関税保護は緊急的、臨時的性質をもつ輸入制限のヨリ強

入超に当面して金融引締めと輸入制限強化によって不況に陥輸出の好転が景気上昇を導き、投資活潑化に伴う輸入増加―蒋についても同様である。過去の景気の波に即して見るに、現実の経済は景気循環を伴いながら成長する。戦後日本経ある。

った。この政策はいかに判断さるべきであろうか。

不足の段階においては結局において生産力の増強は正当化されて足の段階において不適当である。当時金融引締めの反面において合理において不適当である。当時金融引締めの反面において合理において不適当である。当時金融引締めの反面において合理において不適当である。当時金融引締めの反面において合理において不適当である。当時金融引締めの反面において金融引供給力不足の基調のもとにおける景気過熱に対して金融引

維持されたので、不況の深刻化もある程度阻止できた。強気を改めず、投資も著しくは低下せず、消費者の購買力もはまだ供給力超過の段階に入った初期であり、企業家もなお不況を深刻化させる可能性をもつ。ただこの当時は基調的に

しからば今後については如何。

もしれない。(外貨準備の考慮はしばらく論の外におく。)上に輸出が減退して国際収支の困難に当面することがあるかな膨脹も阻止されるであろう。それにしても、輸入の減退以置が講ぜられ、景気の過熱が防がれるとともに、輸入の急激置が講ぜられ、景気の過熱が防がれるとともに、輸入の急激

策を強化すれば国際不均衡は是正されても国内不均衝は拡大ロツドの示した第三の型の場合に当る。この場合にデフレ政給力超過があり、対外的に輸入超過があるという場合で、ハ

て国際収支の困難に対処することはできなくなる。国内に供

しかも輸入制限が廃止されているとすれば、輸入制限によっ

の引下げか為替相場の切下があげられるが、より望ましいI国際不均衝が拡大するという矛盾がある。対策としては報酬する。国内不均衝是正のためにインフレが望ましいとしても

自助策として輸入制限の存置が考えられる。しかしながら、の助けである。の助けである。

しかし、それは需要をも抑制するから供給力超過を拡大し、

から、デフレ政策は投資を抑制するためには有効であった。すでに経営基調は供給力超過の段階に入っていたと見られる

昭和三十二年の同じ政策については事情が異なる。当時は

207

えねばならぬ。また、たとえ国際収支困難打開のため輸入をして輸出競争力を強めておくのといづれがとらるべきかを考常時輸入を制限して輸出力を低下させるのと、輸入を自由に

制限する必要があるとしても、輸入制限措置よりは為替相場

川田教授の報告

対ドル地域向けの輸入の自由化も一九五五年以来着々と進めもとづいてOEEC諸国間の貿易自由化が促進された。また約」(Code of Libelization of Trade)が制定され、これに西欧諸国の貿易自由化は一九五〇年九月に「貿易自由化規

一方、一九五八年末には西欧諸国の通貨の交換性が回復さ

られている。

れ、為替の自由化が前進した。

らない。地域主義は地域外に対する差別待遇を含むものであ地域的ブロツク化も進められていることに注意しなければなるが、同時に欧州共同市場や欧州自由貿易連合などのようなこのように世界の大勢は貿易、為替の自由化に向いつつあ

西欧諸国は急速にドル輸入の差別待遇を廃止する方向に向っ受けることとなるのであるが、アメリカ、カナダに対しては

カナダ及び日本はこの欧州地域主義については不利な影響をる以上、世界的な自由化とは矛盾するものである。アメリカ、

ギリス、フランス、ベネルックスなどはGATT35条を援ている。しかしながらわが国にとってはどうであろうか。イ

国に対する差別待遇の論拠としていることである。これがも共同体諸国は「低賃銀」論(註)をもって日本その他低賃銀用してわが国を差別待遇している。さらに注目すべきことは、

し認められるとすれば、永続的な差別待遇の根拠を集団的に

会」の設置が決定した。この部会の目的は低価格品の大九六○年五月のガット第一六回総会で「市場攪乱作業部(註)「低賃銀」は後に「市場破壊防止」と改められ、一認めることとなり、日本の輸出の将来にとって不利である。

を協議することにあるが、西欧諸国はここで日本や香港量流入によって国内市場が攪乱されるのを防止する対策

が批判された。

などからの安値輸出を抑制しようとねらっている。

体から差別待遇を受けることとなって、いずれのブロックに 員との交渉も常に全ブロックとの交渉となり、ブロック全 このように西欧のブロック化が進んでくると、ブロックの

うまでもない。 も属しない弧立した日本の立場は極めて不利であることはい

カナダ、西欧諸国を含めたより大きなグループの中にとけ込

貿易の自由化はこのような弧立化から解放されてアメリカ、

ー制、優先外貨制などガットの精神に反する制度が多いこと ることとなったが、ドル輸出の差別、輸出リンク制、バータ 請があった。ガット総会では一応日本の輸入制限存続を認め んでいく一つの機会であるとも考えられる。 十一十一月のGATT東京総会で米国はじめ各国から強い要 日本の貿易自由化については一九五九年九月のIMF総会、

そして「貿易・為替自由促進閣僚会議」が内閣に設けられ、 鑑みて貿易自由化の具体策が急速に打出されることとなった。 九六〇年一月十二日の初会合で「貿易・為替の自由化につ このような外国からの要請やわが国の外貨保有額の増大に

速に推進するものとする。これがため五月末を目途として自

いては年次目標を定めながら内外諸対策の整備と相まって急

(4)為替面の自由化計画の四項目から成っている。自由化のテ 由化計画を決定する。」という基本方針が打出された。 原案は①基本方針、②自由化対策、③商品別自由化計| 九六〇年六月二十一日に自由化計画の原案がまとまった。

算定方式が西欧と日本とでは全く異っており、そのまま両者 含めて九○%に達する見込みといわれる。へこの自由化率の 率は現在の四一%より三年後に八〇%、その後石炭、 ンポも当初の目標より幾分後退し、商品別のいわゆる自由化 石油を

の比較は出来ないことに注意せよ。)

資を自由化するという明確な規定はなく、「早期に」とか「近 な態度をとっていることである。即ち、何年何月からどの物 世界の大勢であり、これを促進しなければならないことを認 では国際関係で自縄自縛におち入ることをおそれたことや、 い将来に」と述べている。これは品目別に日時を明示したの めながらも、商品別自由化スケデュールにおいて極めて慎重 この案で注目すべきことは基本方針で貿易為替の自由化が

がある。即ち、 元来、貿易自由化についてはスミス的立場とリスト的立場 国際競争力の強い先進国にとって自由化は有

ことは注目すべき点である。

あろう。いずれにせよ当初よりも態度が著しく慎重となった 景気変動その他の事情の変化に応じで変更があり得るからで

ばかりはいえない面があり、難問題が山積している。利であるが、「中進国」である日本にとっては必ずしも有利と

わが国の貿易・為替制限は単に国際収支擁護のためだけで

ンダストリー」(機械工業、化学工業、電子工業など)まで打るとしても、今後育成さるべきいわゆる「インファント・イるとしても、今後育成さるべきいわゆる「インファント・イるとしても、今後育成さるべきが陶汰されることは当然であたく、産業保護や産業秩序維持の役割を担っているものであなく、産業保護や産業秩序維持の役割を担っているものであ

撃を被ることは避けねばならない。

ことが困難である。 にの影響で雇用を減少させる場合にその人を他に転職させる吸収されるが、わが国の雇用状態ではそれができない。自由吸収されるが、わが国の雇用状態ではそれができない。自由なので、たとえ二産業が不振となっても失業者は他の産業に次に雇用についても、西欧は殆ど完全雇用に近い状態にあ

___ (b)

(9)

輸入で自由化されたときに外国品に需要が殺到するおそれが当競争で生産や流通の秩序が維持し難いという問題がある。争の問題が新しく発生するということはないが、日本では過争の問題が新しく発生するということはないが、日本では過争の問題がある。

頭扣一組一書口

日本経済の「中進的」性格に鑑みて、自由化のテンポや限

いのは勿論であるが、その許す範囲でできるだけ慎重に自由FやGATTの加盟国である以上その規約に従わねばならな度は西欧とはまた異ったものがあるべきである。日本はIM

入江教授の報告

化政策を進めるべきであろう。

(a)為替 Position…\$の売持増 大もしくは(買持減少) 大もしくは(買持減少) 大もしくは(買持減少) 行本の為替市場においては\$ 一方的に増大してくるから、 一方的に増大してくるから、 一方となり、ここに円の為替 一方となり、ここに円の為替 一方となり、ここに円の為替 一方となり、ここに円の為替 一方となり、ここに円の為替	日本において
(a) ¥の買付増大(もしくは売b) {1邦貨(\$)資金増大(b) {2外貨(¥)資金減少右の逆。¥買持のCoverを求める銀行が増大し、円為替のめる銀行が増大し、円為替相場は下落する。 #1=\$ 1 → 360 → ¥1=\$ 1 → 360 → ¥1=\$ 1 → 360 → ¥1=\$ 1 → 360 → ¥1=\$ 1 → 360 → ¥1=\$ 1 → 360 → ¥1 → 360 → ¥1=\$ 1 → 360 → ¥1=	外国において

らはドル為替の買注文のみが一方的に生ずるからである。 められる。即ち、日本からは円為替の売注文のみが、米国か 七月一日実施の自由円導入以前は、両国間の為替取引は総 この円安、ドル高の傾向は、国際間カバー取引によって強

預った先方勘定が本勘定であって、決済は正式には本勘定に 越によってこれを設定する。ドルを預けた当方勘定ではなく、 金として一〇〇万ドルをN・Y銀行に振込むか、当座勘定借 東京銀行は予めN・Y銀行内に東京銀行名義の米ドル為替勘 定を設定しておかねばならぬ。即ち、東京銀行は為替勘定資 る両国間の債権、債務は総て外貨債権、債務であるから、N て外貨建為替相場によって行なわれた。為替取引の結果生ず ・Y銀行は東京銀行に円の為替勘定を設定する必要はないが、

の銀行にとっては全く無関係である。米国の銀行にとっては これに見合う円資金の流出入を生ずるが、この円資金は米国 次にドル為替取引が行なわれれば、日本の側においては、

現われる。

設定することを一応指称する。円為替が両国間で行なわれる を行なうことが認められ、外銀が邦銀内に円コルレス勘定を るものは存しない。 七月一日以降の自由円の導入とは、

両国間に円貨為替取引

東京銀行・当店	N•Y銀行•他店(コルレス)
ドル 化店へ貸・当方勘定 化店へ貸・当方勘定	ドル東京銀行からの預金、邦貨東京銀行から借、先方勘定
ドル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ も の 件 越 外 貨	ル東京銀行への貸越、邦貨ドールにへ貸、先方勘定
東京銀行・当店(コルレス)	N・Y銀行・他店
貨円 水・Y銀行からの預金、邦	東京銀行への預金、外貨円他店へ貸・当方勘定
円 N・Y銀行への貸越、邦貨 他店へ貸・先方勘定	東京銀行からの借越外貨円他店から借・当方勘定

場合は上述したと全く同様の理由により、この為替取引に伴 或は双方的他店勘定方式となる。 ければならなくなる。かくの如くして、一方的他店勘定方式 に帰属し、従ってその過不足調整を専らN・Y銀行が任じな い流出入する為替資金は、 円資金、ドル資金ともN・Y銀行

高調整はこれを行なう必要はない。米国には対日為替市場な 行には付帯せず、為替カバーのための円資金、ドル資金の持 属しようがない、かくして所謂為替相場勘定の危険は米国銀 おく必要は全然存しない。流出入する円資金は米国銀行に帰 総て邦貨取引であるから、米国の銀行は円のコルレス勘定を

日本の為替銀行内に先方勘定として円勘定が設定されると、

日本の銀行組織内に従来の日本人(居住者)所有の円勘定と

為替自由化前の状況に当てはめてみると次の如き状態になる。 外国人(非居住者)所有の円勘定の二種類が現われる。英国の

Aの当座預金≒大阪のBの当座預金、これは当然のことであ 1 居住者円。イイ)この勘定相互間の振替移転は自由。東京の

相互間、例えばロンドン居住者のA勘定から豪州居住者のB る。英国においては範囲が広く、Sterling 地域居住者の勘定

る。資本移動さえも無制限。 のロンドン勘定へと振替移転が自由なことを注意すべきであ

ることになっていた。 は自由であるが、逆に1から2への振替は政府の承認を要す 一次の2の非居住者円勘定からこの居住者円勘定への振替

2 A非居住者円——米国円勘定。 2 A OF 2 B

A 1 or 2 B°

2 B 而して米国勘定円への、またはからのドルの受払は自由。 非居住者円--其他諸国の勘定円。これら諸国相互

> 間では自由に移転。2日 要許可 1 2 A 要許可 2 B

主眼とした。外国人が彼の所有する英国債券、株券を売却し don のポンド預金を以って自由に支払い得る途を開くことを account に一本化し、日本の輸入商が米国の輸出商に在 Lon-者 Sterling 勘定間の差別取扱をなくし、 External Sterling 月の為替自由化とは、既に存在していた 2 A, 2 Bの非居住 以上の如くなっていた訳である。英国における一昨年十二

券 Sterling も間もなくこれに合体されるだろうと思われる 範囲」を規定している)。 対外 Sterling の創設と共に、証 る。(わが国の新法においても「自由円勘定に入金を認める 払のある種のものは統制に服し、為替管理当局の許可を要す 現在においてもなお、居住者による対外 Sterling 勘定への支 証券売買の支払に充当することは自由である。しかしながら、

て得た「証券」ポンド預金勘定すら、諸外国の人々の間での

及び外貨準備はかかる引出しには耐え得ない。という理由で げようとすれば容易に実現されることになる。中央銀行の金 し彼等がそれを英国人に販売したその手取金を英国から引上 が、かくなれば戦前からの多額の外人所有の資本資産は、

数年間は合体は実行不可能とされている。今次の日本の自由

212

5

4

3

2

1

Α

日本の負債増加

В

日本の負債減少

6

7

その他、外銀による日

国人所有增

円

本人所有減

ドル

その他、

日本の銀行によ

本での信託投資、コール

る海外での信託投資、

ت ا

円

<u>п</u>

ン市場への放資増

ドル

• □ |

ン市場への放資減

世 **貨勘定の一本化を意味していたのであるが、** 自由化の対象たるべき対外邦貨勘定の設定からして先ず着手 ねばならぬことになっている。 日本においては

短期資本流入の種類を対象物ないし手段によって分類すれ 日 本への短資流入(の増減を逆転させればよい。)

所有増 国預金増 外国人所有增 商業債務増 日本の企業の対外企業 日本の銀行の外銀から 円紙幣及び補助貨の外 日本の短期有価証券の 日本の為替手形の外銀 日本の銀行における外 (当座) 借越増 円又はドル ドル 円 ドル 本人所有減 業債務減 銀行所有減 ドル又は円 (当座)貸越減 ドル紙幣及び補助貨の の銀行の預金減 外国 外国の短期有価証券の 外国の企業の対日企業商 外銀への日本の 外国の為替手形の日本 の銀行における日 ۲ ル ۴ 銀行 ル 本 日 Н ゥ 0

ば別表の通り。

円導入においては、

要するに諸外国における現段階の為替の自由化とは対外邦

証券円の設定は明示されていな

したマル(または外国の商品・用役) 以上のうち円と記した項は、

これを一定の為替相場で換算

外に通知預金及び定期預金をも含む。これら国際短資移動の 替手形であり、 諸手段のうち最も重要なものは、十九世紀においては外国為 目はこれらの円の項目である。外国預金の内には当座預金以 ことを示す。而して自由円の導入により新たに可能となる項 (1)§ 1 今日においては銀行預金である。 が日本に流入しておる

日本の輸出業者はドル手形を為替銀行に売る。 出 超時に短期資本流出の型 国際短資流出入と国内通貨の供給 (金流入の代替)

為銀は中

央銀行へそれを売る。

A

為替銀行において 資産 負債 Aと同じ Aと同じ 中央銀行において 負債 資産 市中銀行からの預金+¥外国中央銀 行からの預金-¥ 変化 なし

外貨が日本の為替銀行または中央銀行により London の預託 となり。 両段階にお いて円供給増の傾向生ず。 この増加した

をとるものとすれば、上記1の日本の在外資産の増加が現わ 銀行に送られ、外国の銀行における日本の銀行の預金増の形

れる。但し市中銀行の在外預金増を中央銀行への預金に代っ

て信用拡張の基礎として認めるか否かは別問題。また現実に

中央銀行が通貨供給量を増加するか否かは或る程度政策如何 にかかるc

る外国(中央)銀行の預金の減少によって支払われるときは、

短資流出を引起した出超で、日本の(中央)銀行におけ

中央銀行預金 為替銀行において ¥+ 輸出業者預金 ¥+

父 賀 + 市中銀行預金 +¥

資産

となり、市中銀行については前と同様であるが、中央銀行が

れ、中央銀行の負債を表わしているときは貨幣の内に入れな 期資本が中央銀行の資産を表しているときは貨幣として扱わ 銀行の信用政策の上には何らの影響も及ぼさない。これは短 これら二種の預金を同等の重要さを持つものと見做せば中央 い(即ち貨幣供給から差引かれない)とされるからである。

> 投機的短期資本流出によって金融され(投機業者の銀行預金 内通貨供給増の基礎たり得るが、それでも出超が日本からの 行の信用拡張の基礎となり得る。 外貨 position を考えざるを得ず(例えば米国の一九五六年末 減と輸出業者の銀行預金の増により相殺)、あるいは輸出業者 積額は#一三四億)、然るときは上記の外人の預金減は中央銀 金保有額等二二〇億に対し、外国人保有のドルの短期債権累 以上の如くして短資の流出は金の流入の代替となり得。

国

これは①の如く金移動に代替せず、却つて金移動を引起し、 出超時に短期資本流入の型 れだけ阻止される。

が外国商社へ直接信用を与える場合には国内通貨の膨脹はそ

中央銀行において

負債

述する。 立たず、不均衡化を強化する。為替相場との関連において後 あるいは同一方向にその勢を強める。国際収支の均衡化に役

入超時における短期資本流出入の型

上記(1)及び(2)の逆を考えれば可。 ける利子率の差異。 現物相場と先物相場との開き、 両国金融市場にお

為替相場

は不変とする

(十九世紀における金本位制

仒

然し外来預金が尨大な額に達するときはこれを考慮に入れて

する。米国品 🕏 1,000 を輸入契約をする貿易業者は支払条件 期の商業利潤を得るたきは、 🗣の三カ月先物の買予約によっ る為替損益を蒙ることである。 場合には、九十日間の間に若し為替相場が変動すれば思わざ ならぬことがある。それは大阪の輸入業者は credit basis の 本や英国の居住者については原則として認められないが、為 にいったと同様なことが、最高の利子収入を求めて世界の金 は irLag し、短期資金が日本に流入する。貿易については兹 われる。即ち日本の輸入金融はN・Yに移され、ドルの支払 輸入ユーザンスを意味し、この期間の金融は米国において賄 転売代金回収の期間、例えば九十日間の金融は日本国内にお 貨物到着後直ちに\$を支払い、其後国内商社又は製造業者へ に変えるであろう。前の方法は輸入契約成立と同時あるいは を(i)cash against documents かい(ii)credit basis N. Y で 4 %p.a. であったのが大阪で 8 %p.a. に騰貴すると 替銀行は cover をとる必要上許される。然し茲に注意せねば 融中心地を移動する短期資金についてもいわれる。後者は日 いて賄う。(例えば輸入決済手形制度による)。 後の方法は 従ってこの trader-arbitrator がこの為替 risk をさけ、

> 準は次式で示される。 cover するかは彼の選択に属することになり、その選択の基 低金利を支払い、而して先物の外国為替を買って為替危険を arbitrator が(i)輸入国日本における高金利を支払い、 して現物の外国為替を買うか、それとも(ii)輸出国米国の がある)。 そこで為替相場不変の仮定を取り去ると

下においてはかかる状態が続いた)。 金利は大阪で 6 % p.a.

(r₁-r₂) 12 …m は予約期間、 格)-(先物ドラの佰格) (大阪における割引率)-(N·Y·割引率)=(現物ドルの価 (但し右辺は現物価格の年価格として示される。

١٧ 定マージンは大阪に有利、而してそれが小であればN・Yに 左辺の方が大であれば資金は日本の方へ索引され、

なお右記栽定式は正確ではな

(4)

有利だといわれる。以上のドル建日本の輸入についての論は

ず、資金は日本から米国へ流出する。 mium の増大がこれを越えれば、日本の高金利にもかかわら あっても、もし日本の円の将来が危まれ、現物⇔為替の pre-ドル建日本の輸出についてもいわれる。だから金利差が大で

は金利差損金が為替差損益より大であれば、 入について米国の側から行われ、日本の輸出品の代金の回収 自由円の導入後は上に述べたと同様のことが円建対米輸出

cover しておかねばならない。

(この点については問題

所

期限付輸出円為

ゆる lead が生じ国際収支の困難が一時救われる。しかも国替手形の減少と円建一覧払為替手形の増加が生じ、即ちいわ

際利子裁定の短期資金の流出入は直接為替統制には服せず、

であり、平衡資金の能動的な機能は果していない)により、金会計――いわゆるMOF会計は外貨資金の集中機構の中心の会計――いわゆるMOF会計は外貨資金の集中機構の中心であり、海管をできる。

上述した為替取引は総て為替相場変 動の 危 険 に 対 する度の設定により調整されることとなる。

あるいは対内的には自由円預金に対する差別的支払準備率制

している。純粋の投機取引はこれらと異なり、ただ相場の変外流出の大部分が実は利子裁定によっても生じ得ることを示の要素を含んでいない。普通投機にもとづく金及び外貨の海cover をとることが随伴しており、従ってこれらは投機取引

外れ、現物相場がw 360以下となれば損を蒙る。同様に弱気がれ、現物相場がw 360とこの売却代金の差を収める。予測が予測し、今金を支出することなしに\$の先物を買う。三カ月強気の者は三カ月先に現物の\$が現在のw 360以上となると動の利輪を利得するために先物為替取引を行う。ドルの先物を気の者は三カ月先に現物の\$が現在のw 360以上となるとしている。純粋の投機取引はこれらと異なり、ただ相場の変している。純粋の投機取引はこれらと異なり、ただ相場の変りが、

の者は三カ月後の#の現物相場がw 360 以下なることを期待

同様に円高傾向時に弱気が売出動すればこの傾向は阻止されは先物為替市場の上に安定的影響を及ぼしうることである。は先物為替市場の上に安定的影響を及ぼしうることである。は先物為替市場の上に安定的影響を及ぼしうることである。

国際移動は為替相場に安定的な影響を及ぼす。益を得、円の先物安に拍車がかけられるかかる。投機資本の投機は一方的となり、投機者はドルの先物買によって必ず利それが投機業者の確固たる信念になるような場合には、為替

る。しかしながら円の平価切下げの風評が外国にまで普及し、

り行なわれれば、その限りにおいて為替市場の上に及ぼす投り行なわれれば、その限りにおいてあろう。しかし、貿易業界純粋投機取引はもはや生じないであろう。しかし、貿易業界が円の apprecia を強く予測する場合は、前述したところから明らかな様に(i)N・Yでは輸出業者の円の先物売は差さられ、他方輸入業者は将来の所要円を先物買 cover することを急ぎ、他方(ii)大阪では、輸出業者は将来の受取ドことを急ぎ、他方(ii)大阪では、輸出業者の円の先物売は差かをより迅速に提供し、輸入業者は所要ドルのカバーをとることを延期する。即ちカバー活動のシフトが投機的動機によった。

して\$を先売し、三カ月の終りに、為替相場の傾向を当てる

M・F方式 (adjutable peg system と名付けたい) に則り 機の圧力は防止されること困難である。現在現物相場はI・

先物為替政策が別途に考慮されるを要するであろう。 物為替相場は(open account を除き) 完全に自由である。 標準相場 \$1 =w 360 の上下5%に釘づけされているが、 先

Lags による国際短期資本の移動方法以外に非合法的な輸出 場から独立している。資本が「より安全な」国へ輸出される における underinvoicing 輸入における over invoicing によ て不安がないことである。 自由円の導入に当り最も重要なことは円の対内外価値につい の危険、一般重税、為替制限強化の危惧等の場合に生じ得る。 のは、国際政治危機、国内政治不安、国有化危機、資本課税 る hot money 資本逃避の一方法であって、金利及び為替相 って資金が海外に流出することはよく知られている。いわゆ 上述した貿易上の支払条件のシフトにもとずく Leads and

告

柴 田 教 授 の 報

きである。世界の国々が自由化の方向をたどっているのは国 るが、自由化という言葉は本来は積極的な意義に用いらるべ 貿易、 為替の自由化を政府が問題にし実施しようとしてい

> すなわち、消極的な意味しかなく、官民の心構えから察する は自由化というより単に統制の緩和といった方が適当である。 によるものであって、日本が今行なおうとするところのもの 際間の取引を円滑にし平和な世界を築こうとの積極的な意図

方向で、自由経済、民主主義経済とはいえない。 なるであろう。自由主義経済の立場からすればこれは外れた このまま放置すれば、これが日本経済の生態だということに をしてきたのである。国際経済において特にこれが著しい。 制の下に業界は政府の指図通り作られた枠のなかで経済生活 てから今日まで経済面での真の自由はなかった。常に官の統 とそう解釈するのが至当のようである。 日本は目的こそは違っても昭和の中頃、 準戦時体制に入っ

従来の力を温存しようとする。 となると、依然官僚経済の日本であるから官僚はできるだけ おこなうことになった。ところが一旦国内問題として取扱う ところが幸か不幸か今度海外からの要請によって自由化を

味では国民にとって望ましいことであるが、自分の力でなく 官僚経済に固まりつつ日本をほぐしてもらうことは、 しても外国からの力である。この際海外からの要請によって いうことは、老えてみると日本の憲法にしても民主的な形に しかし、そういう外国からの圧力というか要求があったと ある意

本の経済界の内部にも自由経済を望む声まあったが、実権を外国の力でそういう方向へ進むことは残念なことである。日

上げられなかった。このたび外国の力で自由化が進められる握っているのは官僚で民間の声、一部の声というものは取り本の経済界の内部にも自由経済を望む声はあったが、実権を

ならない。
て、日本人として日本のあり方につき大いに反省しなければて、日本人として日本のあり方につき大いに反省しなければ

なり大きな打撃になるだろう。今までの日本経済が永らく官貿易と為替との統制緩和は日本の経済の一部に対してはか

僚統制の基礎の上に定着していたのであるから、その一部を

にとっては特に大きな打撃になる。外すことは統制あるがために温存され、利益を得てきた企業

米国が、戦争直後において各産業を戦時体制から平時体制にとっては特に大きな打撃になる。

貿易為替の自由化に当ってもその位の責任は日本政府でもっ時政府の援助は責任を果すためにあらゆる手段をとったが、

に移した時に非常に大きな犠牲を払ったことがあった。その

危ぶんでいる。

なかに根強いから、実際にはどの程度に実現するかは大いに

政府の意向一つで業界が左右されることは困ったことで、こ倒産するもの、またばく大な負債を背負った業者もあった。を蒙った業者が多いが、その時の政府の方策は充分でなく、てもらわなければならない。日本でも先年の金融統制で打撃

うした事態を無くすために

も官僚経済から民間経済に移す必

碁 汚ら、 こここの後半されている。 おれば、 民間で組織する経済会議の如きものがこれを決定し、 官僚は只その要がある。 将来、 もし統制の必要が生じたとすれば、 民間で

しかし、今度の貿易、為替の自由化に対する政府の態度は事務局としてだけの機能を果たすに止めて貰いたい。

していこうという様子で、大なる打撃が一度に日本経済にか極めて慎重で一部、業界からの声も生かして、おいおい緩和

果であると私は信じている。しかし、日本の官僚統制はなかうことになれば非常に大きなことで日本経済の進む道が明るなると思う。これが今度の自由化のもたらす最も大きい効を官僚から民間に移すか、あるいはその突破口を見出すといぶさってくるとは思われない。今度の貿易の自由化が、経済ぶさってくるとは思われない。今度の貿易の自由化が、経済

当の意図は分らないが、米国が失地回復にでたのかとも推量たことを意味することで今度の自由化の問題の底に流れる本からいえば欧州や日本その他の自由諸国の経済が回復してきたが、この保有金は近年著しく減ってきている。これは反面もともと戦後における世界経済は米国の保有金に頼ってい

なるように伝えられている。これは日本経済にとって好まし、為替統制が緩和されることにより、外国資本の流入が盛に

されないこともない。

る必要があると思う。

するものであって、日本経済にとり、むしろ歓迎すべき状態 というのであったとすれば、日本の信用が大きいことを意味 心配するむきもある。しかし、これも発言権をある程度抑え 企業を危くし、外国人の発言権が大きくなるのではないかと る方法もあるわけで、外貨がもし金利の差だけで入ってくる い一面であると共にまた、一部では外貨が日本に入ってきて

にあるといえるだろう。

古賀兼松常務の問題提起

学界にある方々も政策面の長期に亘る計画と実地の鞭撻をす ある。業界のもっとも現実の声をとり上げなければならない。 府は自由化実現後の日本経済のアフターケアーをする必要が 政治家は知らん顔をするのではないかという心配がある。政 自由化の実現だけが目標で、自由化が実際に表われてくれば 六月二十四日に自由化計画書が発表されたが、今のところ

> その意味では日本の経済は不安定な要素をもつ。というので あるが私は遠い将来にはそういうことになるかも知れないが よって動かされ日本の経済も景気の大きな波にさらされる。 逆の方向の作用が働くのではないか、経済が世界的な変動に

当分はその恐れはないと思う。

れるといわれるが、私は今日まで日本経済の弱みというもの

また国際的な経済変動によって日本の経済が大きく動かさ

際的な要素によって動いたものがどれだけあろうか、そして と思います。今までの日本の景気というもので世界的な、 これが本当に世界的な景気によって動かされるならば結構だ 要素のみで働いているために日本の経済は弱いのであって、 は世界的な景気要素で動いておらず、単に日本的な局部的な、

とを実例によって学界の方に一度お調べいただいたらいいの それ以外の要素によって動いたものがいかに多いかというこ

ではないかと思います。

産愛用運動を起すということが書いてありましたが、私はこ もう一つは先日の新聞に政府は自由化対策の一つとして国

は入って来るだろうが、これを抑えるために、 れだけはどうも具合が悪いと思う。 貿易自由化のために輸入品が入ってくる。たしかに外国品

を起すということは実に馬鹿気ていると思う。本当に国産品

がって経済面は安定してくる。というのであり、もう一つは

動が自由になり安い時に好なものが買えるようになる。した

面が表われてくるといっている。その一つはお互に判断や行

貿易白書によれば自由化後の景気の変動について、二つの

国産愛用運動

ーヒーも買う砂糖も買う、そのかわり日本で造った物を売った国際分業の実を上げていくことが必要だと思う。この他コが沢山あるわけでそういう時に綿花を作る必要はなく、むしが沢山あるわけでそういう時に綿花を作る必要はなく、むしが沢山あるわけでそういう時に綿花を作る必要はなく、むしが沢山あるわけでそういう時に綿花を作る必要はなく、むしがり山あるわけでそういう時に綿花を作る必要はなく、むしが沢山あるわけでそういう時に綿花を作る必要はなく、むしが原山から

雀部阪東調帯社長の問題提起

ていくということが必要であると思う。

間に、いわば体質の改善が十分行きとどかない間に大きな力す。第一に企業弾力性がない。したがって弾力のとぼしいする、為替自由化について、中小企業には非常に不安な点が東があり、いろいろ規制されているが、それがつぎつぎに関東があり、いろいろ規制されているが、それがつぎつぎに関東があり、いろいろ規制されているが、それがつぎつぎに関東があり、いろいろ規制されているが、それがつぎつぎに関東があり、特に加工産業の立場から申し上げた中小企業の立場から

まず日本の特色は加工産業にある。今日多くの材料革命、業の、そして多数の雇用人口の問題はいかに処理すべきか。にそれを大企業の系列の下に生きるとすれば多数の、中小企にそれを大企業の系列の下に生きるとすれば多数の、中小企にそれを大企業の系列の下に生きるとすれば多数の、中小企にそれを大企業の系列の下に生きるとすれば多数の、中小企にそれを大企業の系列の下に生きるとすれば多数の、中小企にそれを大企業の系列の下に生きるとすれば多数の、中小企にそれを大企業の系列の下に生きるというに対しておいて、

いする近代化、革新化が望まれているわけである。 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 技術革命がいわれているが、多くの化学原料は導入されてい 大田本の で、石炭、 の中小企業、加工業は非常な鞭撻をされているし、将来にた の中小企業、加工業は非常な鞭撻をされているもけである。

国産品愛用は自由化と矛盾するかのようなお話ですが、国うことが、自由化に対応する唯一の道ではないかと思う。で中小企業団体織法の本規を根本としたものを運用するといでの時間を与えられると同時に国内的な規制が必要で、そこその時間を与えられると同時に国内的な規制が必要で、そこれがしそれをとり上げて実現するまでには時間はかかる。

訴えなければならないと思う。

かれた中小企業としては大なり小なり企業の近代の実行を資本投資とか円の海外価値などの話があるが、日本の国に

とのお話ですが、これには私も同感です。しかし輸出は一つもう一つ自由化は結論的に輸出の伸長でなければならない産愛用はある時期は必要な措置であると思う。

知れない現にそうなっている。そうすれば一体資本投資のし考えなければならない。今日の商品は明日の商品でないかも

はなおそうした点は孤立であるということである。共同市場などでは国際的なブロックができているが、日本でのハンデキャップで、相手の国に関税があり、これは欧州の

価格より安い値をつけて企業をもちこたえることはやむを得はならないことはいうまでもないが、輸出品にたいして国内をれらを乗り越えていくためには、いつまでもそうあって

われは今日なくして明日はないと考える。中小企業者としてこれは現実の問題である。長期のねらいを持ちながら、われいかと思う。しかもその小企業に関連する雇用数についてはいかと思う。しかもその小企業に関連する雇用数についてはなんらかの法的措置とともにこれを守らなければならない。これを無規することはできない。だとすれば輸出対策の第一になんらかの法的措置とともにこれを守らなければならない。

改善を図っている。そのために産学一体となって、さらに政改善を経験してきたわけで、だからこそ今日事前に企業の体質のなのを経験してきたわけで、だからこそ今日事前に企業の体質のなどと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌いいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がいと思う。われわれは過去の昭和の切めのあの世界的恐慌がある。

桜井川鉄常務の問題提起

、現実に耐えうる体質をどのようにしていくかということ自由化に対処するために現実に生きている企業としまして

府を説きつけるということを望むわけである。

発表したが、その中で最切にでてくるのはエネルギー産業では大問題である。先に政府が貿易、為替自由化計画の大網を

れている立場からいいますと、石油も石炭もそれらを運ぶ運 を行うことができない。しかし今日われわれ鉄綱業者がおか 加工産業に従事するものはエネルギーがなければ事業

輪も自由に安いものを選ぶということは許されておらず、ま

だ自由化されてない。 政府の計画ではエネルギー産業のそれらのものにたいする

施策は大分おくれているようである。しかしその次に書かれ

作り、この場合のための対策を立て、本年の五月にとりまと れわれは日本鉄綱連盟に貿易自由化対策委員会というものを ている、銑鉄、鉄綱は自由化の第一番にあげられている。わ

企業の中に同じょうな問題が含まれているという立場で項目 お話ししたいと思います。鉄綱業のみならず日本のあらゆる ものもあるが、鉄綱業独自のものもある。それを今具体的に めた意見がでたわけです。それは一般の日本の企業に通ずる

出をしてきた場合の処置。第四は鉄綱業は原料についてどん 策、これは団体の問題などである。第三は相手国が安値で輸 は一般に通ずるもので、第二は産業秩序を維持するための対 まず第一の対策は企業の国際競争力を強化する対策。これ

をとり上げたい。

な考へ方をもって進むべきか、以上四っである。

日本の各産業は終戦後非常に高い国民の成長力の要請にこ

ば日本の鉄の方が安くなっている。そこまでもってきたがこ で、世界各国内で使っている鉄の価値格よりどちらかといえ るのである。こうして鉄の不足を招くことなくこられたわけ の鉄綱設備増強は欧州の体制は二倍位のスピードで進んでい

で日本の鉄綱業の財務構成からいいますと他人資本がすこぶ のではなく、銀行、世銀などの借入れによってやってきたの こにくるまで大きな増資を行い自己資本の拡大をやってきた

借入金を背負ったわけで、われわれとしてはできるだけ早く 日本の鉄綱業は鉄の不足はさせないところまできたが大きな

る多い。したがって日本の鉄綱は世界で一番他人資本が多く、

健全な体制にしなければならないと思っている。 これは企業の体質改善につながってくるわけであるが、

び事業税を軽減すること、配当課税の方式を改善すること、 もらいたいということ、耐用年数を短縮すること、法人税及 するものとして税制があるが第一は特別償却制度をつづけて たいして鉄綱業の施策としては。まず企業の体質改善に寄与 そらく日本の産業全般についていえることだと思う。これに

償却をやる、これだけのものを要求しております。 試験研究設備の任意償却制度び試験研究資金の準備金制度の それから資金については外資導入をし易いようにし、外国

たえるべく非常な速度で設備の拡張をしてきたわけで、日本

位に操業が短縮されておりますのに価格はおちておりません。 格はだいたい一定している。アメリカでも現に鉄綱は五十%

ッパのユニオンをみますと、輸出価格は変動しても国内価

入し得るようにし、 の資金であっても日本の生産に必要であれば大いにこれを導 反面日本の金利は高いがこれを世界的な

本経済の安定を図り、

国民の生活の安定をもたらすことが必

とかく

金利水準に下してもらいたい。

りがあり、できないことが多々ある。よって基礎研究は積極 的に国がやってもらいたい。技術教育をより強化してもらい 技術の面では第一に技術の改善は業者のみでは資力にも限

ては大いに優遇してもらいたいということである。 たい。この他に一般的に産業の振興と企業の行う研究につい

文が受けられない。これをなんとか安定してもらいたい。ヨ のであるが、このために産業界は安定せず安心して先物の注 入ってくると、すぐに国内価格が下ってしまうが、反対に少 れは日本では不況になったり、ちょっと安いものが外国から し輸出の価格がよくなるとすぐに国内の価格も上ってしまう それから先ほどの第二項産業秩序の維持でありますが、こ

> 競争させればいい、 要かと思う。 そういう意味からいうと現在の独禁法というものは、

ますので、独禁法の改正ということを考えているわけである。 安ければよいということで無理な競争に立ち至ることになり 次に第三に相手国の安値輸出の防衛ということですが、 過当競争であっても競争させればよい、

可能性はあるわけで、不当な兼売にたいする不当兼売関税ま 適当といえるものである。しかしながら関税率の運用面から いいますと、今後ヨーロッパなどでも不当な安値輸出を行う 税率からいいますと日本の鉄鋼に課しているものはおおむね

合には、国内産業の混乱を防ぐために輸入を制限する措置を たい。こうしたことをした場合でも安価の輸出でおこった場 緊急関税、弾力関税の施行手続に関する規定を設けてもらい とってもらいたい。これはお互に需要産業もあり、 われわれ、

するところの手続に関する規定を整備してもらいたい。 たは不当な安値にたいする相殺関税というものを実際に施行

業の双方協定の下に国の産業全体の安定につくしたいと思う。 生産産業のみの勝手なことはいえませんが。需要産業と生産 次に第四の原料対策だが、 エネルギーは自由にならない。

る。しかしそれだけでもいけないのは御承知のとおりで、な んとか法的にでも規制できればいいわけで、それによって日

なんとか安定させようと公開販売制度を行っているわけであ

日本においては常に過当競争がおこなわれており、それを

石炭

それならば他に何が自由になるかということであるが、

そんなに高い石炭を生産しなければならないというところに、がらもなおかつアメリカから船で運んできた石炭の方が安い。は御承知のような状態である。国内産業はあんなに苦しみな

ある。世界的に日本が国際競争する場合、大きな悩が生ずるわけで

り、国内において完全に雇用を計ることもできない時に輸出

国内で消費するものについてはいいが、終戦後国も狭くな

うことである。

の伸長をはかることが何よりも大切なことである。輸出のためには国際価格に負けないことが必要である。今日の新聞によれば、アメリカのカイザーという会社が日本には五四ドル五十で売ってきているが、これは各国とも日本には五四ドル五十で売ってくれる、そこでアメリカでも国内価格の六十七ドル以下でなければ日本には売れないためである。しかしこのカイザーという会社は特殊な会社で、決してアメリカのよくずを買いに行きますが、アメリカにおいても安価輸出を行うことがあるという一つの例である。また私たちはアメリカの鉄くずを買いに行きますが、アメリカ国内では三十一ドルのまくずを買いに行きますが、アメリカ国内では三十一ドルのなが、ずを買いに行きますが、アメリカ国内では三十一ドルので競争も激しく、原料についても問題が多々あるわけである。今後の問題として原料については鉄鋼資源の将来の確保をはつきの問題として原料については鉄鋼資源の将来の確保をはの伸長をはかることが何よりも大切なことである。輸出のためには国際価格に負けないことが必要である。

ない。ただ実施については万全の策を講じてもらいたいといたい。鉄鋼業としては現段階では自由化を決してこばんでい来たい。そのために専用船の建造には大いに援助してもらい時に海外からの原料を運んで来る場合日本の船で安く運んでかることについて政府がもっと助成しなければならない。同

宮田教授の総括

昨年秋から業界、学界を賑わしている為替、貿易自由化は昨年秋から業界、学界を賑わしている為替、貿易自由化は、今までただ世界の大勢だとして抽象的に自由化の必要性が高調されて来ていたものが、その後現実に研究してみると仲々困難な事情のあることが判って来たからであります。各業界においてそれぞれ具体的な影響を検討するに従って、業種によっては重大な困難のあることが明かになって、業種によっては重大な困難のあることが明かになって、業種によっては重大な困難のあることが明かになって、業種によっては重大な困難のあることが明かになって、業種によっては重大な困難のあることが明かになって、業種によっては重大な困難のあることが判って来たからであります。その意味を表情によって、当時により、一般によ

なすべき反省期に入ったわけであります。

策のみでなく、長期的な観点から究極目標を定め、自由化の 主的に決定するという態度をとる限り、単に目前の具体的方 がら具体的な研究を本格的に進めるべき新しい段階に入った 化に任されている状態とて、いまやこの基本的方向に沿いな 充分の準備も示されていません。これらの問題は今後の具体 なりの弾力性が残されており、また具体的な対策については といえます。 第三に、外部的な圧力に押されて自由化するのでなく、自 第二に、六月二十四日政府は「自由化計画の大綱」を発表 大体の方向を示してくれたものの、自由化の時期には可

階に立っています。 行われるための条件について充分に掘り下げて考察すべき段

の問題の御提起を中心としての討論を終りましたが、この七 以上において、神戸大学四教授の御報告と実業界三氏から

この点について原理的に反対はないようです。しかし現段階 標として自由化が正道であることについては承認されており、 する根本的な問題はそこに取上げられており、またこれにつ いての代表的な態度がよく現われ出ているように思われます。 人の方のご意見を伺っておりますと、貿易、為替自由化に関 おける具体的な問題としては、かなり異ったニュアンスが まず七人の方々はいずれも日本経済の辿るべき長期的な目

> ては、 な考慮の必要なことを強調されていられる。このように自由 れていたのに対し、入江教授、 は自由化の必然性を承認されその実現に賛成の立場を力説さ 自由化計画の線に沿うて実施することに対しては慎 川田教授及び雀部社長にお

感得されます。柴田教授、

藤井教授及び古賀常務、

桜井常務

化促進論と自由化慎重論との二つの根本的な態度なるものは れる二つの意見、二つの態度そのものをよく映し出している 実はわが国において現在自由化問題をめぐって対立してみら

うちによく代表して現われていると思います。 柴田教授が、従来の貿易、為替管理のうちにみられる官僚

を基礎づけている根拠なるものも、本日のシンポジュームの と言えます。なおそのうえわが国で今日みられる二つの見解

により、 的統制主義の不合理と無駄に超越的批判のメスを入れて、そ とができます。藤井教授は、その背景をなす経済情勢の分析 必要を力説し、また国産愛用運動に反対されることとのうち す。また古賀氏が、国際分業、自由貿易の原理より自由化の 要に対して主張されている有力な一つの根拠を物語っていま の撤廃の必要を説いていることは、今日わが国の自由化の必 自由化の主張に対する最も根本的な根拠づけを見出すこ 戦後復興期を終えて発展期に入り、供給力不足に代

って需要不足を迎えたわが国経済の現段階において、

なる所以の大切な根拠を見出すことができます。 これら三氏の自由化論のうちに、現在わが国で自由化の必要 であるとして、自由化の内面的必然性を明快に立証された。

興こそ第一目的とさるべきであり、そのために自由化が必要

これに対して、川田教授は日本経済が中進国的な地位を自

従って充分の条件も備らなければならぬと警めていられる。 た上、タイミングを誤らぬよう善処すべきとして慎重論を支 雀部社長は中小企業の立場から体質改善の完成しない中に自 策も充分に練られていないままに早急に踏切った憾みがある。 由化計画は不明確な概念のうえに樹てられており、且つ、対 ては、充分な保護をこそ加えることが必要であるとしてリス も慎重な考慮が必要であると主張され、殊に幼稚産業につい 覚するならば、欧米先進国とは異って、この自由化について 由化にカーブを切ったことは遺憾であり、対策を充分に講じ ト的立場を示唆された。また入江教授は、政府の公にした自

極めて弾力的にできており、問題は今後の研究に残されてい 明されたが、これこそ今後の自由化問題において中心をなす もので、極めて示唆に富むものであります。 策が必要であるかを、実際の経験に基いて具体的に分析、説 持された。最後の桜井氏は自由化の実施に当っていかなる対 先般公にされた自由化計画も細部まで決めたものではなく、

> 特別の困難もこれらの問題のうちに見られ、今後の対策もこ られ討論の中心にもなりました。日本の自由化のもつ特殊性、 と雇用の問題については、只今も雀部氏から真剣にとりあげ 業問題、もう一つは雇用の問題であります。そして中小企業 せねばならぬ問題としては、一つは農業問題、一つは中小企 ます。一般的にみて、自由化の含む矛盾、従って真剣に検討

成長に対してプラスであるかマイナスであるか、またそれは れをどう解決するかに重点をおかねばなりますまい。 そのほか、国家経済全体の問題として、自由化が高い経済

景気の変動を大きくするか、或いは安定化するに役立つかん 賀常務も自由化と経済安定との関係を問題とされた。この関 得倍増の実現に対しても有利で必要であることを説かれ、 ということである。藤井教授は自由化が経済成長のため、

ならば、自由化の経済的効果として最も重要なものは、 に考慮し、計画、対策を進めていることに注目したい。なぜ 画」及び「日本経済の長期(二十年)展望」の予測と総合的 係においてわたしは、政府が自由化の計画をば「所得倍増計

年計画及び二十年予測の中心問題もまた産業構造の推移に存 のように形成すべきかということにあるが、この点では十カ

によって産業構造がどのように変化するか、或いはこれをど

するので、これらの計画はみな相互に関連をもって考慮され

及び雇用問題ないし産業構造の問題にしても、その抜本的な及び雇用問題ないし産業構造の問題にしても、その抜本的な及び雇用問題ないし産業構造の問題にしても、その抜本的な及び雇用問題ないし産業構造の問題にしても、その抜本的な及び雇用問題ないし産業構造の問題にしても、その抜本的ななお自由化が経済変動の安定化に対してどのような影響がなお自由化が経済変動の安定化に対してどのような影響がなお自由化が経済変動の安定化に対してどのような影響がなお自由化が経済変動の安定化に対してどのような影響がなお自由化が経済変動の安定化に対してどのような影響がなお自由化が経済変動の安定化に対してどのような影響がない。

れた入江教授の議論は、この問題に対して理論的な基礎づけう問題も考慮されねばなりますまい。為替の自由化を取扱わあるかどうか、また為替相場三百六十円は妥当かどうかといあるかという問題に関連して、わが国の外貨準備高は充分であるかという問題に関連して、わが国の外貨準備高は充分で

を与えている。

そもそも自由化の影響の問題としては、

┴個々の企業への

ることは、いま当局の作っている長期展望が、中小企業問題

ねばならぬからであります。この関係において注目されてい

考えるために、何らかの示唆を与えてくれるものと信じてい果は今後自由化のもつ各般の影響を診断し、それへの対策を通じて二つの根本的態度とその根拠が明かにされたがこの成影響と区別して考えられます。今日ここで展開された討論を影響、臼特定の産業部門への利害、臼国民経済全般に対する

ます。

中小企業近代化講演会要旨

会を開催した。講演要旨は次の如くである。なお講演にひき念して同会議所において中小企業近代化についての公開講演戸商工会議所共催の下に、神戸商工会議所創立七十周年を記昭和三十五年十月二十六日、神戸大学経済経営研究所、神

司会

つづき質疑応答が行われた。

経済経営研究所長

辺辺

進

中小企業の経営政策

経済経営研究所教授

长宅

花稔

点においては、共通しているけれども、現実の経営政策の当迫との関連における問題意識からとりあげられているという

中小企業問題は、本来大企業の発展、あるいはその圧

群、ゴム工業のように特定地域に地方産業的に集団化してい、神戸の場合に限ってみても、造船工業を主とする下請企業態のものがあるというところから出発しなければならない。面する課題としてみるときには、そのなかにはさまざまの業

支持を折という受丘の大きな果頂といってみても徴的な課題にとりくむこととなっているのである。

しかも昨今生起する経済上の諸問題に当面して、それぞれ特る製品メーカー等いくつかの大きなグループわけができる。るもの、数多くないけれども独自の製品をもって存立してい

の業態に応じて、その問題点なり影響が特徴的にあらわれて技術革新という最近の大きな課頭をとってみても、これら

係を、経済変動のクツション的あり方から、選別化による系上機械、産業機械部門の増大が、発注企業と下請企業との関

いる。造船工業にあっては、造船技術の高度化とともに、陸

列化へと進める傾向をもつ。電機、自動車工業の如きではこ

団的地方産業にあっては、新たな技術の消化と販売のあり方のことがさらに目立つ。またゴム工業のような中小企業の集

等の再検討を要請し、地域集団なるのゆえにややもすれば惰圧自共力を受けると、レー・デアナギャッドイ・見るので

時に大企業の参入もあつたりして、最も打開に困難な環境に革命と消費革命の両面からの変革、場違いの競争相手の出現、ならしめるであろう。個々の製品メーカーに至っては、原料

度、それにもとづく集団としてのあり方の再検討までも必要

性的雰囲気のみなぎりやすいなかに、精力的な積極的経営態

このようにみてくると、中小企業は、業態の特殊性に応じおかれる場合もあるであろう。

て、そのあり方が基本的に再検討されねばならないのであっ

228

このような経営態度も一つのあり方であろうが、技術革新を 営政策の樹立をはばむこととなる。経済の安定期においては、 的発展を望まず、あるいはそのような経営態度が積極的な経 家業意識は、事業の安定化を求めても、必しも事業本位の積極 の機会を放棄している場合がすくなくない。生活と直結した

があると思われる。

て、いわば経営構造の変化に当面しているということができ

るのである。 とづく経営態度がきわめて重要な問題となってくるのである。 二、ここにおいて、中小企業自体の経営上の性格、それにも 中小企業は、家業的性格を中心としている。そのことは、

的企業経営が、専ら事業目的中心に、組織によって成立って 格に特徴づけられているものがすくなくない。大規模の近代 運営せられているのと対照的な点である。

化という生活充足的観点が相当大きな比重をもっているとい

一方に事業目的を追求しながらも、他方に一家の経済的安定

うことである。かなり規模の大きいものでも、このような性

けれども、経済の成長発展期においてきわめて停滞的となる していることもあるのであるが、同時にみずからもその発展 企業と各側面にきわだった格差のあることがその発展を制約 傾向をもつ。もちろんそのことは、大企業の圧迫、あるいは大 このような業態は、不況期にねばりづよさが発揮せられる

なければならない重要な基本的課題の一つといえよう。

中心とする経営構造の変化、市場の諸条件の推移のはげしい 今日においては、安定を意図しつつも、知らず知らずのうち にその存立の基盤を失うことにもなりかねないのである。 従ってこのような中小企業の発展過程においては、組織に

もとづく科学的合理的経営政策の樹立、管理、運営という近

代経営の要請と、家業、同族事業として要請するものとの矛 の介在からもたらされるのである。中小企業経営者の解決し り等にわたって当面する困難の多くが、実はこのような矛盾 進んでは集団化の為の思い切った経営機構の改変へのふみき ような経営内部の雰囲気、後継者、人材の養成、資金の確保 業において経営者の資質の向上、積極的経営態度を醸成する 盾が、次第に顕著になってくる場合がすくなくない。中小企

のような経営態度の基本的なあり方に、この際注意する必要 小企業の世代の継承、経営後継者の問題とも関連して、上述 の今後二〇年間の予想される相当大きな変化を考える時、 たものであるけども、これらの前提であるわが国の人口構成 低賃金労働の供給という問題とむすびついてもたらされてき てとりあげられ、それは農村の過剰人口の大都市への流入、 特にわが国の中小企業問題は、経済の二重構造の問題とし

中小企業における技術上の

問題点と対策・パイラルオルス

工学部教授

鳴滝良之助

I 緒

年一六、○○○人宛不足するといわれている。

本業者に対する需要数を推定すれば、向後一○年間に亘り毎度を業者に対する需要数を推定すれば、向後一○年間に亘り毎度を整整として、これら産業の推進者である技術系大学は長率を基盤として、これら産業の推進者である技術系大学は長率を基盤として、これら産業の指進者である技術系大学を業者に対している。

我国の次の新しい工業系労働力の中よりこの人数に相当す 教国の次の新しい工業系労働力の中よりこの人数に相当す 表対を取り、しかも生産能率を上昇さすためには、産業界に がなければならない状勢に追込まれようとしている。これに がなければならない状勢に追込まれようとしている。これに がなければならない状勢に追込まれようとしている。 で表にお がなければならない状勢に追込まれようとしている。 で表にお がなければならない。

- 中小工業者の現況と進路

考えるのである。

以下技術上の観点より順次説明する。

(4) 現況

にし、数の多いことと、徹底した専門的技術を有するものが現在我国の中小工業の状態は欧米諸外国と聊かその趣を異

少いということであるが、その理由は主として価格統制が守

ものであると考えられるが、次に、これら業者を大別して次られないことと低賃金の労働力入手が容易であることによる

の二種類として考えることにする。

(A) に属する工場は一般に製作技術をもって生きており例(B) 量産を主とするもので凡そ大工場の下請を行うもの(A) 特殊製品または多種少量生産を行うもの

この場合

。全自動盤を用いるときは一台でこの工程を全部含む。

数部品を組合わせて作る品物は流れを寄せて来て自動組

部品毎に一つの流れを作る(トランスフアマシンなど)

0

する工場といい得る。この種工場においては先づ製作する部 品の下請加工を行い量産を主としているもので生産技術を有 (B) 歌を作る) 新しい製品につい がて考える で自分の仕事に余 専門メー 量一 作 定 業 に属する工場は一社もしくは数社の大会社における部 製 分 析 産品 カーとな 作業順序決定 検査選別 2000 を 1000 た方がよい 別場の仕事とは 計製 図 使宣 用 実 機 績伝 械 易くする
配験の深い人が図 継続的に徹底改良 単位 製 造 配 工具など 列 换

立を行って纏ったものにして出荷する。

この種量産工場においては次に示すような利点を有してい

る。

(a) (b) しうる。低賃金者でよい。 必要な労働資源は高給万能者でなくて弱年者で用を足 必要な人的資源確保に対して早期計画性がもてる。

- (c) 改善でも積み重なって価値を生ずる。 一つの技術的改善が次々に応用できるし、 ごく僅か
- (d) 改善への投資も意慾的になって来る。
- (e) がある。 僅かの景気変動に対しても会社の伸び率が大きい場合
- この状勢とともに中小工業が伸びるためには、 技術革新の時代に乗って工業が伸展して行きつつあるが、 (n) 新しい技術の要求に応ずる製造技術、 進 路

つこと。

設備、

容量をも

めには独自製品の開発を考えること。 事を良く纏めて専門化すること。 事の種類、 技術を温存伸長するために事業の安定化を期しそのた 耐久消費財の伸長が著しいために関連産業が伸びて仕 量が多くなって来たので共通または同種の

連あることを何等かの意味で絶えず研究、工夫しなければな 従って中小工業者は一刻もゆるがせにせず以上の事項に関

らないと考える。

■ 中小工業における問題点

内特に中小工業では資本と技術に問題がある。すなわち、 力、市場などがうまく調和して役立たねばならないが、この 工業を推進する要素としては資本、土地建物、技術、労働 特殊製品、多種少量生産を行う中小工業においては、

(b) 利潤が不安で蓄積力が小である。

小資本のために経済変動による影響をうけやすい。

設備の改善能力が乏しい。

新鋭機械の購入が困難である。

技術開発、設計部門が甚だ弱体である。

大容量の機械を設備することに決断しかねる。

る時の問題点としては、 またこのような工場が量産、下請工場へ変換しようとす

- ⑸。製品の単価が一品製品の場合に比べて⅓~¼になる 自己保有設備との関連性あるものの門戸は狭い。
- 。品質の精度が厳しくなる場合が多い(他処で組立て るために

ので苦しい。

納期が喧しく、時によると日数単位でなく時間単位 にまで追われる。

ろこばない。 自工場における従来の技能者が量産に移ることをよ

(d) せること。 未熟年少者の受入施設、養成法および将来の就職先 対策としてはこれら技能者を量産の基幹工に転換さ

を考慮しておくこと。

(a) 量産工場における問題点 品質管理を良くやること。

В

ことに徹すること。品質管理を効果あらしめるために 全く認められない。当然乍ら「いいものを安く」作る 実際の工場では「いいものは高くてもよい」考えは

1 次の各項に留意すべきである。 受註量の適正制限

2

材料の標準化

れを標準品だけを選択受入するよう充分の注意を払

市販材料には品質のばらつきが相当あるので、こ

3 うこと。 製造方法の統一

機械の整一化

中小企業近代化講演会要旨

1

。機種をなるべく同じメーカーのものにする。

。一定期間毎に整備し直す。 。回転数、ハンドルの回転と進行などを揃える。

工具の一定化

治具の改良、自製

4 検査具、方式の一定化

特に抜取方式は凡ゆる条件が一定の時に於てのみ

検査具の使用法を正しくし、一定期間毎に検査しな 検査を要す。この場合は自動選別方式を採ること。 採用可能であるのでそうでない時は各工程毎に全数

おすこと。

(c) (b) らぬために余分の費用を要し高価につく場合が多い。 価格引下げに対する問題 親工場の材料支給遅の場合も製品納期を守らねばな 親工場と下請工場の生産流れの差異の問題

を強要される場合が多い。対策として

親工場の価格競争のために下請加工部品の価格低下

設備改善 2 治具製作、技術補塡

3 親工場依存度 機械配列変換、 運搬法改善等による工夫

親工場の業種にもよるが自工場能力の七〇%位まで

(d)

に止める方がよい。

C 量産工場が独自製品を生み出す場合の問題点

試作、応用実験装置の不備と秘密性研究投資の危険

設計、新製品開発研究体制の貧因

IV 性に対する決断

国家、公共団体および大企業が行わねばならぬ対策 中小工場における近代化対策

A

、設備近代化資金の拡充

二、地元産業の成長促進、新製品開発助成、 新鋭設備の貸付制度の強化

道路網整備、

五、中小工業従業員の技術訓練強化 四、県、市、大学、大企業の技術指導強化 三、中小工業の専門化促進、

示唆

輸送連絡強化

中小工業自体が行わねばならぬ対策

В

一、経営改善

二、技術、研究体制の強化、陣容の育成 の他研究所などと連絡を良くして正しい技術的判定指 会員会社出資による協同研究機関の設立など大学そ

三、協業体制の強化、 相互間作業連繫援助

導を仰ぐ。

表

I

単位万 100 ドル

				1959 実 績	1960 見込み	増減率 %	1961年	1962年	1963年
鉄			鋼	1,036	1,637	58	1,522	1, 147	1,039
非	鉄	金	属	313	369	18	347	357	346
機	械	製	造	909	1,253	38	1,068	1,055	1, 108
電	戾	機	械	519	763	47	809	712	648
自動	車お	よび	部品	641	1,064	66	872	802	898
その	他の	輸送	機械	390	468	20	374	333	340
その代	也の幺]	C作機	876	973	11	897	899	907
化	学	製	品	1,235	1,704	38	1,721	1,687	1,738
	紙			630	788	25	678	556	758
ゴ			ム	190	266	40	245	198	188
建 ガラ <i>ス</i>	築 ス・1	資 セラ :	材 ミック	} 529	695	31	585	577	552
石	油・	石	炭	2,491	2,840	14	2,783	2,811	3,064
食	料·	飲	料	825	874	6	837	833	828
繊	維	工	業	412	480	17	465	436	433
そ	0)	他	1,071	1,061	0	958	932	945
全	製造	五	業	12,067	15, 243	26	14, 161	13, 330	13,618

メリカ商務省の発表見込みおよび一九六一→一九六三年に至る計画についてア見込みおよび一九六一→一九六三年に至る計画についてアーカ大の手のアメリカ製造工業投資実績と一九六○年の

附

は次の通りである。 表1のうち拡張投資と革新技術による近代化投資の割合 表 1

	195	9年	196	0年
	拡張投資	近代化投資	拡張投資	近代化投資
鉄 鋼	39	61	34	66
非 鉄 金 属	53	47	33	67
機械製造	31	69	37	63
電 気 機 械	41	59	39	61
自動車・部品	11	89	12	88
その他輸送機	49	51	45	55
金属加工	50	50	50	50
化 学 製 品	61	39	63	37
紙	37	63	49	51
ゴ ム	37	63	44	56
建築資材	50	50	47	53
石油 精製	18	82	9	91
食料飲料	41	59	31	69
繊 維 工 業	16	84	30	70
その他	55	45	46	54
全製造工業	37	63	35	65

(Problemes econ No. 654) 1960

覚して計算的思考の充実を図るもののあるかたわら、他方で しいものとなっている。中小企業において早くからこれを自 原因のみとめられることが説かれており、そのことは既に久 未熟であることが指摘せられ、そこに中小企業倒産の有力な に中小企業においては一般的に計算的計慮に基く経営態度の

5,

大企業の経営態度に起りつつある計算的計慮の比重の増大

は依然として旧態の温存せられているものの極めて多いのは

中小企業の計算的思考

経 営学 部 教 授

戸

田 義

における発展の傾向は、この要請をしていよいよ高度化せし 活潑な研究活動の展開の中に明瞭に反映せられている。然る めるに役立っていることは、現在会計学研究の分野における ある。然も企業の活動を規制する企業内外の諸条件の現段階 の経営が計算的計慮の上に導かれる必要のあることは当然で 企業は計算的自立を本質とする経営体である以上、そ

郎

いよいよ強調せられる計算的計慮に基く経営態度からの連鎖 い。大企業と共存の関係にある中小企業は、大企業において ない技術の優秀性は、決して効果的な武器となるものではな 図るべきであるといわれるが、確実なる計算的裏付けを持た 経済成長・自由化の波の中でその個性の発揮を通じて発展を

創意と工夫による技術上の特許の獲得により、

いわゆる

大企業との対立・競争の関係にある中小企業は設備の近代化

る中小企業こそ、大企業との間に新たに共存関係を確立し、 までもなく、自身の側から積極的に計算的思考の充実を期す なり、それに答えることによってのみ共存関係の維持が可能 金融機関との間に信用を得ることのできるものとなるであろ とせられるにいたるであろう。また大企業よりの要請に待つ 反応的影響のもとに計算的思考の充実を要求せられることに

普及、従業員獲得の困難から来る初任給引上げの現象は既に **もなく、中小企業一般について見るも、最低賃金制の確立** 迎えつつある客観的諸事情が広く企業一般に対して要請する ることはできない。大企業との対立・共存の関係を問うまで ところの課題なのであって、中小企業は決してその例外であ は大企業のみの原因から生じたものではなく、 我が国経済の

連して中小企業の体質改善が要望せられているが、現にこれ 否定することのできない事実である。 今日、我が国の経済の構造変貌が問題とせられ、

それに関

を促進する事態が一部において既に生起している。たとえば

められてきた中小企業の労務費に固定費的性格があらわれる顕著になっているが、これに関連して従来変動費としてみと

に置かれているのである。この再検討が計算的思考を別にし来から抱いていた経営実体に対する理解を再検討すべき時期比重については変化が生じている。その点から中小企業は従にいたっており、またそれが製品の原価構成において占める

なるものがある。
中小企業における計算的思考を充実し、計算的計慮の上に

て考えることのできないのは当然である。

先づ経営主体には一般に企業意識と家業意識との混同があ態度の欠陥はほとんど最も有力な原因とすることができる。き経営主体の個人的影響の極めて強いところでは、その経営および注文の不安定性によるところが多い。中小企業のごとおよび注文の不安定性によるところが多い。中小企業のごとおよび注文の不安定性によるところが多い。中小企業の混同があ

産を富の表徴としての財産と見る誤りをおかす結果を生むのな財産計算中心の会計観を混入せしめ、費用要素としての財を阻むとともに、損益計算を中心とする企業会計に前時代的るといわれているが、それは企業会計の家計からの完全独立るといわれているが、それは企業会計の家計からの完全独立

である。他方において同じ動機から生ずる経営の秘密主義は

しめるにいたるのである。にして両者は相俟って会計数字の理解を不完全なままに終ら

会計内容の一部の不明瞭性を却って黙過せしめる。このよう

く追及することを怠らせている。この問題の追及に計数的処況を持つ企業実体を前にして、この自信は問題を余すところ況を持つ企業実体を前にして、この自信は問題を余すところいわれるが、経営内容が単純であって見通しの可能な内部状いわれるが、経営内容が単純であって見通しの可能な内部状また、中小企業の経営主体はしばしば自信過剰的であると

ことができないことは、計算的計慮に基く経営の実現を困難活動の拡張によって相殺せられて余りがあると考えられているときには、機密費・交際費的支出が不当に多くなり、企業間の過当競争を激化して、計算的思考の不足に基く弊害は悪間の過当競争を激化して、計算的思考の不足に基く弊害は悪間の過当競争を激化して、計算的思考の不足は営業

ここにも計算的思考の不足が看過せられる原因がある。もし理が有力な手段となることは容易に理解せられるのであって、

くことができる。この方法の中には、経営主体が自分の経営経営主体の自覚と反省とによって緩和・解消への途を切り開三、経営主体の経営態度の欠陥に基く計算的思考の不足は、

にしていることを否定し得ない。

時間的余裕を作り出すことによって、自分に不足する計数的時間的余裕を作り出すことや、必要に応じて自分に代る計類観念の充実に努力することや、必要に応じて自分に代る計類制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業のいわゆる計数的経営管理体制制度を完全にし、特に大企業の外決にはならない。むしろ計算制を模倣するのみでは問題の解決にはならない。むしろ計算制を模倣するのみでは問題の解決にはならない。という関係にされて、実現せられるという関係にされて、自分に不足する計数的時間的余裕を作り出すことによって、自分に不足する計数的観念の充実に努力することや、必要に応じて自分に代る計数的時間的余裕を作り出すことによって、自分に不足する計数的を模倣するの表表を作り出すことによって、自分に不足する計数的時間的余裕を作り出すことによって、自分に不足が表表を表表して、必要によって、自分に不足する計算のである。

活動を客観的に分析して委譲すべき職能ないし活動は整理し、

中小企業は我が国経済の置かれている環境とそれに課せられた命題を洞察して、その間に自己の計算的思考の成熟の必要た命題を洞察して、その関力は単に自分の企業内のものとして止められることがあってはならない。中小企業内のものとして止められることがあってはならない。中小企業内のものとして止められることがあってはならない。中小企業内のものとして止められることがあってはならない。中小企業が悪質注文者の好餌となっているのは、原価を知らず損益分岐点を明確にせず、価格の低下を労務費の削減の上に解決している業者間の過当競争によって生じていることを反省して、計算的計慮に基く経営態度を関係と確立することは、各企業の繁栄の途であるとともに、実は各企業がこれを強力に遂行してのみ中小企業全体の利益を保証せられて生じていることを反省している環境とそれに課せられた。

るということを明確に自覚する必要がある。

式簿記的会計記録が中小企業に普及を見ているということは、融対策的な期待をかけるに止まっているものが多い。 然し複

てはそれを単に税務対策と考え、あるいはそれに便乗して金

記録を持つものが激増しているが、少くとも現段階におい青色申告制実施以来、中小企業において複式簿記による会

中小企業の輸出上の問題と対策

経 済 学部 教 授

茂

一、中小工業品の輸出上の比重

についても中小工業品の占める比率が高い。(附表参照) 金属製品(八四%)、機械類(五九%)や電気機器(五七%) 二%)、家具類(九八%)等の軽工業品についてのみならず、 年において、五二%の高率を占めていた。ひとり衣服類(九 わが国の輸出において中小工業品の占める比重は昭和三〇

的優位をもち、輸出競争力をもつゆえんであり、また大工業 従って労働賃金の相対的に低い日本がこの部門において比較 を要することが多くなる。資本に対して労働の相対的に多い、 ず、加工完成度が高まるに従って、設備や機械に比して人手 に比して中小工業が参加する可能性が多いゆえんである。 これには理由がある。軽工業品といわず、重工業品といわ

やすいからである。

映する。二つには市場性においてその適性が問題となる。三 は一つには中小工業の経営と技術に由来し、品質や納期に反 ところが、中小工業製品の輸出について問題が多い。それ 二、中小工業の輸出上の問題

れねばならない点である。

けるところがある。そのいずれもが輸出伸張の点から反省さ

つには多数業者の競争によって過度競争に陥り価格維持に欠

経営の改善と技術の向上についてはここではふれないで、

市場性と過度競争をとくに問題とする。 三、中小工業品の輸出市場適性 小口多種の中小工業製品を輸出に適合させるためには輸出

商品化職能が必要である。この職能は主として、輸出商社に

よって担当せられ、多くの場合産地問屋や中央問屋または売

ションにおけるアソーテイングはその適例である。中小工業 込問屋が介入してこの職務を分担する。クリスマスデコレー

つ。専門に分れ、手数をかけて輸出商品化をはかる煩に堪え と結びつく上において中小輸出商社が大商社よりも適性をも

輸出市場探索と国内メーカー指導が適確であることが必要で るとともにヨリ多く中小輸出商社の問題である。輸出商社の 完了するのであって、輸出適性の問題は中小工業の問題であ かようにして、中小工業は中小輸出商社と共同的に輸出を

出商社と海外輸入業者との結びつきを強化し安定化する必要 あるとともに、輸出商社と国内メーカーとの結びつきや、輸

がある。このことは貿易の自由化によって輸出活動の積極性

五、産業構造の高度化と輸出中小企業

四、輸出における過度競争が要請せられていることに照らして一層しかりである。

小メーカーや輸出商社の資本が脆弱化したことによると考えかし、この問題が戦後とくに著しくなったのは、主として中過度競争による値崩れ問題は戦後新たな問題ではない。し

はその割に増加せず、外部からの借入れに依存する程度が高る。インフレとともに商品価格や諸経費が高まったのに資本

にも業界を組織化して不用の競争を避けることが必要である。し、そのために一層口銭率は低下するという悪循環がある。し、そのために一層口銭率は低下するという悪循環がある。し、そのために一層口銭率は低下するという悪循環がある。

れる。 しろ業界の組織化を通じて有効な輸出努力をすることが望ましろ業界の組織化を通じて有効な輸出努力をすることが望まれる。む

産業部門の比重が加わり、産業構造の高度化が進みつつある。っていた。しかし、技術の進歩と経済の発展に伴って近代的中小企業は多く在来産業部面においてその存立の基盤をも

輸出構造もこれに応じて高度化することが期待されている。

合

ゴム工業がケミカルシューズを加えたことは大きな発展で中小企業も近代的産業部門に進出する必要がある。

あった。神戸に精密工業を興せというのも同様の趣旨から出

中小工業が近代産業部門において輸出力をもつためには経たものである。

営や技術や計算の面で近代化する必要があり、近代化と合理

化は既存産業部門についてはもとより、近代的産業に進出す

る上において絶対的な要請である。

加える。アフター・サーヴイスを徹底するためには輸出市場能よりは輸出市場におけるアフター・サーヴイスが重要性を輸出に即していえば、機械や化学製品については輸出化職

との結びつきを強固にし、

販売ルートと責任を明確にする必

要がある。大商社が全世界に支店出張所をもって海外市場と

イスまで加えて市場を確保するためにはメーカーと商社との小メーカーの近代的製品を輸出商品化し、アフター・サーヴにおいて専門の製品について結合を深めるべきであろう。中の結合を強化しているのに対し、中小輸出商社は独自の市場

附表 連携した努力が必要であると考えるのである。

そ 医 輸電機武 金 第 ガ 皮 ゴ゛ 石 化 印紙家木衣紡食 療理化学機械写真機等製造業 ラ 革 油 具 材 送 気 服 及 、ス及土 0 及 及 料 機 機 類 及 及 出 及 械 器 皮 石 製 楲 械 木 身 備考 版 製 他 金 似 品 革 炭 石 品 器 品 製 及 備 廻 製 織 製 属 製 製品 製 製 具 具 品 経済白書•昭和三二年度 大阪府立商工経済研究所試算 類 品 밂 品 品 製 製 工 製 製 製製 似 製 造造 製 製 製 造 製 造 造 造 造 造 造 造 造 造 産 造 業業 業 業 業 業 業 業 業業業業

九 六 一 五 五 一 八 一 五 九 二 二 七 三 九 八 九 五 八 四 七 六 七 九 〇 四 〇 三 二 九 五 八 〇 七 八 五 二 九 〇

四

一頁

中な 片葉 川常 藤な 山拿 佐さ 柴は 田た 々さ 田た 野の 田た 本於 島草 富。 木き 執 銀え 彦 正数 泰多 久‹ 誠だ 次し 筆 潤……助手・国際貿易部門 二……助教授・国際貿易部門 雄* 寛な 治し 郎き 督……助手・海事経済部門*** 者 ……教授・海事経済部門・経済学博士 ……助教授・海事経済部門 紹 ·助教授·中南米経済部門 教授・国際貿易部門 介 (執筆順)

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向・・・・柴田 銀 次郎アルゼンチン経済の発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 6 号 昭和三十一年刊	国際経済研究 (既刊)目次
中小輸出商社の機能とその問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第10号 昭和三十五年刊	(資料)移住者輸送政策の問題点山 本 泰 督三井海運業の 生成佐 々 木 誠 治

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION KOBE UNIVERSITY

Director: Susumu WATANABE Secretary: Toshio HARA

	ITERNATIONAL C RESEARCH	GROUP OF BUSINESS ADMINISTRATION RESEARCH		
Ginjiro SHIBATA	Professor of International Trade and Marine Econo- mics Dr. of Economics	Susumu WATANABE	Professor of Accounting Dr. of Business Administration	
Fukuo KAWATA	Professor of International Trade	Minoru Beika	Professor of Plant	
OLNIHS idsoriH	Professor of International Finance Dr. of Economics	DEINA	Location	
Torasaburo NOMURA	Professor of Transportation		Dr. of Business Administration	
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law	Yoshimoto KOBAYASHI	Professor of Business Management	
Jiro YAO	Professor of International Finance		Dr. of Business	
Tei-ichi YAMASAKI	Assistant Professor of Regional Study on Latin America	Tadakatsu INOUE	Administration Assistant Professor of	
Seiji Sasaki	Assistant Professor of Marine Economics		Business History	
Masahiro FUJITA	Assistant Professor of Regional Study on Latin	Nobuko Nosé	Assistant Professor of Social Accounting	
Hikoji Katano	America Assistant Professor of International Trade	Jiro ONO	Assistant in Business Administration Section	
Hiromasa Yамамото	Assistant in Marine Economics Section	Tetsuo KOBAYASHI	Assistant in Accounting	
Yoshiaki Nishimukai	Assistant in Regional Study on Latin America Section		Section	
Јуши Накајіма	Assistant in International Trade Section	Kihachiro Tsudo	Engineer in Business Machinery Section	
Yoshiro IKUSHIMA	Assistant in Regional Study on Latin America Section	Tomoko Kusakabe	Assistant in Business Machinery Section	

Office: The Kanematsu Memorial Hall, THE KOBE UNIVERSITY ROKKO, KOBE, JAPAN

> 昭和36年3月10日印刷 昭和36年3月15日**発行**

編集兼発行所 神 戶 市 灘 区 六 甲 台 町 神 戶大学経済経営研究所

印 **刷** 所 奈良県天理市川原城 天 理 時 報 社

International Economic Review

IIth ANNUAL REPORT

CONTENTS

Port Administration and FinanceGinjiro SHIBATA Peculiar Conditions of Japanese Ports
A Study of the Japanese Modern Shipping HistorySeiji SASAKI
Job-Exchange Service of Unlicensed Seamen in the Prewar Period
A Study of International Monetary Reserve Theory
International Trade and Economic DevelopmentFukuo KAWATA —— on Professor Cairneross' View ——
An Analysis of the Gains from Trade
Trade Expenditure Curve and its Economic SignificanceJyun NAKAJIMA

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY
1961